

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年5月31日

【発行者名】 ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)  
リミテッド  
(Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 テッド・ソティア(Ted Sotir)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、アッパー・ハッチ・ストリート、  
ハードウィック・ハウス2階  
(Hardwicke House 2nd Floor, Upper Hatch Street, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造  
弁護士 飯村 尚久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ -  
GS新成長国通貨債券ファンド  
普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、日本  
円クラス受益証券  
(Goldman Sachs Global Funds -  
Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
Ordinary Class, Euro Class, Yen Class)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンド  
であるGS新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)クラス  
受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券に  
ついて、下記の募集金額を上限見込額とする。  
普通(米ドル建て)クラス受益証券 50億米ドル(約4,158億円)  
ユーロ・クラス受益証券 50億ユーロ(約5,879億円)  
日本円クラス受益証券 5,000億円

(注)特段の記載のない限り、米ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年3月31日  
現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米  
ドル=83.15円)による。また、ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年3  
月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値  
(1ユーロ=117.57円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ - G S 新成長国通貨債券ファンド (Goldman Sachs Global Funds - Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder) (なお、ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ - G S 新成長国通貨債券ファンドの愛称として、「ザ・プロフェッショナル エマージング・カレンシー・ボンド」を用いることがある。)

(以下、ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズを「ファンド」ともいう。)

### (2)【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、ファンドのサブ・ファンドであるG S 新成長国通貨債券ファンド(以下「サブ・ファンド」という。)の受益証券により構成される。受益証券は、普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券、日本円クラス受益証券および普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券がある(以下総称して「ファンド証券」という。)

このうち日本では、本書によりG S 新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券(以下総称して「受益証券」または「クラス受益証券」という。)が募集される。

届出会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はない。各サブ・ファンドは追加型である。

個々のサブ・ファンドについての記録および会計処理が保持されるサブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドに適用される投資目的に従って投資される。サブ・ファンド毎の単独の監査報告書が作成され、ファンドの年次報告書に記載される。

サブ・ファンドのファンド証券の発行および買戻しは当該サブ・ファンドの取引日においてのみ行われる。ファンドの規則は、受託会社、管理会社および全受益者を拘束する信託証書において定められている。ファンドおよびサブ・ファンドは、信託証書に定める方法により解散されるまで存続する。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズのサブ・ファンドであるG S 新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券について、下記の募集金額を上限見込額とする。

普通(米ドル建て)クラス受益証券 50億米ドル(約4,158億円)

ユーロ・クラス受益証券 50億ユーロ(約5,879億円)

日本円クラス受益証券 5,000億円

(注1) 米ドルの円貨換算は、便宜上、平成23年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=83.15円)による。また、ユーロの円貨換算は、便宜上、平成23年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=117.57円)による。

(注2) ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されているが、G S 新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行い、ユーロ・クラス受益証券は、ユーロ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りユーロをもって行い、日本円クラス受益証券は、円建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り日本円をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。

### (4)【発行(売出)価格】

各受益証券についての各申込がゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)により受諾された取引日に適用される1口当り純資産価格発行価格の照会先は、下記(8)の申込取扱場所である。

取引日とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルクおよび日本における銀行営業日ならびにニューヨーク証券取引所およびルクセンブルク証券取引所の営業日をいう。

ただし、( )各サブ・ファンドまたはそのマスター・ファンドの純資産価格の決定が目論見書に記載された理由により中止されている場合および( )管理会社が受託会社の同意を得て随時これらと異なる決定をする場合はこの限りではない。

(5)【申込手数料】

申込金額の3.15%(税込)を上限として販売会社(以下に定義する。)の裁量により決定される率を乗じて得た額とする。

サブ・ファンドの異なるクラス受益証券間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近の各クラス受益証券の純資産価額の上限1.05%(税込)が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。スイッチング手数料は販売会社により異なる。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

(6)【申込単位】

販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する発行最低価額とする。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会することができる。

(7)【申込期間】

平成23年6月1日(水曜日)から平成24年5月31日(木曜日)まで

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「日本における販売会社」または「販売会社」という。)については、下記に照会のこと。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

ホームページ・アドレス: [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

(9)【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」という。)から起算して日本での4営業日目までに申込金額および申込手数料を販売会社に支払うものとする。販売取扱会社により、申込受付日に申込金額および申込手数料の引落としを行う事としている場合がある。各申込日の発行価額の総額は、販売会社によってファンドの買付注文を受領した日から起算して4取引日以内(以下「払込期日」という。)に受託会社の各サブ・ファンドの口座に各クラス受益証券の基準通貨で払込まれる。

(10)【払込取扱場所】

前記(8)申込取扱場所と同じ。

(11)【振替機関に関する事項】

該当なし。

(12)【その他】

(i) 申込証拠金は課されない。

(ii) 申込の方法

ファンド証券の申込を行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は外国証券取引口座約款その他所定の約款(以下「外国証券取引口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額はGS新成長国通貨債券ファンドの普通(米ドル建て)クラス受益証券の場合は米ドルまたは円貨で、ユーロ・クラス受益証券の場合はユーロまたは円貨で、日本円クラス受益証券の場合は円貨で支払うものとする(詳細は販売会社に参照のこと。)。円貨により支払われる場合、米ドルまたはユーロと円貨との換算は、各申込についての申込日または払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

(iii) 日本以外の地域における発行

日本における募集に並行して、海外で、募集が認可されていないか募集を行うことが適法でない国を除き、受益証券の販売が行われることがある。アイルランド居住者は管理会社の裁量により、受益証券を買付けることができる。

(iv) 引受等の概要

- (1) 各販売会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約(ゴールドマン・サックス・インターナショナルとの間の更改契約により更改済)に基づき受益証券の募集を行う。
- (2) 販売会社は、直接または他の販売買戻取扱会社(以下販売会社と併せて「販売取扱会社」という。)を通じて間接に受領したファンド証券の買付注文および買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。
- (3) 管理会社は、日本における管理会社の代行協会員<sup>(注)</sup>としてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を指定している。

(注)「代行協会員」とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格(以下「純資産価格」という。)の公表を行い、また決算報告書その他の書類を日本証券業協会および販売取扱会社に提出または送付する等の業務を行う協会員をいう。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

G S新成長国通貨債券ファンドを含むファンド中の債券ファンドの投資目標は収入(インカム)とキャピタル・ゲインから構成される高水準の投資トータル・リターンである。各サブ・ファンドは、その資産の最大100%を対応するマスター・ファンドのクラス投資証券に投資することにより、その目標を追求する。

信託金の限度額については定められていない。

後記「2 投資方針(1)投資方針」記載のとおり、サブ・ファンドの投資目的は、マスター・ファンドの投資証券へ投資するものであり、サブ・ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」に該当する。

##### (2)【ファンドの沿革】

1999年1月4日 旧管理会社の設立

2001年10月24日 ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ信託証券締結

2001年11月14日 ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)の運用開始

2001年11月14日 ゴールドマン・サックス・ユーロ債券ポートフォリオ(ユーロ建て)の運用開始

2003年8月31日 受託会社の退任・任命証券締結

2007年5月22日 管理会社の退任・任命証券締結(2007年5月31日効力発生)

2007年8月17日 ゴールドマン・サックス・ユーロ債券ポートフォリオ(ユーロ建て)の運用終了

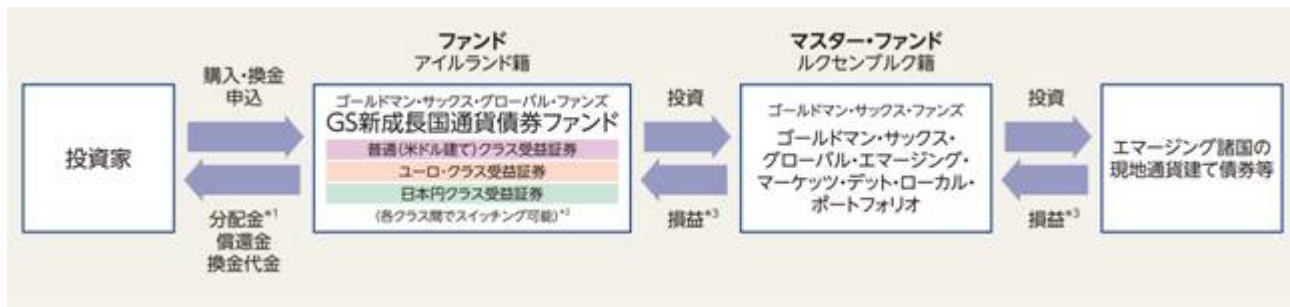
2008年1月31日 G S新成長国通貨債券ファンド 普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券および日本円クラス受益証券の運用開始

2009年7月27日 G S新成長国通貨債券ファンド 普通(米ドル建て・毎月分配型)クラス受益証券の運用開始

2010年11月19日 ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)の運用終了



サブ・ファンドは、ファンド・オブ・ファンズとして以下の仕組みを有している。



\* 1 普通(米ドル建て)クラス受益証券、ユーロ・クラス受益証券は分配を行わない。

\* 2 販売会社によってはスイッチングの取り扱いを行わない場合がある。

\* 3 損益はすべて投資家である受益者に帰属する。

## 管理会社とファンドの関係法人との契約関係

ファンド運営上の役割	会社名	契約及び委託内容
管理会社	ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド (Goldman Sachs Management (Ireland) Limited)	2001年10月24日付で管理会社および退任受託会社の間で締結された信託証書(2003年8月31日付受託会社の退任・任命証書および2007年5月22日付(2007年5月31日効力発生)管理会社の退任・任命証書により補足済。)により拘束される。
受託会社	ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド (State Street Custodial Services (Ireland) Limited)	2001年10月24日付で管理会社および退任受託会社の間で締結された信託証書(2003年8月31日付受託会社の退任・任命証書および2007年5月22日付(2007年5月31日効力発生)管理会社の退任・任命証書により補足済。)に基づく、ファンドの受託業務。
管理事務代行会社	ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド (State Street Fund Services (Ireland) Limited)	2001年11月7日付管理事務代行契約(2007年5月22日(2007年5月31日効力発生)付更改管理事務代行契約により更改済。)に基づく、ファンドの管理事務代行業務。
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	2001年11月7日付で管理会社との間で締結された投資顧問契約(2007年5月22日付更改契約(2007年5月31日効力発生)により更改済。)に基づく、ファンドに関する投資運用業務。
総販売会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	2001年11月7日付で管理会社との間で締結された総販売契約(2007年5月22日付更改契約(2007年5月31日効力発生)により更改済)に従いファンド証券の総販売者を務める。
受益者サービス代行会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	2007年5月22日付(2007年5月31日効力発生)で管理会社との間で締結された受益者サービス代行契約に基づくファンドのための受益者サービス代行業務。
登録・名義書換事務代行会社	RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド (RBC Dexia Investor Services Ireland Limited)	2007年5月22日付(2007年5月31日効力発生)で管理会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づく、ファンドの名義書換代行および受益者名簿記帳業務。
日本における代行協会員	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	2007年12月19日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(修正・再録済み)に基づく、日本における代行協会員業務。

(注1) 信託証書とは管理会社と受託会社の間で結ばれたファンドの運営に関する契約書で、管理会社、受託会社、その他の者を拘束する。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理会社と管理事務代行会社の間で締結された、管理事務代行会社が管理事務代行業務を行う事を約する契約である。

(注3) 投資顧問契約とは、管理会社と投資顧問会社の間で締結された、投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約する契約である。

(注4) 登録・名義書換事務代行契約とは、登録・名義書換事務代行会社と管理会社の間で締結された、登録・名義書換事務代



行会社がファンドに関する名義書換代行業務を行う事を約する契約である。

- (注5) 総販売契約とは、総販売会社と管理会社の間で締結された、総販売会社がファンド証券の総販売業務を行う事を約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、日本における代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行う事を約する契約である。
- (注7) 受益者サービス代行契約とは、受益者サービス代行会社と管理会社との間の契約である。

### 管理会社の概要

管理会社：ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド				
1. 設立準拠法	管理会社は、1963年 - 2009年アイルランド共和国会社法に従いアイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社であり、ファンド等のスキームに管理業務を提供する目的でアイルランド中央銀行の許可を受けている。			
2. 事業の目的	投資信託等の管理会社として活動することである。			
3. 資本金の額	授權資本金は100万米ドル（約8,315万円）であって1株あたり1米ドルの普通株式100万株に分割されている。そのうち50万株が2011年3月末日現在発行済みかつ全額払込済である。			
4. 沿革	2007年3月16日設立。			
5. 大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク (The Goldman Sachs Group, Inc.)	米国、ニューヨーク州、 ニューヨーク市、ウェスト・ストリート200番地	株 495,000	% 99

#### (4) 【ファンドに係る法制度の概要】

##### (1) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、1990年ユニット・トラスト法である。

##### (2) 準拠法の内容

ファンドは、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書（以下「信託証書」という。）によって設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型の投資信託である。

ファンドは、ユニット・トラスト法上の適格監督機関であるアイルランド中央銀行により認可・監督されている。

アイルランド中央銀行はアイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またファンドの債務不履行に起因してこのファンドに関する法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が執行することを理由として、責務を負うものではない。ファンドの認可は、ファンドの関係組織の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではない。また、アイルランド中央銀行による認可は、アイルランド中央銀行によるファンドの推奨または保証を意味するものではなく、アイルランド中央銀行が目論見書の内容に責任を持つということでもない。

1990年ユニット・トラスト法により、契約型投資信託の管理会社または投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合には、当該投資信託は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

アイルランド中央銀行は、各関係当事者、すなわち管理会社、受託会社および投資顧問会社を認可しなければならない。またかかる当事者が適正な存続状態を満足することを要求する。

アイルランド中央銀行は一定の場合、認可を取り消すことができる。

受益証券の販売に際し使用される目論見書およびその追補、刷新または追加を、アイルランド中央銀行に提出しなければならない。

ファンドは、独立監査人の監査を受けなければならない。

## (5) 【開示制度の概要】

## (1) アイルランドにおける開示

## (イ) アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求される。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書等をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次財務報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければならない。ファンドの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパースである。ファンドは、アイルランド中央銀行諸通達に基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されている。

## (ロ) 受益者に対する開示

受益者は毎年11月30日に終了する期間の関係ポートフォリオの監査済財務書類を含む年次報告書を受領する。

監査済年次報告書および未監査半期財務書類を含む毎年5月31日に終了する6ヶ月間に関する半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4ヶ月以内および半期末後2ヶ月以内に送付される。年次報告書および半期報告書に加えて、受益者には関係ポートフォリオに関する個別の月次報告書が提供される。また受益者は要求により販売会社から各取引の印刷された確認書およびその口座の年初来の明細書を受領することができる。販売会社はまた要求により、受益者のために口座管理サービスを提供することもできる。(日本国内では本段落に記載された取扱いとは異なる取扱いが行われる。)

販売・買戻価格の決定が後記「ファンド証券の発行・買戻しおよび純資産価格の計算の停止」に記載される状況において停止されている場合を除き、各サブ・ファンドの販売買戻価格はブルームバーグに各営業日に報告される。

## (2) 日本における開示

## (イ) 監督官庁に対する開示

## ( ) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等においてこれを閲覧することができる。

ファンド証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

## ( ) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、改正済。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

## (ロ) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合または

他の信託と併合しようとする場合は、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事實は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に送付される。

#### (6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次の通りである。

##### (1) 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドに所在する認可投資信託(以下「認可投資信託」という。)(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

##### (2) 認可の拒否または取消

管理会社、投資会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合は、投資信託の認可申請が拒否される。

アイルランド中央銀行が、( ) 認可投資信託の認可要件が満たされなくなったと判断する場合、( ) 投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または( ) (前記( )に反することなく) 認可投資信託の管理会社、投資会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取り消されることがある。アイルランド中央銀行は、管理会社もしくは受託会社の請求により認可投資信託の認可を取り消すことができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利がある。

##### (3) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行の承認を得なければならない。

##### (4) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

G S 新成長国通貨債券ファンドを含むファンド中の債券ファンドの投資目的は収入（インカム）とキャピタル・ゲインから構成される高水準の投資トータル・リターンである。各サブ・ファンドは、その資産の最大100%を対応するマスター・ファンドのクラス投資証券に投資することにより、その目的を追求する。

疑義を避けるため述べるが、債券ファンドはいずれも、いかなる株式にも投資を行わない。（ただし(1)本書の他の項で投資が認められ記載されている他の投資信託スキームが、株式（転換証券を除く）に投資しない場合に限り、かかるスキームへの受益証券への投資を除くものとし、または(2)事業再編または同様の事態の一環として受領した証券に対するものである場合を除く。）

マスター・ファンドの投資目的、投資方針および投資制限は、以下に記載する。各サブ・ファンドは、各サブ・ファンドのベンチマーク/参考指標となるインデックスを長期的に上回ることを目指すが、疑念を避けるために述べると、管理会社には、当該インデックスの構成に従ってサブ・ファンドを運用する義務はない。各サブ・ファンドの実績または収益性は保証されず、各サブ・ファンドのリスク・コントロールおよびリスク管理または各サブ・ファンドに適用される目標収益が達成されるという保証はない。どのような期間においても、サブ・ファンドの実績が当該インデックスを上回るか、またはこれに沿ったものとなる保証はない。

サブ・ファンド	ベンチマーク/参考指標
G S 新成長国通貨債券ファンド	J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド <sup>(注)</sup>

(注) J P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドとは、グローバルな新興市場の包括的な指標であり、国際的投資家がエクスポージャーを取得できる定期的取引され流動性のある固定利率の現地通貨建て国債により構成される。

インデックスのバリエーションによって、投資家はそれぞれの目的にもっとも適切な基準を選択することができ、これによって国ごとの重点をよりインデックス内で均等に割り振ることが可能となる。

#### 投資目標および投資方針の変更

管理会社は、各サブ・ファンドの投資目標および投資方針の策定と、政治的または経済的な状況に鑑み行われるこれらの目標および方針の以後の変更に対して責任を負う。

各サブ・ファンドの投資目標に関しては、当該サブ・ファンドの過半数の受益者の事前承認なく変更を加えることはできず、各サブ・ファンドの投資方針に関しては、当該サブ・ファンドの過半数の受益者の事前承認なく重要な変更を加えることはできない。サブ・ファンドの投資方針または投資目標のいずれかの変更の場合にも、当該変更の実行前に当該サブ・ファンドの受益者が自己の受益証券の買戻しを請求することができるように管理会社から当該サブ・ファンドの受益者に十分な通知期間が与えられなければならない。

### (2)【投資対象】

サブ・ファンドのそれぞれの受益証券の発行価額の全部またはその大部分は、マスター・ファンドのクラス投資証券に投資される。従って、下記Aの欄のサブ・ファンドのそれぞれの受益証券の発行価額の全部またはその大部分は、下記Bの欄のマスター・ファンドの各ポートフォリオに投資される。各サブ・ファンドの純資産の一部は、流動性確保および関係ファンドの費用支出のために流動性商品に投資されることがあるが、かかる投資がサブ・ファンドの純資産価額の10%を超えることはない。サブ・ファンドがその投資目的を達成する保証はない。投資家はファンドへの投資に関連するリスクを慎重に評価するべきである。

A	B
G S 新成長国通貨債券ファンド	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(以下「グローバル・エマージング・デット・ポートフォリオ」という。)

#### マスター・ファンドの投資目標および投資方針

マスター・ファンドは、ルクセンブルク大公国の投資信託に関する2010年12月17日法律の意義における可変資本を有する投資会社としての資格を有する株式公開会社である。マスター・ファンドは、1992年11月5日に設立され、ルクセンブルク大公国の商業会社に関する1915年8月10日付法律(随時改正されたもの)およびルクセンブルク大公国の投資信託に関する2010年12月17日付法律に準拠する。マスター・ファンドは、ルクセンブルクの地方裁判所のRegistre de Commerce et des Sociétés(商業および会社の登記簿)に番号B41 751で登録され譲渡性を有する有価証券に投資する投資信託として認可されている。

マスター・ファンドは、2011年4月20日現在、27の株式ポートフォリオ(内訳は、グローバルおよび地域株式ポートフォリオ20、グローバルおよび地域CORE<sup>SM</sup>株式ポートフォリオ7)、債券ポートフォリオ11、スペシャリスト・ポートフォリオ11、GMSポートフォリオ1およびセレクト・ポートフォリオ2に分類される52のポートフォリオを有する。

マスター・ファンドの債券ポートフォリオの投資目的は、収入(インカム)とキャピタル・ゲインから構成される高水準のトータル・リターンである。マスター・ファンド債券ポートフォリオは、通常の市況において、少なくとも、その資産(現金および現金同等物を除く。)の3分の2を債券に投資し、資産の3分の1以下をその他の証券および金融商品ならびに債券以外に関連する投資信託に投資し、さらにその資産の4分の1以下を転換証券に投資することを通じてその目的の達成を追求する。

#### マスター・ファンドの投資目的

##### ポートフォリオ

##### マスター・ファンドの債券ポートフォリオ

各債券ポートフォリオの投資目的は、容認投資対象への投資を通じて収益と元本の増加価値から構成される高い水準の総収益を獲得することである。マスター・ファンドの債券ポートフォリオは、通常の市場条件の下で、自己の資産(現金と現金等価物を除く)の少なくとも3分の2を債券に投資し、3分の1未満をその他の有価証券や商品および非債券関連の投資信託に投資し、4分の1未満を転換可能証券に投資する。マスター・ファンドの債券ポートフォリオは、株式および株式関連商品には投資しない。(ただし、( )これ自体は株式証券へ投資しない投資信託または2010年12月17日の法律に基づき認可されたその他の適格もしくは認可されたファンドの持分および( )再編事由もしくはそれに類する事由の一環として受け取られる商品を除く。)通常の市場条件の下で、各マスター・ファンドの債券ポートフォリオは、その資産(現金と現金等価物を除く)を主に当該マスター・ファンドの債券ポートフォリオの名称に含まれる国、地域、セクターないし通貨の証券に投資する。上記の原則に常時従うことを条件として、以下に詳述される金融派生商品の利用の結果、マスター・ファンドの債券ポートフォリオの名称または投資目的に含まれていない国、地域、または通貨へのエクスポージャー(純ロングと純ショートのエクスポートを含む)が存在することがあることをマスター・ファンドの投資主は承知する必要がある。

マスター・ファンドの債券ポートフォリオは、特に、リターンを生み出すためないしヘッジ目的のために、当該マスター・ファンドのポートフォリオに保有される資産に関連する通貨リスク、信用リスクおよび金利リスクの管理に関わる金融派生商品の利用による一定の手法を用い、また純ロングと純ショート双方のエクスポートをもたらしうる金融派生商品の取引およびその一般的投資方針の一環としてその他容認された投資対象の取引を行うことがある。マスター・ファンドの債券ポート

フォリオの投資制限に従い、証券の空売りは行われない。

ショート・ポジションは証券化および非証券化派生商品を用いて達成される。本書中の下記「3. 投資リスク、マスター・ファンドのリスク要因および特別の留意事項」と併せて「マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法」を参照されたい。

マスター・ファンドの債券ポートフォリオの容認された投資対象には、ルクセンブルクの法律および当該マスター・ファンドのポートフォリオの投資方針の下で適用される制限に従い、あらゆる種類の債券(固定金利または変動金利の優先社債または劣後社債(担保付きまたは無担保の債券、ノートおよびコマーシャル・ペーパー等)、短期金融市場商品、ブレイディ債および政府、政府の機関または中央銀行により発行されたその他の債券、転換可能債券、ローン・パーティシペーション、優先株式、ならびに政府および中央銀行により発行された証券にかかるリバース・レポ取引を含むが、それらに限らない。)が含まれる。

特定の証券が格付けを有しない場合、マスター・ファンドの各ポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオが投資を許された格付証券と同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断した場合に、当該証券に投資することができる。

あるマスター・ファンドのポートフォリオの全体的投資方針の一環として、また債券市場に対するエクスポージャーを生み出すために利用される容認された投資対象の範囲内の一部として、マスター・ファンドのポートフォリオは債券関連の投資信託の受益証券または投資証券に投資することがある。ただし、各債券ポートフォリオはその純資産の10%以上を投資信託に投資しない。

- ・ ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオは、主に、新興国に位置する発行体の債券への投資により、その投資目的の達成を目指す。新興国とは投資顧問会社が十分に発展していないとみなす経済または証券市場を有する国々である。投資顧問会社は、ある国が新興国であるか、先進国であるかを決定する際に、世界銀行、国際金融公社、または国際連合およびその付属機関による分類を考慮に入れることができるが、それらに制約されるものではない。現在、新興国とは、とりわけ、ほとんどがアフリカ、アジア、東ヨーロッパおよびラテン・アメリカ諸国である。新興諸国への投資は、より発展した国々への投資の場合には存在しない一定のリスクを伴う。通常の場合において、ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオは、その総資産の少なくとも3分の2を、新興国に本拠を置く発行体により発行される債券に投資する。ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオは、ルクセンブルク法の下で適用される制限を条件として、確定利付または変動利付の優先/劣後企業債務(債券、無担保社債、中期債券およびコマーシャル・ペーパーなど)、政府、その省庁および機関により、または各国の中央銀行により発行されたブレイディ債およびその他の債務、転換可能債務、ローン・パーティシペーション、優先株、および政府または中央銀行により発行された証券に関する買戻し契約を含むあらゆるタイプの新興市場債務証券に投資することができる。ファンドは、投資対象の購入、投資および追加の結果、ファンドの資産額の50%を超えて、日本の金融商品取引法(昭和23年法第25号、改正済)第2条第1項に規定される「有価証券」の定義に該当しない資産によってファンドの資産が構成される場合、かかる投資対象の購入、投資および追加を行わないものとする。各マスター・ファンドの投資目的および投資方針は、投資主の投票なしで変更することができる。マスター・ファンドの投資目的および投資方針に変更がある場合、投資主は、マスター・ファンドが、当該時点における財務状況および需要に照らして、適切な投資を維持しているかどうか考慮すべきである。マスター・ファンドは、各マスター・ファンドの投資目的および投資方針の変更を反映するため、マスター・ファンドの目論見書を変更する。マスター・ファンドの投資が成功するか、または、マスター・ファンドの投資目的が達成されるかについての確証はない。マスター・ファンドの投資に関連する特定の要因についての説明として、下記「3 投資リスク、マスター・ファンドのリスク要因および特別の留意事項」参照。

各ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のため、下記「マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法」に記載されているマスター・ファンドが用いるファンド運用の手法および手段と同一の手法および手段を用いることができる。ただし、このような手法および手段を用いる前に、投資顧問会社は、かかる手法および手段が、それらが使用されるファンドの効率的なポートフォリオ運用にとって適切であるという十分な確信を有していなければならない。

#### マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法

各ポートフォリオは、トータル・リターンの増加に努める上で、当該ポートフォリオが保有する証券に関連する通貨リスクおよびその他の市場関連リスクについて、一定の能動的な通貨および投資の管理手法を用いる。各ポートフォリオの主たる力点は、第一にそれぞれの投資目的に合致する投資を行うことに置かれる。第二の点として、下記の方法を含む様々な手法を使用し、通貨およびリスクの管理を行うことが考慮される。このような手法には直物および予約の通貨契約およびその他の金融商品、証券を対象としたオプション、証券の指数および通貨を対象としたオプション、先物契約および先物契約を対象としたオプションが含まれる。通貨取引、店頭オプションおよびスワップを除く、すべてのかかる投資手法は、定期的に営業し、公認され、公開の規制された市場でのみ行われる。通貨取引、店頭オプションおよびスワップは、このようなタイプの取引を専門とし、その無担保優先債務または債権支払能力が当該ポートフォリオの投資顧問会社により投資適格格付であるとみなされる金融機関を通じて行われる。

リスク・ヘッジまたはポートフォリオ運用の効率向上のために派生商品に投資される総額は、各ポートフォリオの最新の純資産価額の15%を超えてはならない。

#### 通貨取引

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、予想される為替レートの変動に鑑み、トータル・リターンの増加を図らんとし、またヘッジ目的やリスク管理目的で直物または予約の通貨契約を締結することができる。

あるポートフォリオが通貨取引を行う範囲内で、当該マスター・ファンドのポートフォリオは、特定通貨建ての有価証券やその他投資対象へのポートフォリオによる投資を前もってヘッジするための特定通貨の売付けやポートフォリオの基準通貨の買付け等の旧来の通貨ヘッジ取引の利用を含む数々のヘッジ手法を用いることができる。

ポートフォリオはまた、特定通貨建ての有価証券やその他投資対象の買付けを予定する場合は、予測ヘッジ取引を利用することがある。予測ヘッジ取引に関しては、ファンダメンタル要因の変化により、ポートフォリオが当該通貨建て証券やその他投資対象への投資を行わない決定を下す可能性がある。

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、別の通貨の変動に対するヘッジのためにある通貨の予約契約を利用することによってプロキシ・クロス・ヘッジを行うこともある。マスター・ファンドの各ポートフォリオは、投資顧問会社がクロスレートの変動を予想する場合は直物および予約の通貨契約を使用することもある。ポートフォリオはまた、ある通貨と別の通貨との関係に鑑みポートフォリオの通貨ポジションの管理を図らんとし一連のクロス・ヘッジ取引を行うこともある。これらの取引は、ポートフォリオの債務をヘッジし、また資産をヘッジするために用いられることがある。

複数の通貨建ての証券に投資するポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオの基準通貨と当該マスター・ファンドのポートフォリオの通貨ポジション全体に関連する通貨リスクを管理するために通貨取引を行うことができる。ポートフォリオは、通貨を発行している国々の財政・金融政策や、外国為替レートに影響を及ぼしうるその他の経済的要因(予測を含む)など、外国為替レートの変動に影響を及ぼす基礎的な要素を考慮に入れる。投資顧問会社によるこれらの取引および手法の利用は経時的に変化する可能性があり、また、投資顧問会社がマスター・ファンドの各ポートフォリオの基準通貨と異なる通貨建ての証券またはその他投資対象にかかる通貨リスクの管理に努める保証はない。

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、ポートフォリオの資産構成に関わらず、先渡通貨契約の買付けないし売付けを通じて投機的な通貨ポジションに関わる積極的な通貨管理手法を使用することもある。

ポートフォリオは、投資対象に関連して受領した通貨につき、関係為替レートの予想される変動に基づき、投資顧問会社の判断において当該通貨を後日ポートフォリオの基準通貨に転換することが有利であると考えられる場合、これを保有することができる。

ポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオの基準通貨以外の通貨で価格が付けられている各クラスの株式の購入、償還および交換に関連して、現物または先渡の通貨契約を締結することができる。

### 通貨オプション

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、その投資方針実施の一環として、または通貨間の相対的価値変動および投資対象の価格または費用の基準通貨相当額の後発的変動に対するヘッジのため、基準通貨または他の通貨を対象としたプット・オプションおよびコール・オプションを基準通貨または他の通貨のいずれでも売却および購入することができる。マスター・ファンドの各ポートフォリオは、通貨オプションを用いてクロス・ヘッジを行うことができる。クロス・ヘッジは、ある通貨を対象としたオプションの売却または購入により、相関パターンを有する別の通貨の為替レートの変動をヘッジすることを伴う。ポートフォリオは、通貨クロス・オプションを使用することができる。通貨クロス・オプションは、ある通貨を対象としたオプションであって、別の通貨での行使価格を有するオプションを売却または購入することを伴う。しかしながら、他の種類のオプション取引と同様、ヘッジとしての通貨オプションの売却は、受領するプレミアム（オプション料）を上限とする部分的なヘッジに過ぎない。ポートフォリオは、不利な為替レートで通貨を売買することを要求され、これにより損失を被る可能性がある。通貨を対象としたオプションの購入は利益を生む場合がある。しかし、ポートフォリオのポジションに対して不利な方向に為替レートが動く場合、ポートフォリオはプレミアムの全額に加え関連取引費用を失う可能性がある。

ポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオが購入することを意図し、または将来購入する可能性のある証券の価格の基準通貨相当額の予想される増加または減少に対する防御のため、基準通貨以外の通貨を対象としたコール・オプションまたはプット・オプションを購入または売却することが（当該通貨建ての証券が当該時点で魅力的な投資機会を表さず、当該マスター・ファンドのポートフォリオにより保有されていないときに）できる。ポートフォリオにより売却または購入される通貨オプションは、取引所または店頭で取引されている（店頭オプションの場合、下記「証券または証券指数のオプション」に規定される基準を満たした当事者との間の）オプションでありうる。以下の「証券または証券指数のオプション」に記載されるリスクは通貨オプションにも同様に該当する。

### 証券または証券指数のオプション

ポートフォリオはいずれの証券についても、またはそれらの証券から構成されるいずれの証券指数についても、これを対象としたコール・オプションおよびプット・オプションを売却または購入することができる。

取引所で取引されているいずれの個別のオプションに関しても、またいずれの特定の時点においても、オプション取引所において流動的な流通市場が存在するという保証はない。ポートフォリオが、自己が売却したカバード・オプションに関して手仕舞いの購入取引を行うことができない場合、当該マスター・ファンドのポートフォリオは、当該オプションが失効または行使されるまで、原証券を売却することができず、または分離口座に保有されている投資対象を処分することができない。同様に、ポートフォリオが、自己が購入したオプションに関して手仕舞いの売却取引を行うことができない場合、利益を実現するためには当該オプションを行使する必要がある。原資産の購入または売却により取引費用が発生する。手仕舞いの購入または売却の取引では、ポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオが当該時点で保有するオプションのポジションを相殺または消却するポジションを取得する。

オプションの売却および購入は高度に専門的な活動であり、投資リスクを伴う。オプションは、ヘッジ目的もしくはクロス・ヘッジ目的のため、またはトータル・リターンを増加するため（投機的活動とみなされる）に使用される。オプションの使用の成否は、将来の価格変動に関する投資顧問会社の管理能力およびオプション市場と証券市場の相関度により左右される。市場価格の変動予測において、またはオ



プシオンの売付けや買付け対象の投資対象もしくは指数とファンドの投資ポートフォリオ中の投資対象との間の相関度の判断において投資顧問会社が不正確であった場合、ファンドは本来被らなかつたような損失を被ることがある。マスター・ファンドの各ポートフォリオは、そのオプション取引に関連して委託売買手数料およびスプレッドを支払う。

ポートフォリオは、オプション取引所で取引されているオプションを購入または売却することができる。同時に、店頭取引されているオプションを、店頭市場に参加している金融機関およびその他の適格者であるブローカー・ディーラーを相手として、購入または売却することができる。店頭オプション取引を終了させる能力は取引所で取引されているオプションに比べ限定されており、当該取引に参加しているブローカー・ディーラーが自己の義務を履行しないリスクを伴う。

#### 先物契約および先物契約のオプション

ポートフォリオは、その投資目的と投資方針に従い、金利、証券価格、その他投資価格、指数価格の変動に対するエクスポージャーによるリターンの拡大のため、またはかかる変動に対するヘッジのため、または外国証券、為替レートへのポートフォリオ投資の拡大のため、または期間構成、セクター選別、存続期間を別途管理するために、様々な種類の先物契約(単一銘柄株式先物を含む)を購入または売却し、このような先物契約のいずれについてもコール・オプションおよびプット・オプションを購入または売却することができる。ポートフォリオは、かかるいずれの契約またはオプションについても手仕舞いの購入または売却の取引を行うことができる。先物取引は様々な投資対象に基づくものでありうる。

このような取引は委託売買手数料を伴い、委託証拠金を必要とする。

先物契約および先物契約を対象としたオプションは一定のリスクを低減しうるが、一方でかかる取引はそれ自体が他の一定のリスクを伴う。したがって、ポートフォリオは、先物および先物のオプションの利用から恩恵を受けうるが、金利、証券価格または為替レートの予期しない変化により、ポートフォリオの全般的パフォーマンスが、先物契約およびオプション取引を行っていなかった場合に比べ劣ったものになる場合がある。先物契約の締結および先物オプションの売却においてポートフォリオが被る損失は可能性としては無制限であり、後者の場合には受領されたプレミアムの額を超えうる。

先物のポジションと保護されるように意図されたポートフォリオのポジションの間の相関関係が不完全な場合、期待された保護が得られず、ポートフォリオが損失のリスクにさらされることがある。また、先物契約や先物オプションがヘッジ目的で使用される場合、異なる通貨建ての証券の価値に影響を及ぼす通貨の変動に対して充分かつ完全なヘッジを行うことは不可能なことがある。これは、かかる証券の価値が通貨の変動とは関係しない独立の要因によっても変動する可能性が高いためである。したがって、ポートフォリオの先物ポジションとポートフォリオ・ポジションとの間の完全な相関を達成することは不可能である。

先物市場は非常に乱高下するもので、先物の使用はマスター・ファンドのポートフォリオの純資産価値のボラティリティを高めることがある。先物契約および先物オプションは非流動的なことがあり、取引所は一日中の先物契約価格の変動を制限することがある。さらに、先物取引に通常必要とされる委託証拠金が低い結果として、先物契約の相対的に少ない価格変動はポートフォリオに多額の損失をもたらすことになりうる。

#### レポ取引およびリバース・レポ取引

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、レポ取引およびリバース・レポ取引を締結することができる。レポ取引において、ポートフォリオは、証券を、合意された将来の日付に当該証券を指定された再売買価格で買戻すことを約束している売手から投資対象を購入する。一般に、再売買価格は、リバース・レポ取引の期間の合意された市場金利を反映する金額分、購入価格を超過する。主たるリスクは、売手が不履行となった場合、当該証券およびリバース・レポ取引に関して当該マスター・ファンドのポートフォリオが保有するその他の担保の売却収入が市場の動きのために買戻価格に満たない範囲で当該マスター・ファンドのポートフォリオが損失を被る場合があることである。買戻期間が満了し、またはこれらの証券を買戻す権利が当該リバース・レポ契約の相手方により行使されるまで、当該マスター・ファンドのポートフォリオは、リバース・レポ取引の目的物である証券を売却することができない。リ

バース・レポ取引の取引を行う際、マスター・ファンドの各ポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオがその株式の償還にかかる義務を履行することができることを確保するように努める。レポ取引の下で、ポートフォリオは、証券を相手方に売却し、同時に当該証券を相手方から合意された日付に合意された価格で買戻すことに同意し、売却価格と買戻し価格との差額は当該マスター・ファンドのポートフォリオの取引費用となる。

## 金利スワップ、通貨スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワプション

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、金利スワップ、通貨スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワプションを締結することができる。金利スワップは、マスター・ファンドの各ポートフォリオによる他の当事者との各自の金利の支払および受取の約束の交換(固定金利の支払と変動金利の支払の交換など)を伴う。通貨スワップは、指定された通貨での支払を行う/受ける権利の交換を伴う。トータル・リターン・スワップは、指定された基準となる資産、指数または資産バスケットのトータル・リターン(クーポン(利息)にキャピタル・ゲインまたはキャピタル・ロスを加算したもの)を受領する権利と、固定支払または変動支払を行う権利との交換を伴う。

マスター・ファンドの各ポートフォリオが金利スワップまたはトータル・リターン・スワップを純額ベースで締結する場合、2つの支払フローが互いに相殺され、マスター・ファンドの各ポートフォリオが2つの支払の差額のみを受取る/支払う(適宜)ことを意味する。純額ベースで締結された金利スワップまたはトータル・リターン・スワップは、投資資産、その他の原資産または元本の物理的受渡しを伴わない。したがって、金利スワップにかかる損失のリスクは、マスター・ファンドの各ポートフォリオが契約上行うことを義務付けられる金利支払の純額(トータル・リターン・スワップの場合は、基準となる資産、投資対象、インデックスまたは投資バスケットのトータル・リターン率と、固定支払または変動支払の差)に限定されるように企図される。金利スワップまたはトータル・リターン・スワップの相手方が不履行に陥った場合、マスター・ファンドの各ポートフォリオの損失リスクは、通常の場合、マスター・ファンドの各ポートフォリオが契約上受取る権利を有する金利またはトータル・リターンの純額から構成される。対照的に、通貨スワップは、通常、別の指定通貨と引き替えに行われる特定の指定通貨の元本の全額の引渡しを伴う。したがって、通貨スワップの元本の全額が、当該スワップの他方当事者が自己の契約上の引渡し義務を履行しないリスクを負う。

マスター・ファンドの各ポートフォリオはクレジット・デフォルト・スワップを使用することができる。クレジット・デフォルト・スワップは、対象発行体の信用事由を受けて、一方の取引当事者(プロテクション買主)がプロテクション売主による偶発的支払の見返りとして定期的報酬を支払う二者間の金融契約である。プロテクション買主は、信用事由(破産または支払不能等)の発生時に、対象発行体の発行した特定債務を額面価格(またはその他なんらかの指定基準価格もしくはストライク価格)で売却するか、または市場価格と当該基準価格との差額に基づく決済金を受領しなければならない。

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、ポートフォリオ中の一部発行体の一定の信用リスクをプロテクションの買付けによりヘッジするためにクレジット・デフォルト・スワップを利用することができる。さらに、マスター・ファンドの各ポートフォリオは、原資産を保有することなく、クレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを買付けることができる。ただし、買付けられるクレジット・デフォルト・スワップに関連して支払われるべきプレミアム合計の時価を含めて支払われるプレミアム総額は、関係ポートフォリオの純資産を超えないものとする。

マスター・ファンドの各ポートフォリオはまた、特定の信用エクスポージャーを得るためにクレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを売付けることができる。かかるクレジット・デフォルト・スワップに関連する約定総額はどの時点にても関係するマスター・ファンドのポートフォリオの純資産価額を超えてはならない。

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、レシーバー金利スワプションまたはペイヤー金利スワプションを購入することができる。金利スワプションは、予め設定された金利で指定された期間にわたり金利スワップを実行する権利(義務ではない)をその購入者に与える。金利スワプションの買手は、この権利に関して売手にプレミアムを支払う。レシーバー金利スワプションは、その購入者に、変動金利の支払と引き替えに固定金利の支払を受ける権利を与える。ペイヤー金利スワプションは、その購入者に、変動金利フローの受取と引き替えに固定金利を支払う権利を与える。これらの金利スワプションの利用は、当該利用に係るマスター・ファンドのポートフォリオ中の債券上の不利な価格変動に関してポートフォリオをヘッジするものである。

金利スワップ、通貨スワップ、トータル・リターン・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワプションの利用は、高度に専門的な活動であり、マスター・ファンドのポートフォリオの通常の証券取引とは異なる投資の手法およびリスクを伴う。投資顧問会社による市場価格、金利および為替レートの予測が正しくない場合、マスター・ファンドのポートフォリオの投資パフォーマンスは、このような投資手法が使用されない場合に比べ悪くなる可能性がある。

#### 差額決済取引

マスター・ファンドの各ポートフォリオは差額決済取引に投資することがある。差額決済取引とは、利用者が株価の動きを推測して、株式または指数の所有を必要とすることなく、低率の株式または指数取得コストで取引株式または指数について利益を得ることができる株式派生商品である。差額決済取引は、短期の取引戦略の機会をもたらすものである。差額決済取引は店頭市場で売買される。差額決済取引は、対象資産の価格に直接連動しているため、差額決済取引に表示される資産の市況に応じて変動する。

#### 仕組み債

マスター・ファンドの各ポートフォリオは仕組み債に投資することができる。このような証券の元本および/または利息は、特定の通貨の価値、金利、コモディティ、指数またはその他の金融指標(「対象指標」)の変動または複数の対象指標の相対変化を基準にして決定される。満期または償還により支払われるべき利息または元本の金額は、対応する対象指標の変化により増減する。仕組み債の条件には、一定の状況下では、満期に元本が支払われず、ゆえにマスター・ファンドのポートフォリオの投資対象の損失が生ずることが規定されている場合がある。仕組み債は、対象指標の値上がり及利息および満期時の当該証券の価値を増加または減少させる形で、指標に対してプラスまたはマイナスに関連付けられる。また、金利または満期時の証券の価値の変動は、対象指標の価値の変化の倍数となりうる。この結果、仕組み債は、他のタイプの債券よりも大きなリスクを伴いうる。さらに、仕組み債は、より単純な証券に比べ、変動性が大きく、流動性が低く、かつ正確な値決めが難しい可能性がある。

#### 発行時および先渡契約ベースの証券

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、証券を「発行時」ベースで購入することができる。発行時ベースの取引は、契約締結時に当該マスター・ファンドのポートフォリオにとって有利と考えられる価格および利回りを確保するために、支払および引渡し将来発生する形で当該マスター・ファンドのポートフォリオが証券を購入する場合に発生する。マスター・ファンドの各ポートフォリオは、先渡契約ベースで証券を購入することもできる。先渡契約では、当該マスター・ファンドのポートフォリオは、証券を確定された価格で通常の決済期間を超える将来の日付に購入する契約を締結する。購入の代わりに、当該マスター・ファンドのポートフォリオは、自己が保有する証券の先渡売りの形での相殺的契約を締結することもできる。発行時ベースまたは先渡契約ベースの証券購入は、購入される証券の価格が決済日前に下落した場合の損失のリスクを伴う。ポートフォリオは、一般に、自己のポートフォリオのために実際に証券を取得する意図をもって、発行時ベースまたは先渡契約ベースで証券を購入するが、当該マスター・ファンドのポートフォリオは、投資顧問会社が適切と考える場合、発行時ベース証券または先渡契約を処分することができる。

#### ポートフォリオ証券の貸借

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、証券を貸付し、または借りることができる。マスター・ファンドのポートフォリオは、下記の規則に従うことを条件に、証券貸借取引を行うことができる。( ) マスター・ファンドのポートフォリオは、証券の貸借を、公認決済機関により組織され、標準化されたシステムを通じてのみ、またはこのタイプの取引を専門とする金融機関を通じてのみ行うことができる。貸付契約の一環として、マスター・ファンドのポートフォリオは、保証を受けなければならない。契約締結時における保証の価額は貸付される証券の総評価額以上でなければならない。保証は、流動資産の形式および/またはOECDの加盟国もしくはその地方自治体またはコミュニティ規模、地域規模または世界規模の性格の国際的な機関および事業により発行または保証された証券の形で提供されな

ければならず、当該貸付契約の満了まで当該マスター・ファンドのポートフォリオの名前で拘束されなければならない。当該貸付がクリアストリームまたは貸付された証券の価額の弁済を保証その他の手段により貸手に保証するその他の機関を通じて行われる場合、このような保証は必要ない。ポートフォリオが借りた証券は、借りた証券を当該マスター・ファンドのポートフォリオが当該取引の終了時に返却するのを可能にするのに十分な金融商品によって当該証券がカバーされている場合を除き、当該証券が当該マスター・ファンドのポートフォリオによって保有されている期間は処分することができない。

( ) あるマスター・ファンドのポートフォリオの証券ポートフォリオの評価総額に関しては、証券貸付取引は、当該マスター・ファンドのポートフォリオの証券の総評価額の50%またはルクセンブルク法に随時規定される限度を超えてはならない。この限度は、当該マスター・ファンドのポートフォリオが契約解除と貸付対象証券返却に対する権利をいつでも有している場合には適用されない。

( ) 証券貸借取引は30日の期間またはルクセンブルク法の定める他の期間を超えてはならない。本制限は、当該マスター・ファンドのポートフォリオが契約解除と貸付対象証券返却に対する権利をいつでも有している場合には適用されない。マスター・ファンドのポートフォリオは、売却取引の決済に関連して次の状況において証券を借りることができる。(x) 当該証券が名義再書き換えのために提出されている間、(y) 当該証券が貸付されており、予定通りに返却されていない間、および(z) 保管人が引渡しを行わなかった場合に決済の非実行を避けるため。

証券の貸付取引については、マスター・ファンドのポートフォリオが当該取引を行う相手機関がマスター・ファンドのポートフォリオとの契約に違反した場合または支払不能となった場合は、マスター・ファンドのポートフォリオは証券の回収の遅滞を被り、または損失を被るというリスクを受ける。マスター・ファンドのポートフォリオが採用する運用技法についての追加的な記載およびこれらに関連するリスクについては、「3 投資リスク、マスター・ファンドのリスク要因および特別の留意事項」参照。

### （３）【運用体制】

管理会社の取締役は、ロバート・キーオー氏、ヒューゴー・マクニール氏およびセオドア・Ｔ・ソティア氏の３名である。

管理会社の会社秘書役はマツアック・トラスト・リミテッドである。管理会社の従業員はいない。

管理会社は、信託証書に従い、ファンドの管理運営に関する一般的な事項について責任を負っている。管理会社はまた、計算書類の作成、受益証券の販売・買戻の執行、分配および受益証券１口当たり純資産価格の算定について責任を負っている。

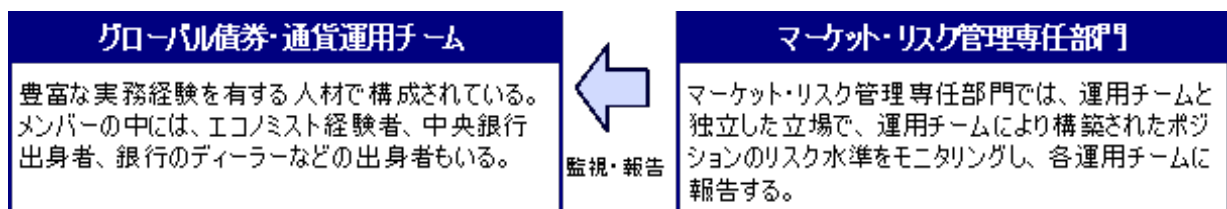
信託証書に基づき、中央銀行の要件に従って、管理会社はその運用業務を他の者に委託することができる。

管理会社は、投資顧問会社にファンド資産の運用を委託している。

投資顧問会社は、中央銀行の要件に従って、その責務をゴールドマン・サックスの関係会社を含む第三者に委託することができる。ただし、投資顧問会社は、当該会社がファンドの投資対象資産の取引に関する権限を含むその委託された責任を適切に実行することについて引き続き責任を負っている。

投資顧問契約の規定に従い、投資顧問会社は、ファンドに対して、管理会社の取締役の監督および統制の下、統計およびその他の業務とともに、ファンドの資産の日々の投資運用業務を提供する。投資顧問会社は、ファンドに代って行動することができ、また、代理人、ブローカーおよびディーラーを選定し、これらを通じて取引を執行し、管理会社の取締役に対して彼らが要求する報告を提供することができる。

ファンドの投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMロンドン」という。）、副投資顧問会社はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「GSAM東京」という。）である。マスター・ファンドの投資顧問会社はGSAMロンドン、副投資顧問会社はGSAM東京、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・アンド・パートナーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド（以下、マスター・ファンドの投資顧問会社および副投資顧問会社を総称して「GSAM」という。）である。ファンドの実質的な運用は、GSAMの「グローバル債券・通貨運用部」が担当する。また、運用チームとは独立した「マーケット・リスク管理専任部門」がファンドのリスク管理を行う。



上記は今後変更されることがある。

### （４）【分配方針】

GS新成長国通貨債券ファンドを除き、管理会社は、現在のところ、ファンドの分配金を宣言せず、分配可能なあらゆる金額を当該ファンドの投資方針に従い再投資することを意図している。しかしながら、信託証書では、分配を行う場合、分配の対象期間中の純収益および実現利益から実現損失および未実現損失を控除した額から、管理会社の見解において信託証書の規定に基づき適切である調整を行い、分配を行うことができることが規定されている。

GS新成長国通貨債券ファンドに関する分配は、管理会社が、決定する時期および金額で行われる。GS新成長国通貨債券ファンドは、日本円クラス受益証券を保有する受益者に対して、日本円クラス受益証券に帰属する純利益、および／または実現および未実現損失を控除した実現利益から、1月、3月、5月、7月、9月、11月の各15日（当該日が取引日でない場合、翌取引日）（それぞれを「分配日」という。）に、当該期間についての分配を行うことができる。また、普通（米ドル建て・毎月分配型）クラス受益証券を保有する受益者に対しては、普通（米ドル建て・毎月分配型）クラスに帰属する純収益、および／または実現および未実現損失を控除した実現利益から、毎月15日（当該日が取引日でない場合は、翌取引

日）（それぞれを「分配日」という。）に、当該期間についての分配を行うことができる。さらに、管理会社は、単独の裁量で、あらかじめ受益者に通知したその他の日に分配を宣言することができる。ただし、かかる場合においては常に、受益者に対して、当該分配が宣言される日より前に通知される。かかる分配宣言を行うかどうかの決定に際し、管理会社は、日本円クラス受益証券または普通（米ドル建て・毎月分配型）クラス受益証券の当該時の純資産価格を含むが、これに限定されず、管理会社が適切であるとみなす要因について考慮する。

現在のところ、GS新成長国通貨債券ファンドの普通（米ドル建て）クラス証券およびユーロ・クラス証券について分配金が宣言される予定はない。その代わりに、普通（米ドル建て）クラス証券およびユーロ・クラス証券に帰属するGS新成長国通貨債券ファンドの分配金は、追加される当該マスター・ファンドのポートフォリオのクラス投資証券に再投資される予定であり、普通（米ドル建て）クラス証券およびユーロ・クラス証券の純資産価額に反映される。かかる分配方針が変更される場合には、これが効力を発生する前に受益者に対して通知される。

分配金は、受益者が受託会社に対して、管理会社が単独の裁量で要求する事前の通知により、特定の分配金を現金で受領することを選択する旨を書面で知らせない限り、GS新成長国通貨債券ファンドの追加受益証券に再投資される。宣言された分配金は、通常、各分配日から起算して4営業日以内か、または、その後可能な限り早急に支払われる。GS新成長国通貨債券ファンドの受益証券保有者に対し分配金が宣言されると、ファンドの受益証券の純資産価額は、かかる分配金の額だけ減額される。

いずれかの受益者に支払うことのできる分配の金額が25ユーロ（または他の通貨の同等額）未満の場合、管理会社は、このような分配を行う権利を有しないが、その代わりに、管理会社は、当該日付にかかる受益証券1口当り純資産価格で計算された当該金額に対応する受益証券数を当該受益者の口座に貸記する。

支払期日から6年以内に請求されなかった分配金は消滅し、関連するファンドに返戻される。

#### 普通（米ドル建て）クラス受益証券 / ユーロ・クラス受益証券

分配を行う予定はない。

#### 日本円クラス受益証券

奇数月の15日（ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日）に収益の分配を行うことができる。

運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合がある。

詳細については、販売取扱会社に照会することができる。



\* 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

GS新成長国通貨債券ファンドは以下の収益を分配対象とすることができる。

該当する計算期間の利子および配当等収益（インカム収益）\*

該当する計算期間の売買益（キャピタル収益）

該当する計算期間の評価益（キャピタル収益）

\* インカム収益には、GS新成長国通貨債券ファンドが投資する他のファンドから支払われる分配金も含まれる場合があり、かかる分配金は当該他のファンドの元本から支払われることがある。したがって、GS新成長国通貨債券ファンドは、上記のキャピタル収益に該当しない元本部分から実質的に収益分配金を支払う場合がある。

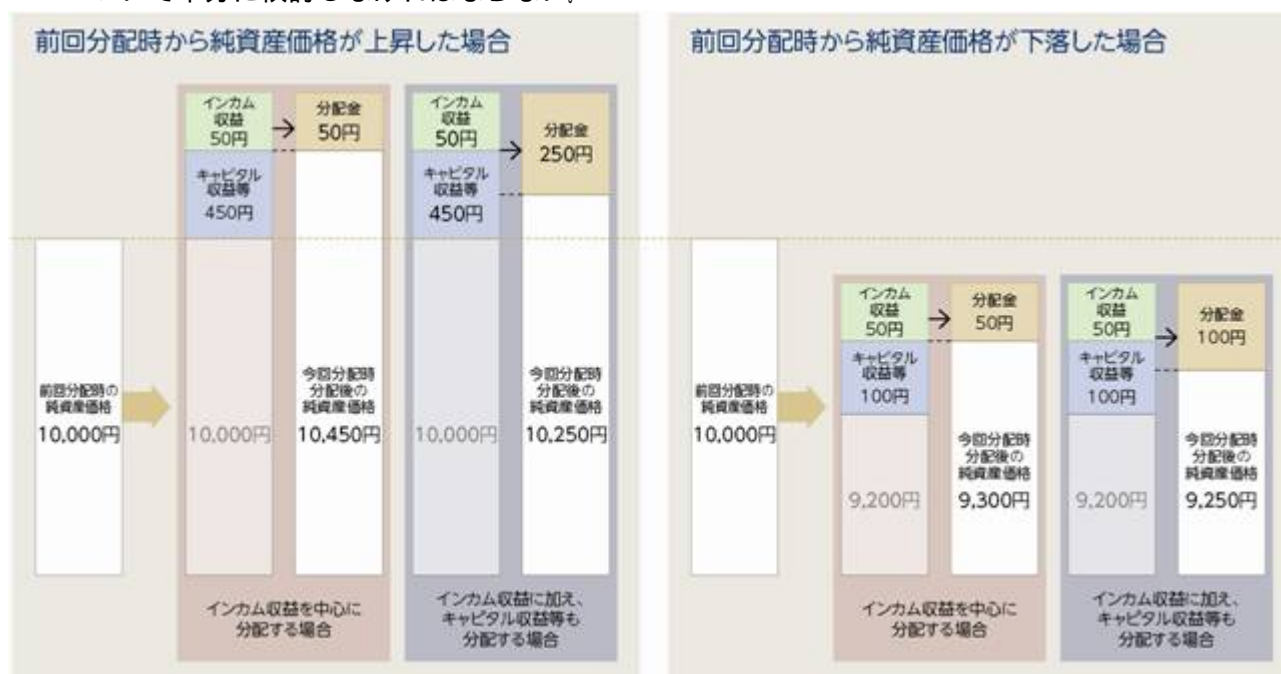
上記のような収益分配金の支払いの結果、投資家の投資元本またはキャピタル収益の実質的な返還となる場合があり、収益分配金がインカム収益を超えた部分について、投資元本部分が減価することになる。かかる可能性の結果として、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み

入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる投資家への元本の返還により、G S 新成長国通貨債券ファンドへの投資の価値が減少することに十分留意する必要がある。

G S 新成長国通貨債券ファンドは、毎分配時に、純資産価格水準、市場動向等を勘案して収益を分配する。ただし、純資産価格水準、市場動向等によっては分配を行わないこともある。また、純資産価格が当初元本（日本円クラス受益証券については1口当たり1万円）を下回る場合においても分配を行うことがある。収益分配は、これを行わない場合と比較すると、その金額相当分、純資産価格が低くなり、その影響により、換金時または償還時において元本割れとなる可能性があるほか、信託財産の成長性に影響する可能性がある。G S 新成長国通貨債券ファンドがキャピタル収益から収益分配金を支払う場合には、かかる影響の程度がより大きくなる傾向がある。

G S 新成長国通貨債券ファンドは、該当する計算期間におけるインカム収益を超えて収益分配金を支払う場合がある。分配対象に相当するファンド資産は、通常、他の信託財産と同様に運用がなされており、収益分配金の支払いのために現金化またはポートフォリオ再構築を行うための追加的な取引が生じることによって、取引コスト等が発生することに留意する必要がある。

また、投資家は、G S 新成長国通貨債券ファンドが支払う分配金額の水準と、かかる分配金の支払いによりG S 新成長国通貨債券ファンドの純資産価格が減価すること、またその影響（複利効果の逸失）について十分に検討しなければならない。



\* 上図はイメージ図であり、実際の分配金額や純資産価格を示唆するものではない。

#### （5）【投資制限】

ファンドは以下の投資制限を遵守しなければならない。

（ ）マスター・ファンドに対する投資を除き、ファンドおよび管理会社が運用するすべてのミューチュアル・ファンドが、一発行会社の議決権総数の50%を超えて当該会社の株式を取得することとなる場合には、ファンドは当該会社の株式を取得しないものとする。かかる制限は、他の投資信託に対する投資には適用されない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ ）ファンドおよびマスター・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、すぐに現金化できない流動性に欠ける資産に対しその純資産の15%を超えて投資を行わない。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがある。）である第21条に要求されるとおり、価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合はこの限りではない。

（注）上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができる。

（ ）ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、いかなるときもファンドの純資産価額を



超えないものとする。

- ( ) ファンドの純資産価額の10%を超えて、借入れを行ってはならない。ただし、買収・合併等の特別緊急事態により一時的に、かかる10%を超える場合はこの限りではないが、かかる借入れは、いかなる場合においてもファンドの純資産総額の25%を超えないものとする。
- ( ) 管理会社が自己または第三者の利益を図る目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、またはファンドの資産の適正な運用を害するファンドのための管理会社の取引は、すべて禁止される。

「利益相反」の項に、管理会社が事業を行う際に生じる可能性のある利益相反についての記述がある。かかる行為は、管理会社の事業がファンドの受益者の利益保護に反する場合を除き、本投資制限により禁じられることはない。

管理会社は、ファンドに関して任命された投資顧問会社またはいずれかの販売会社の助言により、随時、ファンドの投資対象が保有されている国々またはファンドの受益証券が販売されている国々における法規を遵守するために、または管理会社またはその関係会社がいずれかの受益者との間で締結した契約を遵守するために(ただし、受託会社からの承認およびアイルランド中央銀行の承認の要求に従ってのみ、かつ当該投資制限が全体としてとらえられた当該ファンドの受益者の利益を損なわないものと管理会社にとって思われることを条件として)追加的な投資制限を設けることができる。ファンドに適用されるこれらの投資制限のいずれの変更も、目論見書の変更に反映され、当該ファンドの受益者に通知されなければならない。

いずれのファンドも、そのあらゆる投資対象の発行体について、法律上または経営上の支配を獲得することを求めてはならない。

#### ファンドのポートフォリオ運用技術

各サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために、前記「(2) 投資対象、ポートフォリオ運用技法、マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法」に記載されるマスター・ファンドが利用するのと同じのファンド運用技術および商品を利用することができる。ただし、投資顧問会社は、これらを利用することに関し、経済的にみて、サブ・ファンドの効率的なポートフォリオ運用にふさわしいと合理的に確信した場合にのみ、かかる技術および商品を活用する。

マスター・ファンドの投資制限は以下の通りである。

#### マスター・ファンドの投資制限

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、投資を行う際、下記の投資制限に従う。下記の制限は、マスター・ファンドの取締役会によりルクセンブルクの法律に準拠して採用されているが、取締役会は、マスター・ファンドの投資主の投票なしにこれを修正することができる。

1. マスター・ファンドの各ポートフォリオの投資対象は下記から構成される。

- (a) 規制市場で許可された、または取引される譲渡可能な証券および短期金融市場商品
- (b) 定期的に運営され、一般に公開された公認のEU加盟国にある他の規制市場で取引される譲渡可能な証券および短期金融市場商品
- (c) EU非加盟国の証券取引所への正式上場を許可された、または定期的に運営され、一般に公開公認されたEU非加盟国にある他の規制市場で取引される譲渡可能な証券および短期金融市場商品
- (d) 最近発行された譲渡可能な証券または短期金融市場商品。ただし、
  - ( ) 上記(a)~(c)に記載される証券取引所への正式上場の許可または別の規制市場への許可の申請が行われるとの約定が発行条件に含まれており、また
  - ( ) かかる許可が発行から1年以内に確約されているものとする。
- (e) EU加盟国内を所在地とするか否かに関わらず、UCITS令により認可されたUCITSないしUCITS令第1(2)条の第一および第二の証書の趣旨内のその他の投資信託の投資証券または受益証券。ただし、
  - ( ) かかるその他の投資信託は、ルクセンブルク金融監督庁によれば、共同体法に規定されるものと同等の監督を受けるとされ、かつ監督機関間の協力が十分に保証されていることを定める法律に基づき認

可されているものとし、

( ) かかるその他の投資信託への投資主または受益者の保護基準がUCITSの投資主または受益者のために定められたものと同等であり、特に、譲渡性の証券および短期金融市場商品にかかる資産分離、借入、貸付、および無担保の売買に関する規則がUCITS令の要項と同等とし、

( ) 報告期間中の資産と負債、収益、事業についての評価を可能にする半期報告書および年次報告書にその他の投資信託の業務が報告されるものとし、

( ) 取得が予定されるUCITSまたはかかる他の投資信託の資産については、その設立証書により、合計でかかる資産の10%以上を、その他のUCITSまたはその他の投資信託の投資証券または受益証券に投資することはできないとされるものとする。

(f) 要求に応じ払い戻される、または引出し権のある12ヶ月未満満期の金融機関への預金。ただし、かかる金融機関は、EU加盟国内に登記事務所を有するものとし、またかかる金融機関の登記事務所がEU非加盟国内にある場合は、当該機関は、共同体法に定めるものと同等であるとルクセンブルク金融監督庁がみなす十分な規則に服するものとする。

(g) 上記(a)、(b)、(c)に記載される規制市場で取引される金融派生商品(等価の現金決済商品を含む)ないし店頭で売買される金融派生商品(「OTC派生商品」)。ただし、

( ) 原商品は、マスター・ファンドのポートフォリオがその設立証書および英文目論見書に記載される投資目的に従い投資する金融指数、金利、外国為替レートまたは通貨等、上記本(4)の1に含まれる商品で構成され、

( ) OTC派生取引の取引相手は、ルクセンブルク金融監督庁により承認されたカテゴリーに属し、適切な監督を受ける機関とし、また

( ) OTC派生商品は、各日ベースで信頼でき認証可能な評価を受け、マスター・ファンドのポートフォリオの申し出により何時でも適正市場価格での相殺取引により売却、清算、または決済できるものとする。

(h) 当該商品の銘柄または発行体それ自体が投資家保護と貯蓄の趣旨上規制を受ける場合の規制市場で取引されるもの以外の短期金融市場商品。ただし、かかる商品は、

( ) 中央当局、地方当局、地域当局、EU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合、欧州投資銀行、EU非加盟国によって、または連邦国の場合は連邦構成州の州、またはEU加盟国の一国もしくは複数国が属している公的国際機関によって発行または保証されており、または

( ) その証券が上記の(a)、(b)もしくは(c)に記載される規制市場で取引される事業体によって発行されており、または

( ) 共同体法に定める判断基準に従い十分な監督を受ける機関、またはルクセンブルク金融監督庁が共同体法に定めるものと同等とみなす十分な規則に従う機関によって発行または保証されており、または

( ) ルクセンブルク金融監督庁によって承認されたカテゴリーに属するその他機関によって発行されているものとする。ただし、かかる商品への投資は、本項(h)にかかる第一、第二、および第三の証書に規定されるものと同等の投資家保護の対象となるものとし、またその発行体は、( ) 資本金と準備金の金額が少なくとも10,000,000ユーロの会社であり、かつ( ) 指令78/660/EECに従い年次決算書を提示公表する会社であり、( ) 上場会社一社もしくは複数社を含む企業グループ内で当該グループの金融業務を専業とする主体であり、または( ) 金融流動業から利益を得る証券化機関の金融業務を専業する主体であるものとする。

2. さらに、

(a) マスター・ファンドの各ポートフォリオは、その純資産の最大10%を上記1で言及されている以外の譲渡可能な証券および短期金融市場商品に投資することができる。

(b) マスター・ファンドの各ポートフォリオは、補助的な資産(その限度は、マスター・ファンドの取締役会が投資主の最善の利益となるとみなす場合は、例外的かつ一時的に超過することができる)を保有することができる。

(c) マスター・ファンドの各ポートフォリオは、当該借入れが一時的にのみ行われることを条件に、当該ポートフォリオの純資産の最大10%の借入を行うことができる。

(d) マスター・ファンドの各ポートフォリオは、バック・ツー・バック・ローンにより外国通貨を取得することができる。

3. さらに、各ポートフォリオは、各発行体に関し下記の投資制限に従うものとする。

(a) リスク分散に関する規則

以下の(1)から(5)までおよび(8)に規定される制限の計算については、同一の企業グループに属する会社は単一発行体とみなされる。

譲渡可能な証券および短期金融市場商品

(1) マスター・ファンドの各ポートフォリオはその資産の10%以上を同一機関によって発行された譲渡可能な証券または短期金融市場商品に投資してはならない。

マスター・ファンドの各ポートフォリオが各発行体にその資産の5%以上を投資する発行体中にマスター・ファンドの各ポートフォリオによって保有される譲渡可能な証券と短期金融市場商品の価額総額は、その資産価額の40%を超えてはならない。本制限は、十分な規制に準拠する金融機関への預金、またはかかる機関とのOTC派生商品の取引には適用されない。

本3.(a)(1)項の趣旨上、マスター・ファンドのポートフォリオは、抵当裏付けまたは資産裏付けのある各ポートフォリオを、かかるポートフォリオが同一のスポンサーによる支援または同一の役務提供者によるサービスを受ける同一のマスター・トラストの一部であったとしても、個別の発行体の個別銘柄として取り扱う。

(2) (1)項に定める10%制限は、同一の企業グループによって発行される譲渡可能な証券および短期金融市場商品の場合には20%に引き上げられる。

(3) (1)項に定める10%制限は、譲渡可能な証券または短期金融市場商品がEU加盟国、その地方機関、EU非加盟国、または単一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合は最大35%に引き上げられる。

(4) (1)項に定める10%制限は、その登記事務所がEU加盟国にあり、かつ債務証券保有者の保護を図る特別の公的監視を法律により受ける金融機関によって発行された一部債務証券については25%に引き上げられる。特に、かかる債務証券の発行による金額は、債務証券の有効期間全体を通して、当該債務証券に付随する請求権を保証することが可能な資産であって、発行体の破産の場合には優先順位に基づき元本の返済と経過利息の支払のために充当されうる資産に、法律に基づき投資されなければならない。マスター・ファンドのポートフォリオがその資産の5%以上を同一発行体によって発行されたかかる債務証券に投資する限りにおいては、かかる投資価額の総額は当該マスター・ファンドのポートフォリオの資産価額の80%を超えてはならない。

(5) 上記(3)および(4)に記載される価額は、上記(1)項に記載される40%制限を適用する趣旨上は考慮に入れられない。

(6) 上記に表示する制限に関わらず、マスター・ファンドの各ポートフォリオは、リスク分散原則に従い、その資産の100%までを、EU加盟国、その地方機関、OECD加盟国、EU加盟国の一国もしくは複数国がメンバーである公的国際機関によって発行または保証された譲渡可能な証券および短期金融市場商品に投資することを認められる。ただし、( )かかる証券は、少なくとも6つの異なる銘柄で構成されており、また( )一銘柄による証券は当該マスター・ファンドのポートフォリオ資産の30%以上を占めてはならない。(6)に記載される規定は、連邦住宅抵当金庫、連邦抵当金庫、政府抵当金庫債券、連邦住宅貸付銀行等の米国政府機関の発行する証券に投資するマスター・ファンドのポートフォリオに対しても適用される。

(7) 以下の(b)に定める制限を侵すことなく、上記(1)に規定される制限は、下記の場合には同一機関によって発行された株式ないし債務証券への投資については最大20%に引き上げられる。

マスター・ファンドのポートフォリオの投資方針により、ルクセンブルク金融監督庁によって認められ、かつ下記の基準を充たした一定の株式指数または債務証券指数構成を複製することが目指される場合

- ( ) 当該指数の構成は十分に多様であること。
- ( ) 当該指数が、その対象市場の的確なベンチマークを表示すること。
- ( ) 当該指数が適切な方法で公表されていること。

かかる20%制限は、特に一部の譲渡可能な証券または短期金融市場商品が大半を占める規制市場において、例外的状況による正当化が証明される場合は35%に引き上げられる。本制限を限度とする投資は単一発行体に関してのみ認められる。

#### 銀行預金

(8) マスター・ファンドの各ポートフォリオはその資産の20%以上を同一機関への預金に投資してはならない。

#### 派生商品

(9) OTC派生取引におけるマスター・ファンドのポートフォリオの取引相手に対するリスク・エクスポージャーは、当該取引相手が上記本(4)の1.(f)に記載される金融機関である場合は、当該マスター・ファンドのポートフォリオの資産の10%を超えてはならず、またその他の場合はその資産の5%を超えてはならない。

(10) マスター・ファンドの各ポートフォリオは金融派生商品に投資することができる。ただし、原資産に対するエクスポージャーは合計で、(1)から(5)まで、(8)、(9)、(16)、(17)に定める投資制限を超えてはならない。マスター・ファンドのポートフォリオが金融派生商品に基づく指数に投資する場合は、かかる投資は、(1)から(5)まで、(8)、(9)、(16)、(17)に定める制限に連関させることを要しない。

(11) 譲渡可能な証券および短期金融派生商品が派生商品を内包する場合、派生商品を内包することが、(10)および(12)に定める規定を適用する際および派生商品の取引に関し発生するリスクを判断する際に考慮されなければならない。

(12) 派生商品に関しては、マスター・ファンドは、マスター・ファンドの各ポートフォリオのために、派生商品に関わる全体的エクスポージャーが当該マスター・ファンドのポートフォリオの純資産総額を超えないことを確実にする。

かかるリスク・エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手のリスク、事後の市場の動き、当該ポジションの清算が可能な時期を勘案して計算される。

#### オープンエンド型投資信託の投資証券または受益証券

(13) マスター・ファンドの各ポートフォリオは、その資産の20%以上を単一のUCITSまたは前記1.(e)に記載されるその他の投資信託の投資証券または受益証券に投資してはならない。

(14) さらに、各マスター・ファンドのポートフォリオについては、UCITS以外の投資信託に対し行われる投資は合計で当該マスター・ファンドのポートフォリオの資産の30%を超えてはならない。

(15) UCITSまたは投資信託が幾つかのサブ・ファンドで構成されている限りにおいては、異なるサブ・ファンドの契約額にかかる分離の原則が第三者との関係上保証されている場合は、各サブ・ファンドは、上記(13)に定める制限の適用上個別の主体とみなされる。

#### 制限の合算

(16) (1)、(8)、および(9)に定める個々の制限に関わらず、マスター・ファンドの各ポートフォリオは下記を合算することはできない。

( ) 当該ポートフォリオの資産の20%を超える単一機関によって発行された譲渡可能な証券または短期金融市場商品

( ) かかる単一機関への預金

( ) かかる単一機関と行われるOTC派生取引から生じるエクスポージャー

(17) (1)から(5)まで、(8)および(9)に記載される制限は合算することはできない。従って、(1)から(5)まで、(8)および(9)に従い、同一機関により発行された譲渡可能な証券もしくは短期金融市場商品または同機関に対する預金もしくは派生商品へのマスター・ファンドの各ポートフォリオによる投資は、合計でマスター・ファンドの当該ポートフォリオの資産の35%を超えてはならない。

(b) 支配権に関する制限

(18) マスター・ファンドのポートフォリオは、発行体の経営に対する重大な影響力の行使を可能にするような議決権付株式を取得してはならない。

(19) マスター・ファンドの各ポートフォリオは下記を取得することはできない。

( ) 同一発行体の発行済み無議決権株式の10%以上

( ) 同一発行体の発行済み債務証券の10%以上

- ( ) 同一UCITSないしその他投資信託の投資証券または受益証券の25%以上
- ( ) 同一発行体の短期金融市場商品の10%以上
- ( ) から( )までに記載する制限は、当該時に債務証券もしくは短期金融市場商品の総額または発行済み証券の純額が計算できない場合はその取得時に適用しないことができる。
- (20) (18)および(19)に定める制限は、下記に関しては放棄される。
- ( ) EU加盟国またはその地方機関によって発行または保証された譲渡可能な証券および短期金融市場商品
- ( ) EU非加盟国によって発行または保証された譲渡可能な証券および短期金融市場商品
- ( ) EU非加盟国の一国または複数国がメンバーである公的国際機関によって発行または保証された譲渡可能な証券および短期金融市場商品
- ( ) EU非加盟国で設立された会社の資本中の株式であって、当該国に登録事務所を有する発行体の証券に主にその資産を投資し、当該国の法令の下では、かかる株式保有が、マスター・ファンドの各ポートフォリオのためにマスター・ファンドが当該国の発行体の証券に投資することができる唯一の方法であることを表示する場合。ただし、当該会社の投資方針は、本書に定めるリスク分散および支配権に関する制限に準拠する規定に従うものとする。
- ( ) 専ら自己のための株主の請求による株式の買戻しに関し、当該子会社の所在地である国/州において運用業務、顧問業務、またはマーケティング業務のみを営む子会社の資本中の株式
4. さらに、下記の制限が順守されるべきとされる。
- (1) マスター・ファンドの各ポートフォリオは貴金属または貴金属を表示する証券を取得してはならない。
- (2) マスター・ファンドの各ポートフォリオは、その業務にかかる直接的追求上重要である場合以外、不動産を取得してはならない。
- (3) マスター・ファンドの各ポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオの投資証券の購入権を保有者に付与するワラントまたはその他証券を発行してはならない。
- (4) マスター・ファンドのポートフォリオが債務証券を取得し、かつ銀行預金を保有することが可能であることを侵すことなく、マスター・ファンドの各ポートフォリオは、第三者のために貸付を供与してはならず、また保証人として行為してはならない。本制限は、マスター・ファンドのポートフォリオが、1.(e)、(g)および(h)に記載される全額払込済みではない譲渡可能な証券、短期金融市場商品、またはその他金融商品を取得することを妨げるものではない。
- (5) マスター・ファンドの各ポートフォリオは、1.(e)、(g)および(h)に記載される譲渡可能な証券、短期金融市場商品、またはその他金融商品の無担保での売却を行ってはならない。
5. 上記規定に関わらず、
- (1) マスター・ファンドの各ポートフォリオは、その資産の一部を構成する譲渡可能な証券または短期金融市場商品に付帯する買付け権の行使の際には本書に記載する制限の順守を必ずしも要しない。
- (2) マスター・ファンドのポートフォリオもしくはマスター・ファンドの支配を超える何らかの理由により、または買付け権の行使の結果、上記の制限を超える場合、関係するマスター・ファンドのポートフォリオは、その売買取引上の最優先目的として、投資主の利益を適正に考慮して当該状況の是正を採択しなければならない。
6. マスター・ファンドは、ポジションにかかるリスクおよびマスター・ファンドの各ポートフォリオの全体的リスク状況へのファンドの関りを常時監視し計測することを可能にするリスク管理手続を採用することができる。マスター・ファンドは、OTC派生商品の価格についての独自の正確な評価を可能にする手続を採用する。
7. マスター・ファンドのリスク管理において適用される量的制限、その目的で選択された方法、および主要な商品カテゴリーのリスクと利回りについての最近の進展に関する情報は請求に応じ投資家に提供される。
8. マスター・ファンドは、ルクセンブルク金融監督庁により公表される基準に常時従うことを条件として、譲渡可能な証券や短期金融市場商品に関する手法および手段を採用することができる。ただし、かかる手法および手段は、効率的なポートフォリオ運用のために採用されるものとする。かかる採用手法

が金融派生商品の利用に関わる場合は、上記の基準はルクセンブルク大公国の2010年12月17日の法律に準拠しているものとする。いかなる場合にも、かかる採用手法により、マスター・ファンドがマスター・ファンドの英文目論見書、定款、および投資顧問契約に定めるその投資目的から乖離する結果となつてはならない。

### 3【投資リスク】

#### (1) リスク要因

##### 主なリスク

##### エマージング市場への投資に伴うリスク

エマージング市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点がある。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が低いことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられる。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もある。また、エマージング諸国の債券等の格付けの低い債券については信用リスクがより高くなる。エマージング市場への投資にあたっては、長期での投資が可能な余裕資金の範囲で投資を行うことが肝要である。

##### 債券投資リスク(価格変動リスク・信用リスク)

ファンドは、外国債券を投資対象とする投資信託証券を組入れるため、ファンドへの投資には、債券投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うことになる。一般的に債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇する。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴う。一般に、債券の値動きの幅および信用リスクは、残存期間が長いほど、また発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向がある。

##### 為替リスク

ファンドは外国債券を投資対象とする投資信託証券を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行わない。したがって、ファンドへの投資には為替変動リスクが伴う。為替レートは短期間に大幅に変動することがある。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定される。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性がある。ファンドでは、エマージング諸国の債券に投資するため、先進国の通貨建債券と比較して、相対的に高い為替変動リスクを有すると考えられる。

##### リスク要因および特別の留意事項

投資者が考慮すべきリスクには、( )ファンドに特有のものであり、投資者が投資するファンドのすべてのサブ・ファンドに適用されるリスク、および( )サブ・ファンドに特有のものであり、投資者が投資を希望するサブ・ファンドの受益証券に特有なもので、当該サブ・ファンドおよびマスター・ファンドに関して採用される投資目的、方針および戦略に関し、また投資対象から発生するリスクが含まれる。各投資予定者は、ファンドおよびサブ・ファンドの受益証券に投資する前に、こうしたリスクについて慎重に考察すべきである。

投資対象の価額およびこれらから生じる収益は、上昇することも下落することもあり、投資家は、ファンドまたはサブ・ファンドに投資した元本を回収できないことがある。

以下のリスクは、ファンドが直接にまたはサブ・ファンドへの投資を通じて間接に被る特別なリスク要因である。

政治的リスクおよび規制上のリスク：ファンド資産の価値は、国際的な政治的および経済的展開ならびに、市況の変動、政府方針の変更ならびに法律上、規制上および税金上の要件の変更等の不確定要素により悪影響を受けることがある。

信用リスク：ソブリン債(各国政府または政府機関が発行する債券)または主権国家の政府により保証されたその他の債務への投資には、各政府の元利返済の能力および意思に関連するリスクが伴う。すべての債券の場合と同様に、ソブリン債への投資は、金利の変動により当該金融商品の価値が変化するリスクを伴う。金利が低下した場合、債券の時価は増加する傾向がある。逆に金利が上昇した場合、債券の時価は下落する傾向がある。さらに、コマーシャル・ペーパーや、銀行引受手形、預金証書、買戻契約な

どの短期現預金同等物の投資対象は、いずれの政府によっても保証されておらず、不履行リスクを負う。

証券、レポ契約および、適宜、本人ベースで行う先渡契約の取引について、ファンドのサブ・ファンドは、コマーシャル・ペーパー等の証券の発行者の側で当該取引について、またサブ・ファンドが取引する相手方について、取引の履行が不可能となるかまたは拒絶されるリスクを負っている。債務超過、破産またはその他の原因による当該不履行または拒絶により、サブ・ファンドは相当の損失を被ることがありうる。

受領された購入申込にかかる払込金の支払遅延または不払いによりファンドまたはいずれかのサブ・ファンドが被るあらゆる損失は、当該ファンドにより負担されるものとする。

課税：投資予定者は、ファンドへの投資に関連する税金リスクに注意しなければならない。(下記「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」参照)

非基本通貨建てクラス証券への投資：一部のサブ・ファンドの一部のクラスは、その資産を、当該クラスの基本通貨以外の通貨で表示されているマスター・ファンドに投資することができる。ヘッジされていない範囲において、かかるクラスの受益証券1口当り純資産価格は、当該マスター・ファンドの価格変動とともに、当該クラスの基本通貨の為替レートによっても変動する。

## マスター・ファンドのリスク要因および特別の留意事項

### マスター・ファンドの分配方針

マスター・ポートフォリオは関連する投資証券に帰属する資産のパフォーマンスおよびかかる資産に関し受領する収益の有無に関わらず分配を行う投資証券を発行することができる。その結果、マスター・ファンドは関連する投資証券に帰属するマスター・ポートフォリオの純投資収益の実質的に全てを分配金として宣言することのみならず、これに加えて、マスター・ファンドの取締役会の裁量において、該当するマスター・ポートフォリオは、当該マスター・ポートフォリオのキャピタルゲイン(もしあれば)およびその投資証券または投資証券のクラスに帰属する資本を分配する旨定めることができる。その結果、該当するいかなる投資証券または投資証券のクラスの純資産価額は、当該マスター・ポートフォリオの他の投資証券クラス(取締役会が一般にキャピタルゲインに関し分配を宣言すること、または資本を分配することを意図していない投資証券クラス)の投資証券の純資産価額よりも大きく変動する可能性があり、当該純資産価額に対する将来の見込み評価が損なわれる可能性がある。さらに、分配金としての収益および/またはキャピタルゲインからの支払または資本の分配は、投資家の税務上の立場に影響を及ぼす可能性がある。したがって、投資家は該当する投資証券に対する投資に関して個別に具体的な助言を得るべきである。

### 一般

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオにより保有される種類の投資対象に主に投資することに関連するリスクを受け入れることのできる長期の投資向けに意図されている。マスター・ファンドの株式ポートフォリオに投資する投資家は、株式に伴うリスクを負うが、その価格は、一般に個々の企業活動、市場全般、景気に応じて変動する。特に、投資家は、株式および株式関連の投資対象権利が、支払を受ける権利に関して、債券を含む他の企業証券に劣後するということに留意すべきである。マスター・ファンドの債券ポートフォリオに投資する投資家は、信用リスクおよび金利リスクを含む債務証券に関連するリスクならびに高利回り債、ローン・パーティシペーションおよび派生証券に関連する付加的なリスクを負う。マスター・ファンドのポートフォリオがファンド・オブ・ファンズに投資する限りにおいては、投資家は対象となるファンド・オブ・ファンズに伴うリスクを負う。

また、投資家は、通貨リスクおよび当該マスター・ファンドのポートフォリオが用いるものと予想される運用手法に関連するリスクも承知するべきである。マスター・ファンドの各ポートフォリオは、特定の投資運用目的でポートフォリオの運用手法を用いることがある。かかるポートフォリオの運用手法は、投資家が承知しているべき一定の追加リスクを伴うことがある。

マスター・ファンドのポートフォリオの投資証券への投資は完全な投資プログラムとなるものではな



い、投資家は、あるマスター・ファンドのポートフォリオへの投資を他の種類の投資によって補完することを望む可能性もある。

一部のリスクは、特定のマスター・ファンドのポートフォリオに深く関係するが、投資家は、本書に記載されているすべてのリスクを、それらがマスター・ファンドの各ポートフォリオに関係する限り、確実に理解するようにすべきである。

投資家は、自己の投資するマスター・ファンドのポートフォリオが特定のポートフォリオに該当するかどうかを判断するためにすべてのリスク検討事項を読むべきである。

下記はマスター・ファンドへの投資に伴う特定のリスクについて詳述するものであり、投資家にはそれらリスクについて自身の専門アドバイザーと相談することが推奨される。以下の記述は、マスター・ファンドへの投資に伴うあらゆるリスクについて網羅したものではない。

#### 一般的リスク

発行体は、一般に、国により様々な会計、監査および財務報告にかかる基準に服する。取引量、価格の変動性および発行体の流動性は、証券取引所、証券ディーラーおよび企業に対する政府の監督および規制のレベルと同様に様々である。一部の国々の法律は、マスター・ファンドのポートフォリオが当該国に位置する一部の発行体の証券に投資する可能性、または投資額を本国送金する可能性を制限することがある。

また、市場によって清算および決済に関する手続も異なる。決済の遅れは、マスター・ファンドのポートフォリオの資産の一部が投資されず、当該資産上でいずれの利益も稼得されず、またはマスター・ファンドのポートフォリオが魅力的な投資機会を逸しうる一時的な期間をもたらしうる。決済上の問題により、マスター・ファンドのポートフォリオ証券を売却できない場合は、その後の当該マスター・ファンドのポートフォリオ証券の価格下落により当該マスター・ファンドのポートフォリオに損失が生ずる可能性があり、当該マスター・ファンドのポートフォリオが証券を売却する契約を締結していた場合は、購入者に対する損害賠償責任が生ずる可能性がある。一部の市場では、証券の引渡し前に支払が必要な場合があり、マスター・ファンドの関係ポートフォリオは信用リスクを負うことになる。

投資（特に、新興市場への投資）は、収用課税もしくは没収課税、配当金もしくは利息の支払に対する源泉徴収課税、マスター・ファンドのポートフォリオの資金もしくはその他の資産の撤収・移動に対する制限、または政治的もしくは社会的な不安定性によって悪影響を受けることがある。証券の発行体は、当該証券の基本通貨を通貨とする国以外の国に本拠を置いている場合がある。異なる国々の証券市場における投資対象の価額および相対利回り、ならびに関連リスクは、互いに影響し合う形で変化すると予想される。

#### 通貨および集中のリスク

多国籍発行体への投資は、通常、様々な国々の通貨に関係するため、マスター・ファンドのポートフォリオの基本通貨で測定されたマスター・ファンドのポートフォリオの資産の価額は、為替レートの変動の影響を受け、これによりマスター・ファンドのポートフォリオの投資対象証券のパフォーマンスとは関わりなくマスター・ファンドのポートフォリオのパフォーマンスに影響が及ぶ可能性がある。マスター・ファンドのポートフォリオは、当該マスター・ファンドのポートフォリオの投資目標および投資方針に従い、その投資対象を、投資顧問会社により選択された単数もしくは複数の通貨の組合せに集中させることができる。特定の通貨への投資の集中は、当該通貨の価値に悪影響を及ぼす動向（当該国での不利な経済・政治動向を含む）からマスター・ファンドのポートフォリオが影響を受ける度合いを増大させる。

為替レートは短期間に大幅に変動する場合があり、他の要因と共に、マスター・ファンドのポートフォリオの純資産価額も変動させうる。為替レートは、政府もしくは中央銀行による介入もしくは介入の失敗を含む多くの要因により、または世界中の通貨管理もしくは政治的動向によって、予期しない形で影響されうる。

マスター・ファンドのポートフォリオの投資が特定の国々に集中することは、そのようなマスター・ファンドのポートフォリオがかかる国々において生じる不利な社会的、政治的または経済的出来事の影

響をより強く受ける可能性があることを意味する。

マスター・ファンドの一部のポートフォリオは、特定のセクターの会社はその投資を集中させる可能性があり、したがってかかる集中に関連するリスクを負う可能性がある。さらに、マスター・ファンドのポートフォリオ中の多くの会社が小さな時価総額の会社であり、新規設立企業の性格を有する場合、マスター・ファンドのポートフォリオは、より分散化された投資証券のポートフォリオの場合に一般に想定されるよりも高い水準の変動性とリスクに直接的にさらされる。かかるリスクは、投資目的がより一般的である場合であっても、特定のセクターに投資するマスター・ファンドのすべてのポートフォリオに影響しうる。

#### 通貨取引

マスター・ファンドのポートフォリオは、ヘッジ対象投資証券クラスに関わるか否かを問わず、前記「マスター・ファンドのポートフォリオ運用手法」に記載されている様々な通貨取引を行うことができる。通貨取引に関しては、直物または予約の契約および店頭オプションは、取引所または決済機関による保証を欠くため、相手方が義務を履行しないリスクを負う。従って、契約上の不履行が生じた場合、マスター・ファンドのポートフォリオは未実現利益、取引費用および当該契約のヘッジ効果を失う可能性があり、また、購入約束または売却約束がある場合は、これを時価でカバーすることを余儀なくされる可能性がある。同時に通貨ポジションを維持しつつ全面的に証券にマスター・ファンドのポートフォリオが投資される限りにおいては、当該マスター・ファンドのポートフォリオは、(通貨ポジションを保有することなく)全額投資されたマスター・ファンドのポートフォリオへの投資と比較してより大きな複合リスクを負う可能性がある。通貨取引の使用は高度に専門的な活動であり、通常のポートフォリオ証券取引に関わるリスクとは異なるリスクを伴う。投資顧問会社による市場価格および為替レートの予測が正しくない場合、マスター・ファンドのポートフォリオの投資パフォーマンスは、このような投資手法が使用されなかった場合に比べ悪くなる可能性がある。

#### 派生商品のリスク

派生商品への投資は投資家にとって追加のリスクを伴うことがある。かかる追加のリスクは、次のいずれかまたはすべての結果生じうる。即ち、( )マスター・ファンドのポートフォリオの取引に関連するレバレッジ要因、および( )当該派生取引の取引相手の信用性、ないし( )派生商品の市場の非流動性の可能性。派生商品が投機目的で使用される限りにおいては、マスター・ファンドのポートフォリオに対する全体的な損失リスクは増大することがありうる。派生商品がヘッジ目的で使用される限りにおいては、マスター・ファンドのポートフォリオに対する損失リスクは、当該派生商品の価格とそのヘッジする証券またはポジションの価格の連関性が十分ではない場合は増大しうる。

#### ISDA基本契約

マスター・ファンドのポートフォリオは、ISDA基本契約に準拠する類の派生取引を行うことができる。ISDA基本契約は、派生商品市場で通常使用される標準的契約であって、契約当事者各々の権利、責務、義務を含む契約当事者間の契約上の関係を定める規定を記載している。投資顧問会社がマスター・ファンドのあるポートフォリオのために金利スワップを実施する場合、投資顧問会社は、ISDA基本契約の付属書であって、ISDA基本契約により規定される取引の当事者間の相互のクレジット・サポート取決めの文面化に使用されるクレジット・サポート付属書を当該マスター・ファンドのポートフォリオのために締結することが必要となる。特定取引相手との合意後、投資顧問会社があるマスター・ファンドのポートフォリオのために当初または追加の外国為替取引、通貨オプション、または関係ある場合は金利スワップを実施するに依り、合意された商取引上ないし法律上の事項を反映するように改訂されたISDA基本契約が直ちに、当該マスター・ファンドのポートフォリオと当該取引相手との間で締結されるものとみなされ、当該契約に基づき行われる取引(当初の派生商品取引を含む)に関する確認書は、ISDA基本契約を補遺し、その一部を構成する。

あるマスター・ファンドのポートフォリオのために派生商品取引が執行される各日に、マスター・ファンドは、当該マスター・ファンドのポートフォリオに代わって、ISDA基本契約が当該マスター

・ファンドのポートフォリオのために締結される先の各取引相手に対し一定の表明事項および約束事項を提供したものとみなされる。かかる表明事項および約束事項には、当該マスター・ファンドのポートフォリオにかかる適法な設立、良好な財務状況、法人としての権限、当該マスター・ファンドのポートフォリオによるあらゆる所定の承認の取得および適用法の順守、ならびに関係 I S D A 基本契約および関連する契約と取引に基づく当該マスター・ファンドのポートフォリオへの拘束力ある債務の内容に関するマスター・ファンドからのマスター・ファンドに関わる表明および約束が含まれるが、それらに限定されない。マスター・ファンドは、かかる表明に違反していること、またはかかる約束の順守を継続できないことを承知するに到った場合は、投資顧問会社に通知しなければならない。かかる違反は、その他潜在する結果的影響に加えて、関係する各取引相手が当該マスター・ファンドのポートフォリオのためのマスター・ファンドとの I S D A 基本契約を一方的に解約し、かつマスター・ファンドとの未決の契約を決済すること可能にすることになりうる。

### プライムブローカーのリスク

マスター・ファンドの単一または複数のポートフォリオに対し一部の委託売買取引サービス、決済サービス、ないし保管サービスを提供するためにマスター・ファンドによってプライムブローカーが指定されることがある。かかる場合、また当該マスター・ファンドのポートフォリオのためにプライムブローカーによって提供される保管サービス(もしあれば)によっては、当該マスター・ファンドのポートフォリオの資産の大部分はある時期にプライムブローカーによって保有されることがある。プライムブローカーは、その保有するマスター・ファンドの一部資産のみを分離する義務を負うに過ぎず、マスター・ファンドの名義でマスター・ファンドの証券を保有しないことがある。従って、プライムブローカーの怠慢は、かかる証券がマスター・ファンドの名義で(またはマスター・ファンドの保管銀行の名義で)登録されていた場合よりもマスター・ファンドおよび関係マスター・ファンドのポートフォリオに対しより大きな悪影響を及ぼすことになりうる。

プライムブローカーのサービスの提供に関わるかかるマスター・ファンドのポートフォリオの投資対象については、プライムブローカーによって自己の目的のために取引、貸付、処分、質権設定、請求、または別途の利用が行われることがあるが、かかる場合、マスター・ファンドはプライムブローカーに対し等価資産の返却を求める権利を有する。ただし、適用法令の要件に常時従い、マスター・ファンドとプライムブローカーとの間の契約は、プライムブローカーがかかる形で利用するマスター・ファンドのポートフォリオの資産規模を、プライムブローカー自体がマスター・ファンドに貸し付けた、または別途マスター・ファンドのために約定した資産額または現金額未満または相当の金額に制限することが予想される。

### 新興市場への投資

新興経済または新興株式市場を有する国々の政治・経済構造は、重要な進化と急速な発展の過程にあり、このような国々は、上記「通貨および集中のリスク」に記載されている通貨変動の大きなリスクを含めて、より発展した国々の特徴である社会的、政治的および経済的な安定性を欠く場合がある。このような不安定性は、権威主義的な政府や憲法外的手段による政府の変更もしくは変更の試みを含む政治・経済意思決定過程への軍の関与、政治的、経済的または社会的状況の改善要求に関連する民衆の動揺、国内暴動、近隣国との敵対関係、および民族的、宗教的および人種的不満または対立などから生ずる可能性がある。このような国々の一部は、過去に私有財産権を認識せず、時として私企業の資産を国有化または収用することがあるかもしれない。この結果、このような国々への投資のリスク(資産の国有化または収用のリスクを含む)は高い水準にある可能性がある。さらに、予期しない政治的または社会的動向が、マスター・ファンドのポートフォリオのこのような国々における投資対象の価額、およびマスター・ファンドのポートフォリオにとってのこのような国々における新たな投資対象の利用可能性に影響を及ぼしうる。

このような国々の一部諸国における証券市場の規模の小ささと経験の浅さ、および限定された証券取引高のため、マスター・ファンドのポートフォリオの投資対象は、より確立された市場における投資対象に比べ、流動性を欠き、変動性の高いものになる可能性があり、また、マスター・ファンドのポート

フォリオがこのような国々で投資を行う前には、特別の保管契約またはその他の取決めを確立することが必要になりうる。このような国々の一部諸国に位置する発行体に関しては、利用可能な財務情報または会計情報がほとんど存在しないことがあり、それゆえかかる発行体への投資の価値または見込みを評価することは困難でありうる。また、決済システムは、より確立された市場に比べ未発達であることがあり、このため、マスター・ファンドのポートフォリオは、ポートフォリオ取引を実行することを妨げられる可能性があり、また信用リスクの増大を伴ったより限定的な範囲の取引相手を介してマスター・ファンドのポートフォリオの投資が決済されることをもたらすことがある。

さらに、特定の市場では、当該国の条例により適格外国機関または投資家に対しても、投資に関する認可の制限、投資の割当ての制限などを課する可能性がある。潜在的投資家は、マスター・ファンドがかかる適格機関に認められた割当てから利益を上げる保証がなく、利益を上げたとしても、マスター・ファンドが常に割当てを受けるとは言えない点に留意する必要がある。投資割当量の撤回または更新ができないことによりマスター・ファンドに重大な不利益な影響を与える可能性はある。かかる投資割当額を通じて投資することの結果として、マスター・ファンドによる特定の会社の自己資本所有可能額に制限があることにもなる。投資割当額の利用の場合、資金の移動が政府の指定したサービス・プロバイダーおよび口座を通じて行われることが要求されることが度々ある。かかるプロバイダーを強制的に利用することにより、一般的な市場において選択された場合に利用できる程度に有利な条件をファンドに提供することができない場合がある。

#### 政府による投資制限

政府による規制および制限は、マスター・ファンドのポートフォリオにより購入または売却されうる証券の金額および種類を制約する場合がある。このような制限は、証券の時価、流動性および権利にも影響を及ぼす可能性があり、マスター・ファンドのポートフォリオの費用を増大させる可能性がある。さらに、投資の利益および元本の本国送金は、政府の一定の同意の必要などの制限の対象となることが多く、直接の制限が存在しない場合でも、本国送金の仕組みは、マスター・ファンドのポートフォリオの運営の一部の側面に影響を及ぼしうる。特に、いくつかの新興諸国の証券市場に投資するマスター・ファンドのポートフォリオの能力は、外国投資を制限する法律によって、様々な程度に制限または管理されている可能性があり、このような制限は、マスター・ファンドのポートフォリオによる直接投資を禁じている場合がある。

#### ERISAに対する留意

マスター・ファンドのポートフォリオの投資証券クラスの25%以上は従業員福利制度または同類の制度（かかる制度が米国雇用主の制度またはERISAの制度かは問われない）に適格な者によって保有されるため、マスター・ファンドのポートフォリオはERISA規則の趣旨上の「制度資産」としての特質を有することがあり、当該マスター・ファンドのポートフォリオはERISA特約に応じて運用されることが要求されうることを、投資家は、マスター・ファンドのポートフォリオに投資する投資主の事情やERISA規則の適用に応じて承知するべきである。そのほか、マスター・ファンドのポートフォリオはまた、ERISA規則が適用されるか否か不確実である場合においてERISA規則が適用されない場合であってもかかる方式で運用されることがある。そのことの影響は、マスター・ファンドのポートフォリオのために行われる投資に関してマスター・ファンドがゴールドマン・サックス・グループ企業との取引やかかる企業を介しての取引を禁じられることを含め（ただし、それに限らない）、マスター・ファンドのポートフォリオがその運用可能な方法を制限される可能性があることである。

#### 証券の指数への組入れ

マスター・ファンドのポートフォリオの証券が指数に組み込まれる（または以前に組み込まれていた指数から除かれる）場合、投資家は当該指数の構成に基づきその投資の決定を行うため、当該マスター・ファンドのポートフォリオの純資産価額が変動する可能性があることを投資家は承知しているべきである。多額の投資の追加または投資の引揚げが、マスター・ファンドのポートフォリオの基本費用に

不利な影響を生じることがある。

#### A D R、E D RおよびG D Rへの投資

マスター・ファンドのポートフォリオが投資する可能性のある証券の一部は、A D R、E D RおよびG D Rにより表章される。A D Rは米ドル建てで、米国の銀行がスポンサーとなり、米国の銀行により発行される。A D Rは、米国の銀行または米国外の取引銀行に預託された非米国発行体の証券を受取る権利を表章する。マスター・ファンドのポートフォリオは、E D Rにも投資することができる。E D Rは、A D Rの取決めと類似した欧州銀行との間の取決めを裏付ける受領書であり、欧州市場で使用されるように設計されている。さらに、マスター・ファンドのポートフォリオは、G D Rにも投資することができる。G D Rは、A D RおよびE D Rと類似した取決めを裏付ける米国、欧州またはその他の国際金融機関によって発行される受領書である。E D RおよびG D Rは、必ずしも、基礎となる証券の通貨建てではない。

#### 大量買戻しのリスク

限られた期間内の投資証券の大量の買戻しは、本来の望ましいとされるよりも急激にポジションを清算することがマスター・ファンドにとって必要となり、このことは買い戻される投資証券とマスター・ファンドの残存投資証券双方の価値に悪影響を及ぼしうる。投資証券の大量買戻しのリスクは、固定継続期間の仕組み商品の一部としてマスター・ファンドに投資がなされる場合にかかる仕組み商品がヘッジ手法を用いる場合には増幅されうる。ゴールドマン・サックスは、金融派生商品に関わる取引の設定、買付け、売付け、発行を行い、かかる取引の発行代理人もしくは販売会社として行為し、または別途当事者であることがあり、マスター・ファンドに関わる、または元の証券、通貨、もしくは投資対象に関わるかかる仕組みは、マスター・ファンドの投資先のもの、またはマスター・ファンドのパフォーマンスに別途基づくものであることがある。かかる金融派生商品の仕組みまたはその他の特質は、マスター・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。さらに、買戻しの発生期間に関わらず、それに伴うマスター・ファンドの純資産価額の減少は、マスター・ファンドにとって利益の創出または損失の回復を一層困難にすることがありうる。

#### マスター・ファンドのポートフォリオ間および投資証券クラス間の相互的悪影響

相互的悪影響のリスクの排除を図る法律がルクセンブルクでは施行されている。よって、ルクセンブルク法上、マスター・ファンドの各ポートフォリオは「リング防護」されており、単一の資産負債プールを成すとみなされ、従って、マスター・ファンドの各ポートフォリオに関係する投資主および債権者の権利は当該マスター・ファンドのポートフォリオの資産に限定されるべきとされる。

あるマスター・ファンドのポートフォリオの各種の投資証券クラスに帰属する資産と負債間には法律上の分離は存在しない。各投資証券クラスの資産と負債は、管理事務代行会社が内部的に各投資証券クラスに帰属させる。かかる分離は、請求権がルクセンブルク法上もたらされるか否かに関わらず、第三者債権者によって容認されないことがある。

#### 評価過誤の是正に関わる重大性方針

適用法令に従い、マスター・ファンドは、マスター・ファンドのポートフォリオの純資産価額の計算上の誤りに対しては重大性方針を適用する。つまり、当該方針により重大でないと言われる誤りによっては、マスター・ファンドのポートフォリオの特定投資証券クラスの再発行およびその純資産価額の是正はもたらされない。重大性方針が適用された日に投資家が影響を受けるマスター・ファンドのポートフォリオに関わる投資証券を買い付けた、または買い戻したことにより、投資主は、純資産価額の計算上の誤りが発生しなかったならば受領していたものとは異なる実利的結果を受けることがある。

#### 「適正評価値」価格の見直し

ゴールドマン・サックス&カンパニー内の一グループである評価監視グループは、マスター・ファンドの管理事務代行会社が証券または商品の価格を設定できない場合で独立の適正価格サービスから価

格を取得できない場合は、一部の証券および商品について「適正評価値」価格の提供を要求されることがある。かかる場合、投資家は、マスター・ファンドの管理事務代行会社がマスター・ファンドの純資産価額の計算にかかる価格を含む前にかかる価格に関する「適正さ」のテストまたはその他のテストを行わないことがあることを承知すべきである。

#### 非基本通貨建ての投資証券クラス

マスター・ファンドのポートフォリオの投資証券が、当該マスター・ファンドのポートフォリオが表示されている基本通貨以外の通貨建ての投資証券クラスで提供される場合、投資家は、当該マスター・ファンドのポートフォリオの純資産価額が当該マスター・ファンドのポートフォリオの基本通貨で計算され、基本通貨と当該他の通貨との実勢為替レートを参照して当該他の通貨で表示されることに留意すべきである。かかる為替レートの変動は、当該マスター・ファンドのポートフォリオの投資対象のパフォーマンスとは独立に、当該クラス投資証券のパフォーマンスに影響を及ぼしうる。通常の場合、当該クラス投資証券の購入、償還および交換にかかる通貨交換費用は、当該クラス投資証券により負担され、当該クラス投資証券の純資産価額に反映される。特定のヘッジ対象クラス投資証券にかかるヘッジ費用は、当該ヘッジ対象クラス投資証券のみが負担する。

非基本通貨の投資証券クラスからの流入と流出は、実勢為替レートの変動のために当該投資証券の価格により大きく影響する可能性があることに投資家は注意すべきである。

#### その他通貨の投資証券

非基本通貨建てのその他通貨の投資証券の買付け額は通常、当該買付価格が算出された営業日の実勢為替レートで、マスター・ファンドの関係ポートフォリオの基本通貨にマスター・ファンドによって換算される。同様に、非基本通貨建ての投資証券に関わる買戻し請求は、当該買戻し価格が算出された営業日の実勢為替レートで当該買戻し請求をマスター・ファンドの関係ポートフォリオの基本通貨に換算することによって算出される。かかる為替レートは、投資顧問会社から独立した源泉から取得される。従って、その他通貨の投資証券の買付けまたは買戻しを行う投資家は、関係通貨の為替レートの不利な動きの結果、(当該マスター・ファンドのポートフォリオのその他の投資証券クラスへの投資家に対し)不利益となることがあり、当該買付けまたは買戻し対象のマスター・ファンドのポートフォリオの投資証券をより少なく受け取ることがある。

#### 時価総額の小さい会社

相対的に小規模で知名度の低い会社の証券への投資は、より大規模で、より成熟し、より知名度の高い会社への投資よりも大きなリスクを伴い、マスター・ファンドのポートフォリオの資産価格のより大きな変動性を伴いうる。このような小規模な会社および歴史の浅い株式の大きな価格変動性の理由には、小企業の成長見通しの相対的不確かさ、このような株式の市場の流動性の相対的低さ、および小企業が経済状況変化による影響を受けやすいことが含まれる。たとえば、これらの企業は、小規模であることや、限定された商品系列、市場、販路および財務・経営資源に関わるより大きな事業リスクゆえに、より大規模な企業に通常関連するリスクよりも高い投資リスクを伴う。

このような証券(より新しい会社もしくは最近リスストラクチャリングを経た会社または財務上の困難を経験した会社の証券を含む)は、より時価総額の大きな投資証券に比べて価格変動性が高い可能性がある。

#### 容認投資ファンド

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、ゴールドマン・サックスに関係する機関を含む他の投資可能なファンドの証券に投資する場合がある。マスター・ファンドのポートフォリオが、ゴールドマン・サックスまたはこれらの関係会社とその投資顧問を務めるファンドに投資する場合、かかる投資に対しては、通常、いずれの販売手数料または買戻手数料も課されない。

しかし、マスター・ファンドのポートフォリオが自ら利用する能力を必ずしも有しない特別な投資分野または経済セクターへのアクセスをかかると投資が提供するとマスター・ファンドの取締役会が考え

る場合、投資顧問は、当該マスター・ファンドのポートフォリオの投資先のファンドの募集文書に基づく報酬を受領する権利を有する。

マスター・ファンドのポートフォリオは、また、当該マスター・ファンドのポートフォリオにより支払われるべきすべての報酬および費用に加えて、当該容認投資ファンドにより支払われるその他の報酬および費用の比例相当分を負担する。投資顧問は、このような投資を行うことがマスター・ファンドのポートフォリオの投資主の利益に最も適うと投資顧問が自己の裁量で判断した場合にのみこのような投資を行う。

これらの取決めは、関係当事者間取引の公正性確保に関する関係規則に従い実行される。

#### 子会社としての持株会社

マスター・ファンドは、マスター・ファンドのポートフォリオへの費用の一部を軽減しうる一部の法域においてその投資プログラムを促進するため、随時、マスター・ファンドのポートフォリオが完全に所有する単数または複数の特別目的の子会社を設立することができる。ただし、このような特別目的の子会社の設立および管理は、マスター・ファンドのポートフォリオの費用の増加をもたらす可能性がある。また、このような子会社を通じて投資活動を行うメリットは、当該マスター・ファンドのポートフォリオが投資する国々における政治的な動向または法律に関わる動向の悪影響を被る可能性がある。

マスター・ファンドが子会社を設立した場合、英文目論見書は、当該子会社に関する詳細な情報を記載するために改訂される。

インドへの投資の目的上、マスター・ファンドはマスター・ファンドの完全子会社(以下「本子会社」という。)を通じて投資することができるが、これは義務ではない。本子会社の株式は登録されている。本子会社の事業は、専らマスター・ファンドのための投資活動に資するためのものである。本子会社の取締役は、マスター・ファンド全体の投資方針、投資目的、運用と一貫する方法でマスター・ファンドの管理のために本子会社が運営されるようにする責任を負う。子会社の取締役の過半数はマスター・ファンドの取締役会メンバーである。

マスター・ファンドの効率的な運用を促進するために本子会社を介して投資が行われる。かかる目的のために、本子会社は、カテゴリー1のグローバル・ビジネス・フィナンシャル・サービス会社としての免許をモーリシャスの金融サービス委員会(以下「FSC」という。)に申請し、取得する予定である。本子会社は、モーリシャスの所得税コミッショナーに居住証明を申請し、これを取得する予定である。その目的は、インド・モーリシャス二重課税回避のための租税条約(以下「インド・モーリシャス租税条約」という。)の恩恵を受けるために本子会社がモーリシャスの居住者の資格を得ることであるが、かかる資格を得る保証はない。

本子会社の投資対象は、マスター・ファンドに適用される投資方針と投資制限に従う。本子会社がマスター・ファンドのために保有する資産に対してマスター・ファンドの保管銀行がその監督・監視機能を果たすことができるようにするために適切な手続が設けられている。本子会社が負担した経費と費用は、本子会社を通じて資産を投資するマスター・ファンドの関係するポートフォリオに割り当てられる。マスター・ファンドの完全子会社として、本子会社のすべての資産と負債および収益と費用は、マスター・ファンドの純資産及び運用計算書上で連結され、関係するマスター・ファンドのポートフォリオに適宜割り当てられる。本子会社によって保有されるすべての投資対象は、マスター・ファンドの財務諸表と決算書上で開示され、本子会社がマスター・ファンドのために保有するすべての資産はマスター・ファンドが直接保有する資産とみなされる。本子会社の決算書はマスター・ファンドの監査人が監査する。本子会社は、インドにおけるその投資活動に関係する一定の手数料と費用を負担し支払う。かかる手数料と費用には、仲介費用と手数料、インド・ルピーと米ドル間の通貨換算に伴う費用、常任代理人が負担した費用、法人関連・登録手数料、本子会社の設立と営業に伴う税金が含まれる。

インド・モーリシャス租税条約の今後の改正もしくは同条約の今後の解釈の変更、モーリシャスもしくはインドの国内租税法の改正またはモーリシャスもしくはインドの税務当局の方針の変更が本子会社の投資対象にかかる税務上の立場に悪影響を及ぼさないとの保証はなく、このことがマスター・ファンドに重大な影響を及ぼす可能性がある。

## 議決権および株式閉鎖

マスター・ファンドはその裁量により、マスター・ファンドのポートフォリオによって保有される容認投資対象に関連して行使可能なすべての議決権またはその他の権利を行使することができ、または行使を手配することができる。かかる権利の行使に関連して、マスター・ファンドは議決権またはその他の権利の行使のための指針を定めることができ、またマスター・ファンドはその裁量で、かかる議決権またはその他の権利を行使しないこと、または行使の手配をしないことを選択することができる。

一部の容認投資対象は「株式閉鎖」の対象となることがある。かかる閉鎖は、影響を受ける投資対象に対する実質的権利を有する者の委任代理人として行為する関係保管人による議決権またはその他の権利の行使に資するため、投資対象が保管システム上「凍結される」時に発生する。株式閉鎖は概して、予定される関係投資対象の投資者総会の1日ないし20日前に発生する。かかる投資対象は、それらが「凍結されている」間は取引されない。従って、かかる非流動性を軽減するために、マスター・ファンド(またはその代理人)は、「株式閉鎖」の対象となりうる容認投資対象に関わる議決権の行使を控えることができる。

## 転換証券

マスター・ファンドの各ポートフォリオは、社債または優先株を含みうるが、一定の交換比率で当該発行体の普通株式に転換されうる当該発行体の通常の長期債務である、転換証券に投資することができる。すべての債務証券の場合と同様、転換証券の時価は金利の上昇と共に下落し、金利の低下と共に上昇する傾向がある。一般に、転換証券は、同程度の信用度の非転換証券に比べ、利息または配当利回りが低い。しかし、転換証券が転換されうる普通株式の時価が転換価格を上回る場合、転換証券の価格は当該普通株式の価格を反映する傾向がある。転換先普通株式の時価が下落するにつれ、転換証券は次第に利回りベースで取引されるようになり、ゆえに転換先普通株式と同程度には値下がりしない可能性がある。一般に、転換証券は、発行体の資本構成において普通株式に優先し、ゆえに当該発行体の普通株式に比べて信用度が高く、リスクが小さい。ただし、このようなリスクが低減される程度は、当該転換証券が債券としての当該証券の価値よりもどれだけ高い価格で販売されるかによって大きく左右される。転換証券の評価において、投資顧問会社は、転換先普通株式の魅力をも最も重視する。

## 不動産会社

マスター・ファンドの英文目論見書の規定(とりわけマスター・ファンドが従うべき投資制限の規定)を条件として、マスター・ファンドの各ポートフォリオは、不動産事業に主として従事する会社の譲渡可能証券に投資することができる。このような会社の証券への投資に関しては、リスク面で特別に考慮すべき点がある。このようなリスクには、不動産価格の循環的な性格、全般的または地域的な経済状況に関わるリスク、建設過剰および競争の激化、財産税および営業費用の増加、人口動向および賃貸収入の変化、区域指定法の変更、災害および公的収用にかかる損失、環境に関わるリスク、賃貸料に対する規制上の制限、近隣価値の変化、関係当事者に関わるリスク、賃借人にとっての不動産の魅力の変化、金利の上昇およびその他の不動産資金市場の影響が含まれる。一般に金利の上昇は、資金調達コストを引き上げ、不動産会社の証券に対するマスター・ファンドのポートフォリオの投資の価値を直接的または間接的に低下させうる。

## 債務証券一般

社債は、発行体が当該債務上の元利返済を履行できないリスク(信用リスク)を負い、金利への感応性、発行体の信用度に関する市場の見方および市場の全般的な流動性(市場リスク)などの要因による価格変動にもさらされうる。非投資適格証券は、主に一般的な金利水準に反応するより高い格付けを有する証券に比べ、市場リスクおよび信用リスクに影響を及ぼす動向に反応する可能性が高い。投資顧問会社は、マスター・ファンドのポートフォリオのための投資意思決定において信用リスクおよび市場リスクの両方を勘案する。

前記の「マスター・ファンドの投資方針」の部分において明確に記載されない限り、マスター・ファンドのポートフォリオにより取得される債券に関して最低限の格付けは要求されない。したがって、



ポートフォリオは、非投資適格証券に投資する可能性がある。非投資適格証券のリスクは、「非投資適格格付の債券への投資のリスク」の部分に記載されている。仕組み証券は、より単純な証券に比べて、変動性が高く、流動性が低く、正確な価格設定が難しい可能性がある。債券の価格は一般に実勢金利に反比例する形で変動するため、債券の購入取引または売却取引の時期により、投資元本の価値は減少または増加する可能性がある。

#### 債券への投資の効果および金利および為替レートの変動のリスク

債券に投資されているマスター・ファンドのポートフォリオの投資証券の純資産価額は、金利および為替レートの変動に応じて変化しうる。金利の変動とは独立に為替レートの変動によって価額が影響される範囲を除き、金利が下落する場合、債券の価値は一般に上昇すると予想することができる。逆に金利が上昇する場合、債券の価値は一般に下落すると予想することができる。特定の通貨建ての債券への投資のパフォーマンスは、当該通貨の発行国の金利環境によっても左右される。マスター・ファンドの各債券ポートフォリオの純資産価額は、基本通貨で計算されるため、非基本通貨建ての投資対象のパフォーマンスは、当該通貨の対基本通貨価値および当該通貨の発行国の金利環境によっても左右される。非基本通貨投資対象に影響を及ぼしうる他の事象（政治環境や発行体の信用度の変化など）が存在しない場合、非米国通貨の価値上昇は、一般に、当該マスター・ファンドのポートフォリオの非基本通貨投資対象の基本通貨相当額を増加させると予想できる。金利の上昇または非基本通貨の対基本通貨価値の下落は、一般に、当該マスター・ファンドのポートフォリオの非米ドル投資対象の価値を低下させると予想できる。

#### モーゲージ担保証券および資産担保証券

マスター・ファンドの債券ポートフォリオは、モーゲージのプールに対する権益を表章する証券（「モーゲージ担保証券」）および（適用法を条件として）クレジットカード債権またはその他のタイプの貸付金のプールに対する権益を表章する証券（「資産担保証券」）に投資することができる。基礎をなす貸付金上の元利支払は、かかる証券の残存期間を通じてかかる証券の保有者に移転される。大半のモーゲージ担保証券および資産担保証券は、元本の期前償還（これは、市場金利の下落局面に加速すると予想されうる）の影響を被る。このような期前償還金は、通常、当該時点の低下した市場実勢利回りではしか再投資することができない。したがって、金利低下局面において、このような証券は、値上がりの可能性が他の固定収入債務に比べて低く、また特定の利回りを確保する効果において劣る。他方、モーゲージ担保証券および資産担保証券は、金利上昇局面では、他の債券と同様の価値低減リスクにさらされる。

一定の戦略の相当部分は、モーゲージ担保証券の先渡しパススルー・ベースまたは「配分予定」（「TBA」）ベースの取引を伴うことがある。TBA取引において、売り手と買い手は、取引の時点で証券の種類、クーポン、額面金額、価格および決済日（通常、少なくとも1ヶ月先渡し）について合意しているが、決済日の直前まで、取引される実際の証券プールを特定しない。取引日から決済日までの期間、ポートフォリオは、相手方の信用リスクにさらされ、TBA買付約定額に相当する現金または準現金資産の額を維持する。反対に、TBA証券を売却する場合、等価の引渡し可能証券または相殺を行うTBA買付約定（売却約定日までに引渡し可能）が、取引のカバーとして保有される。

資産担保証券は一般にモーゲージ（譲渡抵当）資産と同等な担保に対する担保権の恩恵を受けないため、資産担保証券はモーゲージ担保証券には伴わない一定の信用リスクを伴う。場合によっては、このような証券に基づく支払を保持するための占有回復された担保上での回収が不可能である可能性がある。

#### ゼロクーポン債および利息繰延型債券

マスター・ファンドの債券ポートフォリオは、額面価額から大きく割り引かれた額で発行される債務である。ゼロクーポン債および利息繰延型債券に投資することができる。当初の割引額は、満期日または最初の利息発生日までの期間に、発行時点の当該証券の市場金利を反映する利率で、当該債券に複利で発生する利息の総額におおよそ等しい。ゼロクーポン債は定期的な利息支払を要しないが、利息繰延型債券は、一般に、定期的な利息支払が開始されるまでの遅延期間を規定している。このような投資対象

は、債務に対する支払に要する当初の資金を低減することにより発行体に恩恵を与えるものであり、このような資金受領の繰延を受け入れる投資家を引き寄せるために利回り率を高めているものもある。金利の変動によるこのような投資対象の時価の変動は、定期的に利息を支払う債務の場合に比べて大きく、マスター・ファンドのポートフォリオは、現金を受取らない場合でも、このような債務上で損益を計上しうる。

#### デリバティブモーゲージ担保証券

デリバティブモーゲージ担保証券(元本オンリー(「PO」)や、利息オンリー(「IO」)、逆変動金利債券など)は、モーゲージの期前償還の影響をより受けやすいため、一般に、より大きなリスクを伴う。期前償還の小さな変化がこのような証券のキャッシュフローおよび時価に重要な影響を及ぼしうる。予想よりも早いペースでの期前償還は、一般に、IO、スーパー・フローター、およびプレミアム値付けされたモーゲージ担保証券に悪影響を及ぼす。予想よりも遅いペースでの期前償還は、一般に、PO、金利上限を付された変動利付き債、サポート・トランシュおよび割引値付けされたモーゲージ担保証券に悪影響を及ぼす。さらに、特定のデリバティブ証券は、金利リスクおよび/または期前償還リスクへのエクスポージャー(すなわち、価格感応度)が増幅されるようにレバレッジ設定されうる。

#### 変動金利デリバティブ証券

変動金利デリバティブ証券は、複雑な種類の金利リスクを伴う。たとえば、レンジ・フローターは、指定された金利が指定された金利範囲または金利カラーを超えて変動した場合、クーポンが市場金利未滿に減じられるリスクを負う。デュアル・インデックス・フローターまたはイールド・カーブ・フローターは、2つの指定金利間のスプレッドが不利な形で変動した場合、より低い価格となるリスクを負う。

## 非投資適格格付の債券への投資のリスク

非投資適格格付の債券は、伝統的な投資基準では多分に投機的とみなされており、投資格付地位に到達する見込みが薄い。非投資適格格付および同等の信用度の無格付証券(一般に「ジャンク債」と呼ばれる)は、発行体が元利返済義務を履行できないリスクをより多く負う。このような証券は、高利回り(ハイ・イールド)債とも呼ばれ、個別の企業動向、金利への感応、ジャンク債市場一般に対する否定的な見方または報道(ファンダメンタル分析に基づくか否かに関わらず)、および流通市場における流動性の相対的低さなどの要因により、より大きな価格変動にさらされる。

非投資適格格付の債券は、会社更生もしくはリストラクチャリングに関連して、または合併、買収その他の事象の一環として発行されることが多い。非投資適格格付債券は、拡大を求める、経営基盤の確立度の低い企業によっても発行される。このような発行体は、借入金依存度が高い場合が多く、一般に、経営基盤の確立度が高く借入金依存度の低い企業に比べ、不利な動向または事業環境が生じた場合に予定通りに元利を返済する能力において劣る。

非投資適格格付の債券の時価は、主として一般的な金利水準に反応するより高い格付けの証券の時価に比べ、個別企業の動向をより大きく反映する傾向がある。このため、マスター・ファンドのポートフォリオの投資目標達成能力は、より高い格付けの証券に投資するマスター・ファンドのポートフォリオの場合に比べ、発行体の信用度にかかる投資顧問会社の判断により大きく左右される。非投資適格格付の債券の発行体は、より一般的な資金調達方法を利用できない可能性があり、このような発行体が債務に対して元利支払を行う能力は、より高い格付けの証券の発行体の場合に比べ、景気悪化、個別企業動向、または発行体が事業上の予想値を達成できない事実によって、より大きな悪影響を受けうる。

非投資適格格付証券は通常、無担保であり、一般に、当該証券の発行体の他の債権者の権利に劣後するため、非投資適格格付証券の保有者が不履行から損失を被るリスクは、他の負債証券の保有者に比べ相対的に大きい。不履行証券への投資は、元利の不払いが続いた場合、新たな損失リスクをもたらす。当該証券が満期まで保有される場合でも、マスター・ファンドのポートフォリオによる初期投資の回収および予想される利益または値上がりは不確定である。

非投資適格格付証券の流通市場では、比較的少数のマーケット・メーカーへの集中が生じており、機関投資家が支配的な存在となっている。このため、このような証券の流通市場は、より高格付の証券の流通市場ほど流動性がなく、より高格付の証券の流通市場よりも変動性が大きい。また、一般に高利回り債券の取引高は相対的に低く、このような証券の流通市場は、特定の発行体の状況の不利な変化とは独立に、不利な市場環境または経済環境の下で収縮しうる。このような要因は、市場価格およびマスター・ファンドのポートフォリオが特定の投資対象を売却する能力に悪影響を及ぼしうる。流通市場の流動性の低さは、マスター・ファンドのポートフォリオがそのポートフォリオ中の高利回り証券の正確な評価額を得ることも困難にする可能性がある。

格付機関により発行される信用格付は、格付対象証券の元利支払に関する安全性を評価するように意図されている。しかしながら、このような信用格付は、非投資適格格付証券の時価リスクを評価せず、したがって投資対象の真のリスクを十分に反映していない可能性がある。さらに、信用格付機関は、当該証券の時価や流動性に影響する経済の変化または発行体の状況の変化を反映するようにタイムリーに格付けを変更する場合も、変更しない場合もある。したがって、信用格付は、投資クオリティの仮指標として使用されるに過ぎない。非投資格付債務または同等の無格付債務への投資は、投資格付の債務への投資の場合に比べ、投資顧問会社の信用分析に依存する度合いが大きい。投資顧問会社は、独自の信用リサーチおよび信用分析(既存債務、資本構成、債務の元利を支払い、配当を支払う能力、経済環境の発行体への影響度、発行体の営業歴および現在の利益動向の調査・研究を含む)を行う。投資顧問会社はマスター・ファンドのポートフォリオの投資対象を継続的に注視し、信用格付または信用度が変化した非投資適格格付の証券および同等の無格付証券を売却するか保持するかを検討する。

## ドイツおよびオーストリアにおける租税公告要件に起因する特別のリスク

マスター・ファンドは、ドイツおよびオーストリアの税務当局が特に、公告租税情報の正確さを検証することができるようにするため、請求によりかかる当局への文書の提出を要求されることがある。数値の算出根拠が解釈上の対象となることがあり、従って、当該当局がマスター・ファンドの計算方法を容

認または承認するとの保証はできない。さらに、ドイツまたはオーストリアの租税対象となる投資主は、ドイツおよびオーストリアの税務当局がマスター・ファンドの計算方法に同意せず、公告租税情報が不正確であると判断したことが起こった場合は、事後の是正は原則として遡及的影響を持たず、当該会計年度中にのみ有効とされることを承知するべきである。その結果、かかる是正は、当該年度に分配またはみなし利益分配の帰属を受けるドイツまたはオーストリアの投資家にプラスまたはマイナスに影響することがある。

#### 非流動性資産

マスター・ファンドのポートフォリオは、その資産の10%までを、前記「2. 投資方針、(5) 投資制限、マスター・ファンドの投資制限」に記載される投資制限に従わない譲渡可能な証券や短期金融市場商品に投資する権利を有する。かかる場合、当該マスター・ファンドのポートフォリオは、かかる証券を即時に売却できないことがある。制限付の非流動性証券の購入および事後の評価は、流動性市場が存在する相応の証券の市場価格に対し大幅となりうるディスカウントを反映することがある。

#### 税制

投資予定者は、マスター・ファンドへの投資に関わる税制上のリスクに注目しなければならない。

#### 利益相反

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、日本における販売会社、総販売会社、管理事務代行会社、受託会社、登録・名義書換代行会社は、随時、ファンドと類似の投資目的を有する他のファンドもしくは投資信託に関して管理者、受託者もしくは保管者、管理事務代行者、投資運用者、顧問もしくは販売者を務めることができ、または別途にかかるファンドもしくは投資信託に関与することができる。したがって、これらの者のいずれも、自己の業務の適切な過程において、ファンドとの間での潜在的な利益相反を有しうる。このような場合において、それぞれの者は、常に、信託証書に基づく自己の義務または自己がファンドに関してその当事者になり、もしくはその拘束を受けるその他の取決めに基づく自己の義務を顧慮し、特に利益相反が生じうる場合に投資を行う際に受益者の最善の利益に従い行為する自らの義務（ただし、これに限らない）に顧慮し、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するように努める。また、上記のいずれの者も、当該取引が受益者の最善の利益と矛盾せず、独立の当事者間で取り決められた通常の商業的条件で実行されることを条件として、随時、本人または代理人としてファンドとの取引を行いうる。

取引は、(a)受託会社により独立した適格者として承認された者による証明付評価が入手され、もしくは(b)取引が組織化された投資対象の取引所において当該取引所の規則に従い最良の条件で執行され、または(c)(a)もしくは(b)が可能でない場合は、独立の当事者間で取り決められた通常の商業的条件での執行の原則に適合すると受託会社（または、受託会社が関与する取引の場合は管理会社）が認める条件で取引が執行された場合に、独立の当事者間で取り決められた通常の商業的条件で実行されたものとみなされる。

信託証書は、管理事務代行会社が、非上場証券の推定売却価値を決定する際に、受託会社の承認を伴う形で取締役会により承認された適格者による見積を受け入れることができることを規定している。管理事務代行会社は、このような目的のために、投資顧問会社、副投資顧問会社または投資顧問会社もしくは副投資顧問会社の他の関係会社により提供された見積を用いることができる。投資家は、このような状況においては証券の推定売却価値が高ければ高いほど投資顧問会社または副投資顧問会社（場合に応じて）に支払われる手数料が高くなるがゆえに利益相反が生じうる点に留意するべきである。

受託会社またはその関係会社が、本人としてファンドに資産を売却し、もしくはファンドからの資産を購入すること、または他の顧客のために保管者もしくは受託者として、もしくはその他の資格で行為すること、または資産を（ファンドにより、もしくはファンドの勘定で類似もしくは同一の資産が保有され、もしくは取引されうるにもかかわらず）自己勘定もしくは他の顧客の勘定で購入し、保有し、もしくは取引することを妨げるものは存在しない。受託会社は、かかる取決めの結果、自己またはその関係者が入手した情報を知ったことにより影響を受けるとはみなされないものとし、また、かかる情報をファン

ドに開示する義務を負うとはみなされないものとする。受託会社も、そのいずれの関係主体も、かかる取引から生じ、またはかかる取引に係る利益または利得に関してファンドに報告する義務を負わないものとする。ただし、かかる取引は、本書のこの「利益相反」の部分の第一段落に従い行われなければならない。

受託会社は、1942-1998年中央銀行法(改正法)の規定に従いファンドのために資金を保有することができる。

ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、世界的な総合サービス投資銀行業務、ブローカー・ディーラー業務、資産運用・金融サービス業の組織であって、世界中の金融市場への主要な参加者である。同グループは、それにより、投資家、投資銀行、リサーチ提供者、投資運用者、投資顧問、金融業者、アドバイザー、市場形成者、自己トレーダー、プライムブローカー、貸付者、代理人として行為し、またファンドが投資対象とする世界中の債券市場、通貨市場、商品市場、株式市場、その他市場に対するその他直接、間接的権益を保有している。その結果、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、ゴールドマン・サックスの資産運用部門、投資顧問会社、それらの関係会社、取締役、パートナー、受託者、マネジャー、株主、役員、従業員(本項の趣旨上「ゴールドマン・サックス」と総称する)は、サブ・ファンドの運用、売却、投資活動、事業運営、または販売に関わる者を含めて、サブ・ファンドの運用に関わる以外の取引を執行し、かかる取引に対し利害を有する。ファンドはかかる取引に関連して報酬を受けることはできない。かかる活動および利害には、サブ・ファンドとその役務提供者によって直接、間接的に購入または売却される証券、商品、企業に対し潜在的な多面的な顧問関係、取引関係、金融関係等の利害が含まれる。かかる追加的な取引および利害は、利益相反の可能性をもたらす。以下は、かかる潜在的利益相反の一部についての説明要旨である。

- 投資顧問会社はサブ・ファンドを適正に運用するその義務に従いサブ・ファンドに関わる決定を行うが、かかる決定から生じるゴールドマン・サックスへの手数料、予算、報酬、その他利益(ゴールドマン・サックスの取引関係に係る利益を含む)は、一部のポートフォリオ、投資、役務提供者等の決定の結果として、サブ・ファンドのために別途の適正な決定がなされていた場合よりも高額のことがある。

- ゴールドマン・サックス、その営業スタッフ、およびその他の金融サービス提供者は、サブ・ファンドの販売促進に伴い、またはサブ・ファンドの販売促進のインセンティブとなりうるサブ・ファンドとのその他取引に伴い、利益相反を抱えることがある。

- ゴールドマン・サックス間、サブ・ファンド間、ゴールドマン・サックスにより運用されるその他の投資ファンドや口座間の投資の機会の配分は、ゴールドマン・サックスまたはそのスタッフの金融関係等の利害を理由として利益相反の可能性を生じることがある。投資顧問会社は、かかる要素にのみ基づいて配分決定を行うものではない。

- 投資顧問会社は、サブ・ファンドの信託上の利益になると判断するところにより、サブ・ファンドに対し助言を提供し、サブ・ファンドのための投資決定を行う。サブ・ファンドに提供される助言またはサブ・ファンドのために行われる投資決定は、ゴールドマン・サックスまたはその他の投資ファンドもしくは口座に提供される助言、または行われる投資決定とは異なることがあり、利害が対立することがある。例えば、投資顧問会社によって運用されている他の投資ファンドまたは口座は、サブ・ファンドが同一の証券をロングのポジションで保有しておりもしくは将来保有する発行体の証券を空売りすることがある。ゴールドマン・サックスまたはその他の投資ファンドもしくは口座に関し執られた措置は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすかもしれず、またサブ・ファンドによって執られた措置はゴールドマン・サックスまたはその他の投資ファンドもしくは口座を利することがある。

- ゴールドマン・サックスの従業員は、かかる従業員が販売促進または運用するその他の口座または商品と比較して、その販売促進または運用する口座または商品に対し様々な度合いの経済的等の利害を有することがある。

- ゴールドマン・サックスは、その所有下にある市場等の情報、分析、手法上のモデル、もしくはリサーチをサブ・ファンドに提供する義務、またはそれらに従ってサブ・ファンドのために取引を行う義務を負っていない。ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドの運用に関して重要な情報を保有している場合があり、かつ、かかる情報を投資顧問会社の関連するスタッフに対して共有させないことがある。

- その他適用法令により認められる範囲内で、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスが取引当事者として行為する取引、またはゴールドマン・サックスがサブ・ファンドおよびその他の取引当事者を代行する取引を執行することがある。ゴールドマン・サックスは、かかる取引に関連して利害の不一致の可能性を抱えている。

- ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドのためにブローカー、ディーラー、代理人、貸し手等として行為することがあり、これに関連してコミッション、手数料、その他報酬を受け取る。ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社から手数料の共有、コミッションの払戻し、譲戻しおよびハード・コミッションを受け取る権利は有さず、または中央銀行によって随時発行される通知もしくは指導書によって特定されるその他の報酬または金額を受領することはできない。

- サブ・ファンドのために取引される証券は、ゴールドマン・サックスによって運用されるその他の投資ファンドまたは口座のための取引と集計されることがあるが、集計しなければならないものではない。取引が集計されるが、売買された証券取引量全体に対し同一の価格または取引執行を受けることができない場合、価格は平均化され、サブ・ファンドは、平均価格を請求または入金される。従って、集計の効果は、ある場合にはサブ・ファンドの不利益に作用することがある。

- サブ・ファンドおよびゴールドマン・サックスにより運用されるその他の投資ファンドまたは口座に提供される委託売買サービスに関連してブローカーから投資顧問会社またはその関係会社が受け取る商品およびサービスは、サブ・ファンドおよびかかる他の投資ファンドや口座に提供される委託売買サービスにかかる相対的金額に基づき不相応にかかる他の投資ファンドや口座を利することがある。

- 投資顧問会社は、利益相反の回避に資することを図る投資顧問会社の方針に従い、その適切とみなすところにより代理議決の決定を行うが、ファンドの組入れ証券に関して投資顧問会社が行う代理議決の決定は、ゴールドマン・サックスの他の部門または組織のその他の顧客または取引の利益に有利なことがある。

- 監督当局の規制(異なる投資ファンドや口座中のポジションの集計に関するものを含む)およびゴールドマン・サックスの社内方針により、サブ・ファンドの投資活動が制限されることがある。ゴールドマン・サックスが保有する情報は、サブ・ファンドの投資活動を制限する影響を及ぼすことがありうる。

本項に記載されるものに加えて、ゴールドマン・サックスの現在および将来の活動がさらなる利益相反をもたらすことがありうる。投資予定者は、ゴールドマン・サックスの他の事業や利害によってもたらされるそれらやその他の利益相反の可能性について詳述する以下の各文節を慎重に検討すべきである。

投資顧問会社は、ファンドの投資顧問会社としてのその義務に従い、サブ・ファンドに関わる決定を行う。ただし、ゴールドマン・サックスの他の活動がサブ・ファンドに対しマイナスの影響を及ぼすことがある。上記のゴールドマン・サックスの様々な活動や利害の結果、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスによる投資銀行サービスまたはその他サービスの遂行または遂行の追求の対象となる主体と多様な取引関係を維持し、それら主体に投資し、それら主体と取引を行い、それら主体に関する議決の決定を行い、またはそれら主体からサービスを得ることになりうる。また、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスが市場を形成する証券、またはその他直接もしくは間接の利害を別途有する証券の取引を執行することもありうる。さらに、投資顧問会社は、サブ・ファンドを適正に運用すべきその義務に従いポートフォリオに関わる決定を行うが、そこから生じるゴールドマン・サックスへの手数料、予算、報酬、その他利益(ゴールドマン・サックスの取引関係に係る利益を含む)は、サブ・ファンドのために投資顧問会社が行った一部のサブ・ファンド、投資、役務提供者等にかかる決定の結果として、別途の決定がなされていた場合にもサブ・ファンドのために適切であったはずのものを上回ることがある。

ゴールドマン・サックス、その従業員、およびその他の金融サービス提供者は、サブ・ファンドの販売促進上の利害を有する。ゴールドマン・サックスとその従業員に関しては、サブ・ファンドまたはその他の商品に対するサービスとその販売に係る報酬および利得は、提供または募集される一部の投資ファンドまたはその他の商品に対するサービスとその販売に係る報酬および利得を上回ることがある。ゴールドマン・サックスおよびその営業スタッフは、サブ・ファンドまたはその受益者に対し請求される報酬や手数料の一部を直接、間接的に受け取ることができる。ゴールドマン・サックスおよびそ

の顧問業務等のスタッフは、運用資産額の増加による利益も受けることができる。報酬および手数料はその他の商品またはサービスに関わるものを上回ることもあり、またサブ・ファンドのための取引、またはサブ・ファンドのための運用に由来するゴールドマン・サックスとかかるスタッフへの報酬および利得は、その他の投資ファンドまたは商品に由来する報酬および利得を上回ることがある。疑義の回避のためであるが、このことは、ファンドもしくはサブ・ファンドに対し請求される報酬またはファンドもしくはサブ・ファンドが負担する報酬の増加をもたらすものではなく、かかる増加を伴うものではない。

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフは、ゴールドマン・サックスが顧問を務める口座に関連して、無関係の投資顧問が顧問を務める口座よりも多額の報酬または多額の利益を受けることがある。報酬の差異は、ゴールドマン・サックスがその顧問報酬の一部を無関係の投資顧問に支払うことに関係しているか、またはポートフォリオ運用、委託売買取引、または口座の利払いを含めた報酬取決めに関係していることがある。報酬の差異は、無関係の投資顧問よりもゴールドマン・サックスを推奨したり、口座毎に個別の取引を執行したりする経済的インセンティブをゴールドマン・サックスとそのスタッフ側に生み出すことがある。

ゴールドマン・サックスはまた、サブ・ファンドを推奨する、またはサブ・ファンドとの取引もしくはサブ・ファンドのための取引を行う販売会社、コンサルタント等との関係を維持し、それらとの間でサービスまたは商品の買付け、販売、売却を行うことがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、業界やコンサルタント後援の会議に定期的に参加し、そのスタッフと事業にとって価値があるとされる研修、データ関係等のサービスをコンサルタントまたは第三者から取得することがある。コンサルタントから取得された商品やサービスには、投資運用プロセスに関する当該コンサルタントの見方をゴールドマン・サックスが理解するのに役立つものが含まれることがあるが、それらに限らない。潜在するサブ・ファンドへの投資者に対しコンサルタント・サービスまたはその他サービスを提供するコンサルタントおよびその他第三者は、サブ・ファンドの受益証券またはゴールドマン・サックスの商品の販売に関連してゴールドマン・サックスまたはサブ・ファンドから報酬を受け取ることがある。さらに、投資顧問会社の従業員を含むゴールドマン・サックスのスタッフは、サブ・ファンドへの投資を維持する、またはサブ・ファンドへの投資を推奨する、またはポートフォリオを販売する発行体、販売会社、コンサルタント等と証券売買関係、顧問関係、委託売買等の関係を持つことがある。そのほか、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む)は、顧客または顧客の従業員と関係のあるものを含む機関に対し慈善的寄付を行うことがある。ゴールドマン・サックスのスタッフは政治的寄付を行うこともある。かかる関係や取決めの結果、コンサルタント、販売会社、およびその他の者は、サブ・ファンドの販売促進またはサブ・ファンドとのその他取引に関連して利益相反を抱えることがあり、そのことがサブ・ファンドの販売促進のインセンティブとなったり、その他の利害対立を生じさせることになりうる。

ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスまたはそのスタッフ(投資顧問会社の従業員を含む)が利害を有する場合を含めて、サブ・ファンドに関わる投資対象または取引決定の配分に関連して潜在的な利害対立を抱えている。例えば、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む)が運用するもしくは顧問を務める現在または将来の口座または投資ファンドとの間で投資の機会を求めて競合することになりうる。かかる口座または投資ファンドは、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む)に対しより多額の手数料またはその他報酬(パフォーマンス・ベースの報酬を含む)を提供することがあり、またはかかる場合、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む)またはそのスタッフは利害を有する(「顧客/GS口座」と総称する)。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドのものと同様な投資目的を有する、ないしサブ・ファンドが投資対象とする証券もしくはその他投資対象への投資を追求する顧客/GS口座を運用し、または助言を提供することがある。このことは、特にかかる投資対象に関し取得の可能性または流動性が限られている場合には、サブ・ファンドと他の顧客/GS口座との間に利害対立の可能性および格差の可能性を生み出すことになる。投資顧問会社は、その裁量で各顧客/GS口座に対するその忠実義務に一貫し適正とされる方法でサブ・ファンドと他の顧客/GS口座間に投資の機会を配分し、売買の決定を行うことを定める方針および手続を開発している。

投資顧問会社は、該当する口座の相対的規模と予想される事後の規模、投資目的と投資指針、リスク受容度、リスク・パラメーター、戦略配分、その他投資の機会の取得の可能性、投資に充当可能な資金、異なる口座と対比した機会の相対的魅力度、1口座中のポジションの集中度、口座のベンチマークに対する機会の適正度、投資運用者がある口座のために魅力あるとみなすが、全般的に業種エクスポージャーを達成しようとするためなんらかの理由で当該口座に保有することができない証券または商品の代替物としての機会であって、関係業種の比重が最低の口座のサブセットとしてかかる機会が取得されるか、ないし最高の現金ポジションを保有する口座のサブセットとしてかかる機会が取得される場合のかかる機会の利用を含む(ただし、それらに限らない)様々な要素を基準にしてサブ・ファンドと他の顧客/GS口座に関わる配分を行う。

サブ・ファンドと他の顧客/GS口座間への配分の指図は、ゴールドマン・サックスもしくはそのスタッフの利害のために、またはゴールドマン・サックスがいずれかの顧客/GS口座の配分からより多額の手数料もしくは報酬を受け取るかもしれないために利益相反の可能性を生み出すが、投資顧問会社は、かかる利害またはより多額の手数料もしくは報酬に基づき配分決定を行うものではない。

口座間の配分決定は、いずれか1つの口座または口座グループにとってより利益または不利になることがある。投資顧問会社は、ある投資の機会または特定の売り買いが、サブ・ファンドのためではなく、単一もしくは複数の顧客/GS口座または自己もしくは関係者のために適していること、または他の顧客/GS口座に適したものは異なる規模、条件、もしくは時期でのみサブ・ファンドのために適しているか、または取得可能であることを決定することができ、また顧客/GS口座に適しているとされるすべての投資取引を顧客/GS口座のために配分または売買しないことを決定することができる。従って、サブ・ファンドによる投資の金額、時期、仕組み、または条件は、他の顧客/GS口座の投資とは異なることがあり、またそのパフォーマンスは他の顧客/GS口座のパフォーマンスを下回ることがある。

サブ・ファンドにかかる投資顧問会社の予定される投資活動に関する情報を受け取ることがある。かかる者自身の顧客、自社等の活動に関連してかかる者が承知している、もしくは開発した情報または戦略をサブ・ファンドによる使用のために提供する義務はかかる者の側にはない。さらに、ゴールドマン・サックスは、なんらかの調査または分析をその公開流布以前に提供する義務を負うことにはならない。

投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資計画に基づきサブ・ファンドのための決定を行う。投資顧問会社は随時、ゴールドマン・サックスとそのスタッフが開発した一定の基礎的分析や独自の処理モデルにアクセスすることができる。ただし、ゴールドマン・サックスはかかる分析やモデルに従いサブ・ファンドのために取引を執行する義務を負うことにはならない。

さらに、ゴールドマン・サックスは、情報を求める義務、またはゴールドマン・サックスのスタッフが承知している、または他の顧客もしくは活動に関連して開発もしくは使用された情報、投資戦略、機会または構想をサブ・ファンドに提供したり、サブ・ファンドと分かち合う義務を負ってはいない。ゴールドマン・サックスおよびその一部スタッフ(サブ・ファンドに助言もしくは別途サービスを提供する投資顧問会社のスタッフまたはその他のゴールドマン・サックスのスタッフを含む)は、ゴールドマン・サックスのスタッフ全員が入手することはできない情報を所有することがあり、またかかるスタッフはサブ・ファンドに悪影響を及ぼす形でかかる情報に基づき行動することがある。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドが投資対象を売買する可能性を制限することになりうる重大な非公開情報またはその他情報を所有するに到ることがある。その結果、サブ・ファンドの投資の柔軟性は抑制されることがある。投資顧問会社は原則として、サブ・ファンドのための公開証券取引の売買の執行の際に重大な非公開情報を獲得または使用することを認められていない。

サブ・ファンドの投資活動の結果は、ゴールドマン・サックスがその自己口座のために達成した結果や他の顧客/GS口座のために達成した結果とは大きく異なることがある。投資顧問会社は、サブ・ファンドとその運用する他の顧客/GS口座を、各々の投資目的と投資指針に従い運用する。ただし、ゴールドマン・サックスは、現在または将来の顧客/GS口座に関し、投資顧問会社がサブ・ファンドに提供する助言と競合もしくは対立する、またはサブ・ファンドに関わるものとは異なる時期もしくは内容を伴うような助言を提供し、措置を執ることができる。



ゴールドマン・サックスまたは顧客/G S口座により執行される取引は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。ゴールドマン・サックスおよび単一または複数の顧客/G S口座は、サブ・ファンドが同一または異なる(逆の可能性を含む)戦略を執行する際に、ポジションを売り買いすることがあり、このことはサブ・ファンドに不利益となりうる。例えば、サブ・ファンドがある証券を買付け、ゴールドマン・サックスまたは顧客/G S口座は同一証券のショート・ポジションを設定することがある。その後の空売りは、サブ・ファンドが保有する証券の価格の減損をもたらすことになりうる。反対に、サブ・ファンドがある証券のショート・ポジションを設定し、ゴールドマン・サックスまたは顧客/G S口座は同一証券を買付けることがある。その後の買いは、サブ・ファンドの空売りエクスポージャーにかかる対象ポジションの価格の値上がりをもたらし、かかる値上がりはサブ・ファンドに不利となりうる。

そのほか、単一または複数の顧客/G S口座およびゴールドマン・サックスによる投資対象の取引は、サブ・ファンドの価額、価格を希薄化する影響、または投資戦略(特に、小規模資本戦略、新興市場戦略、または低流動性戦略の場合であるが、それらに限らない)に別途不利となる影響を及ぼすことがある。このことは、あるサブ・ファンドに関わる組入れ決定が他の顧客/G S口座のための組入れ決定を支えるためにも使用されるリサーチまたはその他情報に基づく時に起こりうる。ゴールドマン・サックスまたは顧客/G S口座が、ある組入れ決定または戦略を、サブ・ファンドのための同様な組入れ決定または戦略の実施前または同時に実施する場合、市場の影響、流動性への圧力、またはその他要素は、より不利な取引結果を受けることをサブ・ファンドにもたらし、またかかる組入れ決定または戦略の執行費用が増大したり、サブ・ファンドがその他の不利益を受けることになりうる。ゴールドマン・サックスは、ある場合には、顧客/G S口座へのかかる影響の制限を図る社内の方針や手続の実施を選択することがあり、このことは、サブ・ファンドがその執行が本来望ましい時に証券の買付けまたは処分を含めた一定の活動を行うことができないことを引き起こすことになりうる。

サブ・ファンドに関する投資決定が他の顧客/G S口座を利するために利害対立が生じることもある。例えば、サブ・ファンドによるロングポジションの売付けまたはショートポジションの設定は、ゴールドマン・サックスまたは他の顧客/G S口座により空売りされる同一証券の価格を目減りさせ(よって、ゴールドマン・サックスまたは他の顧客/G S口座を利することになり)、またサブ・ファンドによるある証券の買付けまたはある証券のショートポジションのカバーは、ゴールドマン・サックスまたは他の顧客/G S口座により保有される同一証券の価格を上昇させる(よって、ゴールドマン・サックスまたは他の顧客/G S口座を利することになる)。

投資顧問会社を含むゴールドマン・サックスの取締役、役員、従業員は、自己の口座のために(投資顧問会社を含むゴールドマン・サックスにより運用される投資ファンドを介することを含む)証券またはその他投資対象を売買することができる。異なる取引・投資戦略または制限の結果、サブ・ファンドのために獲得されるポジションと同一、異なる、または異なる時期のポジションが取締役、役員、従業員によって獲得されることがある。上記の個人取引によりサブ・ファンドが大きな悪影響を受ける可能性を減じるために、ファンドおよびゴールドマン・サックスは各々、ファンドのポートフォリオ取引に関する情報を通常所有することになる投資専業者等の個人口座の証券取引を制限する方針と手続を確立している。投資顧問会社およびゴールドマン・サックスは各々、倫理綱領を採択し、投資顧問会社の従業員、その運用する顧客/G S口座およびサブ・ファンドに関わる利害対立の可能性を伴うと投資顧問会社がみなすかかる従業員による一定の個人証券取引に関係する処理手続を監視している。投資顧問会社の従業員は、すべての適用法令および投資顧問会社が服すべき忠実義務と市場悪用禁止規則を順守することが倫理綱領により要求される。

ゴールドマン・サックスの顧客(顧客/G S口座を含む)は、顧客報告書等の受領の結果として、投資顧問会社の従業員によって管理される口座以外のかかる顧客による取引に影響しうる投資顧問会社の取引または見解に関する情報にアクセスすることができ、またかかる取引はサブ・ファンドのパフォーマンスにマイナスに影響することがある。サブ・ファンドはまた、キャッシュフローや売買取引による市場の動きおよび他の顧客/G S口座の増資や資本の引揚げによっても悪影響を受けることがある。かかる影響は薄商いの市場や低い流動性の市場では一層際立つことがある。

投資顧問会社によるサブ・ファンドの運用は、ゴールドマン・サックスを利することがある。例えば、サブ・ファンドは、適用法に従い、ゴールドマン・サックスが株式、債務、またはその他持分を有するゴールドマン・サックスに関連する会社の証券に直接、間接的に投資することがある。そのほか、適用法の認める範囲内で、サブ・ファンドは、他の顧客/GS口座が債務を免除されるもしくは別途投資を引き揚げることになる投資取引、または一部投資の引揚げをサブ・ファンドに強いることになる投資取引を行うことがある。サブ・ファンドによる投資対象の買付け、保有、売却は、ゴールドマン・サックスまたは他の顧客/GS口座自体のかかる会社への投資とかかる会社に関わる活動にかかる収益性を高めることになりうる。

ゴールドマン・サックスおよびその顧客は、サブ・ファンドが投資している特定の発行体に対し権利を追求または行使することがあり、かかる行動はサブ・ファンドに悪影響を及ぼしうる。その結果、サブ・ファンドの投資対象の価格、取得の可能性、流動性、条件は、ゴールドマン・サックスまたはその顧客の活動によりマイナスの影響を受けることがあり、またサブ・ファンドのための取引は減損したり、本来の場合よりも不利な価格または条件で執行されることになりうる。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドに関わる派生商品、またはサブ・ファンドの対象の証券、通貨もしくは商品に関わる派生商品、または別途サブ・ファンドのパフォーマンスに基づく派生商品を設定、買付け、売付け、または発行し、またはその発行代理人または販売会社として行為することができる。これらの投資および買戻しは重大なものである場合があり、また受益者への通知なく行われることがある。かかる派生商品の仕組みまたはその他特質は、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。例えば、かかる派生商品は、サブ・ファンド中のレバレッジされた投資対象を表示することがあり、レバレッジされたかかる投資対象の特質は、債務不履行等の事由により、他の場合よりも早急にサブ・ファンドから大量の持分償還を行う可能性がより高いことである。かかる派生商品に関連して商取引上の資格で行うゴールドマン・サックスが事実上かかる償還を引き起こすことがありうる。このことは、サブ・ファンドの投資運用と投資ポジション、柔軟性戦略と分散化戦略、およびサブ・ファンドの勘定に対し直接、間接的に発生する手数料、費用、その他経費の金額に悪影響を及ぼすことがある。同様に、ゴールドマン・サックス(そのスタッフまたは顧客/GS口座を含む)は、サブ・ファンドに投資することができ、またサブ・ファンドの受益証券を売り買いすることによって派生ポジションをヘッジすることがあり、またその投資の一部または全部を何時でも買い戻す権利を留保する。かかる投資および買戻しは多額のことがあり、受益者への通知なしで行われることがある。

適用法の認める範囲内で、サブ・ファンドは、その短期資金投資額の全部または一部を、ゴールドマン・サックスが助言を提供するまたは運用する短期金融市場ファンドに投資することがある。かかる投資に関連して、サブ・ファンドは、適用法令の認める範囲内で、その投資対象の短期金融市場ファンドの費用(投資顧問報酬、管理事務代行報酬、買付け・買戻し手数料(もしあれば)を含む)の負担分を支払うが、このことはサブ・ファンドに一定の追加費用をもたらすことになりうる。

投資顧問会社は、サブ・ファンドのために最善の執行ベースで取引を行うブローカーやディーラーを選定する。かかる決定上、手数料、手数料等価額、その他取引費用を勘案した上での最善の価格が通常、重要な要素であるが、かかる選定には、執行能力、資金の約定意思、信用性と財務安定度、金融責任と資金力、投資の意思決定プロセス上投資顧問会社を補佐することになるリサーチやその他サービスを提供する意思、清算決済能力等の要素を含む委託売買サービスの内容が考慮に入れられる。従って、サブ・ファンドのために執行される取引は、必ずしも取得可能な最低の価格または手数料で執行されることにはならない。ファンドは、関係会社またはその他第三者のサービス提供者により管理される手数料回収制度を時に実施することがある。個別の市場で異なる手数料率が適用されたりまたサブ・ファンドの取引量が様々であるため、一サブ・ファンドが他のサブ・ファンドよりも利益を受けることがあり、また投資顧問会社は回収された手数料を、サブ・ファンド全体に渡り同等に適用する義務を負うものではない。

適用法に従い、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む)は、その管理事務上等の資格でサブ・ファンドに提供する様々なサービスに関連して一定の処理プロセスまたは機能を、投資者に通知することなく随時内部発注または外部発注することができる。かかる内部発注または外部発注は、追加の利益相反を引き起こすことがありうる。

適用法令の認める範囲内で、サブ・ファンドは、ゴールドマン・サックスが取引先となる先物、証券、オプション、またはその他商品の取引を執行し、それらに投資することができる。サブ・ファンドはまた、ゴールドマン・サックスがサブ・ファンドと他の取引当事者のために行うクロス取引を執行することができる。ゴールドマン・サックスは、クロス取引の両当事者に対し潜在的に利害の対立する責任分担を負うことがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドによるある証券の買付けに関連してファンドと別の顧客/GS口座とを代理することがあり、またゴールドマン・サックスは、一方当事者または両当事者から報酬またはその他支払を受けることができ、このことは、かかる証券をサブ・ファンドに購入させるゴールドマン・サックスの決定に影響することになりうる。ファンドは、適用法の認める範囲内で顧客/GS口座のためにゴールドマン・サックスまたはその関係会社と当事者取引またはクロス取引のみを行うことを考慮する。

ゴールドマン・サックスは、サブ・ファンドのためにブローカー、ディーラー、代理人、貸し手、顧問、またはその他の資格で行為することがある。ゴールドマン・サックスによって請求されるコミッション、マークアップ、マークダウン、財務顧問報酬、引受発行報酬、販売手数料、資金調達・約定手数料、委託売買手数料、その他の手数料、報酬もしくは利益、料率、条件は、ゴールドマン・サックスとその営業スタッフに有利な手数料やその他金額を獲得することにゴールドマン・サックスとその営業スタッフは関心を持つであろうが、その見解では商取引上適正なものとなる。

適用法に従い、ゴールドマン・サックス(およびそのスタッフとその他販売会社)は、ブローカー、ディーラー、代理人、貸し手、顧問、またはその他商取引上の資格でのサブ・ファンドに対するその役務に関連して受け取る報酬およびその他金額を確保することができ、サブ・ファンドまたはその受益者に対する説明は要求されず、またサブ・ファンドまたはその受益者により支払われる手数料またはその他報酬は、かかる報酬またはその他金額のゴールドマン・サックスによる受領を理由として減額されることにはならない。

ゴールドマン・サックスがポートフォリオに関連してブローカー、ディーラー、代理人、貸付人もしくは顧問、またはその他の商取引上の資格で行為する時は、ゴールドマン・サックスは、自己の利益のために商取引上の処置を講じることができ、このことは、サブ・ファンドに悪影響を及ぼすことがある。

ファンドは、自己の信用状況に基づきその取引相手との取引関係を確立することが要求される。ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む)は、その信用がファンドによるその取引関係の確立に関連して使用されることを認める義務を負うことにはならず、またファンドの取引相手がファンドの信用性の評価においてゴールドマン・サックスの信用に依拠するとは予想されていない。

サブ・ファンドのための証券の買付けおよび売付けについては、他の顧客/GS口座に関わる注文と一括化または集計化されることがある。ただし、投資顧問会社およびその関係会社は、異なる口座に関わるポートフォリオ運用決定が個別に行われる場合、または一括化もしくは集計化が実行不能と判断される場合、または顧客の指図に関わる場合は、注文の一括化または集計化を要求されない。

売付けまたは買付けされる証券の全体量に対し同一の価格または執行を得ることは、実勢取引活動により往々にして不可能になることがある。かかる事態が発生した時、各々の価格は平均化され、サブ・ファンドは当該平均価格で請求または入金を受けることになる。従って、集計化の影響は、ある場合にはサブ・ファンドに不利に作用することがある。またある場合には、サブ・ファンドは、一括化または集計化された注文に関連して同一の手数料または等価の手数料率を課されない。

投資顧問会社は、直接的にまたは取引先関係を介して投資顧問会社、ファンド、他の顧客/GS口座、またはそれらの関係者もしくはスタッフに対し、投資顧問会社の見解では投資の意思決定のプロセス上(先物、確定価格の提供、店頭取引に関わるものを含む)投資顧問会社の的確な補佐となるとされるリサーチまたはその他適切なサービスを提供するブローカー(投資顧問会社の関係会社を含むが、それらに限らない)を指定することができる。かかるリサーチまたはその他サービスには、法律の認める範囲内で、企業、業界、証券に関するリサーチ報告、経済金融データ、財務公告、代理権分析、商業セミナー、コンピュータデータ・ベース、値付け手段とサービス、リサーチ志向のコンピュータ・ハードウェア、ソフトウェア、その他のサービスと商品が含まれる。かかる方法で得られたリサーチまたはその他サービスは、リサーチまたはその他サービスの取決めに関連してブローカーにコミッションを支払うものを除いた顧客/GS口座に関係するものを含めて、全サブ・ファンドまたは一部サブ・ファンドおよび他の顧

客/G S口座へのサービス提供上使用することができる。かかる商品およびサービスは、当該サブ・ファンドと他の顧客/G S口座が支払う委託売買手数料の金額に基づき、サブ・ファンドに比して他の顧客/G S口座を不相応に利することができる。例えば、一顧客の手数料を通じて支払がなされるリサーチまたはその他サービスは、当該顧客の口座の運用上は使用されないことがある。さらに、他の顧客/G S口座は、サブ・ファンドと他の顧客/G S口座に対し提供される商品やサービスに関連して規模の経済または価格割引にかかる利益(不相応な利益を含む)を受けることがある。投資顧問会社がソフトコミッションを採用する限りにおいては、投資顧問会社は、自らがかかる商品またはサービスに関わる支払を行うことを要しない。投資顧問会社は、特定のブローカー/ディーラーによって提供される取引執行、清算、ないし決済サービスと組み合わせたリサーチを受けることがある。投資顧問会社がかかる基準でリサーチを受ける限りにおいては、従来のソフトダラーに関わるものと同様の利害対立の多くが生じることがある。例えば、かかるリサーチについては、ブローカー/ディーラーによって提供される取引執行、清算、決済サービスに関わる支払にも充当され、投資顧問会社によって支払われない顧客手数料が事実上支払われることになる。いずれのソフトコミッションの取決めにおいて提供される利益は、ファンドに対する投資業務の規定において助けとなり、かかるソフトコミッションの取決めはいずれもファンドの定期の報告書において開示される。

投資顧問会社は、その投資の意思決定プロセス上有用とみなすリサーチまたはその他サービスを継続的に受けを確実にするため、当該取決めに基づきリサーチまたはその他サービスを提供するブローカーを介して取引を執行することに努めることがある。投資顧問会社は、様々な程度で上記の取決めを結ばないことを随時選択することがある。

投資顧問会社は、サブ・ファンドを含む顧問業務関係の顧客に代わって行う代理議決の決定に利益相反が影響することを防ぎ、かつかかる決定が投資顧問会社のその顧客に対する忠実義務に従い行われることを確実にする上で役立つことを図る方針および手続を採択している。かかる代理議決の方針および手続にも関わらず、投資顧問会社の実際の代理議決の決定は、かかる議決の決定がその忠実義務に従うものであったと投資顧問会社が判断したとしても、ゴールドマン・サックスないしその関係会社の他の部門または組織の他の顧客または事業の利益に有利に影響することがある。

ゴールドマン・サックスに適用される規制上の要件ないしかかる要件の順守、適用制限を図るか、またはかかる要件に別途関係するその社内方針のために、サブ・ファンドの活動は時に制限されることがある。ゴールドマン・サックスの助言を受けない顧客はかかる配慮を要しないであろう。投資顧問会社が一部種類の取引を開始もしくは推奨できない期間、またはゴールドマン・サックスが投資銀行、市場形成等のサービスを行うか、自己のポジションを保有する会社によって発行される、もしくはかかる会社に関係する一部の証券または商品にかかる助言を別途制限または限定する期間が存在することがある。例えば、ゴールドマン・サックスがある会社の証券の引受もしくは別途の販売を行うか、またはある会社のために顧問サービスを行う場合、サブ・ファンドは、当該会社の証券の売買を禁止または制限されることがある。サブ・ファンドが買付けまたは売付けを希望する証券にかかる会社の取締役をゴールドマン・サックスのスタッフが務める場合も同様な状況が生じうる。ただし、適用法により認められる場合は、サブ・ファンドは、かかる会社によって発行される、またはゴールドマン・サックスの引受、販売、もしくは顧問業務に関わる任務の対象となる証券もしくは商品を購入することができ、またゴールドマン・サックスのスタッフが当該発行体の取締役もしくは役員である場合にかかる証券もしくは商品を購入することができる。

自己口座やその他の口座に関わるゴールドマン・サックスの投資活動もサブ・ファンドの投資戦略と権利を制限することがある。例えば、規制対象の業種、一部の新興市場もしくは国際市場、企業と規制当局の所有規定、および一部の先物取引と派生取引においては、認可の付与または規制当局もしくは企業の別途の同意なしには超えてはならないとの関係ある投資者による投資総額に対する制限が存在することがあり、もし超えた場合は、ゴールドマン・サックス、サブ・ファンド、または他の顧客/G S口座に不利益または取引制限をもたらす。一定の合計所有限度に達した場合または一部取引が執行された場合、投資顧問会社が顧客(ファンドを含む)のために投資対象を取得もしくは処分する能力、または権利を行使し、業務取引を執行する能力は、規制により制限されたり、別途損なわれることがある。その結果、顧客(ファンドを含む)を代行する投資顧問会社は、投資限度への到達に起因する保有に関する

る規制上の制限の可能性または別途の減損に照らして投資顧問会社はその裁量で適切とする場合は、買付けを制限し、既存の投資対象を売却し、または権利(議決権を含む)の行使を別途限定もしくは制限することができる。

本項に記述されるもののほか、ゴールドマン・サックスの現在および将来の事業活動が更なる利益相反を引き起こすことがある。

## (2) リスクに対する管理体制

運用チームとは独立した「マーケット・リスク管理専任部門」がファンドのリスク管理を行う。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チームに報告する。

上記リスク管理体制は今後変更されることがある。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

海外における申込手数料

G S 新成長国通貨債券ファンドの場合、申込金額の3%以下。

日本国内における申込手数料

G S 新成長国通貨債券ファンドの場合、申込金額の3.15% (税込) を上限として販売会社の裁量により決定される率を乗じて得た額とする。

サブ・ファンドの異なるクラス受益証券間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近のサブ・ファンドの純資産価額の上限1.05% (税込) が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。スイッチング手数料は販売会社により異なる。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

また、スイッチングが行われる場合、換金時と同様に税金(課税対象の場合)がかかる。

### (2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されない。

### (3)【管理報酬等】

管理会社は、各サブ・ファンドに関して当該サブ・ファンドの資産より支払われるべき、当該サブ・ファンドの毎日の平均純資産価額を基準として、日々発生し、毎月後払での支払義務が生ずる管理報酬および管理事務報酬を受領する権利を有する。管理会社は、各サブ・ファンドの年間報酬および費用(該当するマスター・ファンドのポートフォリオのレベルの報酬および費用の影響を含む)を各サブ・ファンドの純資産価額の年間2.5%または管理会社が同意するそれよりも低い金額に制限することに同意している。受益者の事前同意なくこの2.5%制限を引き上げてはならない。投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、および受益者サービス代行会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、ならびに日本における代行会社の報酬は、上記の2.5%制限を条件として、管理会社がその報酬から支払い、またはファンドの資産から直接支払われる(G S 新成長国通貨債券ファンドに関する投資顧問会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、総販売会社報酬は、純資産価額の年率0.80%を超えず、日本における代行協会員報酬は、純資産価額の年率0.03%を超えないか、または管理会社が合意する金額より低いものでなければならない。)。管理会社は、管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、または日本における代行協会員がそれぞれの義務の履行において負担したすべての合理的な現金支出費用に関してファンドの資産から弁済を受ける権利も有するものとする。ファンドは、投資顧問会社、副投資顧問会社、総販売会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社に対して/によって、その任務の遂行において、支払われるべきあらゆる報酬またはその他の金額に適用されるあらゆる付加価値税の費用を負担するものとする。

受託会社は、各サブ・ファンドに関して、各サブ・ファンドの資産から支払われるべき、信託証書に基づく受託会社の任務の遂行に対する各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%にあたる金額か、または管理会社が随時合意するその他の金額の年間報酬を受取る権利を有するものとする。ただし、常に、上記各サブ・ファンドの総費用限度額に従うものとする。

受託会社に対して支払われるべき報酬は、各暦月末に後から発生し、支払義務が生じる。受託会社は、取引手数料の支払を標準的な商業レートによるもので、かつサブ・ファンドのために負担した適切な証拠を有する現金支出費用の弁済を当該手数料および費用の負担に関わるサブ・ファンドの資産から受ける権利を有するものとする。

2010年11月30日に終了した会計年度にG S 新成長国通貨債券ファンドが支払った報酬は以下のとおりである。

G S 新成長国通貨債券ファンド

管理会社報酬	5,001米ドル
投資顧問報酬	2,914,151米ドル
管理事務代行および受託報酬	37,093米ドル
販売および代行協会員報酬	3,023,433米ドル
登録・名義書換事務代行報酬	31,878米ドル

(4) 【その他の手数料等】

各サブ・ファンドは、訴訟に関して、各サブ・ファンドが被った費用およびファンドが被った費用にかかる各サブ・ファンドの比例負担分に責任を負う。ファンドは、信託証書に記載されている規定に従い、一定の状況において(ファンドのために訴訟において負担された費用を含む)受託会社に補償を行うものとする。管理会社は、管理会社がファンドもしくは当該サブ・ファンドによるか、またはそのための訴訟において被った費用をファンドまたは当該サブ・ファンドから回収する権利を有するものとする。

各サブ・ファンドは、管理会社により負担される分を除き、適宜、そのすべての費用、または特定の単数または複数サブ・ファンドに帰属させることのできないファンドのすべての費用にかかる当該ファンドの(純資産価額の相対額に基づく)比例負担分を支払う。費用は、取締役の見解において当該費用が関係する単数または複数のサブ・ファンドに配分される。費用をいずれかの特定のサブ・ファンドに容易に帰属させることができない場合、管理会社は、費用のサブ・ファンド間配分の基準を決定する裁量権を有するものとする。このような場合、通常、費用は各サブ・ファンドの純資産価額の価値に比例的に各サブ・ファンドに配分される。

各サブ・ファンドにより支払われる費用(または各サブ・ファンドが比例分担する費用)には、監査人および会計士の報酬、弁護士報酬、当該サブ・ファンドの受益証券の販売会社に支払われるべきコミッション、財政当局または監督当局により課される料金または税金、あらゆる報告書、証明書、当該サブ・ファンドの受益証券の購入確認書および受益者への通知の作成、翻訳および配布にかかる費用、あらゆる他の法域において当該ファンドの許可または登録を得ることに関連して負担される料金および費用、管理、投資顧問会社、分配、管理事務、保管および譲渡・名義書換にかかる費用、受益者集会に関係する資料の作成および配布を含む受益者集会の費用、保険料、協会および会員権にかかる費用、当該サブ・ファンドの受益証券の発行、買戻しまたは交換にかかる事務費用を含むその他のあらゆる費用、信託証書およびファンドまたは当該サブ・ファンドの受益証券の募集に関するその他のあらゆる文書(発行届出書、目論見書、説明覚書、年次報告書、半期報告書および臨時報告書を含む)をあらゆる言語で作成し、印刷し、かつ/または当該ファンドに対する管轄権を有するすべての当局(現地の証券業協会を含む)に提出するための費用およびこれらの文書を受益者に交付するための費用、当該ファンドの受益証券の販売に関係する費用(マーケティングおよび宣伝にかかる費用を除く)、該当法域の現地新聞に公告を掲載する費用、発生した非経常的かつ特別の項目、および各場合に該当する付加価値税を含むが、これらに限定されないものとする。

各サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドにかかる受益証券の当初募集の準備に際して負担され、5万ユーロを超えないと予想され、また、1年間または管理会社が決定するその他の期間にわたり償却される自己の設立費用を支払う。

管理会社は、その裁量において、ファンドまたはいずれかの個別のサブ・ファンドの設立および/または受益証券のマーケティング、分配および/または販売に起因する費用を直接分担することができ、随時、その裁量により、特定の支払期間にかかる自己に帰すべき報酬の一部またはすべてについて権利放棄することができる。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドのポートフォリオに対する投資に関わる仮/当初販売手数料

を支払わず、管理会社がマスター・ファンドのポートフォリオに投資することにより受領する手数料を各サブ・ファンドの資産に支払う。

クラス毎の手数料および費用

中央銀行への事前通知により、受託会社は、各サブ・ファンドで、異なる価格、手数料、他の費用形態、最低購入価格および分配形態を有する、異なる受益証券クラスを発行することができる。

2010年11月30日に終了した会計年度にG S新成長国通貨債券ファンドが支払ったその他の費用は以下のとおりである。

G S 新成長国通貨債券ファンド	664,263米ドル
------------------	------------

## (5) 【課税上の取扱い】

### (A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができる。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)にかかる配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが(申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。)、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等にかかる譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成24年1月1日以後は、20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象



となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益(上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。)および上場株式等の配当所得(受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または平成22年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。)との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

## (B) アイルランド

### ファンド

ファンドは、1997年租税統合法第739B条に定める投資信託であり、従って、その関連収益または関連利益に対してはアイルランドの租税は賦課されない。

税務上、ファンドがアイルランドに所在しているという前提に基づき、ファンドおよび受益者に対し、以下の税効果が適用される。

アイルランド以外の国で発行された有価証券に対する収益およびキャピタル・ゲインならびに利息の分配は、当該国による源泉税等の税金が賦課されることがある。ファンドは、アイルランドと他国の間で有効な二重課税防止条約により源泉税の利率が軽減されるメリットを享受することはできない。よって、ファンドは、特定の国において、賦課された源泉税の還付を請求することはできない。管理会社は、ファンドが適用される二重課税防止条約に基づき、享受できるメリット(もしあれば)について申請するか否かに関して、独自の判断を行う。管理会社は、一または複数の二重課税防止条約に基づいて請求可能な金額が多額である場合でも、かかるメリットについて申請しないことを選択する可能性があり、これは、特に、かかるメリットを請求することにより、管理上の負担になったり、ファンドが多額の費用を負担することになったり、第三者であるサービス提供者や関連法域の税務当局に対して受益者に関する一定の情報の開示を要求されたりすることがあるからである。

管理会社が、ファンドのためにかかるメリットについて申請を行った場合、かかるメリットをファンドが取得する時点と、かかるメリットに基づいて請求された金額をファンドが受領する時点の間にかなりずれがある場合がある。かかるメリットに基づいて請求された金額をファンドが受領したことで生じたファンドの純資産価額の増加は、受益者がかかるメリットをファンドが得た時点で受益者であったか否かを問わず、一般に、かかる金額が受領された時点で、関連するファンドの受益者に割り当てられ、また、かかる金額の受領前に受益証券を償還した受益者は、償還された受益証券に関して、かかる金額に関する権利を持たない。

ファンドに「課税対象事由」が発生した場合、ファンドに税金が課されることがある(以下「適用税」という。)。課税対象事由は、受益者の受益証券または受益証券の現金化、償還、償却もしくは譲渡に関する管理会社から受益者への支払いを含む。課税対象事由が発生した場合、管理会社は、課税対象事由に関して受益者に対して行われる支払いについての適用税を控除する。支払いの行われぬ課税対象事由が発生した場合、管理会社は、納税義務に応じるために必要な口数の受益証券を充当するか、消却することができる。

課税対象事由には、「関連期間」末における受益者による自己の受益証券のみなし処分も含まれる。関連期間とは、受益証券の取得に始まる8年間の期間および先行する関連期間の直後に続く8年間の

期間を意味する。ファンド（場合によってはサブ・ファンド）においてアイルランド居住者が保有する受益証券の価額の割合が、サブ・ファンドにおける受益証券の総額の10%を下回った場合で、管理会社が、アイルランド居住者である各受益者に関する一定の詳細をアイルランド歳入庁に年1回報告することを選択した場合、管理会社は適用税を控除する権利を持たず、その代わりに、受益者が申告納税によってみなし処分に賦課される税金を納めなければならない。従前のみなし処分ではファンドが納めた適用税に関する課税対象事由についての適用税に対して、控除の利用が可能である。受益者による自己の受益証券の最終的な処分があった場合、未利用の控除分の還付が支払われうる。

課税対象事由が生じた時点でアイルランド非居住者である受益者に関して、または免税投資家であるアイルランド居住者の受益者に関して、課税対象事由は発生しない。ただし、受益者が管理会社に宣言を提出することが条件となる。

課税対象事由は以下の項目を含まない。

- 管理会社が独立当事者間で行う取引契約により実行される、受益者によるファンド内の受益証券とファンド内の他の受益証券との交換
- 認可を受けた決済機関が保有する受益証券に関する取引
- 配偶者間および前配偶者間での受益証券の一定の取引

## 受益者

### アイルランド非居住者

アイルランド非居住者である受益者は、ファンドにおいて課税対象事由が発生した場合、アイルランドにおける税金を賦課されない。管理会社が、受益者から、かかる受益者がアイルランド非居住者である旨の署名および記入済みの宣言を保有している場合、管理会社は適用税の控除を行わない。管理会社は、当該宣言が真正かつ正確であることに満足していなければならない。

かかる宣言が存在しない場合、管理会社は、受益者は非居住者であると推定せねばならず、管理会社は、かかる受益者に関して課税対象事由が発生した場合、適用税の控除を行う（以下に概説する。）。

アイルランド非居住者である受益者を代理して行為する仲介人は、代理行為を行っている受益者のために、上記と同じ課税免除を請求することができる。仲介人は、自らの知る限りにおいて、かかる受益者がアイルランド非居住者であることを宣言において表明しなければならない。

アイルランド非居住者の受益者が企業であり、アイルランドで受益者の取引を行っている支店または代理店によるか、またはこれらの代わりに直接または間接に、受益証券を保有している場合は、かかる受益証券による収益または受益証券の売却から得られた利益に対し、アイルランドの法人税が賦課される。

1997年租税統合法で指定される一定の状況を除き、アイルランドの法人税の課税対象である法人以外の者に対する適用税の払戻しは行われない。

### アイルランド居住者

#### 非免税投資家

#### 管理会社による控除

免税投資家でない受益者は、適用税が控除される。適用税率は、年1回またはそれ以上の頻度で行われる支払い（例えば、分配金）に対しては、アイルランドの所得税率（現在27%）、受益証券の売買、譲渡、みなし処分、償還、買戻もしくは消却、または受益証券に関するその他の支払いに対しては、税率30%である。管理会社は、支払いからかかる適用税を控除するか、当該受益者の適用税の支払いに必要な額の受益証券口数を償還し消却する権利を有し、当該受益証券に関する適用税をアイルランド歳入庁に支払う。

#### 追加税

法人ではなく、免税投資家でない（従って、適用税が控除されている）受益者は、受益証券の売買、譲渡、みなし処分、償還、買戻、消却、または当該受益証券に関するその他の支払いの際に、さらに所得税またはキャピタル・ゲイン税を負担することはない。

受益者が、免税受益者でない法人であり（従って、適用税が控除されている）、支払いが租税統合法

第18条に規定の別紙Dケース(以下「別紙Dケース」)に基づく取引収入として課税対象とならない場合、以下の項目が適用される。

- ( ) 支払いが、年に1回またはそれ以上の頻度で行われる場合、受領額は、別紙Dケースに基づき課税対象となる純年間支払額(その総額から所得税が標準税率で控除済みである)とみなされる。
- ( ) かかる受益証券に関するその他の支払い、またはかかる受益証券の売買、譲渡、みなし処分、償還、買戻または消却は、アイルランド税法上は別途考慮されない。  
受益者が免税投資家でない法人であり(従って、適用税が控除されている)、かつ、支払いが別紙Dケースに基づき取引収益として課税対象である場合、以下の項目が適用される。
- ( ) 受益者が受領した額は、控除された適用税の金額分増加され、かつ、当該支払いが行われた課税対象期間の受益者の収益として扱われる。
- ( ) 支払いが、受益証券の売買、譲渡、償還、買戻または消却の際に行われた場合、かかる収益は、当該受益証券の取得に対して、受益者が支払った金額または貨幣的価値の対価分だけ減額される。
- ( ) 控除された適用税は、支払いが行われた課税対象期間に関し、受益者に賦課されるアイルランド法人税と相殺される。

別紙Dケースの収益に適用される法人税率は、現在25%である。別紙Dケース収益に適用される法人税率は、現在12.5%である。

### 免税投資家

#### 管理会社による控除

免税投資家が保有する受益証券の売買、譲渡、みなし処分、償還、買戻または消却に関連しているか、あるいは管理会社が当該受益証券に関して宣言を保有している受益証券に関するその他の支払いについては、適用税を控除しない。アイルランド歳入庁に対し、あらゆる税金について説明し、および要求される詳細をアイルランド歳入庁に返送するのは、免税投資家の義務である。また、免税投資家でなくなった場合、管理会社に対して通知するのも、免税投資家の義務である。

管理会社が宣言を保有していない免税投資家は、管理会社によりすべての点で非免税投資家として扱われる(上記参照)。

#### 追加税

免税投資家に対しては、受益証券の売買、譲渡、買戻、償還または消却に関する収益、利益および利得、または保有受益証券に関する配当金または分配金、あるいはその他の支払いに対するアイルランド税が賦課される。受益者が、法人でなく、適用税が控除されていない場合、支払いは、オフショア・ファンドと同様に扱われるものとし、1997年租税統合法第747D条および1997年租税統合法第747E条に従い課税される。ただし、受益者は、納税申告において所得または売却を正しく記載済みであり、このことは、受益者が、ファンドによる年1回またはそれ以上の頻度の分配について税率27%により、および自己の受益証券に関するファンドから受益者に対するその他の支払いについて、または受益証券の売買、譲渡、みなし処分、償還、買戻または償却については税率30%により、税金を支払わなければならないことを意味する。その他さらに、当該支払いまたは売却について受益者から支払われるべきアイルランドの税金はない。

受益者が、法人である場合、支払金額は、アイルランド税が課税される発生収益とみなされる。ただし、かかる支払いが、受益証券の売買、譲渡、消却、償還、買戻または移転に関するものである場合、かかる収益は、受益証券の取得に対して受益者が支払った金額または貨幣的価値の対価分だけ減額されるものとする。

支払いが法人にとって取引収益として課税されない場合、別紙Dケースに基づき課税対象となる。支払いが法人にとって取引収益として課税対象となる場合、別紙Dケースに基づき課税対象となる。

#### その他の税金 - すべての受益者

##### 為替差益

受益証券の売却に際して、アイルランド居住者である受益者が為替差益を得た場合、かかる受益者は、受益証券が売却された査定年度において当該差益に関してキャピタル・ゲイン税を賦課される。

## 印紙税

受益証券の発行、販売、譲渡、償還、買戻、消却、または申込の際に、受益者がアイルランドで負担する印紙税、書証税、譲渡税、または登録税はない。償還がアイルランドの資産を現物で受益者に譲渡することで実施された場合、アイルランド印紙税が賦課されることがある。

## 資産取得税

ファンドが第739B条で規定される投資信託の資格を有する限り、贈与または相続された受益証券は、資産取得税(「資産取得税」)を免除され、受贈者または相続人が受け取った贈与または相続財産に対する、資産取得税の計算では考慮に入れない。ただし、

- ( ) 受益証券がかかる贈与日または相続日、および関連する評価日において、贈与または相続財産に含まれている場合、
- ( ) 売却日において、かかる売却を行った受益者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもなく、または売却の適切な法律がアイルランド法でない場合、および
- ( ) 贈与日、または相続日において、受贈者または相続者が、アイルランドに住所を有さず、通常の居住者でもない場合に限る。

## 居住者および通常居住者

アイルランド税法上の居住者および通常居住者の概念についての以下の要約は、アイルランド歳入庁により、受益証券申込書に記載される宣言のために発表されている。受益者および投資予定者は、宣言に関して疑問がある場合、専門的なアドバイザーに連絡することが推奨される。

### 居住者 - 法人

アイルランド内に管理および監督の中核組織を有する法人は、当社がどこで設立されたかに関係なく、アイルランド居住者である。アイルランド内に管理および監督の中核組織を有さないが、アイルランド内で設立された法人は、以下の場合を除き、アイルランド居住者である。

- (a) かかる法人または関連会社が、アイルランド内で取引を行っており、かつ、かかる法人が、EU加盟国またはアイルランドが二重課税防止条約を締結している国(「二重課税防止条約締結国」)の居住者に最終的に支配されているか、あるいは、かかる法人または関連会社が、EUまたは二重課税防止条約締結国の公認の証券取引所に上場している法人である場合。または、
- (b) かかる法人が、アイルランドと他国間の二重課税防止条約に基づき、アイルランドの居住者ではないとみなされる場合。

税法上、法人が居住者であるかどうかの決定は、複雑なケースがあり、受益者は、1997年租税統合法第23A条に記載の特別法規を参照することに留意しなければならない。

### 居住者 - 個人

通常の規定では、個人は、以下の場合、一課税年度について、アイルランドの居住者とみなされる。

- (a) 当該課税年度にアイルランドに183日以上滞在した場合。

または

- (b) 当該課税年度にアイルランドに滞在した日数とその前年度にアイルランドに滞在した日数の合計が280日に達する場合。

個人が、一課税年度に、アイルランドに30日以下しか滞在しなかった場合、2年基準の適用上計算にいない。アイルランドに1日滞在するということは、当該日のいずれかの時間に個人が自ら滞在している状態をいう。

### 通常居住者 - 個人

3課税年度連続してアイルランド居住者である個人は、4年目の課税年度開始時から、通常居住者となる。例えば、2004年1月1日から2004年12月31日まで、2005年1月1日から2005年12月31日まで、および2006年1月1日から2006年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者である個人は、2007年1月1日から通常居住者となる。

アイルランド通常居住者であった個人は、連続してアイルランドの居住者でない3課税年度目の終了時に通常居住者でなくなる。よって、2007年12月31日に終了する課税年度にアイルランドの居住者であり、かつ通常居住者である個人は、当該年度にアイルランドを出国しても、2010年の課税年度終了時までには通常居住者のままである。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】(資産別及び地域別の投資状況)

## GS新成長国通貨債券ファンド

(2011年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
(外国投資法人)ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ(投資証券)	ルクセンブルク	335,761,485.17	100.37
小計		335,761,485.17	100.37
現金・その他の資産(負債控除後)		-1,235,688.71	-0.37
合計 (純資産総額)		334,525,796.46 (約27,816百万円)	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】(2011年3月末日現在)

	銘柄名	国名	業種	保有口数	取得原価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率 (%)
					金額	単価	金額	単価	
1.	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ	ルクセンブルク	外国投資法人	32,950,096.68	305,525,587.04	9.27	335,761,485.17	10.19	100.37

## 【投資不動産物件】(2011年3月末日現在)

該当なし。

## 【その他投資資産の主要なもの】(2011年3月末日現在)

該当なし。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記会計年度末および2010年4月から2011年3月における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	(GS新成長国通貨債券 ファンド) 純資産総額		(普通(米ドル建て)ク ラス受益証券) 1口当りの純資産価格		(ユーロ・クラス受益証 券) 1口当りの純資産価格		(日本円クラ ス受益証券) 1口当りの純 資産価格
	米ドル	千円	米ドル	円	ユーロ	円	円
第1会計年度末 (2008年11月末)	136,884,709	11,381,964	76.60	6,369	89.60	10,534	6,360
第2会計年度末 (2009年11月末)	299,574,041	24,909,582	101.24	8,418	99.99	11,756	6,889
第3会計年度末 (2010年11月末)	345,809,425	28,754,054	113.53	9,440	129.16	15,185	6,919
2010年4月末	378,650,648	31,484,801	109.93	9,141	122.56	14,409	7,945
5月末	366,091,419	30,440,501	103.84	8,634	124.79	14,672	7,163
6月末	372,711,900	30,990,994	105.16	8,744	127.22	14,957	7,058
7月末	389,971,086	32,426,096	110.44	9,183	125.62	14,769	7,159
8月末	376,436,903	31,300,728	110.85	9,217	129.22	15,192	6,963
9月末	390,064,335	32,433,849	117.57	9,776	127.57	14,998	7,245
10月末	367,219,786	30,534,325	119.56	9,941	127.41	14,980	7,104
11月末	345,809,425	28,754,054	113.53	9,440	129.16	15,185	6,919
12月末	347,653,649	28,907,401	117.00	9,729	130.43	15,335	6,957
2011年1月末	337,668,887	28,077,168	114.87	9,551	124.02	14,581	6,748
2月末	335,869,117	27,927,517	116.52	9,689	124.87	14,681	6,845
3月末	334,525,796	27,815,820	119.88	9,968	125.04	14,701	7,018

(注) 上記会計年度末における1口当りの純資産価格は、端数処理方法の違い等により財務書類の数値とは異なる場合がある。

## 【分配の推移】

普通(米ドル建て)クラス受益証券

該当なし。

ユーロ・クラス受益証券

該当なし。

日本円クラス受益証券

	分配(円)
第1会計年度 (2008年1月31日~2008年11月30日)	650
第2会計年度 (2008年12月1日~2009年11月30日)	660
第3会計年度 (2009年12月1日~2010年11月30日)	600
2010年3月	100
5月	100
7月	100
9月	100
11月	100
2011年1月	100
3月	100

## 【収益率の推移】

## 普通(米ドル建て)クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度(2008年1月31日~2008年11月30日)	-23.40%
第2会計年度(2008年12月1日~2009年11月30日)	32.17%
第3会計年度(2009年12月1日~2010年11月30日)	12.14%

(注) 収益率は、以下の算式により算出されている。以下同じ。

$$\text{収益率}(\%) = (a - b) / b \times 100$$

a = 会計年度末の1口当りの純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格(分配落の額)

ただし、第1会計年度については、当初発行価格

普通(米ドル建て)クラス受益証券 100米ドル

ユーロ・クラス受益証券 100ユーロ

日本円クラス受益証券 1万円

## ユーロ・クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度(2008年1月31日~2008年11月30日)	-10.40%
第2会計年度(2008年12月1日~2009年11月30日)	11.60%
第3会計年度(2009年12月1日~2010年11月30日)	29.17%

## 日本円クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度(2008年1月31日~2008年11月30日)	-29.90%
第2会計年度(2008年12月1日~2009年11月30日)	18.69%
第3会計年度(2009年12月1日~2010年11月30日)	9.15%



## (4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに会計年度末現在の受益証券の発行済口数は次のとおりである。

## 普通(米ドル建て)クラス受益証券

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	1,046,333 (1,046,333)	81,857 (81,857)	964,476 (964,476)
第2会計年度	305,854 (305,854)	307,291 (307,291)	963,039 (963,039)
第3会計年度	572,890 (572,890)	734,554 (734,554)	801,375 (801,375)

## ユーロ・クラス受益証券

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	228,202 (228,202)	59,905 (59,905)	168,297 (168,297)
第2会計年度	57,168 (57,168)	58,301 (58,301)	167,164 (167,164)
第3会計年度	215,151 (215,151)	174,796 (174,796)	207,519 (207,519)

## 日本円クラス受益証券

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度	748,533 (748,533)	91,552 (91,552)	656,981 (656,981)
第2会計年度	132,385 (132,385)	132,282 (132,282)	657,084 (657,084)
第3会計年度	122,896 (122,896)	171,412 (171,412)	608,568 (608,568)

(注1) ( ) の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

(注2) 口数には当初募集の数が含まれる。

## （参考情報）

## 投資有価証券の主要銘柄（2011年3月末日現在）

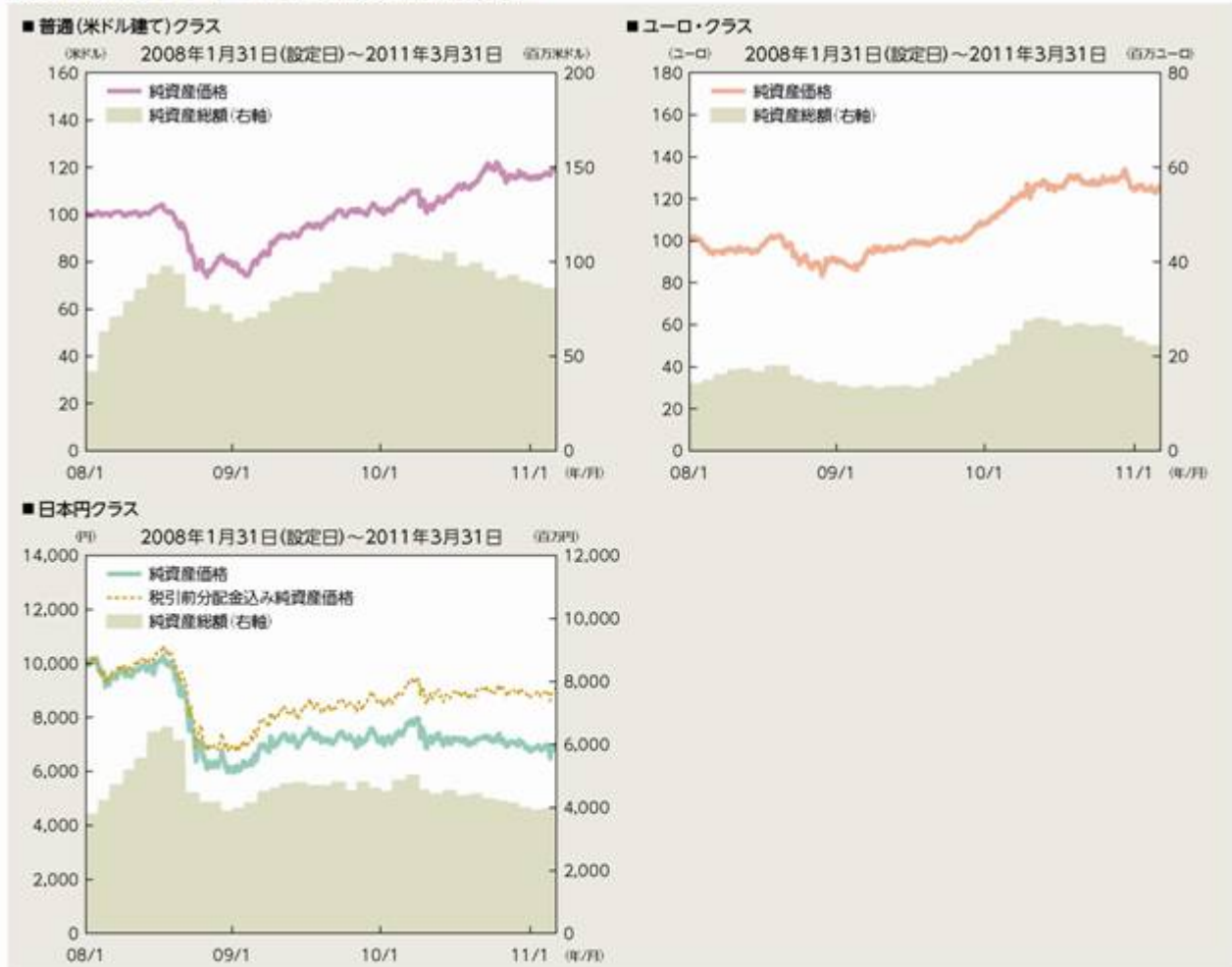
銘柄名	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ	
国名	ルクセンブルク	
業種	外国投資法人	
保有口数	32,950,096.68	
取得原価(米ドル)	金額	305,525,587.04
	単価	9.27
時価(米ドル)	金額	335,761,485.17
	単価	10.19
投資比率(%)	100.37	

## 実質的な上位10銘柄（2011年3月末日現在）

	銘柄名	償還日	比率
1	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2015/9/15	9.83%
2	KINGDOM OF THAILAND	2015/5/22	5.86%
3	REPUBLIC OF HUNGARY	2015/2/12	4.14%
4	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2021/3/31	3.83%
5	REPUBLIC OF HUNGARY	2012/6/12	3.43%
6	REPUBLIC OF POLAND	2020/10/25	3.42%
7	REPUBLICA FEDERATIVA DO BRASIL	2017/1/1	3.36%
8	MALAYSIA	2015/2/27	3.25%
9	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA	2026/12/21	3.14%
10	REPUBLICA FEDERATIVA DO BRASIL	2040/8/15	3.08%

\*ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオへの投資を通じた実質的な組入上位10銘柄の比率です。

## 純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



- 税引前分配金込み純資産価格は、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引前)とを合計した金額です。
- 純資産総額は月末ベースの数値に基づきます。

## 分配の推移（1口当たり、税引前）

## ■日本円クラス

分配日	10/5/17	10/7/15	10/9/15	10/11/15	11/1/18	11/3/15	直近1年累計	設定来累計
分配金 (円)	100	100	100	100	100	100	600	2,110

\*運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 収益率の推移



- 収益率 (%) =  $100 \times (a - b) / b$   
a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の税引前分配金の合計額を加えた額)  
b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配前の額)
- 2008年は設定日(1月31日)から年末までの騰落率、2011年は1月から3月末までの騰落率を表示しています。
- 参考指標のインデックスが算出されている2003年から2007年までは参考指標の収益率を表示しています。参考指標はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

## 運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込(販売)手続等】

#### (イ) 海外における販売

##### 申込期間

各クラスについて、各取引日に各クラスの受益証券を購入するため、買付申込を行うことができる。受益証券は1口当りの純資産価格で発行される。

##### 最低投資額

G S 新成長国通貨債券ファンドの各クラスの受益証券の当初申込期間における最低投資額は、受益証券の基準通貨に応じてそれぞれ100米ドル、100ユーロまたは10,000円であった。

かかる最低額は、管理会社または総販売会社の裁量により、全般的にまたは特定の場合について、増減されるかまたは放棄されることがある。

##### 申込手続

申込みは、当該取引日の正午(ダブリン時間)までに、ファクシミリ(原本は追って送付される。)または管理会社が随時定めるその他の手段(ただし、かかる手段についてアイルランド中央銀行と予め合意がなされている場合に限る。)により受領されなければならない。このような申込は、記入済の当初口座契約書または(申込者が過去に当初口座契約書を記入している場合は)追加購入書式を総販売会社へ送付することにより、または別途に指定される形で、行われなければならない。かかる時間以後に受領された申込みは、翌取引日に処理されるが、管理会社の単独裁量により、評価基準時より前に申込が受領されることを条件として、かつ総販売会社の同意を得て、取引日の規定された時間以後に受領された申込が当該取引日に受理されることもある。

管理会社またはその代行会社は、申込の全部または一部を拒絶する権利を留保するが、拒絶された場合、申込金またはその残金は、関係する取引日後の合理的な期間内に、申込者の費用・危険負担で無利息で、申込者に返還される。受益証券の割当および発行の通知書は、関係取引日以後に、可能な限り速やかに送付される。通常、取引後48時間以内に取引確認書が発行される。

受益権の端数にあたる申込金は、申込者に返還されず、関係サブ・ファンドの資産の一部として保持される。所有権は、当該サブ・ファンドに関するファンドの登録簿への記載により証明され、ファックスによる所有権確認書が投資者に送付される。

##### 買付代金の払込

いったん提出された申込は、適用法規に従うことを条件として、申込者によっては取消不能であるものとし、申込者を拘束するものとする。支払は、当該サブ・ファンドの当該クラスの基準通貨で行われなければならない。

G S 新成長国通貨債券ファンドを除いて当該取引が行われた取引日から起算して5営業日目が決済期限となる。ただし、G S 新成長国通貨債券ファンドについては、取引が行われた関連する取引日から起算して4営業日目が決済期限となる。全額の支払が管理事務代行会社により当該日付迄に受領されない場合、管理会社またはその代行会社は、受益証券のあらゆる割当を取消し、または購入金の支払遅延または不払いにより管理会社が被ったあらゆる利息ならびにその他の料金および費用を投資家に請求する権利を有するものとし、管理会社はかかる費用を賄うために投資家の保有受益証券のすべてまたは一部を売却する権利を有するものとする。

##### マネー・ロンダリング

マネー・ロンダリングの防止を目的とする措置は、申込者の身元および購入金の源泉の子細な確認を要求する可能性がある。各申込の状況により、( )当該申込者が、公認の金融機関において当該申込者の名義で保有される口座から支払を行なった場合、または( )申込が公認された仲介者を通じて行われた場合、子細な確認は要求されない場合がある。このような例外は、上記の金融機関または仲介者がマネー・ロンダリング防止のための同等の規制を有するとアイルランドが認めた国の中に存在する場合にのみ適用される。

例として、個人は、公証人により適切に証明されたパスポートまたは身分証明書の写しを、公共サービスの請求書または銀行計算書のような当該個人の住所の証拠および生年月日とともに提出・呈示する

ことを要求される可能性がある。法人申込者の場合、設立の(または法人名変更の)証書、基本定款または通常定款(またはその同等物)の証明付の写し、すべての取締役の名前、職業、生年月日および住所および事務所所在地の提出・呈示が要求される可能性がある。管理事務代行会社の裁量により、購入金の源泉を証明するための別途の情報が要求される可能性がある。

管理会社またはその受任者は、管理会社またはその受任者が申込者の身元または購入金の源泉を確認するために必要と考える情報を要求する権利を有し、これにより生ずるあらゆる遅延に対して責任を負わないものとする。申込者が確認目的のために求められる情報を提出・呈示するのが遅れたまたは提出・呈示しなかった場合、管理会社またはその受任者は申込および購入金の受領を拒否することができる。

#### (ロ) 日本における販売

日本においては、本書「第一部 証券情報、(7) 申込期間」に記載される期間中の取引日に、同「第一部 証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定の申し込む旨を記載した申込書を提出する。原則として各取引日の午後3時までには受領された申込は、当該取引日に取扱われる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した投資者は、販売取扱会社から買付代金の支払と引換えに取引報告書を受領する。この場合、買付代金の支払は、基準通貨または円貨によるものとする(ただし、販売取扱会社が承認する通貨に限る。詳細については、販売取扱会社に照会することができる。)。基準通貨と円貨との換算は当該申込のあった申込日またはその払込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

発行価格の照会先は販売会社である。

受益証券の申込にあたっての販売手数料はG S新成長国通貨債券ファンドについては3.15%(税込)を上限とする。サブ・ファンドの異なるクラス受益証券間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近の各クラス受益証券の純資産価額の上限1.05%(税込)が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。スイッチング手数料は販売会社により異なる。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。各クラス受益証券の最低申込金額および申込単位は、販売取扱会社が随時決定しかつ申込人に申込前に通知する発行最低価額とする。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会することができる。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

取引日とは、ロンドン、ニューヨーク、ルクセンブルクおよび日本における銀行営業日ならびにニューヨーク証券取引所およびルクセンブルク証券取引所の営業日をいう。

ただし、( )各サブ・ファンドまたはそのマスター・ファンドの純資産価格の決定が中止されている場合および( )管理会社が受託会社の同意を得て随時これらと異なる決定をする場合はこの限りではない。

「マスター・ファンドの営業日」とは、管理会社から投資者に特に告知のない限り、(1)ロンドンおよびルクセンブルクの銀行が営業しており、(2)ルクセンブルクの証券取引所が営業しており、(3)マスター・ファンドの取締役がマスター・ファンドの取引が適切かつ効果的に行われると信じる場合、を指す。

## 2【買戻し手続等】

### (1) ファンド証券の買戻し

#### (イ) 海外における買戻し

受益者は、関係サブ・ファンドの取引日にその保有するサブ・ファンドの受益証券の全部または一部の買戻しを管理会社に請求することができる。買戻し価格は、当該取引日に決定される当該サブ・ファンドの1口当たり純資産価格相当額である。

買戻し価格の照会先は、販売会社である。

所定の書式を利用した買戻請求書は、買戻しの実行が予定される取引日の正午(ダブリン時間)までに総販売会社へ、または別途の指定に従い、ファクシミリまたは管理会社が随時指定する他の手段(ただし、かかる手段について中央銀行と予め合意がなされている場合に限る。)によりその事務所において送付されなければならない。請求が取引日の正午(ダブリン時間)以後に受領される場合、管理会社は、自己の裁量において、翌取引日に繰り延べることができる。ただし、総販売会社の合意を伴う管理会社の単独の裁量により、かつ当該請求が評価時点前に受領されることを条件として、前記時点後に受領された請求は当該取引日の分として受諾されうる。

買戻代金は、原則として、当該取引が行われた取引日後4営業日以内に、サブ・ファンドの基準通貨で、受益者の費用負担で、受益者の銀行口座への電信送金により支払われる。ただし、GS新成長国通貨債券ファンドの場合、当該取引が行われた取引日後3営業日以内に決済が行われる。ファンドまたはその代理人により電信送金が行われた後、管理事務代行会社、総販売会社、日本における販売会社、登録・名義書換事務代行会社または受託会社のいずれも、送金プロセスにおける仲介機関または受益者の銀行の業務遂行について更なる責任を負うものではない。かかる業務遂行に関する問題が生じた場合、受益者は当該仲介機関または銀行と直接に処理しなければならない。

受益者は、管理会社から事前に書面で同意を得ることなく、自己の買戻請求を撤回することはできない。ただし、サブ・ファンドの資産の評価が一時的に停止されている場合に、停止期間の終了前に管理会社が書面による届け出を受領している場合にのみ、撤回が有効となる。請求が上記のように撤回されない場合、買戻しは、停止終了直後の取引日に実行される。

管理会社は、一取引日に買い戻されるサブ・ファンドの受益証券の口数を、発行済の当該サブ・ファンドの純資産価額の10%に限定することができる。かかる場合、当該取引日に自己の受益証券の買戻しを希望するすべての関係受益者が当該受益証券について同様の比率の買戻しを受けよう、上記の制限は按分して適用され、また買い戻されなかったが、比率が限定されなければ買い戻されていたであろう受益証券は、翌取引日の買戻しのため繰り越される。繰り越された買戻請求は、爾後の請求に優先して処理される。買戻請求が上記のように繰り越される場合、登録・名義書換事務代行会社は影響を受ける受益者にその旨を通知する。

#### 強制的買戻し

管理会社は、いずれの時点でも、信託証書の下で受益証券の購入または保有から排除されている受益者によって保有されている受益証券を買戻し、もしくはその譲渡を要求することができ、また当該受益証券の保有が当該サブ・ファンドまたは全体としての当該サブ・ファンドの受益者にとっての規制上、金銭上、法律上、課税上または重要な管理事務上の不利益となる場合、受益者によって保有されている受益証券を買戻し、もしくはその譲渡を要求することができる。かかるいずれの場合も、取引日において、当該受益証券が買戻しされる当該取引日の受益証券1口当たり純資産価格に等しい価格で行われる。

#### 販売および買戻要件にかかる権利放棄

管理会社は、受益者の最善の利益のために行為するという義務に基づき、受益者からの購入または買戻請求の手續に関して、適切であれば、(通知期間、最低購入額、または最低保有額に関するものを含むが、これに限定されない。)制限を免除することができる。適用法が認め、受益者の最善の利益のために行為する義務に基づく場合、かかる制限の免除は、特定の受益者の受益証券に対して担保権を有する投資顧問会社の関連会社を含むが、これに限定されず同一の請求を行うあらゆる受益者に対して認められる。

また、管理会社は、受益証券の販売買戻手續における誤りを訂正することを認める。受益者に対しては、かかる制限の免除が認められるか、または誤りの訂正が行われている期間に受益証券を購入または売却した受益者を含め、かかる事項について通知されない。

#### 誤り、誤りの訂正方針および受益者への通知

管理会社は、受託会社と協議の上、訂正手續が必要かどうかまたはファンドもしくは受益者へ補償金を支払うべきかどうかを決定するため、投資目的、投資方針または投資制限の違反およびサブ・ファンドの純資産価額の計算または販売・買戻し手續の誤りについて検討する。

管理会社は、その単独の裁量で、受益証券の販売および買戻手続に影響を与える誤りの訂正を認めることができる。管理会社は、訂正作業が行われる時点が、ファンドまたは受益者への補償金の支払いが行われる時点で、制限または禁止する可能性のある誤りの解決法については、重大性を定めた方針に従う。また、適用法に従って、管理会社が承認した方針に従い、すべての誤りが、補償可能な誤りとなるとは限らない。よって、補償可能な誤りまたはその他の誤りが発生している期間に、受益証券を購入または買戻す受益者は、補償可能な誤りまたはその他の誤りについての決定に関して、補償されないことがある。

受益者は、いかなる誤り、またはその決定についても通知されないが、かかる誤りの訂正により、当該者が保有する受益証券口数が、かかる受益証券が発行された純資産価額、または当該受益者に支払われた買戻金に調整を行わなければならない場合はこの限りではない。

投資顧問会社の誤りおよび誤りの訂正方針に関する追加情報は、投資顧問会社様式ADV第2部に記載されている。かかる様式は、請求により受益者または投資予定者に提供される。

#### (ロ) 日本における買戻し

日本において、受益者は、各取引日に、販売取扱会社に対しファンド証券の買戻を請求することができる。販売取扱会社は、総販売会社を通じて管理会社に対し買戻しを請求ことができ、買戻請求は、各サブ・ファンドの取引日に管理会社に取次がれる。

買戻価格は、当該取引日に決定される当該クラス受益証券の1口当りの純資産価格相当額である。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款に従い販売取扱会社を通じて、原則として買戻しの注文の成立を販売会社が確認した日(以下「国内約定日」という。)から起算して日本での4営業日目に(ただし、販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)、原則として各クラス受益証券の基準通貨で行われる。受託会社から販売会社への買戻代金の支払は、原則として買戻しを請求した取引日から起算して日本での4営業日目までに行われる。買戻しは1口を単位とする。ただし、販売会社は、これと異なる最低買戻単位を定めることがある。買戻手数料は請求されない。

### (2) ファンド証券の転換

#### (イ) 海外における転換

受益者は、あるサブ・ファンド(「旧サブ・ファンド」)の自己の受益証券の一部または全部を他のサブ・ファンド(「新サブ・ファンド」)の受益証券へ転換請求することができる。所定様式の転換申込書が、総販売会社または日本における販売会社またはその他の場所へ送付されなければならない。特定の販売会社については、転換は、買戻しとこれに引続く買付けとして取扱われ、かかる売買の通常の決済事務に従って行われる。

転換申込書は、新サブ・ファンドと旧サブ・ファンドの両方の取引日である取引日の正午(ダブリン時間)までに、総販売会社または日本における販売会社またはその他の場所により受領されなければならない。異った基準通貨をもつサブ・ファンド間の転換の場合を除き、正午(ダブリン時間)までに受領された転換申込書は、通常、新サブ・ファンドのための当該取引日に処理される。異った基準通貨をもつサブ・ファンド間での転換において転換申込書が正午(ダブリン時間)までに受領された場合は、新ファンドについては翌取引日に取扱われる。取引日の正午(ダブリン時間)以後に受領された申込書は、管理会社の裁量により、翌取引日に受領されたものとして取り扱うことができ、関係する両サブ・ファンドの取引日である翌取引日に処理される。ただし、管理会社は総販売会社または日本における販売会社との合意による管理会社の裁量によりまた転換申込書が旧ファンドおよび新ファンドそれぞれの評価時点前に受領された場合には、時限後に受領されたものも当該取引日に受領されることがある。

転換される旧ファンドの受益権口数は、通常100口以上10口単位である。

ファンドへの当初投資として受益証券の転換を請求する場合、受益者は、転換される受益証券の純資産価格が当該サブ・ファンドの最低保有金額(もしあれば)に相当するかまたはこれを超えるようにしなければならない。

## (ロ) 日本における転換

日本におけるサブ・ファンドのクラス受益証券の転換は、両クラス受益証券を取扱う販売会社において、保有するサブ・ファンドのクラス受益証券の買戻しおよび他のサブ・ファンドのクラス受益証券の新規買付として処理される。GS新成長国通貨債券ファンドについては、販売会社によっては各クラスの受益証券間で転換が可能である。

サブ・ファンドの異なるクラス受益証券間でスイッチングが行われる場合、スイッチング手数料が課される。スイッチング手数料は、受益者よりスイッチング請求を受け付けた日時に入手できる直近の各クラス受益証券の純資産価額の上限1.05% (税込) が、日本における販売会社または販売取扱会社により計算され、賦課される。スイッチング手数料は販売会社により異なる。疑義を避けるため付言するならば、受益証券のスイッチングの際、かかるスイッチング手数料以外に日本における販売会社または販売取扱会社により申込手数料が課されることはない。

## (3) ファンド証券の発行、買戻しおよび純資産価格の計算の一時停止

管理会社は、受託会社の同意をもって、下記の全期間またはその一部期間について、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の決定ならびに受益証券の発行、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

- (a) ファンドの投資対象の相当な部分が表示または取引されている主要な証券取引所またはその他の市場が閉鎖されている期間、またはかかる取引所または市場での取引が制限もしくは中断されている期間。
- (b) ファンドの資産の処分または評価が現実的に実行不可能になることに帰結すると考えられる緊急事態を構成する状況が存在する期間。
- (c) ファンドのいずれかの投資対象の価格もしくは価値、またはサブ・ファンドの資産に関係するいずれかの証券取引所における現行価格もしくは価値の決定に通常使用される通信または計算の手段が機能停止していた期間。
- (d) ファンドが受益証券の買戻しにかかる支払を行うために資金を本国送金することができない期間、または投資対象の買戻しもしくは取得または受益証券の買戻しにより行われるべき支払に伴う資金送金が管理会社の見解において通常の為替レートで実行できない期間。
- (e) 当該ファンドが投資するマスター・ファンドのポートフォリオが自己の純資産価格の計算を中断していた期間または自己の投資証券の発行または償還を中断していた期間。

停止期間中には、受益証券は発行されず(当該サブ・ファンドによりまたはこれを代理して申込が既に受領され、容認されている場合を除く。)また買戻しまたは転換されない。かかる停止は、管理会社はその終了を宣言する時点で解消するが、いかなる場合も、当該停止の要因が解消しかつ停止が認められるような他の条件が存在していない最初の営業日とする。管理会社の判断により、当該停止期間が14日を上回る可能性が高い場合は、かかる停止の通知は、管理会社が決定する方法により公表される。かかる停止は、中央銀行に対し直ちに通知される。



### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

各サブ・ファンドの純資産価額は、当該サブ・ファンドの当該クラス受益証券の基準通貨で表示され、各サブ・ファンドの負債(管理会社が必要または適切とみなす引当金を含む)を差し引いた後のその資産を決定することにより各評価日の評価時点に管理会社によって決定される。実現可能な範囲で、当該クラスの投資収益、支払い利息、手数料およびその他の負債(管理報酬、運用実績報酬(存在する場合)およびその他の報酬を含む)が各日に発生する。各クラス受益証券1口当たり純資産価格は、当該クラス受益証券に帰属する当該サブ・ファンドの純資産価額を当該クラス受益証券の発行済み受益証券数で除して各評価日に算定される。

各サブ・ファンドの受益証券の実績はそれぞれ異なると予想され、各サブ・ファンド(または場合に依りて各クラス)はそれぞれの報酬または費用を(当該サブ・ファンド(またはクラス)に明確に帰属させることが可能な範囲で)負担する。その結果、各サブ・ファンドおよび単一のサブ・ファンドの異なるクラスの受益証券(場合に依りて)の1口当たり純資産価格は、相互に異なると予想される。

資産には以下が含まれるものとする。

- (a) あらゆる有価証券、手元資金、貸付資金または預金(その経過利息を含む)
- (b) あらゆる手形、一覧払い約束手形、約束手形および売掛債権
- (c) 利付き証券(相場価格に含まれる利息を除く)にかかるすべての経過利息
- (d) 管理会社が随時確定する前払い費用を含むあらゆる種類および性質のその他一切の資産

特別の場合または一般的に管理会社が別途に決定する場合以外、証券の時価が配当落ち、利落ちまたは他の支払い金落ちの相場であり、当該配当、利息または他の支払いがファンドに支払われるべきであって、受領されていない場合は、当該配当、利息または他の支払いの金額も資産の決定上計算に入れられる。

各サブ・ファンドの純資産価額の算定においては、

- ( ) 資産の買付けまたは売却が合意済みであるが、当該買付けまたは売却が終了していない場合、当該資産は算入され、または売却資産は除外されるものとし、場合に依りて除外された総買付対価または算入された純売却対価については、当該買付けまたは売却が適切に終結されたものとみなすことを要する。
- ( ) 発行または割当が合意済みであるが評価時点にサブ・ファンドにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされ、当該サブ・ファンドの資産には、当該受益証券につき受領される現金または他の資産が含まれるものとされる。
- ( ) 受益証券の消却による受益証券数の削減の通知が管理会社により受託会社に対し行われているが、当該消却が終了していない場合、当該サブ・ファンドの資産については、当該消却をもって受益者に支払われる金額分が減額される。
- ( ) サブ・ファンドにより回収可能な資本性の実際または推定の税額がサブ・ファンドの資産に加算される。
- ( ) 発生済みである受領されていない利息または配当またはその他の収益がサブ・ファンドの資産に加算される。
- ( ) 収益に対し課税された税金の払戻請求および二重課税免除請求にかかる総額(実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない)がサブ・ファンドの資産に加算される。
- ( ) サブ・ファンドの実現・未実現の収益の総額(実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない)がサブ・ファンドの資産に加算される。
- ( ) サブ・ファンドの実現・未実現の損失の総額(実際額であるか、管理会社による推定額であるかは問わない)がサブ・ファンドの負債に加算される。

発行済み受益証券数の算定においては、

- (a) 発行または割当が合意済みであるが評価時点に当該サブ・ファンドにより発行されていない各受益証券は、発行済みとみなされる。
- (b) 受益証券の消却による受益証券数の削減の通知が管理会社により受託会社に対し行われている

が、当該消却が評価時点以前に終了していない場合、消却される当該受益証券は発行済みとはみなされない。

管理会社は、受託会社の承認を得て、下記期間中、または下記期間の一部について、一時的にサブ・ファンドの1口当たり純資産価格の決定、および受益証券の発行、買戻しおよび交換を停止することができる。

(i) 主要な金融商品取引所またはサブ・ファンドの投資対象のほとんどすべてが上場、または取扱われているその他の市場が閉鎖されているか、あるいは取引が制限または停止している場合、

(ii) ファンドの資産の売却または評価が実行不能となるような緊急事態とみなされる状況が存在する場合、

(iii) サブ・ファンドの投資対象の価格または価値、またはサブ・ファンドの資産に関わる証券取引所において時価を決定する際に通常用いられる通信または計算手段の機能が停止している場合、

(iv) ファンドが受益証券の買戻しに際して支払いを行うための資金を本国へ送金することができない場合、または投資対象の売却または取得、あるいは受益証券の買戻しの際に生じる支払を含む資金の移動が、管理会社の意見によれば、通常の換算レートで実施できない場合、

(v) 各サブ・ファンドが投資しているマスター・ファンドのポートフォリオが、その純資産価額の計算を停止しているか、またはその投資証券の発行または買戻しを停止している場合、

停止期間中は、受益証券の発行(事前にサブ・ファンドにより、またはサブ・ファンドに代わり、受領され、かつ承認されていた申込を除く。)、買戻し、交換は行われず、かかる停止の通知は、管理会社が、かかる停止が終了したことを宣言した時点、かつ停止の原因となる状況が存在しなくなった最初の営業日で、停止が認められるその他の状況が存在しない場合に、終了する。管理会社の意見により、停止期間が14暦日を超える可能性がある場合には、かかる停止の通知が、管理会社が決定する方法で公表される。中央銀行に対しては、あらゆる停止について、直ちに通知される。

## (2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券の確認書は受益者の責任において保管される。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売されるファンド証券については、記名式の券面は交付されず、登録・名義書換事務代行会社で保管され、登録・名義書換事務代行会社が日本における販売会社を名義人とした確認書を日本における販売会社に交付する。ただし、日本の受益者が自己の名義でファンド証券を登録する場合は、この限りでない。

管理会社は登録済受益者以外の者について、受益者であることを承認する義務を負わない。

## (3) 【信託期間】

信託証書または下記「(5) その他、(1) 解散」に定められる方法に従い解散されない限り、ファンドまたはサブ・ファンドは無期限で存続する。

## (4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年11月30日をもって終了する。

## (5) 【その他】

## (1) 解散

下記の状況において管理会社はファンドまたはサブ・ファンドを後述の規定に従い終了させることができる。

- ( ) 受益者または当該サブ・ファンドの受益者により受益証券の償還を承認する特別決議が可決され、これに関して4週間以上6週間以下の通知が与えられている場合
- ( ) 4週間以上6週間以下の通知が受益証券の保有者に与えられている場合(随時)(前述の一般性を侵害することなく、管理会社は、GS新成長国通貨債券ファンドの純資産価額が30億円を下回った場合、またはマスター・ファンドのゴールドマン・サックス・グローバル・エマーGING・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオが終了した場合、GS新成長国通貨債券ファンドを終了させることができる。)
- ( ) ファンドが認可投資信託でなくなった場合、またはこの点に関する法律上の助言を取り入れて、ファンドが認可投資信託でなくなると管理会社が合理的に考える場合
- ( ) ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドを継続することを違法にし、または管理会社の合理的な見解において、非現実的もしくは不適切にする法律が可決された場合
- ( ) 管理会社が退任の希望を書面で表明した日付から3ヶ月以内に受託会社が後任管理者を任命できなかった場合
- ( ) 投資顧問会社が退任の希望を書面で表明した日付から3ヶ月以内に管理会社が後任投資顧問会社を任命できなかった場合

以下の事象が発生した場合、受託会社はファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドを书面通知により終了させることができる。

- (a) 1990年会社法(随時改正された形)に従い、管理会社が清算手続(受託会社が事前に書面同意した条件に基づく再建または合併のための自発的清算を除く)に入る場合、または受託会社のいずれかの資産に関して財産保全管理人が任命された場合、または管理会社に対して審判官が任命された場合
- (b) 受託会社の合理的な見解において管理会社がその任務を遂行する能力を有しない場合
- (c) ファンドまたはそのいずれかのサブ・ファンドを継続することを違法にし、または受託会社の合理的な見解において、非現実的もしくは非賢明にする法律が可決された場合
- (d) 受託会社が退任の希望を書面で管理会社に表明した日付から6ヶ月以内に受託会社が信託証券の規定に従い新受託者を任命できなかった場合

これらの場合、かかる受益証券の買戻しは、サブ・ファンドが解散されるまで、またはサブ・ファンドが買戻しの実行を確実にするために十分な受益証券を発行するまで、延期される。サブ・ファンドは、公正かつ合理的と認められ、受託者により承認される方法で、買戻しが延期される受益証券を選択することができるものとする。

解散の場合、またはサブ・ファンドの全受益証券が買戻される場合、(債権者に対する弁済後の)分配可能な資産は、かかるサブ・ファンドの保有受益証券の価格に応じ、受益者へ分配される。他のサブ・ファンドのいずれにも関係しないサブ・ファンドの残余資産は、受益者への分配の直前の各サブ・ファンドの純資産価格に応じてサブ・ファンドの間で分配され、また受益者の保有するサブ・ファンド受益証券の価格に応じ、各サブ・ファンドの受益者の間で分配される。サブ・ファンド受益者の通常決議による承認をもって、サブ・ファンドは受益者に対し現物で分配を行うことができる。全受益証券が買戻され、サブ・ファンド資産のすべてまたは一部が他社に譲渡されることが予定される場合、サブ・ファンドは、受益者の特別決議による承認をもって、受益者間の分配のために、かかるサブ・ファンド資産を譲受人である会社の持分または同等の価値を有する権益と交換することができる。

## (2) 信託証券の変更

管理会社および受託会社は、補足証券の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ファンドが認可投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証券の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならな

い旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合、またはかかる訂正、変更、追加が公認の取引所のリストの増加のために行われる場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。海外においては、信託証書に規定された重要事項の変更は、公告され受益者に対して通知される。

### (3) 関係法人との契約の更改等に関する手続

#### 投資顧問契約

本契約は、管理会社と投資顧問会社との間で締結され、以下の規定により終了されるまで効力を有するものとする。本契約は、管理会社または投資顧問会社の90日以上前の書面による相手方当事者への通知により、違約金の支払いを要することなく、解約することができる。

本契約は、当事者の書面による合意により、アイルランド中央銀行の同意を条件として、何時にても変更することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、同法に従って解釈される。

#### 管理事務代行契約

本契約の当事者は、相手方に対する書面による90日の通知をもって本契約を何時でも解除することができる。

本契約は、あらゆる事項に関し、アイルランド法に準拠し、解釈される。

#### 代行協会員契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し書面により通知することにより終了する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

#### 受益証券販売・買戻契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し書面による通知をなすことによりこれを解約することができる。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

#### 受益者サービス代行契約

受益者サービス代行契約は、いずれかの当事者が90日前に書面通知することによりこれを解除することができる。

本契約は、英国法に準拠し、解釈されるものとする。

#### 登録・名義書換事務代行契約

本契約は無期限に効力を有するものとする。

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し書面による通知をすることによりいつでも解約することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

#### 総販売契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が90日前に他の当事者に対して書面による通知をすることによりいつでも解約することができる。

本契約は、アイルランド法に準拠し、解釈されるものとする。

## 4【受益者の権利等】

### (1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売取扱会社に外国証券取引口座約款に基づきファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は販売取扱会社を通して受益権を自己に代わって行使させることができる。ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次の通りである。

#### (1) 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

#### (2) 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定に従って請求することができる。

#### (3) 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

#### (4) 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができる(米国外で開催される。)。受託会社または管理会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。別段の明確な規定がない限り、適式に招集され開催された受益者の集会において行われるすべての議事は特別決議によるものとする。

いずれの集会についても、14日以上前の通知が受益者に与えられなければならない。この通知には、集会の場所および日時ならびに提案される決議の条件を明記するものとする。集会が受託会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により受託会社に送付されなければならない。集会が管理会社によって招集される場合を除き、通知の写しが郵便により管理会社に送付されなければならない。偶発的な通知の非実行も、いずれの受益者による通知の非受領も、あらゆる集会における議事を無効にしないものとする。

定足数は、自らまたは委任状により出席する2名の受益者とする。ただし、( )トラストまたはいずれかのファンドの終了または( )管理会社の任命の終了の決議を審議し、適切と考えられた場合は可決するために動議が提出された集会の場合を除く。この場合、定足数は、当該時点で発行中の受益証券数の少なくとも50%を保有または代表し、自らまたは委任状により出席する2名の受益者とする。議事の開始時に必要な定足数の出席がない限り、いずれの集会においても議事は行われぬものとする。

集会に指定された時点から30分以内に定足数の出席がない場合、当該集会は、議長により指定されるその後7日後以降の日時および議長により指定される場所に延期されるものとし、このような延期された集会においては、自らまたは委任状により出席する当該受益者を定足数とする。延期されたいずれの受益者の集会の通知も行わないものとする。

いずれの集会においても、(a)挙手の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は一票を有するものとし、(b)票決の際、自らまたは委任状により出席する各受益者は、自己が受益者である一つ一つの受益証券につき、一票を有するものとする。

(注) 受益者の管理会社または受託会社に対する上記(1)および(3)に関する請求権の時効期間は、一般的には、かかる請求権を生じさせる事由発生日から(1)の場合は2年間、(3)の場合は6年間である。ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されない。

### (2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

### (3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は、下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京地方裁判所

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

### 第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c . ファンドの原文の財務書類は、それぞれ下記の通貨で表示されている。  
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て) = 米ドル  
GS新成長国通貨債券ファンド = 米ドル
- d . 日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2011年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 83.15円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

## 1【財務諸表】

## (1)【貸借対照表】

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
資産負債計算書  
2010年11月30日現在

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)*		G S 新成長国通貨債券ファン ド		結合値	
		2010年11月30日現在		2010年11月30日現在		2010年11月30日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>							
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c) , 5	-	-	347,196,024	28,869,349	347,196,024	28,869,349
現金	3 (d) , 12	54,647	4,544	4,128	343	58,775	4,887
投資顧問会社からの 払戻金	6	55,231	4,592	-	-	55,231	4,592
ファンド受益証券販 売未収金		-	-	4,517,474	375,628	4,517,474	375,628
投資売却未収金		-	-	179,667	14,939	179,667	14,939
その他の資産		-	-	-	-	-	-
資産合計		109,878	9,136	351,897,293	29,260,260	352,007,171	29,269,396
<b>負債</b>							
投資購入未払金		-	-	2,539,213	211,136	2,539,213	211,136
ファンド受益証券買 戻未払金		-	-	2,157,928	179,432	2,157,928	179,432
未払管理会社報酬	6	4,985	415	3,953	329	8,938	743
未払投資顧問報酬	6	-	-	503,249	41,845	503,249	41,845
未払管理事務代行報 酬および未払受託報 酬	6	4,293	357	6,093	507	10,386	864
未払販売会社報酬お よび未払代行協会員 報酬	6	15,021	1,249	515,680	42,879	530,701	44,128
未払監査報酬		13,161	1,094	11,894	989	25,055	2,083
未払名義書換事務代 行報酬	6	8,331	693	12,847	1,068	21,178	1,761
未払弁護士報酬		22,620	1,881	266,483	22,158	289,103	24,039
未払印刷費		10,019	833	42,125	3,503	52,144	4,336
未払受益者サービス 代行会社報酬	6	1,425	118	1,671	139	3,096	257
その他の負債		30,023	2,496	26,732	2,223	56,755	4,719
負債合計(買戻可能 参加受益証券保有者 に帰属する純資産を 除く)		109,878	9,136	6,087,868	506,206	6,197,746	515,343
買戻可能参加受益証 券保有者に帰属する 純資産	8 , 9	-	-	345,809,425	28,754,054	345,809,425	28,754,054



管理会社の取締役会を代表して、

(署名)

取締役

2011年3月15日

(署名)

取締役

\* ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## 資産負債計算書

2009年11月30日現在

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)		G S 新成長国通貨債券ファン ド		結合値	
		2009年11月30日現在		2009年11月30日現在		2009年11月30日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>資産</b>							
損益を通じて公正 価値で測定する金 融資産	3 (c) , 5	21,921,252	1,822,752	302,442,499	25,148,094	324,363,751	26,970,846
現金	3 (d) , 12	10	1	645	54	655	54
投資顧問会社から の払戻金	6	110,660	9,201	22,589	1,878	133,249	11,080
ファンド受益証券 販売未収金		-	-	4,181,154	347,663	4,181,154	347,663
投資売却未収金		-	-	29,620	2,463	29,620	2,463
その他の資産		562	47	-	-	562	47
資産合計		22,032,484	1,832,001	306,676,507	25,500,152	328,708,991	27,332,153
<b>負債</b>							
投資購入未払金		-	-	1,076,078	89,476	1,076,078	89,476
ファンド受益証券 買戻未払金		-	-	3,134,695	260,650	3,134,695	260,650
未払投資顧問報酬	6	-	-	356,817	29,669	356,817	29,669
未払管理事務代行 報酬および未払受 託報酬	6	5,000	416	5,000	416	10,000	832
未払販売会社報酬 および未払代行協 会員報酬	6	69,740	5,799	2,423,964	201,553	2,493,704	207,351
未払監査報酬		15,645	1,301	15,645	1,301	31,290	2,602
未払名義書換事務 代行報酬	6	2,950	245	9,933	826	12,883	1,071
未払弁護士報酬		11,341	943	7,044	586	18,385	1,529
未払印刷費		15,498	1,289	27,003	2,245	42,501	3,534
未払受益者サービ ス代行会社報酬	6	4,482	373	20,000	1,663	24,482	2,036
その他の負債		32,392	2,693	26,287	2,186	58,679	4,879
負債合計(買戻可 能参加受益証券保 有者に帰属する純 資産を除く)		157,048	13,059	7,102,466	590,570	7,259,514	603,629
買戻可能参加受益 証券保有者に帰属 する純資産	8 , 9	21,875,436	1,818,943	299,574,041	24,909,582	321,449,477	26,728,524

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

## (2)【損益計算書】

## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## 損益計算書

2010年11月30日終了年度

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)*		G S 新成長国通貨債券ファン ド		結合値	
		2010年11月30日終了年度		2010年11月30日終了年度		2010年11月30日終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
収益							
受取配当金	3 (b)	973,283	80,928	43,557,921	3,621,841	44,531,204	3,702,770
受取利息	3 (b)	-	-	-	-	-	-
実現投資純利益	7	622,404	51,753	16,025,888	1,332,553	16,648,292	1,384,305
未実現投資損失の純 変動額	7	-	-	(7,438,224)	(618,488)	(7,438,224)	(618,488)
投資純収益		1,595,687	132,681	52,145,585	4,335,905	53,741,272	4,468,587
費用							
管理会社報酬	6	5,547	461	5,001	416	10,548	877
投資顧問会社報酬	6	-	-	2,914,151	242,312	2,914,151	242,312
管理事務代行報酬お よび受託報酬	6	29,293	2,436	37,093	3,084	66,386	5,520
販売会社報酬および 代行協会員報酬	6	112,059	9,318	3,023,433	251,398	3,135,492	260,716
監査報酬		18,104	1,505	13,793	1,147	31,897	2,652
名義書換事務代行報 酬	6	11,361	945	31,878	2,651	43,239	3,595
弁護士報酬		97,149	8,078	500,000	41,575	597,149	49,653
印刷費		22,088	1,837	115,001	9,562	137,089	11,399
受益者サービス代行 会社報酬	6	2,149	179	10,000	832	12,149	1,010
組成費		-	-	-	-	-	-
その他の費用		29,139	2,423	25,469	2,118	54,608	4,541
費用合計		326,889	27,181	6,675,819	555,094	7,002,708	582,275
投資顧問会社によっ て払戻された費用	6	(208,183)	(17,310)	(268,118)	(22,294)	(476,301)	(39,604)
運用費用合計		118,706	9,870	6,407,701	532,800	6,526,407	542,671
運用純利益		1,476,981	122,811	45,737,884	3,803,105	47,214,865	3,925,916
財務費用:							
支払利息		-	-	144	12	144	12
買戻可能参加受益証 券保有者への分配金	10	-	-	19,807,206	1,646,969	19,807,206	1,646,969
財務費用合計		-	-	19,807,350	1,646,981	19,807,350	1,646,981
運用による買戻可能 参加受益証券保有者 に帰属する純資産の 変動		1,476,981	122,811	25,930,534	2,156,124	27,407,515	2,278,935

\*ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。  
利益および損失は継続運用からのみ発生する。ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)の損益については、2010年11月19日(運用終了日)までの運用からのみ発生した。本損益計算書に計上されているもの以外に、利益および損失はなかった。

管理会社の取締役会を代表して、

(署名)

取締役

2011年3月15日

(署名)

取締役

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
損益計算書

2009年11月30日終了年度

	注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)		G S 新成長国通貨債券ファン ド		結合値	
		2009年11月30日終了年度		2009年11月30日終了年度		2009年11月30日終了年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
<b>収益</b>							
受取配当金	3 (b)	1,321,440	109,878	15,808,771	1,314,499	17,130,211	1,424,377
受取利息	3 (b)	-	-	995,137	82,746	995,137	82,746
実現投資純損失	7	(307,114)	(25,537)	(44,322,325)	(3,685,401)	(44,629,439)	(3,710,938)
未実現投資利益の純 変動額	7	3,179,375	264,365	75,178,455	6,251,089	78,357,830	6,515,454
投資純収益		<u>4,193,701</u>	<u>348,706</u>	<u>47,660,038</u>	<u>3,962,932</u>	<u>51,853,739</u>	<u>4,311,638</u>
<b>費用</b>							
管理会社報酬	6	3,863	321	7,214	600	11,077	921
投資顧問会社報酬	6	-	-	1,361,456	113,205	1,361,456	113,205
管理事務代行報酬お よび受託報酬	6	27,547	2,291	31,709	2,637	59,256	4,927
販売会社報酬および 代行協会員報酬	6	103,133	8,576	1,415,428	117,693	1,518,561	126,268
監査報酬		18,670	1,552	16,242	1,351	34,912	2,903
名義書換事務代行報 酬	6	-	-	25,028	2,081	25,028	2,081
弁護士報酬		35,000	2,910	60,167	5,003	95,167	7,913
印刷費		33,502	2,786	155,156	12,901	188,658	15,687
受益者サービス代行 会社報酬	6	1,983	165	9,880	822	11,863	986
組成費		-	-	334	28	334	28
その他の費用		37,220	3,095	33,827	2,813	71,047	5,908
費用合計		<u>260,918</u>	<u>21,695</u>	<u>3,116,441</u>	<u>259,132</u>	<u>3,377,359</u>	<u>280,827</u>
投資顧問会社によっ て払戻された費用	6	(93,045)	(7,737)	(22,492)	(1,870)	(115,537)	(9,607)
運用費用合計		<u>167,873</u>	<u>13,959</u>	<u>3,093,949</u>	<u>257,262</u>	<u>3,261,822</u>	<u>271,220</u>
運用純利益		<u>4,025,828</u>	<u>334,748</u>	<u>44,566,089</u>	<u>3,705,670</u>	<u>48,591,917</u>	<u>4,040,418</u>
財務費用： 買戻可能参加受益証 券保有者への分配金	10	-	-	5,957,665	495,380	5,957,665	495,380
財務費用合計		<u>-</u>	<u>-</u>	<u>5,957,665</u>	<u>495,380</u>	<u>5,957,665</u>	<u>495,380</u>
運用による買戻可能 参加受益証券保有者 に帰属する純資産の 変動		<u>4,025,828</u>	<u>334,748</u>	<u>38,608,424</u>	<u>3,210,290</u>	<u>42,634,252</u>	<u>3,545,038</u>

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本損益計算書に計上されているもの以外に、利益および損失はなかった。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2010年11月30日終了年度

注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)*		G S 新成長国通貨債券ファンド		結合値	
	2010年11月30日終了年度		2010年11月30日終了年度		2010年11月30日終了年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	21,875,436	1,818,943	299,574,041	24,909,582	321,449,477	26,728,524
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	-	294,109,350	24,455,192	294,109,350	24,455,192
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(23,352,417)	(273,804,500)	(22,766,844)	(297,156,917)	(24,708,598)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		1,476,981	25,930,534	2,156,124	27,407,515	2,278,935
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		-	345,809,425	28,754,054	345,809,425	28,754,054

\* ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2009年11月30日終了年度

注記	ゴールドマン・サックス 米国債券ポートフォリオ (米ドル建て)		G S 新成長国通貨債券ファン ド		結合値		
	2009年11月30日終了年度		2009年11月30日終了年度		2009年11月30日終了年度		
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	19,616,319	1,631,097	136,884,709	11,381,964	156,501,028	13,013,060	
買戻可能参加受益証券発行受取額	8	-	-	179,599,287	14,933,681	179,599,287	14,933,681
買戻可能参加受益証券買戻支払額	8	(1,766,711)	(146,902)	(55,518,379)	(4,616,353)	(57,285,090)	(4,763,255)
運用による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		4,025,828	334,748	38,608,424	3,210,290	42,634,252	3,545,038
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		21,875,436	1,818,943	299,574,041	24,909,582	321,449,477	26,728,524

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)



## ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ

## 財務書類に対する注記

2010年11月30日終了年度

## 1. 組織

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ（以下「ファンド」という。）は、アンブレラ型ファンドとして組成された投資信託で、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づいて制定された規則に基づき、アイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）により認可され、規制を受けている。

ファンドは、2010年11月30日現在、以下の運用サブ・ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）および受益証券クラスで構成されている。

サブ・ファンド	クラス	通貨	運用開始日
G S 新成長国通貨債券ファンド	米ドルクラス受益証券	米ドル	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	ユーロクラス受益証券	ユーロ	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	日本円クラス受益証券	日本円	2008年1月31日
G S 新成長国通貨債券ファンド	米ドル普通クラス受益証券	米ドル	2009年7月27日

下表は、サブ・ファンドが投資するマスター・ポートフォリオを示している。

サブ・ファンド	マスター・ファンド
G S 新成長国通貨債券ファンド	ゴールドマン・サックス・ファンズ S I C A V - ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージング・マーケッツ・デット・ローカル・ポートフォリオ

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）は、2010年11月19日に運用を終了した。

## 2. 投資目的

G S 新成長国通貨債券ファンドの各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべてが、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき「変動資本を有する会社型投資信託」として設立された投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ S I C A V（以下「マスター・ファンド」という。）の I X O クラス投資証券に投資される。したがって、上に列挙されている G S 新成長国通貨債券ファンドの各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべては、G S 新成長国通貨債券ファンドのマスター・ファンド（以下「マスター・ポートフォリオ」という。） I X O クラス投資証券に投資される。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）の各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべてが、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき「変動資本を有する会社型投資信託」として設立された投資会社であるゴールドマン・サックス・ファンズ S I C A V（以下「マスター・ファンド」という。）の I クラス投資証券に投資された。したがって、ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）の各クラス受益証券発行受取額のすべてまたは実質的にすべては、米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）のマスター・ファンド（以下「マスター・ポートフォリオ」という。） I クラス投資証券に投資された。当該サブ・ファンドは、2010年11月19日に運用を終了した。

サブ・ファンドの投資目的は、収益確保と資本の増大から構成される高水準のトータル・リターンである。各サブ・ファンドのごく一部が、流動性確保およびそのサブ・ファンドによる支払期限の到来した費用支払いのために、現金として保有されるかまたは流動性商品に投資されることがあるが、かかる投資は当該サブ・ファンドの純資産価額の10%を超えないものとする。

### 3. 重要な会計方針

#### (a) 財務書類の基礎

本財務書類の結合値は、ファンドの機能通貨である米ドルで表示されている。金融資産および負債は、F R S 第26号「金融商品：測定」で規定されるように、「損益を通じて公正価値」で保有されている。その他の金融資産および負債は取得原価で、買戻可能参加受益証券の場合は買戻価額で計上される。本財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を構成するアイルランド法に従い作成されている。

本財務書類の作成にあたり、経営陣は、本監査済財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。真実かつ公正な価値を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が公表し、会計基準審議会により発行されたものである。

G S 新成長国通貨債券ファンドについては、本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で保有する金融資産及び金融負債の再評価による修正が加えられている。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)については、本財務書類は清算基準に基づき作成されている。

本財務書類中の書式および一定の文言は、F R S 第3号「財務実績の報告」を適用しているため、ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、これらの財務書類が投資信託としてのファンドの性質をより適正に反映していると考えている。管理会社の意見では、本財務書類は、記載されている変更も含め、1990年ユニット・トラスト法によって要求される情報を提供している。

#### F R S 第29号「金融商品：開示」の改訂

2009年1月1日以降に開始する会計期間より、F R S 第29号「金融商品：開示」の改訂(「F R S 第29号の改訂」)は、公正価値測定に使用される評価手法へのインプットの優先順位を決める公正価値ヒエラルキーを規定している。当該ヒエラルキーは、同一の資産および負債についての活発な市場における未調整の公表価格に、最も高い優先順位を与えており(レベル1の測定)、観測不能なインプットに、最も低い優先順位を与えている(レベル3の測定)。

F R S 第29号の改訂は、非デリバティブおよびデリバティブ金融負債に関してF R S 第29号に基づいて要求される従来の流動性リスクの開示を改訂するものでもある。

適用初年度において、比較情報の提供は要求されていない。

詳細については、注記3(c)3.3を参照のこと。

#### (b) 投資取引および関連投資収益

ファンドは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は、加重平均法に基づいている。受取配当金および支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。受取利息は市場割引および発行割引の償却、ならびにプレミアム償却を含み、投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税(もしあれば)控除前の総額で認識される。

#### (c) 有価証券に対する投資および評価

##### (1) 分類

損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債は、売買目的保有に分類される、あるいは損益を通じて公正価値で測定することを指定された金融資産または金融負債である。売買目的保有に分類された金融投資には、集合投資スキームがある。

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産には、未収金が含まれる。

損益を通じて公正価値で測定されない金融負債には、未払金および買戻可能受益証券から生じる金融負債が含まれる。

##### (2) 認識

ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日に認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて損益計算書に計上される。

##### (3) 公正価値測定の原則

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、F R S 第26号に準拠して評価される。金融資産および金融負債は当初、取引価格で計上され、当初の認識以降、公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債」の公正価値の変動から生じる損益は、発生した期間の損益計算書において表示される。

受取勘定に分類される金融資産は、減損(もしあれば)控除後の取得原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定される以外の金融負債は、取得原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能参加受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産(以下「純資産」という。)の残存価額に対する投資家の権利を表す買戻価額で計上される。

取引値がない、または管理会社の取締役会が任命し、受託会社が承認する人物(以下「適格者」という。)が取引値が著しく不正確であると判断する有価証券を含む、すべての有価証券の公正価値は、適格者が定めた手続に従って算定される。適用される法律に従い、投資顧問会社自身、独立の値付機関またはその他がこうした適格者となる。2010年11月30日および2009年11月30日終了年度における適格者は、ゴールドマン・サックス・バリュエーション・オーバーサイト・グループ(以下「VOG」という。)であった。

2010年11月30日現在、この方法を用いて評価が行われた資産はなかった(2009年11月30日現在、この方法を用いて評価が行われた資産はなかった)。

### (3.1) 集団投資スキームへの投資

集合投資スキーム等のオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、その英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、そのファンドにより提供される1口当り純資産価額に基づいている。

### (3.2) すべての有価証券

第三者の値付機関またはディーラーから時価が入手できない場合、当該投資の公正価値は評価手法を用いて算定される。こうした有価証券は、適格者が算定する実現可能性の高い価値で評価される。

投資は、一般的に公正妥当と認められた会計原則に従い評価されており、特定の見積および仮定の使用が要求される。これらの見積および仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積と大きく異なることがある。

### (3.3) 金融投資の公正価値

F R S 第29号の改訂に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは以下の通りである。

レベル1 - 同一の非制限の資産または負債について測定日において入手できる活発な市場における未調整の公表価格。

レベル2 - 直接的または間接的のいずれかに関わらず、活発でない市場における公表価格、または重要なインプット(類似証券の公表価格、金利、為替レート、ボラティリティおよび信用リスクを含むがこれらに限定されない)が観察可能な金融商品。

レベル3 - (公正価値測定の決定にあたりG S A Mの仮定も含めた)重要な観測不能なインプットが必要な価格または評価。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有な要素を考慮し、判断が要求される。

以下の表は、公正価値で認識された金融投資を、前述の3つの異なるレベル別に示している。

#### G S 新成長国通貨債券ファンド

2010年11月30日現在の公正価値測定				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	米ドル	米ドル	米ドル	米ドル
集合投資スキーム	347,196,024	-	-	347,196,024
合計	347,196,024	-	-	347,196,024

2010年11月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレ

ベル1とレベル2の間での重要な振替はなかった。

当年度においてファンドはレベル3の投資を保有していなかったため、報告期間の期首から期末の間におけるレベル3に分類される金融投資の公正価値の変動に対する調整は表示されていない。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、時価に近似する。

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産および負債は、期末日現在における為替の実効クローリング・レートで米ドルに換算される。外貨の換算、ならびに資産および負債の徐却または清算に係る実現損益から生じる換算差額は、損益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券およびデリバティブ金融投資に係る為替差損益、ならびに現金および現金等価物を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、損益計算書の実現投資純利益/(損失)または未実現投資利益/(損失)の純変動額に反映される。

(f) 財務費用

買戻可能参加受益証券の分配金は、損益計算書に財務費用として認識される。

(g) 買戻可能受益証券

ファンドが発行したすべての買戻可能受益証券は、投資家に対して、買戻日におけるファンドの純資産に対する当該投資家の持分投資割合に相当する現金に買戻す権利を提供する。

F R S 第25号「金融商品：開示および表示」に準拠して、かかる投資は、買戻価額で資産負債計算書に金融負債として分類される。ファンドは、英文目論見書に従い受益証券買戻しを行う契約責任を負っている。

## 4. 税金

アイルランドの現行法および慣行に基づき、ファンドは、1997年租税統合法(改正済)第739条Bに定義される投資信託としての資格を有している。したがって、ファンドは、収益またはキャピタル・ゲインにアイルランド税を課されない。

ファンドは、課金事象が発生した場合以外は、収益および利益にアイルランド税を課されない。課金事象には、受益者に対する分配金支払、もしくは受益証券の現金化、買戻しまたは譲渡、受益証券の処分または解約、あるいは当該受益証券の取得日から8年毎の受益証券のみなし売却が含まれるが、以下の者に対してはこの限りではない。

(a) 課金事象の時点で税務上、アイルランドの居住者でなく、アイルランドの通常の居住者でもない受益者で、ファンドにその旨の関連宣言書を提出した者、および

(b) 一定のアイルランド税の免除対象となっている居住者である受益者で、必要な署名の入った法定宣言書をファンドに提供した者

以下は、課金事象に含まれない。

( ) アイルランドの歳入委員会の命令で指定された認定済決済システムにおいて保有される受益証券に関する取引

( ) ファンドの受益者への支払が行われない通常取引での、受益者によるファンドの他の受益証券への交換

( ) ファンドの適格な統合または再構築によって生じる受益証券と他のファンドの交換、または

( ) 配偶者や前配偶者との間で一定の条件の下に行われた受益者による受益証券所有権の譲渡

ファンドは、適切な宣言書がない場合は、課金事象の発生によりアイルランドの税金が課せられ、ファンドは受益者から当該税金を源泉徴収する権利を留保する。ファンドが受け取ったキャピタル・ゲイン、配当金および利息には、投資の発行体が本拠地を置く国の源泉徴収税を含む税金が課せられることがある。こうした税金はファンドまたはその受益者に還付されない可能性がある。

## 5. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

2010年11月30日および2009年11月30日現在、損益を通じて公正価値で測定する金融資産は以下の通りである。

## ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)

	2010年11月30日現在 米ドル	2009年11月30日現在 米ドル
売買目的保有		
投資 - 買建	-	21,921,252

## G S 新成長国通貨債券ファンド

	2010年11月30日現在 米ドル	2009年11月30日現在 米ドル
売買目的保有		
投資 - 買建	347,196,024	302,442,499

## 6. 重要な契約および関連会社

## 管理会社

ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「管理会社」という。)は、ファンドの管理会社として従事し、ファンドの管理および運用の責任を負う。管理会社は、この業務に対しサブ・ファンドごとに5,000米ドルの年間管理報酬を受領する資格を有する。

## 投資顧問会社

管理会社は、ファンドに代わり、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(以下「投資顧問会社」という。)をファンドの投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドの副投資顧問会社に任命している。投資顧問会社は、G S 新成長国通貨債券ファンド向けの業務に対して、純資産価額の年率0.80%の報酬を受取る資格を有する。当期において投資顧問会社が稼得した金額は2,914,151米ドル(2009年11月30日終了年度:1,361,456米ドル)であった。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)向けの業務に対する報酬を請求しなかったが、関連するマスター・ポートフォリオの投資顧問会社としての報酬は受領する。管理会社および投資顧問会社は、経常費用(関連するマスター・ファンド・レベルで負担するサービス提供者への報酬および費用を含む)が下表の金額を超える場合、投資顧問会社が超過した費用を払戻すことに合意している。

サブ・ファンド	費用上限額 （％）	マスター・ファンド において実際に発生 した費用（％）	サブ・ファンドの実 際のファンド費用上 限額（％）
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）	2.50%	0.71%	0.79%
G S 新成長国通貨債券ファンド	2.50%	0.36%	1.88%

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）の費用上限額は、2010年7月2日より0.88%から0.79%へ変更された。

2010年11月30日終了年度において、投資顧問会社がファンドに払戻した費用は476,301米ドル（2009年11月30日終了年度：115,537米ドル）であった。

マスター・ポートフォリオのIクラス投資証券およびIXOクラス投資証券の購入および売却に関する販売手数料はない。

#### 取締役の報酬

ロバート・キーオー氏、ヒューゴー・マクニール氏、セオドア・ソティア氏は投資顧問会社の関係者であり、ファンドから報酬を受け取っていない。

#### 管理事務代行会社

管理会社は、管理事務代行契約に従い、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドにファンドの管理事務代行会社としての権限を委任している。管理事務代行会社は、純資産価額の計算および財務書類の作成を含むファンド業務の管理事務に責任を負う。管理事務代行会社は、その業務に対して、1カ月当り最高2,500米ドルの報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。管理事務代行会社は、投資証券のクラスの追加に対して1カ月当り500米ドルを受領する。

#### 受託会社

ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、信託証書に従い、ファンドの受託会社として従事している。受託会社は、信託証書に従い、当該受託会社の保管組織において当該受託会社の管理のもとに保有されているファンドの全資産の保護預りを行う。受託会社は、その業務に対して、各サブ・ファンドの純資産価額の年率0.01%に相当する金額の報酬をファンドの資産から毎月後払いで受領する。

#### 販売会社および代行協会員

管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナル（以下「G S I」という。）を受益証券の販売会社に任命している。G S Iは、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス証券株式会社を日本における販売会社に任命している。管理会社は、ファンドの関連会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本における代行協会員に任命している。

サブ・ファンドは、日本における販売会社および代行協会員に対し、ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）については日々の純資産価額の年率0.52%、G S 新成長国通貨債券ファンドについては日々の純資産価額の年率0.83%を合わせて、両任務の報酬として四半期毎の後払いで支払う。当年度の販売会社報酬および代行協会員報酬は、3,135,492米ドル（2009年11月30日：1,518,561米ドル）であった。

## 名義書換事務代行会社

ファンドは、ファンドと名義書換事務代行会社との間で締結された登録・名義書換事務代行契約に基づき、RBCデクシア・インベスター・サービス(アイルランド)リミテッドをファンドの登録・名義書換事務代行会社(以下「名義書換事務代行会社」という。)に任命している。名義書換事務代行会社がファンドに提供する日々の業務には、買付申込および買戻請求の受付および処理、受益証券の割当および発行、ならびに受益証券の受益者登録の保持が含まれる。名義書換事務代行会社には、ファンドの純資産から四半期毎の後払いで報酬が支払われる。当年度の名義書換事務代行会社報酬は、43,239米ドル(2009年11月30日:25,028米ドル)であった。

## 受益者サービス代行会社

G S Iはまた、ヨーロッパ・シェアホルダー・サービス・グループを介して、ファンドから報酬を受領する。これはファンドの受益者に提供された投資家サービスに関するもので、ファンドの資産から四半期毎に後払いで支払われ、ファンドの純資産価額の年率0.01%と年間10,000米ドルのいずれか低い方の額を超過することはない。当年度のG S Iへの報酬は、12,149米ドル(2009年11月30日:11,863米ドル)であった。

## 7. 実現および未実現投資純利益/(損失)

2010年11月30日および2009年11月30日終了年度における損益計算書に示された、金融資産および金融負債の売買による実現および未実現投資純利益/(損失)の内訳は以下の通りである。

## 2010年11月30日終了年度

	ゴールドマン・ サックス米国債券 ポートフォリオ (米ドル建て)	G S 新成長国通貨 債券ファンド	結合値
	米ドル	米ドル	米ドル
投資有価証券に係る実現純利益	622,404	16,025,888	16,648,292
実現投資純利益	622,404	16,025,888	16,648,292
投資有価証券に係る未実現(損失)の純変動額	-	(7,438,224)	(7,438,224)
未実現投資(損失)の純変動額	-	(7,438,224)	(7,438,224)

## 2009年11月30日終了年度

	ゴールドマン・ サックス米国債券 ポートフォリオ (米ドル建て)	G S 新成長国通貨 債券ファンド	結合値
	米ドル	米ドル	米ドル
投資有価証券に係る実現純(損失)	(307,114)	(44,322,325)	(44,629,439)
実現投資純(損失)	(307,114)	(44,322,325)	(44,629,439)
投資有価証券に係る未実現利益の純変動額	3,179,375	75,178,455	78,357,830
未実現投資利益の純変動額	3,179,375	75,178,455	78,357,830

## 8. 資本

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)の最低当初申込額は、1,500米ドル、1,500ユーロまたは150,000日本円であり、管理会社による他の決定がない限り、これを下回ることはない。

G S新成長国通貨債券ファンドの最低当初申込額は、100米ドル、100ユーロまたは10,000日本円であり、管理会社による他の決定がない限り、これを下回ることはない。

資本の変動は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書において示されている。ファンドは必要に応じて買戻しを行うための十分な流動性を維持しつつ、受益証券の発行収入を適切な投資有価証券に投資している。

以下は、2010年11月30日終了年度における各サブ・ファンドの買戻可能参加受益証券の変動を要約したものである。

	2009年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2010年11月30日 現在の残高
ゴールドマン・サックス米国債券 ポートフォリオ(米ドル建て)	1,628,151,827	-	(1,628,151,827)	-
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	963,039	572,890	(734,554)	801,375
ユーロクラス受益証券	167,164	215,151	(174,796)	207,519
日本円クラス受益証券	657,084	122,896	(171,412)	608,568
米ドル普通クラス受益証券	11,796,576	17,438,518	(13,608,911)	15,626,183

以下は、2009年11月30日終了年度における各サブ・ファンドの買戻可能参加受益証券の変動を要約したものである。

	2008年12月1日 現在の残高	申込口数	買戻口数	2009年11月30日 現在の残高
ゴールドマン・サックス米国債券 ポートフォリオ(米ドル建て)	1,780,878,158	-	(152,726,331)	1,628,151,827
G S新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	964,476	305,854	(307,291)	963,039
ユーロクラス受益証券	168,297	57,168	(58,301)	167,164
日本円クラス受益証券	656,981	132,385	(132,282)	657,084
米ドル普通クラス受益証券	-	12,805,244	(1,008,668)	11,796,576



## 9. 純資産価額(NAV)

以下の表は、2010年11月30日、2009年11月30日および2008年11月30日終了年度における純資産価額および1口当り純資産価額を要約したものである。

	2010年11月19日現在*		2009年11月30日現在	
	純資産価額	1口当り純資産価額	純資産価額	1口当り純資産価額
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)				
米ドルクラス受益証券	-	-	21,875,436米ドル	0.01340米ドル
2008年11月30日現在				
	純資産価額	1口当り純資産価額		
ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)				
米ドルクラス受益証券	19,616,319米ドル	0.01101米ドル		

\*ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

	2010年11月30日現在		2009年11月30日現在	
	純資産価額	1口当り純資産価額	純資産価額	1口当り純資産価額
GS新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	90,982,454米ドル	113.5329米ドル	97,494,551米ドル	101.23634米ドル
ユーロクラス受益証券	26,802,527ユーロ	129.1566ユーロ	16,667,682ユーロ	99.71ユーロ
日本円クラス受益証券	4,210,543,388円	6,918.7695円	4,537,875,237円	6,906.07880円
米ドル普通クラス受益証券	169,673,655米ドル	10.8583米ドル	124,437,764米ドル	10.54863米ドル
2008年11月30日現在				
	純資産価額	1口当り純資産価額		
GS新成長国通貨債券ファンド				
米ドルクラス受益証券	73,882,259米ドル	76.60354米ドル		
ユーロクラス受益証券	15,079,325ユーロ	89.59960ユーロ		
日本円クラス受益証券	4,178,235,281円	6,359.75133円		

## 10. 配当金

2010年11月30日終了年度において、ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)について、配当金は支払われなかった。(2009年11月30日:なし)

2010年11月30日終了年度において、G S 新成長国通貨債券ファンドについて、以下の配当金が支払われた。

配当落ち日	支払日	内訳	日本円
2010年1月15日	2010年1月21日	1口当たり100.00円の配当金	64,491,607
2010年3月15日	2010年3月18日	1口当たり100.00円の配当金	63,263,717
2010年5月17日	2010年5月20日	1口当たり100.00円の配当金	63,373,095
2010年7月15日	2010年7月20日	1口当たり100.00円の配当金	62,513,155
2010年9月15日	2010年9月21日	1口当たり100.00円の配当金	61,599,644
2010年11月15日	2010年11月18日	1口当たり100.00円の配当金	60,486,987

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2009年12月15日	2009年12月18日	1口当たり0.07米ドルの配当金	913,508
2010年1月15日	2010年1月21日	1口当たり0.07米ドルの配当金	967,687
2010年2月16日	2010年2月19日	1口当たり0.07米ドルの配当金	1,110,743
2010年3月15日	2010年3月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,419,299
2010年4月15日	2010年4月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,420,847
2010年5月17日	2010年5月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,392,292
2010年6月15日	2010年6月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,425,230
2010年7月15日	2010年7月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,464,006
2010年8月16日	2010年8月19日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,416,507
2010年9月15日	2010年9月21日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,472,799
2010年10月15日	2010年10月20日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,308,143
2010年11月15日	2010年11月18日	1口当たり0.08米ドルの配当金	1,235,962

2009年11月30日終了年度において、G S 新成長国通貨債券ファンドについて、以下の配当金が支払われた。

配当落ち日	支払日	内訳	日本円
2009年1月15日	2009年1月21日	1口当たり130.00円の配当金	83,049,848
2009年3月16日	2009年3月23日	1口当たり130.00円の配当金	82,141,819
2009年5月15日	2009年5月20日	1口当たり100.00円の配当金	64,880,689
2009年7月15日	2009年7月20日	1口当たり100.00円の配当金	65,258,895
2009年9月15日	2009年9月18日	1口当たり100.00円の配当金	65,377,030
2009年11月16日	2009年11月19日	1口当たり100.00円の配当金	65,818,609

配当落ち日	支払日	内訳	米ドル
2009年10月16日	2009年10月19日	1口当たり0.07米ドルの配当金	569,524
2009年11月16日	2009年11月19日	1口当たり0.07米ドルの配当金	783,534

#### 11. 金融投資および関連リスク

注記1に要約されているとおり、ファンドはマスター・ポートフォリオにのみ投資している。

マスター・ポートフォリオを通じたファンドの投資活動により、ファンドは、金融投資ならびにファンドおよびその基礎となるサブ・ファンドが投資する市場に付随するさまざまな種類のリスクにさらされている。ファンドの投資ポートフォリオは、期末日現在、集合投資スキームから構成されている。ファンドがさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分はファンドの投資顧問会社によって決定され、同社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。当該投資目的の達成は、リスクを伴うものである。投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、ファンドの投資顧問会社によってモニターされる。

当注記に詳述されている2010年11月30日現在のリスクは、G S 新成長国通貨債券ファンドに関するものである。ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）は、2010年11月19日に運用を終了したため、2010年11月30日現在において、流動性リスクおよび信用リスクを除き、当該ファンドに付随したリスクは他にない。

ファンドが採用しているリスク管理方針の詳細は以下の通りである。

#### ・ 市場リスク

ファンドの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ・ 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、様々な利回り曲線の水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率および信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別銘柄株式、株式バスケット、株価指数およびコモディティの価格の変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

ファンドの市場リスク戦略はファンドの投資のリスクとリターンの目標によって決定される。

取締役会は、リスク予算編成方針の適用によって市場リスクを管理するという投資顧問会社の提案に同意している。投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、予想または推定（すなわち見通し）トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ポートフォリオ運用チームから独立したゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMD MRA」という。）は、マスター・ファンドとサブ・ファンドの両レベルについて、推定ベースと実現ベースの両方でトラッキング・エラーをモニターする。トラッキング・エラーはポートフォリオ運用システムによって設定される。IMD MRAは、ポートフォリオの推定トラッキング・エラー（およびこれに関連する、予想された数値の範囲内でのリスク・エクスポージャーの集中）ならびに様々な投資戦略にわたる分散を分析し、更に複数の期間にわたる実現トラッキング・エラーおよび関連するリターンのパターンを検証する。

これらの分析では、ポートフォリオのリスクとリターンを生む様々な通貨、金利およびその他の価格リスクの変数間の多くの相互依存性を組み込んで検討する。上述の測定は年2回以上の頻度で取締役会に報告される。

報告日現在のファンドの投資ポートフォリオの詳細については、投資有価証券明細表において開示されている。

#### ( ) 通貨リスク

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することができる。したがってファンドは、外貨に対する機能通貨の為替レートが変動し、機能通貨以外の通貨建てのファンドの資産または負債の一部の価値がマイナスの影響を受けるリスクにさらされる可能性がある。

下表は、通貨市場の変動に伴って生じることが予測されるマスター・ポートフォリオの損益を示した感応度分析である。この感応度分析は、他のすべての通貨を一定とした場合のある通貨のサブ・ファンドの基準通貨に対する変動に基づくものであるが、貨幣性資産と非貨幣性資産の両方を含む「ポートフォリオ合計」は、すべての通貨が基準通貨に対して同じパーセンテージ下落するという仮定に基づいている。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）は、2010年11月19日に運用を終了した。

2009年11月30日現在、通貨リスク	
基準通貨：米ドル	
	通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響

通貨	上昇	下落
ユーロ	0.2%	(0.2%)
カナダ・ドル	0.1%	(0.1%)
豪ドル	0.1%	(0.1%)
英ポンド	(0.1%)	0.1%
ポートフォリオ合計	0.3%	(0.3%)

## G S 新成長国通貨債券ファンド

2010年11月30日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
ポーランド・ズロチ	1.7%	(1.7%)
インドネシア・ルピア	1.7%	(1.7%)
メキシコ・ペソ	1.7%	(1.7%)
ブラジル・リアル	1.6%	(1.6%)
マレーシア・リンギット	1.5%	(1.5%)
新トルコ・リラ	1.5%	(1.5%)
その他の通貨	7.4%	(7.4%)
ポートフォリオ合計	17.1%	(17.1%)

2009年11月30日現在、通貨リスク		
基準通貨：米ドル		
通貨	通貨が15%変動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
ブラジル・リアル	1.6%	(1.6%)
メキシコ・ペソ	1.3%	(1.3%)
新トルコ・リラ	1.2%	(1.2%)
韓国ウォン	1.2%	(1.2%)
南アフリカ・ランド	1.1%	(1.1%)
ロシア・ルーブル	1.0%	(1.0%)
その他の通貨	7.6%	(7.6%)
ポートフォリオ合計	15.0%	(15.0%)

投資先のファンドの機能通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資家が投資する場合、投資家の通貨リスクはファンドの通貨リスクと異なる可能性がある。

上記の分析は、1年の間に合理的に生じる可能性のある通貨市場の変動に伴う損益を示したものであり、これらは市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

#### ( ) 金利リスク

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、固定利付証券に投資することができる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、投資顧問会社は契約終了時または有価証券売却時に類似の水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、金利の変動または将来の予測レートの変動により、保有する有価証券の価値の増減が生じる可能性がある。一般に、金利が上昇すれば固定利付証券の価値は下落する。金利の下落により一般にそれとは逆の効果が生じる。すべての固定利付証券および変動利付証券は、それぞれのクーポンおよび満期日とあわせて投資有価証券明細表に開示されている。

ファンドが投資するマスター・ポートフォリオは、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品およびゼロ金利商品に投資することができる。

下表は、マスター・ポートフォリオ内の様々な通貨に適用される金利に対する金利エクスポージャー、および金利の変動に伴う損益を示している。この感応度分析は、他のすべての通貨を一定とした場合のある通貨に適用される金利の変動に基づくものであるが、「ポートフォリオ合計」は、すべての通貨が基準通貨に対して同じパーセンテージ下落するという仮定に基づいている。50bpの平行移動とは、曲線に沿ったすべての金利が50bpの上昇または下落(すなわち、0.5%の上昇または下落)によって変動することを意味する。

#### ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

2009年11月30日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
米ドル	(2.0%)	2.1%
ポートフォリオ合計	(2.0%)	2.1%

#### G S 新成長国通貨債券ファンド

2010年11月30日現在、金利リスク		
通貨	50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響	
	上昇	下落
ブラジル・リアル	(0.6%)	0.6%
南アフリカ・ランド	(0.4%)	0.4%
インドネシア・ルピア	(0.3%)	0.3%
ポーランド・ズロチ	(0.2%)	0.2%
メキシコ・ペソ	(0.2%)	0.2%
マレーシア・リンギット	(0.2%)	0.2%
その他の通貨	(0.8%)	0.8%
ポートフォリオ合計	(2.7%)	2.7%

2009年11月30日現在、金利リスク		
50bp平行移動した場合にNAVが受ける影響		

通貨	上昇	下落
米ドル	(0.3%)	0.3%
ブラジル・リアル	(0.2%)	0.2%
南アフリカ・ランド	(0.1%)	0.1%
ポーランド・ズロチ	(0.1%)	0.1%
メキシコ・ペソ	(0.1%)	0.1%
インドネシア・ルピア	(0.1%)	0.1%
その他の通貨	(0.6%)	0.6%
ポートフォリオ合計	(1.5%)	1.5%

上記の分析は、合理的に生じる可能性のある金利市場の変動に伴う損益を示したものであり、金利および信用曲線の双方について勾配の変動は考慮していない。また、これらのシナリオは、市場の変動、ならびに相関関係および流動性の変化によって全体の損益がさらに大きくなる場合のストレス・シナリオを含んでいない。

( ) その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資有価証券またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を損益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

ファンドは、その他の価格リスクに対する重要なエクスポージャーを有していない。

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてファンドの投資顧問会社によって管理される。

( ) 感応度分析の限界

上表の感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・ 当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・ 当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。
- ・ 当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・ 将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

・ 流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはファンドまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ファンドの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

ファンドは、受益証券の発行および買戻しを規定しており、そのため、英文目論見書の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。かかる条件には、裁量によって、買戻時の分配金を現金または現物で支払うこと、あるいは買戻額をいかなる取引日においても純資産価額の10%に制限することが含まれる。(買戻時の分配金が現物で支払われる場合、受益者は投資顧問会社に、資産を売却し、受領した現金を受益者に分配するよう要求することができる。)

以下の表は、ファンドの純資産の10%超を保有する受益者の内訳である。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

2009年11月30日現在

受益者 1	89.98%
受益者 2 <sup>1</sup>	10.02%
合計	100.00%

## G S 新成長国通貨債券ファンド

2010年11月30日現在	
受益者 1	50.97%
受益者 2	42.04%
その他の受益者	6.99%
合計	100.00%

2009年11月30日現在	
受益者 1	58.47%
受益者 2	38.87%
その他の受益者	2.66%
合計	100.00%

<sup>1</sup> ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズの関連当事者である。

注：受益者は特定の期末日における保有高の順に示されている。したがって、2010年11月30日の受益者 1 は2009年11月30日の受益者 1 と同一ではない可能性がある。

以下の表は、2010年11月30日および2009年11月30日現在のファンドの流動性リスクを示したものである。負債は最短の決済期日に基づく期日別に分類されている。1年以内に期日が到来する金額は、割引の影響に金額的な重要性がないため、帳簿価額で表示されている。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)

2010年11月30日現在

金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
未払管理会社報酬	4,985	-	4,985
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	4,293	-	4,293
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	15,021	-	15,021
未払監査報酬	13,161	-	13,161
未払名義書換事務代行報酬	8,331	-	8,331
未払弁護士報酬	22,620	-	22,620
未払印刷費	10,019	-	10,019
未払受益者サービス代行会社報酬	1,425	-	1,425
その他の負債	30,023	-	30,023
金融負債合計	109,878	-	109,878

2009年11月30日現在

金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	5,000	-	5,000
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	69,740	-	69,740
未払監査報酬	15,645	-	15,645
未払名義書換事務代行報酬	2,950	-	2,950
未払弁護士報酬	11,341	-	11,341
未払印刷費	15,498	-	15,498
未払受益者サービス代行会社報酬	4,482	-	4,482
その他の負債	32,392	-	32,392
買戻可能参加受益証券	21,875,436	-	21,875,436
金融負債合計	22,032,484	-	22,032,484



## G S 新成長国通貨債券ファンド

2010年11月30日現在

金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
投資購入未払金	2,539,213	-	2,539,213
ファンド受益証券買戻未払金	2,157,928	-	2,157,928
未払管理会社報酬	3,953	-	3,953
未払投資顧問報酬	503,249	-	503,249
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	6,093	-	6,093
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	515,680	-	515,680
未払監査報酬	11,894	-	11,894
未払名義書換事務代行報酬	12,847	-	12,847
未払弁護士報酬	266,483	-	266,483
未払印刷費	42,125	-	42,125
未払受益者サービス代行会社報酬	1,671	-	1,671
その他の負債	26,732	-	26,732
買戻可能参加受益証券	345,809,425	-	345,809,425
金融負債合計	351,897,293	-	351,897,293

2009年11月30日現在

金融負債(米ドル)	1年以内	1年超	合計 米ドル
投資購入未払金	1,076,078	-	1,076,078
ファンド受益証券買戻未払金	3,134,695	-	3,134,695
未払投資顧問報酬	356,817	-	356,817
未払管理事務代行報酬および未払受託報酬	5,000	-	5,000
未払販売会社報酬および未払代行協会員報酬	2,423,964	-	2,423,964
未払監査報酬	15,645	-	15,645
未払名義書換事務代行報酬	9,933	-	9,933
未払弁護士報酬	7,044	-	7,044
未払印刷費	27,003	-	27,003
未払受益者サービス代行会社報酬	20,000	-	20,000
その他の負債	26,287	-	26,287
買戻可能参加受益証券	299,574,041	-	299,574,041
金融負債合計	306,676,507	-	306,676,507

## ・信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

投資顧問会社は、相手方との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。相手方と取引を行う前に、投資顧問会社またはその関連会社は、相手方、その事業および風評の信用分析を行い、信用度と風評の双方を評価する。承認された相手方の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するため、スポットの為替契約のみを扱う相手方を除き、店頭デリバティブの相手方との間でマスター・ネットリング契約(以下「MNA」という。)が締結される。MNAによって資産および負債の報告額が相殺されることはないが、債務不履行が生じた場合はその相手方との間の契約がすべて解約されて純額ベースで清算されるため、不利な契約額の範囲内で有利な契約に係る信用リスクは軽減される。

受託会社が保管する現金は受託会社の現金と一緒にプールされることがあり、受託会社が債務超過の場合には、当該サブ・ファンドは、その現金に関して受託会社の一般債権者と同順位になる可能性がある。受託会社が保管する現金以外の資産は、分別保管されており、プールしてはならない。そのため、債務超過の場合でも、受託会社のその他の債権者は利用できない。受託会社は、サブ・ファンドに代わり、特定の資産を保有するために副保管会社を任命することもできる。副保管会社が破産または債務超過に陥った場合、当該資産に関するサブ・ファンドの権利は遅延、制限または削減される可能性がある。

2010年11月30日および2009年11月30日現在、信用リスクにさらされていた金融資産は、現金およびその他の債権であった。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく反映している。

2010年11月30日および2009年11月30日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は以下の通りである。

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)	2010年11月30日現在	2009年11月30日現在
	米ドル	米ドル
資産		
現金	54,647	10
投資顧問会社からの払戻金	55,231	110,660
その他の資産	-	562
資産合計	109,878	111,232
G S 新成長国通貨債券ファンド	2010年11月30日現在	2009年11月30日現在
	米ドル	米ドル
資産		
現金	4,128	645
投資顧問会社からの払戻金	-	22,589
ファンド受益証券販売未収金	4,517,474	4,181,154
投資売却未収金	179,667	29,620
その他の資産	-	-
資産合計	4,701,269	4,234,008

下記の他に、2010年11月30日または2009年11月30日現在、信用リスクが買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の5%を超えて集中している相手方または発行体はいない。

		2010年11月30日現在	2009年11月30日現在
名称	関係	公正価値に占める割合 (%)	公正価値に占める割合 (%)

ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V - ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ	集合投資スキーム の相手方	-	100.21
ゴールドマン・サックス・ファンズS I C A V - ゴールドマン・サックス・グローバル・エ マージング・マーケット・デット・ローカル ・ポートフォリオ	集合投資スキーム の相手方	100.40	100.96

投資適格格付を下回る相手方または発行体はない。相手方または発行体は、それ自身が投資適格に格付けされているか、または格付けされていない場合には、関連会社のうちいずれかの企業がかかる格付けを有しており、投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザー部門は、当該格付企業から相手方に対する強力な暗黙の支援があると考えている。

・追加的リスク

( ) 集中リスク

ファンドは限られた数の投資または投資テーマに投資を行うことがある。投資先の数が制限されることにより、それぞれの投資のパフォーマンスが全体のパフォーマンスに与えるプラスまたはマイナスの影響を大きくすることがある。

( ) オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。2 ページ(訳者注:原文のページ)に記載されているファンドのサービス提供会社(副保管会社を含む)は、オペレーショナル・リスクを管理するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

( ) 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資する一定の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上される。しかし、一部の税金は不確実であるため、当年度および過年度の税ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、支払利息および罰金が生じる可能性がある。また、会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対するファンドの債務が発生又は消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ファンドに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確実性により、1口当り純資産価額はファンドの申込時、買戻時又は持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映しない可能性があり、これはその時点において投資家に悪影響を及ぼす場合がある。

英文目論見書には、本財務書類中に開示されていないリスクの詳細が記載されている。

## 12. 金融機関

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ（米ドル建て）の現金は、以下の金融機関に保管されていた。

相手方	用途	2010年11月30日現在		2009年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	54,647	0.00%	10	0.00%
現金合計		54,647	0.00%	10	0.00%

a) 非制限現金口座

G S 新成長国通貨債権ファンドの現金は、以下の金融機関に保管されていた。

相手方	用途	2010年11月30日現在		2009年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	4,128	0.00%	645	0.00%
現金合計		4,128	0.00%	645	0.00%

a) 非制限現金口座

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ（結合値）の現金は、以下の金融機関に保管されていた。

相手方	用途	2010年11月30日現在		2009年11月30日現在	
		米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
ステート・ストリート・バンク・アンド・ トラスト・カンパニー	a)	58,775	0.00%	655	0.00%
現金合計		58,775	0.00%	655	0.00%

a) 非制限現金口座

## 13. キャッシュ・フロー計算書

ファンドは、FRS第1号（1996年改訂）「キャッシュ・フロー計算書」に従って、オープン・エンド型投資信託に適用される免除規定を選択し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

## 14. ポートフォリオ変動計算書

ポートフォリオ変動計算書は、請求により管理事務代行会社から無料で入手することができる。

## 15. 為替レート

以下の（米ドルに対する）為替レートは、米ドル以外の通貨建ての投資有価証券、その他の資産および負債の換算に使用されたものである。

	2010年11月30日現在の1米ドル	2009年11月30日現在の1米ドル
ユーロ	0.768197	0.664165
日本円	83.770000	86.360000

## 16. ソフト・コミッション

ファンドは、調査および/または取引に関するコミッションを支払うことがあるが、2010年11月30日および2009年11月30日終了年度において、第三者との間にいかなるソフト・コミッション契約も締結しなかった。

## 17. 偶発債務

2010年11月30日および2009年11月30日現在、偶発債務はなかった。

## 18. 重要事象

ゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)は、2010年11月19日に運用を終了した。

## 19. 後発事象

2010年11月30日以降、ファンドに影響を与える重要な事象は発生していない。

## 20. 補償

ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドは過去において、当該契約に従った請求または損失がなく、損失リスクはほとんどないと予想している。

## 21. 監査済財務書類の承認

管理会社の取締役会は、2011年3月15日に本監査済財務書類を承認した。

## (3)【投資有価証券明細表等】

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ  
GS新成長国通貨債券ファンド  
投資有価証券明細表  
2010年11月30日現在

保有高	投資 - 買建 銘柄	公正価値 米ドル	純資産比率 (%)
	集合投資スキーム		
	米ドル		
34,684,917	ゴールドマン・サックス・グローバル・エマージグ ・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ		
	IXOクラス投資証券(a)	347,196,024	100.40
	集合投資スキーム合計	347,196,024	100.40
	投資 - 買建合計	347,196,024	100.40
	投資合計		
	投資 - 買建	347,196,024	100.40
	その他の資産および負債	(1,386,599)	(0.40)
	買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	345,809,425	100.00

上記の有価証券は、規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券である。

(a) ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズの関係ファンド。

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

Goldman Sachs Global Funds  
Statement of Assets and Liabilities  
As at 30 November 2010

	Notes	US Fixed Income Feeder* 30 November 2010 USD	Emerging Markets Debt Local Feeder 30 November 2010 USD	Combined 30 November 2010 USD
<b>Assets</b>				
Financial assets at fair value through profit or loss	3(c), 5	-	347,196,024	347,196,024
Cash	3(d), 12	54,647	4,128	58,775
Reimbursement from Investment Advisor	6	55,231	-	55,231
Receivable for fund units sold		-	4,517,474	4,517,474
Receivable for investments sold		-	179,667	179,667
Other Assets		-	-	-
<b>Total Assets</b>		<b>109,878</b>	<b>351,897,293</b>	<b>352,007,171</b>
<b>Liabilities</b>				
Payable for investments purchased		-	2,539,213	2,539,213
Payable for units redeemed		-	2,157,928	2,157,928
Management Company fees payable	6	4,985	3,953	8,938
Investment Advisor fees payable	6	-	503,249	503,249
Administration and Trustee fees payable	6	4,293	6,093	10,386
Distribution and Agent Member fees payable	6	15,021	515,680	530,701
Audit fees payable		13,161	11,894	25,055
Transfer Agent fees payable	6	8,331	12,847	21,178
Legal fees payable		22,620	266,483	289,103
Printing fees payable		10,019	42,125	52,144
Unitholder Services Agent fees payable	6	1,425	1,671	3,096
Other liabilities		30,023	26,732	56,755
<b>Total Liabilities (Excluding Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units)</b>		<b>109,878</b>	<b>6,087,868</b>	<b>6,197,746</b>
<b>Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>	<b>8, 9</b>	<b>-</b>	<b>345,809,425</b>	<b>345,809,425</b>

On behalf of the Board of Directors of the Manager:

\_\_\_\_\_  
Director

\_\_\_\_\_  
Director

15 March 2011

\* The US Fixed Income Feeder Fund ceased operations on 19 November 2010.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Global Funds  
Statement of Assets and Liabilities  
As at 30 November 2009

	Notes	US Fixed Income Feeder 30 November 2009 USD	Emerging Markets Debt Local Feeder 30 November 2009 USD	Combined 30 November 2009 USD
<b>Assets</b>				
Financial assets at fair value through profit or loss	3(c), 5	21,921,252	302,442,499	324,363,751
Cash	3(d), 12	10	645	655
Reimbursement from Investment Advisor	6	110,660	22,589	133,249
Receivable for fund units sold		-	4,181,154	4,181,154
Receivable for investments sold		-	29,620	29,620
Other Assets		562	-	562
<b>Total Assets</b>		<b>22,032,484</b>	<b>306,676,507</b>	<b>328,708,991</b>
<b>Liabilities</b>				
Payable for investments purchased		-	1,076,078	1,076,078
Payable for units redeemed		-	3,134,695	3,134,695
Investment Advisor fees payable	6	-	356,817	356,817
Administration and Trustee fees payable	6	5,000	5,000	10,000
Distribution and Agent Member fees payable	6	69,740	2,423,964	2,493,704
Audit fees payable		15,645	15,645	31,290
Transfer Agent fees payable	6	2,950	9,933	12,883
Legal fees payable		11,341	7,044	18,385
Printing fees payable		15,498	27,003	42,501
Unitholder Services Agent fees payable	6	4,482	20,000	24,482
Other liabilities		32,392	26,287	58,679
<b>Total Liabilities (Excluding Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units)</b>		<b>157,048</b>	<b>7,102,466</b>	<b>7,259,514</b>
<b>Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units</b>	<b>8, 9</b>	<b>21,875,436</b>	<b>299,574,041</b>	<b>321,449,477</b>

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.



Goldman Sachs Global Funds  
Statement of Operations  
For the Year Ended 30 November 2010

	Notes	US Fixed Income Feeder* 30 November 2010 USD	Emerging Markets Debt Local Feeder 30 November 2010 USD	Combined 30 November 2010 USD
<b>Income</b>				
Dividend income	3(b)	973,283	43,557,921	44,531,204
Interest Income	3(b)	-	-	-
Net realised investment gain	7	622,404	16,025,888	16,648,292
Net change in unrealised investment loss	7	-	(7,438,224)	(7,438,224)
Net Investment Income		1,595,687	52,145,585	53,741,272
<b>Expenses</b>				
Management Company fees	6	5,547	5,001	10,548
Investment Advisor fees	6	-	2,914,151	2,914,151
Administration and Trustee fees	6	29,293	37,093	66,386
Distribution and Agent Member fees	6	112,059	3,023,433	3,135,492
Audit fee		18,104	13,793	31,897
Transfer Agent fees	6	11,361	31,878	43,239
Legal fees		97,149	500,000	597,149
Printing fees		22,088	115,001	137,089
Unitholder Services Agent fees	6	2,149	10,000	12,149
Organisational fees		-	-	-
Other expenses		29,139	25,469	54,608
Total Expenses		326,889	6,675,819	7,002,708
Reimbursement of expenses by the Investment Advisor	6	(208,183)	(268,118)	(476,301)
Total Operating Expenses		118,706	6,407,701	6,526,407
Net Income from Operations		1,476,981	45,737,884	47,214,865
<b>Finance Costs:</b>				
Interest expense		-	144	144
Distributions to holders of redeemable participating units	10	-	19,807,206	19,807,206
Total Finance Costs		-	19,807,350	19,807,350
Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		1,476,981	25,930,534	27,407,515

\* The US Fixed Income Feeder Fund ceased operations on 19 November 2010.

Gains and Losses arise solely from continuing investing activities. Gains and losses of the US Fixed Income Feeder Fund arose solely from investing activities to its cessation date on 19 November 2010. There were no gains and losses other than those dealt with in the Statement of Operations.

On behalf of the Board of Directors of the Manager:

\_\_\_\_\_  
Director

\_\_\_\_\_  
Director

15 March 2011

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Global Funds  
Statement of Operations  
For the Year Ended 30 November 2009

	Notes	US Fixed Income Feeder 30 November 2009 USD	Emerging Markets Debt Local Feeder 30 November 2009 USD	Combined 30 November 2009 USD
<b>Income</b>				
Dividend income	3(b)	1,321,440	15,808,771	17,130,211
Interest Income	3(b)	-	995,137	995,137
Net realised investment loss	7	(307,114)	(44,322,325)	(44,629,439)
Net change in unrealised investment gain	7	3,179,375	75,178,455	78,357,830
Net Investment Income		4,193,701	47,660,038	51,853,739
<b>Expenses</b>				
Management Company fees	6	3,863	7,214	11,077
Investment Advisor fees	6	-	1,361,456	1,361,456
Administration and Trustee fees	6	27,547	31,709	59,256
Distribution and Agent Member fees	6	103,133	1,415,428	1,518,561
Audit fee		18,670	16,242	34,912
Transfer Agent fees	6	-	25,028	25,028
Legal fees		35,000	60,167	95,167
Printing fees		33,502	155,156	188,658
Unitholder Services Agent fees	6	1,983	9,880	11,863
Organisational fees		-	334	334
Other expenses		37,220	33,827	71,047
Total Expenses		260,918	3,116,441	3,377,359
Reimbursement of expenses by the Investment Advisor	6	(93,045)	(22,492)	(115,537)
Total Operating Expenses		167,873	3,093,949	3,261,822
Net Income from Operations		4,025,828	44,566,089	48,591,917
<b>Finance Costs:</b>				
Distributions to holders of redeemable participating units	10	-	5,957,665	5,957,665
Total Finance Costs		-	5,957,665	5,957,665
Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		4,025,828	38,608,424	42,634,252

Gains and Losses arose solely from continuing investing activities. There were no gains and losses other than those dealt with in the Statement of Operations.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Global Funds  
Statement of Changes in Net Assets Attributable  
to Holders of Redeemable Participating Units  
For the Year Ended 30 November 2010

	Notes	US Fixed Income Feeder <sup>*</sup> 30 November 2010 USD	Emerging Markets Debt Local Feeder 30 November 2010 USD	Combined 30 November 2010 USD
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Start of Year		21,875,436	299,574,041	321,449,477
Proceeds from redeemable participating units issued	8	-	294,109,350	294,109,350
Payments for redeemable participating units redeemed	8	(23,352,417)	(273,804,500)	(297,156,917)
Change in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		1,476,981	25,930,534	27,407,515
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Year End		-	345,809,425	345,809,425

\* The US Fixed Income Feeder Fund ceased operations on 19 November 2010.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Global Funds  
Statement of Changes in Net Assets Attributable  
to Holders of Redeemable Participating Units  
For the Year Ended 30 November 2009

	Notes	US Fixed Income Feeder 30 November 2009 USD	Emerging Markets Debt Local Feeder 30 November 2009 USD	Combined 30 November 2009 USD
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Start of Year		19,616,319	136,884,709	156,501,028
Proceeds from redeemable participating units issued	8	-	179,599,287	179,599,287
Payments for redeemable participating units redeemed	8	(1,766,711)	(55,518,379)	(57,285,090)
Change in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units from Operations		4,025,828	38,608,424	42,634,252
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units at Year End		21,875,436	299,574,041	321,449,477

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

Goldman Sachs Global Funds  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2010

## 1. Organisation

Goldman Sachs Global Funds ("the Trust"), is a unit trust established as an umbrella Fund and is authorised and regulated by the Central Bank of Ireland ("the Central Bank") under the Unit Trusts Act 1990, and any regulations thereunder.

As at 30 November 2010, the Trust consisted of the following launched Fund ("the Fund") and Unit Classes:

Fund	Class	Currency	Launch Date
Emerging Markets Debt Local Feeder	US Dollar Unit Class	USD	31-Jan-2008
Emerging Markets Debt Local Feeder	Euro Unit Class	EUR	31-Jan-2008
Emerging Markets Debt Local Feeder	Yen Unit Class	JPY	31-Jan-2008
Emerging Markets Debt Local Feeder	US Dollar Ordinary Class	USD	27-Jul-2009

The table below shows the Master Portfolio in which the Fund invests:

Feeder Fund	Master Fund
Emerging Markets Debt Local Feeder	Goldman Sachs Funds, SICAV – Global Emerging Markets Debt Local Portfolio

Goldman Sachs US Fixed Income Feeder ceased operations on 19 November 2010.

## 2. Investment Objectives

All, or substantially all, of the proceeds of each class of Units in the Emerging Markets Debt Local Feeder will be invested in the Class "IXO" share class of the Goldman Sachs Funds, SICAV, an investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a "Societe d'Investissement á Capital Variable" ("the Master Fund"). Thus, all or substantially all of the proceeds of issue of each Class of the Emerging Markets Debt Local Feeder listed above will be invested in the Class "IXO" share class for the Emerging Markets Debt Local Feeder of the Master Fund ("the Master Portfolios").

All, or substantially all, of the proceeds of each class of Units in the US Fixed Income Feeder were invested in the Class "I" share class of the Goldman Sachs Funds, SICAV, an investment company organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a "Societe d'Investissement á Capital Variable" ("the Master Fund"). Thus, all or substantially all of the proceeds of issue of each Class of the US Fixed Income Feeder were invested in the Class "I" share class for the US Fixed Income Feeder of the Master Fund ("the Master Portfolios"). The Fund ceased operations on 19 November 2010.

The investment objective of the Fund is a high level of total investment return consisting of income and capital appreciation. A small portion of each Fund may be retained in cash or invested in liquid investments for liquidity purposes and for the purposes of paying any expenses due by the relevant Fund, but such investments will not exceed 10% of the Net Asset Value of that Fund.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

**3. Significant Accounting Policies****(a) Basis of Financial Statements**

The combined financial statements are presented in United States Dollars (US\$), the Trust's functional currency. Financial assets and liabilities are held at "fair value through profit or loss", as defined by FRS 26 "Financial Instruments: Measurement". Other financial assets and liabilities are stated at cost or redemption amount in the case of redeemable participating units. The preparation of the financial statements is in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and Irish statute comprising the Unit Trusts Act 1990.

The preparation of the financial statements requires management to make certain estimates and assumptions that may affect the amounts reported in the audited financial statements and accompanying notes. Actual results may differ from those estimates. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair value are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.

For the Emerging Markets Debt Local Feeder, the financial statements have been prepared under the historical cost convention as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities held at fair value through profit or loss.

For the US Fixed Income Feeder, the financial statements have been prepared under the termination basis. The format and certain wording of the financial statements has been adapted from those contained in FRS 3 "Reporting Financial Performance" so that, in the opinion of Goldman Sachs Management (Ireland) Limited ("the Manager"), they more appropriately reflect the nature of the Trust's business as an investment Trust. In the opinion of the Manager, the financial statements, with the noted changes, provide the information required by the Unit Trusts Act, 1990.

Amendments to FRS 29 "Financial Instruments: Disclosures".

Effective for annual periods beginning on or after 1 January 2009, amendments to FRS29 "Financial Instruments: Disclosures" ("the Amendment to FRS 29") establishes a fair value hierarchy that prioritises the inputs to valuation techniques used to measure fair value. The hierarchy gives the highest priority to unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities (Level 1 measurements) and the lowest priority to unobservable inputs (Level 3 measurements).

The Amendment to FRS 29 also amends the previous liquidity risk disclosures as required under FRS 29 for non-derivative and derivative financial liabilities.

In the first year of application, there is no requirement to provide comparative information.

For further detail please refer to Note 3(c) 3.3.

**(b) Investment Transactions and Related investment Income**

The Trust records its investment transactions on a trade date basis. Realised gains and losses are based on the Weighted Average method. Dividend income and dividend expense are recorded on the ex-dividend date and interest income and interest expense are accrued over the life of the investment. Interest income includes accretion of market discount, original issue discounts and amortisation of premiums and is recorded into income over the life of the underlying investment. Interest income and dividend income are recognised on a gross basis before withholding tax, if any.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 3. Significant Accounting Policies (continued)

## (c) Investment in Securities and Valuation

## (1) Classification

A financial asset or financial liability at fair value through profit or loss is a financial asset or liability that is classified as held-for-trading or designated at fair value through profit or loss. The following financial investments are classified as held-for-trading: collective investment schemes. Financial assets that are not at fair value through profit or loss include accounts receivable. Financial liabilities that are not at fair value through profit or loss include accounts payable and financial liabilities arising on redeemable units.

## (2) Recognition

The Trust recognises financial assets and financial liabilities on the date it becomes a party to the contractual provisions of the investment. Purchases and sales of financial assets and financial liabilities are recognised using trade date accounting. From trade date, any gains and losses arising from changes in fair value of the financial assets or financial liabilities are recorded in the Statement of Operations.

## (3) Fair Value Measurement Principles

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are valued in accordance with FRS 26. Financial assets and financial liabilities are initially recorded at their transaction price and then measured at fair value subsequent to initial recognition. Gains and losses arising from changes in the fair value of the 'financial assets or financial liabilities at fair value through profit or loss' category are presented in the Statement of Operations in the period in which they arise.

Financial assets classified as receivables are carried at cost less impairment losses, if any. Financial liabilities, other than those at fair value through profit or loss, are measured at cost. Financial liabilities arising from redeemable units issued by the Trust are carried at the redemption amount representing the investors' right to a residual amount of the Trust's Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units ("Net Assets").

The fair value of all securities is determined according to procedures developed by a person appointed by the Directors of the Manager and approved by the Trustee (the "Competent Person"), including securities where there is either no quotation or a quotation that is believed by the Competent Person to be materially inaccurate.

Such a Competent Person may be the Investment Advisor itself, independent pricing agents or others, subject to applicable law. The Competent Person during the years ended 30 November 2010 and 30 November 2009 was Goldman Sachs Valuation Oversight Group ("VOG").

As at 30 November 2010, no assets were valued using this approach, (As at 30 November 2009, no assets were valued using this approach).

## (3.1) Shares in Collective Investment Schemes

The fair value of investments in open-ended investment funds, comprising collective investment schemes is based upon the net asset value per share as supplied by the funds in accordance with the valuation policy of applicable fund as outlined in its prospectus.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 3. Significant Accounting Policies (continued)

## (c) Investment in Securities and Valuation (continued)

## (3.2) All Securities

If a quoted market price is not available from a third party pricing service or a dealer, the fair value of the investment is determined by using valuation techniques. Such securities shall be valued at their probable realisation value as determined by the Competent Person.

The investments have been valued in accordance with generally accepted accounting principles that require the use of certain estimates and assumptions. Although these estimates and assumptions are based on the best available information, actual results could be materially different from these estimates.

## (3.3) Fair value of financial investments

The three levels of the fair value hierarchy under the Amendment to FRS 29 are described below:

Level 1 – Unadjusted quoted prices in active markets that are accessible at the measurement date for identical, unrestricted assets or liabilities;

Level 2 – Quoted prices in markets that are not active or financial instruments for which significant inputs are observable (including but not limited to quoted prices for similar securities, interest rates, foreign exchange rates, volatilities and credit risk), either directly or indirectly;

Level 3 – Prices or valuations that require significant unobservable inputs (including GSAM's assumptions in determining fair value measurement).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety shall be determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The following table shows financial investments recognised at fair value, analysed between the three different levels described previously:

Emerging Markets Debt Local Feeder

Fair value measurement at 30 November 2010

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Financial assets at fair value through profit or loss	US\$	US\$	US\$	US\$
Collective Investment Schemes	347,196,024	-	-	347,196,024
Total	347,196,024	-	-	347,196,024

During the year ended 30 November 2010 there were no transfers between Level 1 and Level 2 of the fair value hierarchy for financial assets and financial liabilities which were recorded at fair value.

No reconciliation of movements in the fair value of financial investments categorised within Level 3 between the beginning and the end of the reporting period is presented as the Trust held no Level 3 investments during the year.



## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 3. Significant Accounting Policies (continued)

## (d) Cash

Cash is valued at cost, which approximates fair value.

## (e) Foreign Currency Translation

Transactions in foreign currencies are translated at the foreign currency exchange rate in effect at the date of the transaction. Assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US Dollars at the foreign currency closing exchange rate in effect at the year end date. Foreign currency exchange differences arising on translation and realised gains and losses on disposals or settlements of assets and liabilities are recognised in the Statement of Operations. Foreign currency exchange gains or losses relating to investments at fair value through profit or loss, derivative financial investments, and all other foreign currency exchange gains or losses relating to monetary items, including cash and cash equivalents, are reflected in the net realised investment gain/(loss) or net change in unrealised investment gain/(loss) in the Statement of Operations.

## (f) Finance Costs

Distributions payable on the redeemable participating Units are recognised in the Statement of Operations as finance costs.

## (g) Redeemable Units

All redeemable Units issued by the Trust provide the investors with the right to redeem for cash at the value proportionate to the investor's share in the Trust's Net Assets on the redemption date.

In accordance with FRS 25 "Financial Instruments: Disclosure and Presentation", such investments have been classified as a financial liability at the value of the redemption amount in the Statement of Assets and Liabilities. The Trust is contractually obliged to redeem units in accordance with the Prospectus.

## 4. Taxation

Under current Irish law and practice, the Trust qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act 1997, as amended. On that basis Irish tax is not chargeable to the Trust on its income or capital gains.

The Trust will not be liable to Irish tax in respect of its income and gains, other than on the occurrence of a chargeable event. A chargeable event includes any distribution to unitholders or any encashment, redemption or transfer of units or appropriation or cancellation of units, or a deemed disposal of units every 8 years beginning from the date of the acquisition of those units, but does not occur in respect of:

- (a) unitholders who are neither Irish Resident nor Irish Ordinary Resident for tax purposes at the time of the chargeable event and who have provided the Trust with a relevant declaration to that effect; and
- (b) certain exempted Irish tax resident unitholders who have provided the Trust with the necessary signed statutory declarations.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 4. Taxation (continued)

A chargeable event does not include:

- (i) any transaction in relation to units held in a recognised clearing system as designated by order of the Revenue Commissioners of Ireland;
- (ii) an exchange by a unitholder, effected by way of an arm's length bargain where no payment is made to the unitholder of units in the Trust for other units in the Trust;
- (iii) an exchange of units arising on a qualified amalgamation or reconstruction of a fund with another fund; or:
- (iv) a transfer by a unitholder of the entitlement to a unit where the transfer is between spouses and former spouses, subject to certain conditions.

In the absence of an appropriate declaration, the Trust will be liable for Irish tax on the occurrence of a chargeable event and the Trust reserves its right to withhold such taxes from unitholders. Capital gains, dividends and interest received by the Trust may be subject to taxes, including withholding taxes in the countries in which the issuers of investments are located. Such taxes may not be recoverable by the Trust or its unitholders.

## 5. Financial Assets and Liabilities at Fair Value through Profit or Loss

The following table sets out the financial assets at fair value through profit or loss as at 30 November 2010 and 30 November 2009:

## US Fixed Income Feeder

	30-Nov-2010	30-Nov-2009
Held for trading	US\$	US\$
Investments – Long	-	21,921,252

## Emerging Markets Debt Local Feeder

	30-Nov-2010	30-Nov-2009
Held for trading	US\$	US\$
Investments – Long	347,196,024	302,442,499

## 6. Significant Agreements and Related Parties

## Manager

Goldman Sachs Management (Ireland) Limited (“the Manager”), a related party to the Trust, acts as Manager to the Trust and is responsible for the management and operation of the Trust. The Manager is entitled to receive an annual management charge of US\$5,000 per fund for these services.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 6. Significant Agreements and Related Parties (continued)

## Investment Advisor

The Manager on behalf of the Trust has appointed Goldman Sachs Asset Management International ( " the Investment Advisor " ), a related party to the Trust, as the Investment Advisor of the Trust. The Investment Advisor has appointed Goldman Sachs Asset Management Co. Ltd as Sub-Investment Advisor to the Trust. For the Emerging Markets Debt Local Feeder the Investment Advisor is entitled to receive a fee of 0.80% per annum of the Net Asset Value for their services. The amount earned by the Investment Advisor during the period under review was US\$2,914,151 (year ended 30 November 2009:US\$1,361,456). The Investment Advisor did not charge a fee for their services for the US Fixed Income Feeder although the Investment Advisor does receive a fee in its capacity as Investment Advisor to the relevant Master Portfolios. To the extent that ordinary expenses (including service providers' fees and expenses charged at the relevant Master Fund Level) exceed the amount in the table below, the Manager and the Investment Advisor have agreed that the Investment Advisor will reimburse the excess expenses.

Fund	Maximum Expense Cap (%)	Actual Expenses incurred in Master Fund (%)	Actual Fund Expense Cap of Feeder (%)
US Fixed Income Feeder	2.50%	0.71%	0.79%
Emerging Markets Debt Local Feeder	2.50%	0.36%	1.88%

The expense cap of the US Fixed Income Feeder changed from 0.88% to 0.79%, effective 2 July 2010.

For the year ended 30 November 2010 expenses of US\$476,301 were reimbursed by the Investment Advisor to the Trust (year ended 30 November 2009: US\$115,537).

There are no sales charges in respect of the purchase and sale of Class I shares and Class IX0 shares in the Master Portfolios.

## Directors' Remuneration

Mr. Robert Keogh, Mr. Hugo MacNeill and Mr. Theodore Sotir are affiliated with the Investment Advisor and receive no compensation from the Trust.

## Administrator

The Manager has delegated its responsibilities as Administrator of the Trust to State Street Fund Services (Ireland) Limited in accordance with the Administration Agreement. The Administrator is responsible for the administration of the Trust's affairs including the calculation of the Net Asset Value and the preparation of the accounts. The Administrator receives a maximum fee of US\$2,500 per month, for its services payable out of the assets of the Trust payable monthly in arrears. The Administrator receives \$500 per month for additional class of shares.

## Trustee

State Street Custodial Services (Ireland) Limited ( " the Trustee " ) acts as Trustee of the Trust pursuant to the Trust Deed. In accordance with and subject to the Trust Deed, the Trustee provides safe custody for all assets of the Trust which are held under the control of the Trustee in the Trustee's custodial network. The Trustee receives a fee equal to 0.01% per annum of the Net Asset Value of each Fund for its services payable out of the assets of the Trust payable monthly in arrears.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 6. Significant Agreements and Related Parties (continued)

## Distributor and Agent Member Company

The Manager has appointed Goldman Sachs International ( "GSI" ), a related party to the Trust, as distributor of the units. GSI has appointed Goldman Sachs Japan Co. Ltd., a related party to the Trust, as Distributor in Japan. The Manager has appointed Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd., a related party to the Trust, to act as the agent member company in Japan.

The funds will pay the Distributor and Agent Member Company in Japan a quarterly fee in arrears at an annual rate of 0.52% of the daily Net Asset Value of the US Fixed Income Feeder Fund and 0.83% of the daily Net Asset Value of the Emerging Markets Debt Local Feeder Fund in aggregate, for fulfilling both roles. The amount earned by the Distributor and Agent Member Company was US\$3,135,492 for the year under review (30 November 2009: US\$1,518,561).

## Transfer Agent

The Trust has appointed RBC Dexia Investor Services (Ireland) Limited ( "the Transfer Agent" ) as registrar and transfer agent for the Trust pursuant to the Registrar and Transfer Agent Agreement between the Trust and the Transfer Agent. The day-to-day services provided to the Trust by the Transfer Agent include receiving and processing subscription and redemption orders, allotting and issuing units and maintaining the unitholder register for the units. The Transfer agent is paid a fee quarterly in arrears out of the net assets of the Trust. The amount earned by the Transfer Agent was US\$43,239 for the year under review (30 November 2009: US\$25,028).

## Unitholder Services Agent

GSI, through its European Shareholder Services Group also receives a fee from the Trust. This is in respect of investor services provided to the unitholders in the Trust and is payable quarterly in arrears out of the assets of the Trust and will not exceed 0.01% of the Trust's Net Asset Value or US\$10,000 per annum whichever is lower. The amount earned by GSI was US\$12,149 for the year under review (30 November 2009: US\$11,863).

## 7. Net Realised and Unrealised Investment Gain/(Loss)

The net realised and unrealised investment gain/(loss) from trading in financial assets and financial liabilities shown in the Statement of Operations for the year ended 30 November 2010 and 30 November 2009 can be analysed as follows:

	US Fixed Income Feeder	Emerging Markets Debt Local Feeder	Combined
	30-Nov-2010	30-Nov-2010	30-Nov-2010
	US\$	US\$	US\$
Net realised gain on investment securities	622,404	16,025,888	16,648,292
Net realised investment gain	622,404	16,025,888	16,648,292
Net change in unrealised (loss) on investment securities	-	(7,438,224)	(7,438,224)
Net change in unrealised investment (loss)	-	(7,438,224)	(7,438,224)

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 7. Net Realised and Unrealised Investment Gain/(Loss) (continued)

	US Fixed Income Feeder	Emerging Markets Debt Local Feeder	Combined
	30-Nov-2009	30-Nov-2009	30-Nov-2009
	US\$	US\$	US\$
Net realised (loss) on investment securities	(307,114)	(44,322,325)	(44,629,439)
Net realised investment (loss)	(307,114)	(44,322,325)	(44,629,439)
Net change in unrealised gain on investment securities	3,179,375	75,178,455	78,357,830
Net change in unrealised investment gain	3,179,375	75,178,455	78,357,830

## 8. Unit Capital

The minimum initial subscription required in the case of the US Fixed Income Feeder Fund shall not be less than US\$1,500, EUR1,500 or JPY150,000 unless otherwise determined by the Manager.

The minimum initial subscription required in the case of the Emerging Markets Debt Local Feeder Fund shall not be less than US\$100, EUR100 or JPY10,000 unless otherwise determined by the Manager.

The relevant movements on Unit capital are shown on the Statements of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units. The Trust invests the proceeds from the issue of units in appropriate investments while maintaining sufficient liquidity to meet redemptions when necessary.

The following summarises the activity in each Fund's redeemable participating Units for the year ended 30 November 2010:

	Balance at 1-Dec-2009	Subscriptions	Redemptions	Balance at 30-Nov-2010
US Fixed Income Feeder	1,628,151,827	-	(1,628,151,827)	-
Emerging Markets Debt Local Feeder				
US Dollar Unit Class	963,039	572,890	(734,554)	801,375
EUR Unit Class	167,164	215,151	(174,796)	207,519
JPY Unit Class	657,084	122,896	(171,412)	608,568
US Dollar Ordinary Class	11,796,576	17,438,518	(13,608,911)	15,626,183

The following summarises the activity in each Fund's redeemable participating Units for the year ended 30 November 2009:

	Balance at 1-Dec-2008	Subscriptions	Redemptions	Balance at 30-Nov-2009
US Fixed Income Feeder	1,780,878,158	-	(152,726,331)	1,628,151,827
Emerging Markets Debt Local Feeder				
US Dollar Unit Class	964,476	305,854	(307,291)	963,039
EUR Unit Class	168,297	57,168	(58,301)	167,164
JPY Unit Class	656,981	132,385	(132,282)	657,084
US Dollar Ordinary Class	-	12,805,244	(1,008,668)	11,796,576

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 9. Net Asset Value (NAV)

The following table summarises the Net Asset Value and the NAV per unit for the years ended 30 November 2010, 30 November 2009 and 30 November 2008:

	19-Nov-2010*		30-Nov-2009	
	Net Asset Value	NAV Per Unit	Net Asset Value	NAV Per Unit
US Fixed Income Feeder				
US Dollar Unit Class	-	-	USD 21,875,436	USD 0.01340
30-Nov-2008				
US Fixed Income Feeder				
US Dollar Unit Class	USD 19,616,319	USD 0.01101		

\* The US Fixed Income Feeder ceased operations on 19 November 2010.

	30-Nov-2010		30-Nov-2009	
	Net Asset Value	NAV Per Unit	Net Asset Value	NAV Per Unit
Emerging Markets Debt Local Feeder				
US Dollar Unit Class	USD 90,982,454	USD 113.5329	USD 97,494,551	USD 101.23634
EUR Unit Class	EUR 26,802,527	EUR 129.1566	EUR 16,667,682	EUR 99.71
JPY Unit Class	JPY 4,210,543,388	JPY 6,918.7695	JPY 4,537,875,237	JPY 6,906.07880
US Dollar Ordinary Class	USD 169,673,655	USD 10.8583	USD 124,437,764	USD 10.54863
30-Nov-2008				
Emerging Markets Debt Local Feeder				
US Dollar Unit Class	USD 73,882,259	USD 76.60354		
EUR Unit Class	EUR 15,079,325	EUR 89.59960		
JPY Unit Class	JPY 4,178,235,281	JPY 6,359.75133		

## 10. Dividends

No dividends were made by the Goldman Sachs US Fixed Income Feeder Fund during the year ended 30 November 2010 (30 November 2009: Nil).

The following dividends were made by Goldman Sachs Emerging Market Debt Local Feeder Fund during the year ending 30 November 2010:

Ex-Date	Pay-Date	Description	JPY
15/01/2010	21/01/2010	Dividend of JPY100.00 per share	64,491,607
15/03/2010	18/03/2010	Dividend of JPY100.00 per share	63,263,717
17/05/2010	20/05/2010	Dividend of JPY100.00 per share	63,373,095
15/07/2010	20/07/2010	Dividend of JPY100.00 per share	62,513,155
15/09/2010	21/09/2010	Dividend of JPY100.00 per share	61,599,644
15/11/2010	18/11/2010	Dividend of JPY100.00 per share	60,486,987

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 10. Dividends (continued)

Ex-Date	Pay-Date	Description	USD
15/12/2009	18/12/2009	Dividend of USD 0.07 per share	913,508
15/01/2010	21/01/2010	Dividend of USD 0.07 per share	967,687
16/02/2010	19/02/2010	Dividend of USD 0.07 per share	1,110,743
15/03/2010	18/03/2010	Dividend of USD 0.08 per share	1,419,299
15/04/2010	20/04/2010	Dividend of USD 0.08 per share	1,420,847
17/05/2010	20/05/2010	Dividend of USD 0.08 per share	1,392,292
15/06/2010	18/06/2010	Dividend of USD 0.08 per share	1,425,230
15/07/2010	20/07/2010	Dividend of USD 0.08 per share	1,464,006
16/08/2010	19/08/2010	Dividend of USD 0.08 per share	1,416,507
15/09/2010	21/09/2010	Dividend of USD 0.08 per share	1,472,799
15/10/2010	20/10/2010	Dividend of USD 0.08 per share	1,308,143
15/11/2010	18/11/2010	Dividend of USD 0.08 per share	1,235,962

The following dividends were made by Goldman Sachs Emerging Market Debt Local Feeder Fund during the year ending 30 November 2009:

Ex-Date	Pay-Date	Description	JPY
15/01/2009	21/01/2009	Dividend of JPY 130.00 per share	83,049,848
16/03/2009	23/03/2009	Dividend of JPY 130.00 per share	82,141,819
15/05/2009	20/05/2009	Dividend of JPY 100.00 per share	64,880,689
15/07/2009	20/07/2009	Dividend of JPY 100.00 per share	65,258,895
15/09/2009	18/09/2009	Dividend of JPY 100.00 per share	65,377,030
16/11/2009	19/11/2009	Dividend of JPY 100.00 per share	65,818,609

Ex-Date	Pay-Date	Description	USD
16/10/2009	19/10/2009	Dividend of USD 0.07 per share	569,524
16/11/2009	19/11/2009	Dividend of USD 0.07 per share	783,534

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks

The Trust invests only in Master Portfolios, as outlined in Note 1.

The Trust's investing activities through the Master Portfolios expose it to various types of risks that are associated with the financial investments and markets in which it and its underlying funds invest. The Trust's investment portfolio is comprised of collective investment schemes at year end. The significant types of financial risks which the Trust is exposed to are market risk, liquidity risk and credit risk. The prospectus provides details of these and other types of risk some of which are additional to that information provided in these financial statements.

Asset allocation is determined by the Trust's Investment Advisor who manages the allocation of assets to achieve the investment objectives as detailed in Note 2. Achievement of the investment objectives involves taking risks. The Investment Advisor exercises judgement based on analysis, research and risk management techniques when making investment decisions. Divergence from the benchmark and/or the target asset allocation and the composition of the portfolio is monitored by the Trust's Investment Advisor.

The risks as at 30 November 2010 as detailed in this note refer to the Emerging Market Debt Local Feeder Fund. The US Fixed Income Feeder Fund ceased operations on 19 November 2010 and therefore, except for liquidity risk and credit risk, there is no other risk attached to this fund as at 30 November 2010.

The risk management policies employed by the Trust are detailed below.

## I. Market Risk

The potential for changes in the fair value of the Trust's investment portfolio is referred to as market risk. Commonly used categories of market risk include currency risk, interest rate risk and other price risk include:

- Currency risks may result from exposures to changes in spot prices, forward prices and volatilities of currency rates.
- Interest rate risks may result from exposures to changes in the level, slope and curvature of the various yield curves, the volatility of interest rates, mortgage prepayment speeds and credit spreads.
- Other price risks are the risk that the value of an instrument will fluctuate as a result of changes in market prices other than those arising from currency risk or interest rate risk and may result from exposures to changes in the prices and volatilities of individual equities, equity baskets, equity indices and commodities.

The Trust's market risk strategy is driven by the Trust's investment risk and return objectives.

The Board has agreed with the Investment Advisor's recommendation to manage market risk through the application of risk budgeting principles. The Investment Advisor determines an appropriate risk target, commonly referred to as expected or predicted (i.e. forward-looking) Tracking Error, employing a risk budgeting framework.

A Market Risk Analysis Group ("IMD MRA") at Goldman Sachs, which is independent of the Portfolio Management team monitors the Tracking Error on both a predicted and realised basis for funds at both the master and feeder level. The Tracking Errors are produced by Portfolio Management Systems. The IMD MRA analyses a predicted portfolio Tracking Error (and related concentrations of risk exposures within this predicted number) and its dispersion across different investment strategies, in addition to examining the pattern of realised.



## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## I. Market Risk (continued)

Tracking Errors and relative returns over multiple time horizons. These analyses incorporate and consider the many interdependencies between the various currencies, interest rate and other price risk variables which drive portfolio risk and return. The above metrics are reported to the Board no less frequently than semi-annually.

Details of the Trust's investment portfolio at the reporting date are disclosed in the Schedule of Investments.

## i. Currency Risk

The Master Portfolios, in which the Trust invests may invest in financial investments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Trust may be exposed to risks that the exchange rate of its functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Trust's assets or liabilities denominated in currencies other than the functional currency.

The following table sets forth a sensitivity analysis showing gains and losses in the Master Portfolio that would be associated with changes in the currency markets. This sensitivity analysis is based on a change in one currency versus the base currency of the fund while holding all other currencies constant, except for the Total Portfolio, monetary and non-monetary, which assumes all currencies to decline versus the base currency by the same number of percentage points.

US Fixed Income Feeder Fund

The US Fixed Income Feeder Fund ceased operations on 19 November 2010.

Currency Risk as at 30-Nov-2009		
Base Currency is US\$		
Currency	Impact on NAV for 15% Currency	
	Appreciation	Depreciation
EUR	0.2%	(0.2%)
CAD	0.1%	(0.1%)
AUD	0.1%	(0.1%)
GBP	(0.1%)	0.1%
Total Portfolio	0.3%	(0.3%)

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## I. Market Risk (continued)

## i. Currency Risk (continued)

## Emerging Market Debt Local Feeder Fund

Currency Risk as at 30-Nov-2010		
Base Currency is US\$		
Currency	Impact on NAV for 15% Currency	
	Appreciation	Depreciation
PLN	1.7%	(1.7%)
IDR	1.7%	(1.7%)
MXN	1.7%	(1.7%)
BRL	1.6%	(1.6%)
MYR	1.5%	(1.5%)
TRY	1.5%	(1.5%)
Other Currencies	7.4%	(7.4%)
Total Portfolio	17.1%	(17.1%)

Currency Risk as at 30-Nov-2009		
Base Currency is US\$		
Currency	Impact on NAV for 15% Currency	
	Appreciation	Depreciation
BRL	1.6%	(1.6%)
MXN	1.3%	(1.3%)
TRY	1.2%	(1.2%)
KRW	1.2%	(1.2%)
ZAR	1.1%	(1.1%)
RUB	1.0%	(1.0%)
Other Currencies	7.6%	(7.6%)
Total Portfolio	15.0%	(15.0%)

When an investor invests into a unit class which is in a different currency to the functional currency of the Trust in which it invests, the currency risk of the investor may be different to the currency risk of the Trust.

The above analysis illustrates gains and losses that are associated with changes in the currency market that are reasonably possible over a one year period and these do not include stress scenarios when market moves and changes in correlations and liquidity may result in larger overall gains or losses.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## I. Market Risk (continued)

## ii. Interest Rate Risk

The Master Portfolios, in which the Trust invests, may invest in fixed income securities. Any change to the relevant interest rates for particular securities may result in the Investment Advisor being unable to secure similar returns on the expiry of the contracts or the sale of securities. In addition, changes to prevailing interest rates or changes in expectations of future rates may result in an increase or decrease in the value of the securities held. In general, if interest rates rise, the value of the fixed income securities will decline. A decline in interest rates will in general have the opposite effect. All fixed income securities and floating rate securities, together with their coupon and maturity date are disclosed in the Schedule of Investments.

The Master Portfolios, in which the Trust invests, may invest in instruments in desired currencies at fixed, floating and zero rates of interest.

The following table sets forth the interest rate exposures to interest rates applicable for various currencies in the Master Portfolio and gains and losses that are associated with changes in the interest rates. This sensitivity analysis is based on a change in the interest rates applicable to one currency while holding all other interest rates constant, except for the Total Portfolio, which assumes all interest rates change by the same number of basis points. A parallel shift of 50bps means that all interest rates along a curve will change by either a 50bp increase or decrease (i.e. a 0.5% increase or decrease).

## US Fixed Income Feeder Fund

The US Fixed Income Feeder Fund ceased operations on 19 November 2010.

Interest Rate Risk as at 30-Nov-2009		
Currency	Impact on NAV for parallel shift of 50bp	
	Higher	Lower
USD	(2.0%)	2.1%
Total Portfolio	(2.0%)	2.1%

## Emerging Market Debt Local Feeder Fund

Interest Rate Risk as at 30-Nov-2010		
Currency	Impact on NAV for parallel shift of 50bp	
	Higher	Lower
BRL	(0.6%)	0.6%
ZAR	(0.4%)	0.4%
IDR	(0.3%)	0.3%
PLN	(0.2%)	0.2%
MXN	(0.2%)	0.2%
MYR	(0.2%)	0.2%
Other Currencies	(0.8%)	0.8%
Total Portfolio	(2.7%)	2.7%

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## I. Market Risk (continued)

## ii. Interest Rate Risk (continued)

Interest Rate Risk as at 30-Nov-2009		
Currency	Impact on NAV for parallel shift of 50bp	
	Higher	Lower
USD	(0.3%)	0.3%
BRL	(0.2%)	0.2%
ZAR	(0.1%)	0.1%
PLN	(0.1%)	0.1%
MXN	(0.1%)	0.1%
IDR	(0.1%)	0.1%
Other Currencies	(0.6%)	0.6%
Total Portfolio	(1.5%)	1.5%

The above analysis illustrates gains and losses that are associated with changes in the interest rate market that are reasonably possible and exclude changes in the slope of both interest and credit curves. These scenarios also do not include stress scenarios when market moves and changes in correlations and liquidity may result in larger overall gains or losses.

## iii. Other Price Risk

Other price risk is the risk that the value of a financial investment will fluctuate as a result of changes in market prices, other than those arising from currency risk or interest rate risk whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or any factor affecting financial investments traded in the market.

As the Trust's financial investments are carried at fair value with fair value changes recognised in the Statement of Operations, all changes in market conditions will directly affect net assets attributable to holders of redeemable participating Units.

The Trust has no significant exposure to other price risk.

Currency, interest rate and other price risks are managed by the Trust's Investment Advisor as part of the integrated market risk management processes described above.

## iv. Limitations of Sensitivity Analysis

Some of the limitations of the sensitivity analysis tables above include:

- the analysis is based on historical data and cannot take account of the fact that future market price movements, correlations between markets and levels of market liquidity may bear no relation to historical patterns;
- the analysis is a relative estimate of risk rather than a precise and accurate number;
- the analysis represents a hypothetical outcome and is not intended to be predictive; and
- future market conditions could vary significantly from those experienced in the past.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## II. Liquidity Risk

Liquidity risk is the risk that the Trust will encounter difficulty in meeting obligations associated with financial liabilities that are settled by delivering cash or another financial asset. Among other things liquidity could be impaired by an inability to access secured and /or unsecured sources of financing, an inability to sell assets or unforeseen outflows of cash or collateral. This situation may arise due to circumstances outside of the Trust's control, such as a general market disruption or an operational problem affecting the Trust or third parties. Also, the ability to sell assets may be impaired if other market participants are seeking to sell similar assets at the same time.

The Trust provides for the subscription and redemption of units and it is therefore exposed to the liquidity risk associated with unitholder redemptions in accordance with the terms in the Prospectus. These terms include the discretion to pay redemption distributions in cash or in kind or to limit redemptions to 10% of the Net Asset Value on any dealing day. (Where redemption distributions are in kind the unitholder may request that the Investment Advisor sell the assets and distribute the cash proceeds to the unitholder). The following table sets forth details of the unitholders with holdings greater than 10% of the Trusts' net assets:

US Fixed Income Feeder Fund:

The US Fixed Income Feeder Fund ceased operations on 19 November 2010.

30-Nov-2009	
Unitholder 1	89.98%
Unitholder 2 <sup>1</sup>	10.02%
Total	100.00%

Emerging Markets Debt Local Feeder Fund:

30-Nov-2010	
Unitholder 1	50.97%
Unitholder 2	42.04%
Other Unitholders	6.99%
Total	100.00%

30-Nov-2009	
Unitholder 1	58.47%
Unitholder 2	38.87%
Other Unitholders	2.66%
Total	100.00%

<sup>1</sup> A related party to Goldman Sachs Global Funds.

Note: unitholders are shown in order of holding at the specific year end so unitholder 1 on 30 November 2010 may not be the same as unitholder 1 on 30 November 2009.

The table below sets forth the liquidity risk of the Trust as at 30 November 2010 and 30 November 2009. Liabilities are bucketed into maturity groupings based on the earliest potential settlement. Amounts due within 1 year are shown at their carrying amounts as the impact of discounting is not significant.

Goldman Sachs Global Funds  
Notes to the Financial Statements  
For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## II. Liquidity Risk (continued)

## US Fixed Income Feeder Fund

30-Nov-2010			
Financial liabilities US\$	Less than 1 Year	Greater than 1 Year	Total US\$
Management Company fees payable	4,985	-	4,985
Administration and Trustee fees payable	4,293	-	4,293
Distributor and Agent Member fees	15,021	-	15,021
Audit fees payable	13,161	-	13,161
Transfer Agent fees payable	8,331	-	8,331
Legal fees payable	22,620	-	22,620
Printing fees payable	10,019	-	10,019
Unitholder Services Agent fees payable	1,425	-	1,425
Other liabilities	30,023	-	30,023
<b>Total Financial Liabilities</b>	<b>109,878</b>	<b>-</b>	<b>109,878</b>

## US Fixed Income Feeder Fund

30-Nov-2009			
Financial liabilities US\$	Less than 1 Year	Greater than 1 Year	Total US\$
Administration and Trustee fees payable	5,000	-	5,000
Distributor and Agent Member fees	69,740	-	69,740
Audit fees payable	15,645	-	15,645
Transfer Agent fees payable	2,950	-	2,950
Legal fees payable	11,341	-	11,341
Printing fees payable	15,498	-	15,498
Unitholder Services Agent fees payable	4,482	-	4,482
Other liabilities	32,392	-	32,392
Redeemable Participating Units	21,875,436	-	21,875,436
<b>Total Financial Liabilities</b>	<b>22,032,484</b>	<b>-</b>	<b>22,032,484</b>

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## II. Liquidity Risk (continued)

## Emerging Market Debt Local Feeder Fund

830-Nov-2010			
Financial liabilities US\$	Less than 1 Year	Greater than 1 Year	Total US\$
Payable for investments purchased	2,539,213	-	2,539,213
Payable for units redeemed	2,157,928	-	2,157,928
Management Company fees payable	3,953	-	3,953
Investment Advisor fees payable	503,249	-	503,249
Administration and Trustee fees payable	6,093	-	6,093
Distributor and Agent Member fees	515,680	-	515,680
Audit fees payable	11,894	-	11,894
Transfer Agent fees payable	12,847	-	12,847
Legal fees payable	266,483	-	266,483
Printing Fees payable	42,125	-	42,125
Unitholder Services Agent fees payable	1,671	-	1,671
Other liabilities	26,732	-	26,732
Redeemable Participating Units	345,809,425	-	345,809,425
Total Financial Liabilities	351,897,293	-	351,897,293

## Emerging Market Debt Local Feeder Fund

830-Nov-2009			
Financial liabilities US\$	Less than 1 Year	Greater than 1 Year	Total US\$
Payable for investments purchased	1,076,078	-	1,076,078
Payable for units redeemed	3,134,695	-	3,134,695
Investment Advisor fees payable	356,817	-	356,817
Administration and Trustee fees payable	5,000	-	5,000
Distributor and Agent Member fees	2,423,964	-	2,423,964
Audit fees payable	15,645	-	15,645
Transfer Agent fees payable	9,933	-	9,933
Legal fees payable	7,044	-	7,044
Printing Fees payable	27,003	-	27,003
Unitholder Services Agent fees payable	20,000	-	20,000
Other liabilities	26,287	-	26,287
Redeemable Participating Units	299,574,041	-	299,574,041
Total Financial Liabilities	306,676,507	-	306,676,507

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## III. Credit Risk

Credit risk is the risk that one party to a financial investment will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation.

The Investment Advisor has adopted procedures to reduce credit risk related to its dealings with counterparties. Before transacting with any counterparty, the Investment Advisor or its affiliates evaluate both credit-worthiness and reputation by conducting a credit analysis of the party, their business and reputation. The credit risk of approved counterparties is then monitored on an ongoing basis, including periodic reviews of financial statements and interim financial reports as needed.

In order to reduce exposure to credit losses, Master Netting Agreements (MNA's) are entered into with over-the-counter derivative counterparties, excluding those counterparties executing only spot foreign exchange contracts. While MNA's do not result in an offset of reported assets and liabilities MNA's do provide for the reduction of credit risk on favourable contracts to the extent of the value of unfavourable contracts in the event of default as all amounts with the counterparty are terminated and settled on a net basis.

Cash held with the Trustee may be pooled with the Trustee's cash and in respect of that cash the Fund may rank as a general creditor of the Trustee in the event of the Trustee's insolvency. Non cash assets held with the Trustee are held in segregated accounts and should not be pooled and therefore should not be available to other creditors of the Custodian in the event of an insolvency. The Trustee may also appoint Sub-Custodians to hold certain assets on behalf of the funds. In the case of bankruptcy or insolvency of a Sub-Custodian, the Fund's rights with respect to those assets may be delayed, limited or reduced.

At 30 November 2010 and 30 November 2009, the following financial assets were exposed to credit risk: cash and other receivables. The carrying amounts of financial assets best reflect the maximum credit risk exposure at the reporting date.

The maximum exposure to credit risk as at the reporting date can be analysed as follows for the years ended 30 November 2010 and 30 November 2009:

US Fixed Income Feeder Fund	30-Nov-2010	30-Nov-2009
Assets	US\$	US\$
Cash	54,647	10
Reimbursement from Investment Advisor	55,231	110,660
Other Assets	-	562
Total Assets	109,878	111,232

Emerging Markets Debt Local Feeder Fund	30-Nov-2010	30-Nov-2009
Assets	US\$	US\$
Cash	4,128	645
Reimbursement from Investment Advisor	-	22,589
Receivable for fund units sold	4,517,474	4,181,154
Receivable for investments sold	179,667	29,620
Other Assets	-	-
Total Assets	4,701,269	4,234,008



## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## III. Credit Risk (continued)

Other than the below, there were no concentrations of counterparty or issuer credit risk greater than 5% of the net assets attributable to holders of redeemable participating units at 30 November 2010 or 30 November 2009.

		30-Nov-2010	30-Nov-2009
Institution	Capacity	% of fair value	% of fair value
Goldman Sachs Funds, SICAV – Goldman Sachs US Fixed Income Portfolio	Collective Investment Scheme Counterparty	-	100.21
Goldman Sachs Funds, SICAV – Goldman Sachs Global Emerging Markets Debt Local Portfolio	Collective Investment Scheme Counterparty	100.40	100.96

No counterparties or issuers are rated below investment grade. Counterparties or issuers are either rated investment grade in their own right or if not rated then an entity in the corporate family tree has such a rating and the Credit Risk Management and Advisory department of the Investment Advisor believes there is strong implicit support from the rated entity to the counterparty.

## IV. Additional Risks

## (i) Concentration Risk

The Trust may invest in a limited number of investments and investment themes. A consequence of a limited number of investments is that performance may be more favourably or unfavourably affected by the performance of an individual investment.

## (ii) Operational Risk

Operational risk is the potential for loss caused by a deficiency in information, communications, transaction processing and settlement, and accounting systems. The Trust's service providers including sub-custodians and as shown on page 2, maintain controls and procedures for the purpose of helping to manage operational risk. Reviews of the service levels of service providers are performed on a regular basis by the Investment Advisor. No assurance is given that these measures will be 100% effective.

## (iii) Legal, Tax and Regulatory Risks

Legal, tax and regulatory changes could occur during the duration of the Trust which may adversely affect the Trust.

With respect to tax, the Trust may be subject to taxation on capital gains, interest and dividends in certain jurisdictions where the Trust invests.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 11. Financial Investments and Associated Risks (continued)

## IV. Additional Risks (continued)

## (iii) Legal, Tax and Regulatory Risks (continued)

The interpretation and applicability of the tax law and regulations by tax authorities at times may not be clear or consistent. Tax obligations where probable and estimable are recorded as liabilities. However, some tax obligations are subject to uncertainty and may result in additional tax liabilities, interest and penalties based on future actions, interpretations or judgements of these authorities covering current and past tax positions. Accounting standards may also change, creating or removing an obligation for the Trust to accrue for a potential tax liability. Consequently, it is possible that certain potential tax obligations which currently are not probable may become so which may result in additional tax liabilities for a Trust in the future and these additional liabilities may be material. Because of the foregoing uncertainties, the NAV may not reflect the tax liabilities ultimately borne by the Trust, including at the time of any subscriptions, redemptions or exchanges of interests in the Trust, which could have an adverse impact on investors at that time.

Additional details of risks not disclosed in these Financial Statements can be found in the Prospectus.

## 12. Credit Institutions

For the US Fixed Income Feeder Fund cash was held at the following institution:

Counterparty	Use	30-Nov-2010		30-Nov-2009	
		US\$	% of Net Assets	US\$	% of Net Assets
State Street Bank and Trust Company	a)	54,647	0.00%	10	0.00%
Total cash		54,647	0.00%	10	0.00%

a) Unrestricted Cash Account.

For the Emerging Markets Debt Local Feeder Fund cash was held at the following institution:

Counterparty	Use	30-Nov-2010		30-Nov-2009	
		US\$	% of Net Assets	US\$	% of Net Assets
State Street Bank and Trust Company	a)	4,128	0.00%	645	0.00%
Total cash		4,128	0.00%	645	0.00%

a) Unrestricted Cash Account.

For Goldman Sachs Global Funds (combined) cash was held at the following institution:

Counterparty	Use	30-Nov-2010		30-Nov-2009	
		US\$	% of Net Assets	US\$	% of Net Assets
State Street Bank and Trust Company	a)	58,775	0.00%	655	0.00%
Total cash		58,775	0.00%	655	0.00%

a) Unrestricted Cash Account.

## Goldman Sachs Global Funds

## Notes to the Financial Statements

For the Year Ended 30 November 2010 (continued)

## 13. Cash Flow Statement

The Trust has elected to apply the exemption available to open-ended investment funds under FRS 1 (revised 1996) "Cash Flow Statements", not to prepare a cash flow statement.

## 14. Statement of Changes in the Portfolio

A Statement of Changes in the Portfolio is available, from the Administrator, free of charge, upon request.

## 15. Exchange Rates

The following exchange rates (against the US\$) were used to convert the investments and other assets and liabilities denominated in currencies other than the US\$:

	30-Nov-2010	30-Nov-2009
	US\$	US\$
Euro (EUR)	0.768197	0.664165
Japanese Yen (JPY)	83.770000	86.360000

## 16. Soft Commissions

The Trust may pay commissions for research and/or execution, but did not enter into any third party soft commission arrangements for the year ended 30 November 2010 and the year ended 30 November 2009.

## 17. Contingent Liabilities

There were no contingent liabilities as at 30 November 2010 and 30 November 2009.

## 18. Significant Events

The US Fixed Income Feeder Fund terminated on 19 November 2010.

## 19. Subsequent Events

There have been no significant events affecting the Trust since 30 November 2010.

## 20. Indemnifications

The Trust may enter into contracts that contain a variety of indemnifications. The Trust's maximum exposure under these arrangements is unknown. However, the Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

## 21. Approval of the Audited Financial Statements

The Board of Directors of the Manager approved the audited financial statements on 15 March 2011.

Goldman Sachs Global Funds  
 Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder  
 Schedule of Investments  
 As at 30 November 2010

Investments – Long			
Holdings	Description	Fair Value USD	% of Net Assets
Collective Investment Schemes			
United States Dollar			
34,684,917	Goldman Sachs Global Emerging Markets Debt Local Portfolio - Class “ IX0 ” Share Class <sup>(a)</sup>	347,196,024	100.40
Total Collective Investment Schemes		347,196,024	100.40
Total Investments – Long		347,196,024	100.40
Total Investments			
Investments - Long		347,196,024	100.40
Other Assets and Liabilities		(1,386,599)	(0.40)
Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units		345,809,425	100.00

The above security is a transferable security dealt on a regulated market.

<sup>(a)</sup> A related party to Goldman Sachs Global Funds.

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

(参考情報: 以下はファンドのマスター・ファンドであるゴールドマン・サックス・ファンズの財務書類の抜粋である。)

## ゴールドマン・サックス・ファンズ

## 資産負債計算書

2010年11月30日現在

## 債券ポートフォリオ

## グローバル・エマージグ・マーケット・

## デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル

千円

資産	米ドル	千円
デリバティブを除く投資有価証券時価評価額	2,460,572,393	204,596,594
先渡為替契約に係る未実現利益	56,228,661	4,675,413
クラス投資証券の先渡為替契約に係る未実現利益	-	-
先物に係る未実現利益	-	-
スワップ契約に係る未実現利益	6,427,430	534,441
スワップ取引に係る前払金	77,378,018	6,433,982
買建オプションの時価	-	-
現金	11,611,790	965,520
ブローカーに対する債権	14,581,971	1,212,491
投資売却未収金	34,933,394	2,904,712
投資証券販売未収金	14,654,685	1,218,537
未収配当金	53,818	4,475
スワップ契約を除く未収利息	43,723,311	3,635,593
スワップ契約に係る未収利息	8,524,831	708,840
未収配当税還付金	-	-
未収利子税還付金	287,231	23,883
有価証券貸付未収金	-	-
その他の資産	1,219	101
資産合計	2,728,978,752	226,914,583
負債		
当座借越	15,846,927	1,317,672
ブローカーに対する債務	1,397,172	116,175
先渡為替契約に係る未実現損失	70,762,655	5,883,915
クラス投資証券の先渡為替契約に係る未実現損失	-	-
先物に係る未実現損失	-	-
スワップ契約に係る未実現損失	8,306,866	690,716
スワップ取引に係る前受金	1,122,496	93,336
売建オプションの時価	-	-
カバード・フォワード・モーゲージ担保証券の時価	-	-
投資購入未払金	45,432,354	3,777,700
投資証券買戻未払金	1,550,254	128,904
未払投資顧問報酬	1,981,987	164,802
未払成功報酬	-	-
未払管理事務代行報酬および未払保管報酬	513,669	42,712
未払販売報酬および未払サービシング報酬	27,850	2,316
未払名義書換事務代行報酬	35,129	2,921
未払年次税	80,268	6,674
未払キャピタル・ゲイン税	280,538	23,327
未払監査報酬	6,268	521
未払投資主サービス報酬	35,200	2,927
未払取締役報酬	28,479	2,368
未払弁護士報酬	118,474	9,851
未払保険料	9,653	803
未払印刷費	104,995	8,730
未払公告費	-	-
その他の負債	31,705	2,636
負債合計	147,672,939	12,279,005
投資主持分	2,581,305,813	214,635,578

## ゴールドマン・サックス・ファンズ

## 損益計算書

2010年11月30日終了年度

## 債券ポートフォリオ

グローバル・エマージング・マーケット・  
デット・ローカル・ポートフォリオ

米ドル

千円

収益:		
受取配当金	286,082	23,788
スワップ契約を除く受取利息	150,150,445	12,485,010
スワップ契約に係る受取利息	9,377,958	779,777
純(償却)/割引の償却	2,229,913	185,417
有価証券貸付	-	-
その他の収益	-	-
	162,044,398	13,473,992
費用:		
当座借越に係る支払利息	441,091	36,677
スワップ契約に係る支払利息	-	-
投資顧問報酬	19,203,372	1,596,760
成功報酬	-	-
管理事務代行報酬および保管報酬	1,902,190	158,167
販売報酬およびサービシング報酬	184,257	15,321
名義書換事務代行報酬	87,820	7,302
年次税	387,512	32,222
監査報酬	23,308	1,938
投資主サービス報酬	322,059	26,779
取締役報酬	9,223	767
弁護士報酬	140,625	11,693
保険料	8,451	703
印刷費	195,671	16,270
公告費	14,452	1,202
その他の費用	121,436	10,097
	23,041,467	1,915,898
控除 - 投資顧問報酬放棄額	-	-
控除 - 投資顧問固定運用報酬放棄額	-	-
加算 - 固定運用報酬のクラス投資証券に係る投資顧問会社への追加報酬	29,972	2,492
費用合計	23,071,439	1,918,390
配当およびその他の投資収益に係る源泉徴収税	1,148,701	95,514
当期純収益/(費用)	137,824,258	11,460,087
投資有価証券に係る実現純利益/(損失)	110,871,464	9,218,962
先物取引に係る実現純利益/(損失)	-	-
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益/(損失)	45,539,343	3,786,596
スワップ契約に係る実現純利益/(損失)	12,180,973	1,012,848
オプション契約に係る実現純利益/(損失)	-	-
実現純利益/(損失)	168,591,780	14,018,407
投資有価証券に係る未実現利益/(損失)の純変動額	(7,185,924)	(597,510)
カバード・フォワード・モーゲージ担保証券に係る未実現利益/(損失)の純変動額	-	-
先物取引に係る未実現利益/(損失)の純変動額	-	-
外貨および先渡為替契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	(31,543,343)	(2,622,829)
スワップ契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	(2,217,946)	(184,422)
オプション契約に係る未実現利益/(損失)の純変動額	-	-
未実現利益/(損失)の純変動額	(40,947,213)	(3,404,761)
当期投資純利益/(損失)	265,468,825	22,073,733

利益および損失は継続運用からのみ発生した。本損益計算書に計上されているもの以外に、利益または損失はなかった。

## ゴールドマン・サックス・ファンズ

## 投資主持分変動計算書

2010年11月30日終了年度

	債券ポートフォリオ	
	グローバル・エマージング・マーケット・ デット・ローカル・ポートフォリオ	
	米ドル	千円
期首現在投資主持分	632,618,554	52,602,233
分配金からの再投資	13,473,984	1,120,362
投資証券発行受取額	938,090,303	78,002,209
投資証券買戻支払額	(381,906,087)	(31,755,491)
当期投資純利益/(損失)	53,868,620	4,479,176
分配金	(24,066,814)	(2,001,156)
為替調整額	-	-
2010年11月30日現在投資主持分	1,232,078,560	102,447,332

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス・ファンズ -  
グローバル・エマージング・マーケット・デット・ローカル・ポートフォリオ  
投資有価証券明細表  
2010年11月30日現在

保有	銘柄	クーポン・ レート <sup>(a)</sup>	満期日 <sup>(b)</sup>	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
公認の取引所への上場が認められている譲渡性のある有価証券					
社債 - 3.12%					
ブラジル					
6,620,000	Cia Energetica de Sao Paulo	9.750%	15/01/15	5,097,400	0.20
ドイツ					
67,000,000	Kreditanstalt fuer Wiederaufbau	8.500%	18/01/11	444,327	0.02
アイルランド					
129,177,838	Red Arrow International Leasing Plc.	8.375%	30/06/12	4,174,825	0.16
ルクセンブルグ					
20,000,000	Gazprom Via Gaz Capital S.A.	5.092%	29/11/15	20,275,000	0.79
5,860,000	Gazprom Via Gaz Capital S.A.	9.250%	23/04/19	7,105,870	0.27
1,228,700,000	RSHB Capital S.A. for OJSC Russian Agricultural Bank	7.500%	25/03/13	38,848,825	1.50
				66,229,695	2.56
米国					
190,000,000	JPMorgan Chase & Co.	6.000%	10/10/12	4,610,801	0.18
社債合計 (取得原価82,796,409米ドル)					
				80,557,048	3.12
政府発行債 - 77.83%					
アルゼンチン					
38,420,000	Argentina Government International Bond <sup>(c)</sup>	5.830%	31/12/33	17,828,655	0.69
756,100,000	Argentina Government International Bond <sup>(c)</sup>	3.170%	15/12/35	24,330,791	0.95
96,610,000	Argentina Government International Bond	1.985%	15/12/35	14,250,411	0.55
				56,409,857	2.19
ブラジル					
56,510,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series B	6.000%	15/08/40	65,531,139	2.54
65,676,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/12	37,326,815	1.45
50,455,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/14	28,726,682	1.11
143,015,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/17	78,314,722	3.03
51,526,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional—Series F	10.000%	01/01/21	27,023,651	1.05
				236,923,009	9.18
チリ					
2,610,000,000	Chile Government International Bond	5.500%	05/08/20	5,598,293	0.22
コロンビア					
6,929,000,000	Colombia Government International Bond	12.000%	22/10/15	4,704,846	0.18
16,907,000,000	Colombia Government International Bond	7.750%	14/04/21	9,896,631	0.39
88,586,000,000	Colombia Government International Bond	9.850%	28/06/27	61,935,285	2.40
				76,536,762	2.97
エジプト					
46,700,000	Egypt Government International Bond	8.750%	18/07/12	8,086,004	0.31



保有	銘柄	クーポン・ レート <sup>(a)</sup>	満期日 <sup>(b)</sup>	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
政府発行債 - (続き)					
ハンガリー					
14,295,000,000	Hungary Government Bond	7.250%	12/06/12	65,497,950	2.54
3,700,000,000	Hungary Government Bond	5.500%	12/02/14	15,747,079	0.61
17,545,500,000	Hungary Government Bond	8.000%	12/02/15	78,991,089	3.06
5,368,000,000	Hungary Government Bond	5.500%	12/02/16	21,552,946	0.83
4,050,000,000	Hungary Government Bond	6.500%	24/06/19	16,246,293	0.63
				198,035,357	7.67
インドネシア					
265,865,000,000	Indonesia Treasury Bond	10.500%	30/08/15	33,932,956	1.31
マレーシア					
196,600,000	Malaysia Government Bond	3.741%	27/02/15	62,781,657	2.43
41,150,000	Malaysia Government Bond	3.835%	12/08/15	13,294,016	0.52
225,925,000	Malaysia Government Bond	4.378%	29/11/19	74,321,658	2.88
				150,397,331	5.83
メキシコ					
449,054,000	Mexican Bonos	9.000%	20/12/12	39,893,729	1.54
269,080,000	Mexican Bonos	8.000%	11/06/20	23,284,353	0.90
860,572,700	Mexican Bonos	10.000%	05/12/24	86,836,698	3.36
305,210,000	Mexican Bonos	10.000%	20/11/36	30,602,302	1.19
598,200,000	Mexico Cetes	4.608%	10/02/11	47,179,946	1.83
				227,797,028	8.82
ペルー					
27,119,000	Peru Government Bond	9.910%	05/05/15	11,705,502	0.46
13,751,000	Peru Government Bond	8.200%	12/08/26	5,750,330	0.22
				17,455,832	0.68
フィリピン					
378,000,000	Philippine Government International Bond	4.950%	15/01/21	9,163,897	0.36
ポーランド					
340,000,000	Poland Government Bond	5.250%	25/04/13	109,812,991	4.25
37,000,000	Poland Government Bond	6.250%	24/10/15	12,236,014	0.47
171,951,338	Poland Government Bond	3.000%	24/08/16	55,686,720	2.16
86,600,000	Poland Government Bond	5.500%	25/10/19	26,824,973	1.04
				204,560,698	7.92
南アフリカ					
1,203,800,000	South Africa Government Bond	13.500%	15/09/15	209,288,694	8.11
372,075,000	South Africa Government Bond	10.500%	21/12/26	61,639,719	3.43
712,110,000	South Africa Government International Bond	6.750%	31/03/21	88,648,192	2.39
				359,576,605	13.93
タイ					
257,800,000	Bank of Thailand	2.047%	06/10/11	8,380,853	0.32
348,200,000	Bank of Thailand	2.145%	03/11/11	11,307,063	0.44
536,400,000	Bank of Thailand—Series 364	2.038%	04/08/11	17,508,912	0.68
4,980,400,000	Thailand Government Bond	3.625%	22/05/15	169,437,722	6.56
630,000,000	Thailand Government Bond	4.125%	18/11/16	21,882,037	0.85
				228,516,587	8.85

保有	銘柄	クーポン・ レート <sup>(a)</sup>	満期日 <sup>(b)</sup>	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
政府発行債 - (続き)					
トルコ					
76,580,000	Turkey Government Bond	16.000%	07/03/12	55,285,729	2.14
138,800,000	Turkey Government Bond	8.090%	08/08/12	80,724,936	3.13
32,000,000	Turkey Government Bond	10.000%	10/04/13	22,224,509	0.86
11,000,000	Turkey Government Bond	11.000%	06/08/14	7,960,454	0.31
				166,195,628	6.44
ベネズエラ					
33,040,000	Bolivarian Republic of Venezuela	8.250%	13/10/24	20,071,800	0.78
2,970,000	Venezuela Government International Bond	5.750%	26/02/16	2,004,750	0.08
12,260,000	Venezuela Government International Bond	7.750%	13/10/19	7,662,500	0.29
				29,739,050	1.15
政府発行債合計					
(取得原価1,988,264,167米ドル)				2,008,924,894	77.83
公認の取引所への上場が認められている譲渡性のある有価証券合計					
(取得原価2,071,060,576米ドル)				2,089,481,942	80.95
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
社債 - 3.01%					
チリ					
5,973,000,000	Banco Santander Chile 144A <sup>(d)</sup>	6.500%	22/09/20	11,640,168	0.45
米国					
223,311,000,000	JPMorgan Chase Bank NA	10.500%	30/08/19	28,950,835	1.12
269,900,000,000	JPMorgan Chase Bank NA	10.000%	19/07/17	35,397,113	1.37
				64,347,948	2.49
ベネズエラ					
2,770,000	Petroleos de Venezuela S.A.	8.500%	02/11/17	1,758,950	0.07
社債合計					
(取得原価72,916,466米ドル)				77,747,066	3.01
その他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計					
(取得原価72,916,466米ドル)				77,747,066	3.01
その他の譲渡性のある有価証券					
社債 - 6.29%					
香港					
270,000,000,000	Hongkong & Shanghai Banking Corp., Ltd.	10.750%	15/05/16	34,967,899	1.35
175,000,000,000	Hongkong & Shanghai Banking Corp., Ltd.	10.000%	15/07/17	22,199,469	0.86
				57,167,368	2.21
英国					
382,000,000,000	Barclays Bank Plc.	10.000%	17/07/17	48,458,269	1.88
100,000,000,000	HSBC Bank Plc.	11.000%	15/11/20	13,527,319	0.52
				61,985,588	2.40
米国					
292,000,000,000	JPMorgan Chase Bank NA	10.000%	17/07/17	38,295,506	1.49
38,307,000,000	JPMorgan Chase Bank NA	10.500%	19/08/30	4,966,256	0.19
				43,261,762	1.68
社債合計					
(取得原価141,060,551米ドル)				162,414,718	6.29

保有	銘柄	クーポン・ レート <sup>(a)</sup>	満期日 <sup>(b)</sup>	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
政府発行債 - 0.20%					
エジプト					
4,300,000	Arab Republic of Egypt 144A <sup>(d)</sup>	8.750%	18/07/12	744,535	0.03
ペルー					
12,580,000	Peruvian Government International Bond	6.950%	12/08/31	4,515,633	0.17
政府発行債合計					
(取得原価5,477,349米ドル)				5,260,168	0.20
その他の譲渡性のある有価証券合計					
(取得原価146,537,900米ドル)				167,674,886	6.49
ミューチュアル・ファンド - 4.87%					
アイルランド					
125,668,499	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund <sup>(e)(f)(g)</sup>			125,668,499	4.87
ミューチュアル・ファンド合計					
(取得原価125,668,499米ドル)				125,668,499	4.87
デリバティブを除く投資有価証券の時価					
(取得原価2,416,183,441米ドル)				2,460,572,393	95.32

## 先渡為替契約 - (0.56%)

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
日本円	9,011,755,422	米ドル	107,909,000	15/12/2010	108,283	0.01
ポーランド・ズロチ	20,465,693	ユーロ	5,008,000	15/12/2010	42,447	0.00
ポーランド・ズロチ	44,829,000	ハンガリー・フォリント	3,129,736,635	15/12/2010	32,081	0.00
米ドル	319,570,695	ユーロ	230,550,670	15/12/2010	19,961,277	0.77
米ドル	81,896,000	イスラエル・シェケル	297,278,449	15/12/2010	1,298,128	0.05
米ドル	110,502,000	日本円	9,018,903,402	15/12/2010	2,399,039	0.09
米ドル	151,390,281	メキシコ・ペソ	1,894,540,257	15/12/2010	788,278	0.03
米ドル	196,533,617	ポーランド・ズロチ	578,399,567	15/12/2010	11,402,990	0.44
米ドル	223,995,327	新トルコ・リラ	328,103,698	15/12/2010	7,120,924	0.28
米ドル	26,849,000	インドネシア・ルピア	1,233,073,886	23/12/2010	74,468	0.00
米ドル	137,368,500	ブラジル・レアル	236,664,340	18/01/2011	1,389,679	0.05
米ドル	17,505,209	チリ・ペソ	8,457,830,141	18/01/2011	252,341	0.01
米ドル	8,614,000	コロンビア・ペソ	16,202,934,000	18/01/2011	211,514	0.01
米ドル	42,403,456	インドネシア・ルピア	382,610,773,200	18/01/2011	345,607	0.01
米ドル	40,677,000	インド・ルピー	1,830,608,130	18/01/2011	1,103,771	0.04
米ドル	135,662,805	韓国ウォン	153,815,608,077	18/01/2011	3,307,642	0.13
米ドル	99,145,070	マレーシア・リンギット	309,703,964	18/01/2011	1,646,577	0.07
米ドル	137,820,000	ロシア・ルーブル	4,300,432,640	18/01/2011	2,083,679	0.08
米ドル	121,333,000	台湾ドル	3,688,354,527	18/01/2011	204,204	0.01
米ドル	48,223,384	メキシコ・ペソ	592,086,705	10/02/2011	1,406,611	0.06
中国人民元	878,610,758	米ドル	130,945,021	17/03/2011	1,049,121	0.04
先渡為替契約に係る未実現利益					56,228,661	2.18

通貨	買入額	通貨	売却額	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
ユーロ	166,355,500	米ドル	225,362,242	15/12/2010	(9,176,905)	(0.35)
ハンガリー・フォリント	6,995,526,665	米ドル	34,518,021	15/12/2010	(2,518,027)	(0.10)
イスラエル・シェケル	404,203,704	米ドル	110,542,851	15/12/2010	(955,498)	(0.04)
メキシコ・ペソ	3,306,883,927	米ドル	264,237,680	15/12/2010	(1,364,752)	(0.05)
ポーランド・ズロチ	762,098,100	米ドル	252,459,893	15/12/2010	(8,532,154)	(0.33)
シンガポール・ドル	34,248,582	米ドル	25,940,000	15/12/2010	(85,898)	(0.00)
新トルコ・リラ	459,402,478	米ドル	314,423,572	15/12/2010	(10,761,532)	(0.42)
米ドル	113,456,671	ハンガリー・フォリント	25,267,201,396	15/12/2010	(2,124,376)	(0.08)
米ドル	225,102,557	南アフリカ・ランド	1,610,203,367	15/12/2010	(161,112)	(0.01)
南アフリカ・ランド	577,987,325	米ドル	82,950,326	15/12/2010	(2,091,257)	(0.08)
米ドル	26,849,000	韓国ウォン	31,490,359,781	20/12/2010	(286,239)	(0.01)
ロシア・ルーブル	193,546,177	米ドル	6,207,084	24/12/2010	(82,736)	(0.00)
ブラジル・レアル	271,190,836	米ドル	157,081,671	18/01/2011	(1,265,166)	(0.05)
中国人民幣元	17,327,294	米ドル	2,606,000	18/01/2011	(7,271)	(0.00)
コロンビア・ペソ	106,075,055,000	米ドル	58,963,344	18/01/2011	(3,955,147)	(0.15)
インドネシア・ルピア	408,476,935,000	米ドル	45,433,000	18/01/2011	(531,856)	(0.02)
インド・ルピー	6,121,921,229	米ドル	136,384,683	18/01/2011	(4,043,856)	(0.16)
韓国ウォン	168,620,220,024	米ドル	151,261,049	18/01/2011	(6,166,821)	(0.24)
マレーシア・リンギット	682,001,234	米ドル	218,837,580	18/01/2011	(4,135,476)	(0.16)
ペルー・ヌエボ・ソル	39,887,250	米ドル	14,248,002	18/01/2011	(162,278)	(0.01)
フィリピン・ペソ	3,432,865,552	米ドル	79,488,834	18/01/2011	(1,548,874)	(0.06)
ロシア・ルーブル	8,963,432,156	米ドル	293,244,785	18/01/2011	(10,328,297)	(0.40)
台湾ドル	4,904,936,356	米ドル	161,370,567	18/01/2011	(288,157)	(0.01)
米ドル	26,849,000	フィリピン・ペソ	1,190,887,395	18/01/2011	(188,970)	(0.01)
先渡為替契約に係る未実現損失					(70,762,655)	(2.74)

## スワップ契約 - (0.07%)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現利益 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
金利スワップ						
3,588,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.460%	チリ・ペソ	27/09/2012	15,006	0.00
5,365,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 5.260%	チリ・ペソ	15/12/2014	53,545	0.00
291,368,000	Floating (ポーランド・ズロチ 6 month WIBOR)	Fixed 4.890%	ポーランド・ズロチ	11/03/2012	353,374	0.01
300,000,000	Floating (ポーランド・ズロチ 6 month WIBOR)	Fixed 4.890%	ポーランド・ズロチ	22/03/2012	185,347	0.01
1,808,360,000	Floating (南アフリカ・ランド 3 month LIBOR)	Fixed 7.363%	南アフリカ・ランド	01/02/2012	4,801,085	0.19
金利スワップに係る未実現利益					5,408,357	0.21
トータル・リターン・スワップ						
48,400,000,000	Floating (Colombian Treasury Bill)	Fixed 11.000%	コロンビア・ペソ	30/12/2010	61,448	0.00
322,300,000	Floating (Egyptian Treasury Bill)	Fixed 0.000%	エジプト・ボンド	01/02/2011	957,625	0.04
トータル・リターン・スワップに係る未実現利益					1,019,073	0.04
スワップ契約に係る未実現利益合計					6,427,430	0.25

## スワップ契約 - (続き)

正味特定名目元本	支払	受取	通貨	満期日	未実現損失 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
金利スワップ						
886,360,000	Floating (ブラジル・レアル 1 month BCSWA)	Fixed 11.335%	ブラジル・レアル	02/01/2012	(2,729,338)	(0.10)
429,050,000	Floating (ブラジル・レアル 1 month BCSWA)	Fixed 11.450%	ブラジル・レアル	02/01/2012	(1,197,261)	(0.05)
590,000,000	Floating (ブラジル・レアル 1 month BCSWA)	Fixed 11.480%	ブラジル・レアル	02/01/2012	(1,576,485)	(0.06)
71,000,000	Floating (ブラジル・レアル 1 month BCSWA)	Fixed 11.514%	ブラジル・レアル	02/01/2012	(178,031)	(0.01)
545,000,000	Floating (ブラジル・レアル 1 month BCSWA)	Fixed 11.770%	ブラジル・レアル	02/01/2012	(690,163)	(0.03)
29,734,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.090%	チリ・ペソ	27/07/2012	(199,871)	(0.01)
16,300,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.010%	チリ・ペソ	29/07/2012	(154,904)	(0.01)
16,804,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.000%	チリ・ペソ	30/07/2012	(165,373)	(0.01)
14,350,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.010%	チリ・ペソ	20/08/2012	(63,131)	(0.00)
11,075,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.010%	チリ・ペソ	20/08/2012	(64,238)	(0.00)
5,975,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 4.010%	チリ・ペソ	20/08/2012	(32,613)	(0.00)
19,920,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 5.040%	チリ・ペソ	18/11/2014	(102,405)	(0.00)
17,000,000,000	Floating (チリ・ペソ 6 month CLICP)	Fixed 5.160%	チリ・ペソ	02/02/2015	(8,496)	(0.00)
136,400,000	Floating (ポーランド・ズロチ 6 month WIBOR)	Fixed 4.430%	ポーランド・ズロチ	14/06/2012	(169,100)	(0.01)
467,000,000	Floating (ポーランド・ズロチ 6 month WIBOR)	Fixed 4.410%	ポーランド・ズロチ	14/06/2012	(623,020)	(0.02)
138,210,000	Floating (ポーランド・ズロチ 6 month WIBOR)	Fixed 4.580%	ポーランド・ズロチ	29/06/2012	(91,599)	(0.00)
金利スワップに係る未実現損失					(8,046,028)	(0.31)
トータル・リターン・スワップ						
9,247,000,000	Floating (Colombian Treasury Bill)	Fixed 11.000%	コロンビア・ペソ	31/12/2010	(24,709)	(0.00)
137,300,000	Floating (Egyptian Treasury Bill)	Fixed 0.000%	エジプト・ボンド	10/02/2011	(236,129)	(0.01)
トータル・リターン・スワップに係る未実現損失					(260,838)	(0.01)
スワップ契約に係る未実現損失合計					(8,306,866)	(0.32)
投資有価証券の時価						
(取得原価2,416,183,441米ドル)					2,444,158,963	94.69
その他の資産および負債					137,146,850	5.31
投資主持分					2,581,305,813	100.00

投資有価証券合計	時価 (米ドル)	投資主持分 比率(%)
デリバティブを除く投資有価証券合計（取得原価2,416,183,441米ドル）	2,460,572,393	95.32
先渡為替契約に係る未実現利益	56,228,661	2.18
先渡為替契約に係る未実現損失	(70,762,655)	(2.74)
スワップ契約に係る未実現利益	6,427,430	0.25
スワップ契約に係る未実現損失	(8,306,866)	(0.32)
その他の資産および負債	137,146,850	5.31
投資主持分	2,581,305,813	100.00

社債および政府発行債について開示されているレートは、2010年11月30日現在の実効レートである。

先渡為替契約の取引相手方は、バンク・オブ・アメリカNA、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、シティバンクNA、クレディ・スイス・ロンドン、ドイチェ・バンク・アーゲー・ロンドン、HSBCバンク・ピーエルシー、JPモルガン・チェース・バンク、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ、ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー、ステート・ストリート・バンク・ロンドン、UBSアーゲー・ロンドンおよびウエストバック・バンキング・コーポレーションである。

スワップ契約の取引相手方は、バンク・オブ・アメリカNA、パークレイズ・バンク・ピーエルシー、シティバンクNA、ドイチェ・バンク・アーゲーおよびJPモルガン・チェース・バンクNAである。

- (a) 金利は、記載されたクーポン・レート、割引有価証券については購入日の割引年利回り、変動利付債については金利指数に基づく現行の再設定利率のいずれかを表している。
- (b) 満期日は、有価証券に記載された日、変動利付有価証券については次の金利再設定日、事前払戻日のある有価証券についてはかかる日のいずれかを表している。
- (c) 変動クーポン・レートは、2010年11月30日現在の気配値である。
- (d) 144A：当該有価証券は、1933年米国証券法のルール144Aに記載されるとおり、適格機関投資家向けの私募として発行され、譲渡可能である。
- (e) 当該ファンドの2010年11月30日現在の利回りは0.292%であった。
- (f) ゴールドマン・サックス・ファンズSICAVの関係ファンド。
- (g) 当該有価証券は、公認の取引所への上場が認められている。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## GS新成長国通貨債券ファンド

(2011年3月末日現在)

	米ドル ( を除く )	千円 ( および を除く )
・ 資産総額	337,394,899.66	28,054,386
・ 負債総額	2,869,103.20	238,566
・ 純資産総額 ( - )	334,525,796.46	27,815,820
・ 発行済口数	16,632,956口	
・ 1口当たり純資産価格 ( / )	20.1122	1,672円

## 第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

### (イ) ファンド受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、

タウンセンド・ストリート 43、ジョージズ・クエイ・ハウス

日本の受益者については、ファンド受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

### (ロ) 受益者集会

信託証書の規定に従い受益者集会が開催されることがある。

受託会社または管理会社は受益者集会を招集することができる。受託会社は、発行済ファンド受益証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

### (ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド受益証券の取得も制限することができる。



## 第三部【特別情報】

### 第1【管理会社の概況】

#### 1【管理会社の概況】

##### (1) 株式資本の額

授權資本金は100万米ドル（約8,315万円）である。2011年3月末日現在、払込済株式資本は、50万米ドル（約4,158万円）である。

##### (2) 会社の機構

取締役会は、管理方針、管理会社の経営および事業を行う方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は総会において決定しない限り特別な資格を要しない。取締役は年次株主総会において株主の決議によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半数の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時に取締役会に自己の代わりに代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。取締役でありかつ他の取締役に指名され代行取締役である人は取締役会において2票の投票権を有するが、議事の定足数に2名として算入されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

##### (3) 役員および従業員の状況

（2011年3月末日現在）

氏名	管理会社役職	所属・役職名
セオドア・T・ソティア (Theodore T. Sotir)	取締役	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ インターナショナルのマネジング・ディレクター
ロバート・キーオー (Robert Keogh)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクター
ヒューゴー・マクニール (Hugo MacNeill)	取締役	ゴールドマン・サックスのマネジング・ディレクター ならびにアイルランドにおけるゴールドマン・サックスの投資銀行業務の責任者

(注) 管理会社の会社秘書役はマツアック・トラスト・リミテッドである。その他に管理会社の従業員はいない。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の管理を行うことを主たる目的とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。

管理会社は、ポートフォリオ資産の投資顧問業務をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託している。

過失、故意による懈怠または詐欺行為が存在しない場合、管理会社は、受益者、受託会社、投資顧問会社または管理会社もしくはファンドの受任者に対して、信託証書上の義務の適切な遂行から生じる損失に責任を負わない。特に管理会社は、投資顧問会社の助言に基づいて善意で行った行為に対して責任を負わない。ファンドは、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）に対して、管理会社が義務の遂行にあたり、管理会社（およびその取締役、役員および従業員）が蒙ったすべての責任、損害、コスト、請求および費用を補償することに同意している。ただし、信託証書上の義務遂行にあたり管理会社に過失、故意による懈怠または詐欺行為がある場合は除く。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない（取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。）。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の管理業務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社はまた、その投資運用業務を委託することができ、かかる委託を行っている。管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を代行協会員として、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを総販売会社として、RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッドを登録・名義書換事務代行会社として、ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッドを管理事務代行会社として任命している。また、総販売会社は、ゴールドマン・サックス証券株式会社およびシティバンク銀行をそれぞれ日本における販売会社として任命している。

2011年3月末日現在、管理会社は、以下のファンドの管理を行っている。

なお、すべてのファンドは、契約型(アイルランド籍)である。また、純資産額は、別段の記載がない限り、2011年3月末日現在の数値である。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
アイルランド	MMF	1	717,435,718米ドル
		1	89,818,672ユーロ
アイルランド	その他	17	2,075,242,193米ドル
		1	4,545,742ユーロ
		5	62,282,573,304円

### 3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書きの規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパースアイルランドの監査を受けており、監査報告書を受領している。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には円換算額が併記されている。日本円への換算には2011年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=83.15円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円に換算された金額は四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

## (1)【貸借対照表】

## ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

## 損益計算書

2010年12月31日に終了した期間

	注	2010年12月31日に終了した52週間		2009年12月31日に終了した57週間	
		米ドル	千円	米ドル	千円
売上	3	147,834	12,292	153,651	12,776
営業費用		(66,324)	(5,515)	(87,706)	(7,293)
営業利益		81,510	6,778	65,945	5,483
受取利息および類似収益	4	7,093	590	2,356	196
税引前経常利益	5	88,603	7,367	68,301	5,679
経常利益にかかる税額	8	(13,278)	(1,104)	(7,689)	(639)
当期税引後経常利益		75,325	6,263	60,612	5,040

当社の経営成績は、当期および前期のいずれも継続事業によるものである。

上記の税引前および税引後の経常利益とそれらの取得原価相当額の間には差異はない。

当社は、当期または前期において上記に開示されているもの以外に利益および損失を認識していない。したがって、別個の総認識利得および損失計算書は作成されない。

2011年4月19日付取締役会承認済

ロバート・キーオー

セオドア・ソティア

取締役

取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

## ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

## 貸借対照表

2010年12月31日現在

	注	2010年12月31日現在		2009年12月31日現在	
		米ドル	千円	米ドル	千円
流動資産					
現金預金		393,437	32,714	293,687	24,420
債権	9	591,030	49,144	575,733	47,872
		984,467	81,858	869,420	72,292
債務：1年以内に期限が到来する金額	10	(113,357)	(9,426)	(73,635)	(6,123)
		(113,357)	(9,426)	(73,635)	(6,123)
資産合計(流動負債控除後)		871,110	72,433	795,785	66,170
純資産		871,110	72,433	795,785	66,170
資本金および準備金					
払込資本金	11	500,000	41,575	500,000	41,575
留保利益	12	371,110	30,858	295,785	24,595
株主持分合計		871,110	72,433	795,785	66,170

2011年4月19日付取締役会承認済

ロバート・キーオー

セオドア・ソティア

取締役

取締役

注記は、本財務書類と不可分なものである。

## ゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッド

財務書類に対する注記 - 2010年12月31日

## 1. 会計方針

当社が採用している重要な会計方針は以下のとおりである。

- (a) 作成の基礎：財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に従って作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成についてアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計基準は、アイルランド勅許会計士協会により公表され、会計基準審議会により発行されたものである。
- (b) 取得原価主義：財務書類は、取得原価主義で作成されている。
- (c) 表示通貨：財務書類は、当社の表示・機能通貨である米ドルで表示されている。
- (d) 外貨：外貨建の貨幣性資産および負債は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで米ドルに換算されている。米ドル以外の通貨建の取引は、取引が生じた日の実勢為替レートで換算されている。外貨取引ならびに外貨建の未収金および未払金の決済から生じる損益は、損益計算書に認識されている。
- (e) 収益および費用：収益および費用は、発生主義に基づき損益計算書に含まれている。
- (f) 税金：税金費用は、当期利益に基づくものであり、当期税額および繰延税金を考慮に入れている。
- (g) 配当金：最終配当金(株主持分とみなされる優先株式に支払われる配当金を含む)は、当該配当金について株主が承認する期間に認識される。期中配当金は、当該配当金が支払われる期間に認識される。配当金は、株主持分から直接分配される。

## 2. キャッシュ・フロー計算書

当社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの100%子会社であり、最終の親会社の連結財務書類が公に入手可能なため、FRS第1号「キャッシュ・フロー計算書」で要求されるキャッシュ・フロー計算書の作成を免除されている。

## 3. 売上

売上は、集団投資スキームに提供したファンドの運用業務に関して得た報酬である。

## 4. 受取利息および類似収益

	2010年12月31日に 終了した52週間 米ドル	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル
銀行および顧客向け貸付金に係る受取利息	8	44
グループ会社向け貸付金に係る受取利息	7,085	2,312
	<u>7,093</u>	<u>2,356</u>

## 5. 税引前経常利益

	2010年12月31日に 終了した52週間 米ドル	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル
税引前経常利益は、以下の費用(利益)計上後で表示されている：		
監査報酬 - 監査業務	13,359	21,992
為替差損	10,044	(7,322)
弁護士報酬	20,510	27,923
監査報酬		
- 個別財務書類の監査	13,359	14,336
- その他保証業務	-	7,656
- 税務アドバイザー業務	-	-
- その他の非監査業務	-	-
監査報酬合計	13,359	21,992

## 6. 取締役報酬

	2010年12月31日現在 米ドル	2009年12月31日現在 米ドル
報酬総額		
取締役報酬	6,710	5,372
年金	52	42
	6,762	5,414

当期および前期の取締役報酬は、グループ会社が負担している。

## 7. 人件費

当社は従業員を雇用していない(2009年：なし)。当社の業務に携わる者は、すべてグループ会社によって雇用されている。

## 8. 経常利益にかかる税額

(a) 当期税金費用の内訳：

税金費用の内訳：	2010年12月31日に 終了した52週間 米ドル	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル
当期税額：		
法人税率12.5%	13,278	7,689
経常利益に係る税額(注記8(b)参照)	13,278	7,689

(b) 当期税金費用に影響を与えた要素:

内訳:	2010年12月31日に 終了した52週間 米ドル	2009年12月31日に 終了した57週間 米ドル
税引前経常利益	88,603	68,301
経常利益にアイルランド法人税の標準税率(12.5%)を乗じた額	11,075	8,538
営業外利益に係る高税率の影響	887	295
過年度の引当(過大)/不足	-	(2,045)
為替差額	1,316	901
当期税金費用	13,278	7,689

(c) 将来の税金費用に影響を及ぼす可能性のある要素

アイルランド法人税の標準税率は税引前利益の12.5%である。

## 9. 債権

	2010年12月31日現在 米ドル	2009年12月31日現在 米ドル
顧客に対する債権	74,322	45,343
グループ会社に対する債権	501,765	505,263
未収法人税還付	3	9,106
その他の資産	14,940	16,021
	591,030	575,733

上記のすべての債権は、1年以内に支払期限が到来する債権とみなされている。

## 10. 債務: 1年以内に期限が到来する金額

	2010年12月31日現在 米ドル	2009年12月31日現在 米ドル
未払金および繰延収益	38,702	30,757
グループ会社に対する債務	7,156	6,072
その他の債務	62,829	-
未払法人税	4,670	36,806
	113,357	73,635



## 11. 株式資本金

	2010年12月31日現在		2009年12月31日現在	
	株式数	米ドル	株式数	米ドル
<b>授權済</b>				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<b>割当済、請求済および全額払込済</b>				
1株当たり1米ドルの普通株式	500,000	500,000	500,000	500,000
		500,000		500,000

当社の定款に基づき、当社はすべての株主に対し、株主が保有する株式のすべてまたは一部について、当該株式の額面価額と同額、もしくは当社と当該株主が合意した場合にはそれよりも高い金額での買戻しを求め、書面による通知を任意によりいつでも行うことができる。

## 12. 株主持分の変動および準備金の変動の調整

	払込資本金 米ドル	損益勘定 米ドル	合計 米ドル
2008年12月1日現在	500,000	235,173	735,173
留保利益	-	60,612	60,612
株式発行	-	-	-
2009年12月31日現在	500,000	295,785	795,785
留保利益	-	75,325	75,325
株式発行	-	-	-
2010年12月31日現在	500,000	371,110	871,110

## 13. 契約債務および偶発債務

2010年12月31日および2009年12月31日現在、契約債務および偶発債務はなかった。

## 14. 取締役の株式持分

2010年12月31日現在で在職しているゴールドマン・サックス・マネジメント(アイルランド)リミテッドの取締役が、期首及び期末現在で保有している当社およびザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの株式数は以下の通りである。

		2010年12月31日現在	2009年12月31日現在
ロバート・キーオー	議決権付普通株式	140株	609株
ヒューゴー・マクニール	議決権付普通株式	3,730株	6,154株
セオドア・ソティア	議決権付普通株式	11,864株	17,775株

2010年12月31日におけるゴールドマン・サックス・グループ・インク株式の終値は168.16米ドル(2009年12月31日:168.84米ドル)であった。

## 15. 関連当事者

当社の最終および直接の親会社は、アメリカ合衆国で設立された会社であり、アメリカ合衆国10282-2198ニューヨーク州ニューヨーク、ウエスト・ストリート200にあるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。グループの財務書類は、親会社の登記上の事務所で入手することができる。

グループ内の他の事業体との取引は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの連結財務報告書が公に入手可能で

あることからFRS第8号「関連当事者の開示」の下で開示が免除されているため、開示されていない。

報告期間中および報告期間後に当社が取締役に対して供与した貸付金はなかった。

開示が要求される他の関連当事者取引はなかった。

#### 16. 金融リスク管理

当社は、当社の金融資産および負債を通じて金融リスクにさらされている。当社の事業や当社の貸借対照表上の資産および負債の性質により、取締役は、当社に関わる財務リスクの中で最も重要な要素は信用リスクおよびオペレーショナル・リスクであると考えている。

当社は、互いに独立しているが相互の機能を補完し合う、財務、信用、業務、コンプライアンスおよび法的報告といったさまざまなシステムを通じて、リスク・エクスポージャーの監視および管理に努めている。また、リスク・エクスポージャーの監視や、当社のリスク管理手続きの総合管理については、数多くの委員会がその責を担っている。

当社にとって流動性は極めて重要である。したがって、当社は流動性および資金調達について包括的な方針を定め、当社及びグループ全体に固有の事象ならびにより幅広い業界または市場の流動性に関する事象に対応すべく、高い柔軟性を維持していく所存である。

#### 17. 財務書類の承認

財務書類は、2011年4月19日に取締役会によって承認された。

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

## PROFIT AND LOSS ACCOUNT

For the period ended 31 December 2010

	Note	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
Turnover	3	147,834	153,651
Operating expenses		(66,324)	(87,706)
OPERATING PROFIT		81,510	65,945
Interest receivable and similar income	4	7,093	2,356
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION	5	88,603	68,301
Tax on profit on ordinary activities	8	(13,278)	(7,689)
PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES AFTER TAXATION FOR THE FINANCIAL PERIOD		75,325	60,612

The results of the Company are derived from continuing operations in both the current and prior period.

There is no difference between the profit on ordinary activities before and after taxation and the profit for the financial period as stated above and their historical cost equivalents.

The Company has no recognised gains and losses during the current or prior period other than those disclosed above, and therefore, no separate statement of total recognised gains and losses has been presented.

Approved by the Board of Directors on 19 April 2011.

\_\_\_\_\_  
Robert Keogh

Director

\_\_\_\_\_  
Theodore Sotir

Director

The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

## BALANCE SHEET

As at 31 December 2010

	Note	31 December 2010 US\$	31 December 2009 US\$
CURRENT ASSETS			
Cash at bank		393,437	293,687
Debtors	9	591,030	575,733
		<u>984,467</u>	<u>869,420</u>
CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR	10	(113,357)	(73,635)
		<u>(113,357)</u>	<u>(73,635)</u>
TOTAL ASSETS LESS CURRENT LIABILITIES		<u>871,110</u>	<u>795,785</u>
NET ASSETS		<u>871,110</u>	<u>795,785</u>
CAPITAL AND RESERVES			
Called up share capital	11	500,000	500,000
Retained profit	12	371,110	295,785
		<u>871,110</u>	<u>795,785</u>
TOTAL SHAREHOLDERS' FUNDS		<u>871,110</u>	<u>795,785</u>

Approved by the Board of Directors on 19 April 2011.

---

 Robert Keogh

Director

---

 Theodore Sotir

Director

The notes on pages 9 to 13 form an integral part of these financial statements.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

## 1. ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting polices adopted by the Company are as follows:

- (a) Basis of preparation: The financial statements have been prepared in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and Irish Statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair view are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Accounting Standards Board.
- (b) Historical cost convention: The financial statements are prepared under the historical cost convention.
- (c) Presentation currency: The financial statements are presented in US Dollars, denoted by the symbol US\$, which is the Company's presentation and functional currency.
- (d) Foreign currencies: Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US dollars at the rates of exchange ruling at the Balance Sheet date. Transactions in currencies other than US dollars are converted at the rates of exchange prevailing at the dates the transactions occurred. Gains and losses arising from foreign currency transactions and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currency are recognised in the Profit and Loss Account.
- (e) Income and expenditure: Income and expenditure are included in the Profit and Loss Account on an accruals basis.
- (f) Taxation: The charge for taxation is based on the profit for the period and takes into account current and deferred taxation.
- (g) Dividends: Final equity dividends (including dividends payable on preference shares deemed equity) are recognised in the period that they are approved by the shareholders. Interim equity dividends are recognised in the period that they are paid. Equity dividends are distributed directly from equity.

## 2. CASH FLOW STATEMENT

The Company is a wholly owned subsidiary of The Goldman Sachs Group, Inc., and is therefore exempt from preparing a cash flow statement as required by FRS1 'Cash Flow Statements' as the ultimate parent undertaking's consolidated accounts are publicly available.

## 3. TURNOVER

Turnover represents fees earned for the provision of fund management services to collective investment schemes.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

## 4. INTEREST RECEIVABLE AND SIMILAR INCOME

	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
Interest on loans to banks and customers	8	44
Interest on loans to group undertakings	7,085	2,312
	<u>7,093</u>	<u>2,356</u>

## 5. PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION

	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
Profit on ordinary activities before taxation is stated after charging/(crediting):		
Auditors' remuneration - audit services	13,359	21,992
Foreign exchange loss on revaluation	10,044	(7,322)
Legal fees	20,510	27,923
Auditors' remuneration		
- the audit of individual accounts	13,359	14,336
- other assurance services	-	7,656
- tax advisory services	-	-
- other non-audit services	-	-
Total auditors' remuneration	<u>13,359</u>	<u>21,992</u>

## 6. DIRECTORS' EMOLUMENTS

	31 December 2010 US\$	31 December 2009 US\$
Aggregate Emoluments		
For services as director	6,710	5,372
Pension	52	42
	<u>6,762</u>	<u>5,414</u>

The Directors Emoluments are borne by group undertakings in the current and prior period.

## 7. STAFF COSTS

The Company has no employees (2009: nil). All persons involved in the Company's operations are employed by group undertakings.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

## 8. TAX CHARGE ON PROFIT ON ORDINARY ACTIVITIES

(a) Analysis of charge for the period:

	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
The charge for the taxation comprises:		
Current Tax:		
Corporation tax at 12.5%:	13,278	7,689
Tax charge on profit on ordinary activities (see note 8(b))	13,278	7,689

(b) Factors affecting the tax charge for the current period:

	52 week period ended 31 December 2010 US\$	57 week period ended 31 December 2009 US\$
The breakdown is explained below:		
Profit on ordinary activities before tax	88,603	68,301
Profit on ordinary activities multiplied by standard rate in Ireland (12.5%)	11,075	8,538
Effect of higher tax rate on non trading income	887	295
(Over)/Under provision in prior year	-	(2,045)
Exchange differences	1,316	901
Current tax charge for the period	13,278	7,689

(c) Factors that may affect future tax charges:

The standard rate of Irish corporation tax is 12.5% of profit before tax.

## 9. DEBTORS

	31 December 2010 US\$	31 December 2009 US\$
Amounts due from customers	74,322	45,343
Amounts due from group undertakings	501,765	505,263
Corporation tax receivable	3	9,106
Other assets	14,940	16,021
	591,030	575,733

All assets included in the above table are considered due within one year.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

## 10. CREDITORS: AMOUNTS FALLING DUE WITHIN ONE YEAR

	31 December 2010 US\$	31 December 2009 US\$
Accruals and deferred income	38,702	30,757
Amounts due to group undertakings	7,156	6,072
Other liabilities	62,829	-
Corporation tax payable	4,670	36,806
	113,357	73,635

## 11. SHARE CAPITAL

	31 December 2010		31 December 2009	
	No.	US\$	No.	US\$
<u>Authorised</u>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
<u>Allotted, called up and fully paid</u>				
Ordinary shares of US\$ 1 each	500,000	500,000	500,000	500,000
		500,000		500,000

Under the terms of the Company's Articles of Association the Company shall be at liberty at any time to give notice in writing to any holder of any shares of its desire to redeem the same or any of them for a consideration equivalent in value to the par value of the shares or such greater value as may be agreed between the Company and such holders.

## 12. RECONCILIATION OF MOVEMENTS IN SHAREHOLDERS' FUNDS AND MOVEMENT ON RESERVES

	Called up share capital US\$	Profit and loss account US\$	Total US\$
At 1 December 2008	500,000	235,173	735,173
Retained profit for the period	-	60,612	60,612
Shares issued	-	-	-
At 31 December 2009	500,000	295,785	795,785
Retained profit for the period	-	75,325	75,325
Shares issued	-	-	-
At 31 December 2010	500,000	371,110	871,110



## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

## 13. FINANCIAL COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

There were no financial commitments and contingencies at the period ended 31 December 2010 or 31 December 2009.

## 14. DIRECTORS' SHARE INTERESTS

The number of shares held beneficially by Directors of Goldman Sachs Management (Ireland) Limited, in office at 31 December 2010, in the share capital of the Company and The Goldman Sachs Group, Inc. companies at the start and at the end of the period was as follows:

		At 31 December 2010	At 31 December 2009
Robert Keogh	Voting Common Stock	140	609
Hugo MacNeill	Voting Common Stock	3,730	6,154
Theodore Sotir	Voting Common Stock	11,864	17,775

Shares of Goldman Sachs Group, Inc. closed at US\$168.16 on 31 December 2010 (31 December 2009: US\$168.84).

## 15. RELATED PARTIES

The Company's ultimate and immediate parent undertaking is The Goldman Sachs Group, Inc., of 200 West Street, New York, NY 10282-2198, United States of America, a company incorporated in the United States of America. Group financial statements are available at the registered office of the parent company.

Transactions with other companies within the group are not disclosed as the Company has taken advantage of the exemption available under FRS 8 "Related Party Disclosures" on the basis that the consolidated financial statements of The Goldman Sachs Group, Inc. are publicly available.

There were no loans made to directors during, or subsequent to, the reporting period by the Company.

There were no other related party transactions requiring disclosure.

## GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LIMITED

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS - 31 DECEMBER 2010

## 16. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company is exposed to financial risk through its financial assets and liabilities. Due to the nature of the Company's business and the assets and liabilities contained within the Company's balance sheet the most important components of financial risk the directors consider relevant to the entity are credit risk and operational risk.

We seek to monitor and control our risk exposure through a variety of separate, but complementary, financial, credit, operational, compliance and legal reporting systems. In addition, a number of committees are responsible for monitoring risk exposures and for general oversight of our risk management process.

Liquidity is of critical importance to the Company. Accordingly, the Company has in place a comprehensive set of liquidity and funding policies that are intended to maintain significant flexibility to address Company and firmwide-specific as well as broader industry or market liquidity events.

## 17. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Board of Directors on 19 April 2011.

**(2) 【損益計算書】**

損益計算書については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した損益計算書を参照のこと。

#### 4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、管理会社またはファンドの受益者以外の者の利益をはかる目的で行う取引等、ファンドの受益者の利益保護に反する取引またはファンド財産の適切な運用を害する取引を行ってはならない。「利害衝突」の項目は、管理会社の業務上生じ得る利害衝突を規定する。かかる活動は、トラストの受益者の利益保護に反することがない限り、禁止されない。

#### 5【その他】

##### (1) 取締役の変更

取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

管理会社の取締役の選任についてはアイルランド中央銀行の承認が必要である。

##### (2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

##### (3) 訴訟事件その他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、( )アイルランド高等法院の命令により、または( )株主総会の特別決議によって解散される。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル  
(Goldman Sachs Asset Management International) (「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2011年3月末日現在、169万5,000米ドル(約1億4,094万円)

(ロ) 事業の内容

ファンドの投資顧問会社は、英国EC4A 2BBロンドン市フリート・ストリート 133、ピーターボロー・コートに所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーおよびゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業である。投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。ゴールドマン・サックス・グループは、1869年(明治2年)に創立された世界の主要な投資銀行の一つである。ゴールドマン・サックスの資産運用グループは、ゴールドマン・サックス・グループの投資運用部門に属し、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供している。2010年12月末日現在、投資顧問会社およびその関連企業は約8,400億米ドル(約69兆8,460億円)を超える資金の投資顧問、管理者または販売会社として事業を行っている。

(2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(「代行協会員」および「副投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2011年3月末日現在、4億9,000万円

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社は、1996年2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得している。また、2002年1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けている。2007年9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録された。2011年3月末日現在の副投資顧問会社の国内投信運用資産総額は、約1兆2,454億円である。

(3) ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ(アイルランド)リミテッド  
(State Street Custodial Services (Ireland) Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額(発行済株式資本)

2011年3月末日現在、200,000英ポンド(約2,678万円)

(注) 英ポンドの円貨換算は、平成23年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=133.89円)による。

(ロ) 事業の内容

受託会社は株式により限定される非公開会社であり、1991年5月22日にアイルランド法に基づき設立された。受託会社は有限責任会社であり、最終的には、ステート・ストリート・コーポレーションの完全保有子会社である。

## (4) RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

(RBC Dexia Investor Services Ireland Limited) (「登録・名義書換事務代行会社」)

## (イ) 資本金の額

2011年3月末日現在、1,200万ユーロ(約14億1,084万円)

## (ロ) 事業の内容

登録・名義書換事務代行会社は、アイルランドにおいて1997年1月31日に設立された。同社は、RBCデクシア・インベスター・サービスズ・バンク・エス・エイの完全子会社であり、アイルランド内外の投資信託に対し会計、純資産価格計算、名義書換事務、株主登録等の事務サービスを提供している。

## (5) ステート・ストリート・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド

(State Street Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

## (イ) 資本金の額(発行済株式資本)

2011年3月末日現在、350,000英ポンド(約4,686万円)

## (ロ) 事業の内容

管理事務代行会社は1992年3月23日にアイルランドにおいて設立された有限会社である。管理事務代行会社は、最終的には、ステート・ストリート・コーポレーションの保有会社である。管理事務代行会社の主たる事業は、各種投資スキームについての運用・管理サービスや他の投資手段を提供することである。

## (6) ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International)(「総販売会社」

および「受益者サービス代行会社」)

## (イ) 資本金の額(発行済)

2011年3月末日現在、9億7,000万米ドル(約807億円)

## (ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「G S I」)は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S Iは、1999年に設立されたデラウェア州の株式会社であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

## (7) ゴールドマン・サックス証券株式会社(「日本における販売会社」)

## (イ) 資本金の額

2011年3月末日現在、83,616百万円

## (ロ) 事業の内容

第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供している。

## (8) シティバンク銀行株式会社(「日本における販売会社」)

## (イ) 資本金の額

2010年12月末日現在、123,100百万円

## (ロ) 事業の内容

銀行業務を中心に金融サービスを提供している。

## 2【関係業務の概要】

### (1) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

ファンドに関する投資運用業務を行う。

管理会社と投資顧問会社との投資顧問契約の条項に従い、投資顧問会社は、管理会社の取締役の監督および支配の下で、ファンド資産の日々の投資運用業務および統計業務その他の関連業務をファンドに提供する。投資顧問会社は、ファンドに代わり行為し、代理人、ブローカーおよびディーラーを選任しそれらを通して取引を行い、取締役が随時要求する報告書を取締役に提供する。

### (2) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

投資顧問会社に対する投資助言業務および日本における代行協会員業務を行う。

### (3) ステート・ストリート・カストディアル・サービスズ（アイルランド）リミテッド

ファンドの受託業務を行う。

受託会社は、特に、ファンドを代表する受益証券の発行および償還が信託証書に従い遂行されることを確保する義務を負う。受託会社は、管理会社の指示が法律または信託証書と相反しない限り、管理会社の指示を遂行する。さらに、受託会社は、各会計年度における管理会社の行動を調査し、これに関する報告を受益者に対して行う義務を負う。

### (4) RBCデクシア・インベスター・サービスズ・アイルランド・リミテッド

ファンドの名義書換代行業務および受益者名簿記帳業務を行う。

登録・名義書換事務代行会社は、ファンドの受益者名簿の維持、買付申込および買戻指示の受領および処理、受益証券の割当および発行等の日常業務をファンドに提供する。

### (5) ステート・ストリート・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

ファンドの管理事務代行業務を行う。

管理会社は、管理事務代行会社を、管理会社と管理事務代行会社との間の管理契約（「管理事務契約」）に基づき、ファンドへ管理事務サービスを提供するように任命している。管理事務代行会社がファンドに日々提供する管理事務サービスには、ファンドの帳簿および記録の管理およびファンドの年次報告書および半期報告書の作成支援が含まれる。管理事務代行会社の責務には、各サブ・ファンドおよび各クラスの純資産価額および受益証券1口当り純資産価額の日々の計算を含むファンド計算サービスの提供も含まれる。

### (6) ゴールドマン・サックス・インターナショナル

受益証券の総販売業務および受益者サービス代行業務を行う。

### (7) ゴールドマン・サックス証券株式会社

受益証券の販売業務としての業務を行う。

### (8) シティバンク銀行株式会社

受益証券の販売業務を行う。

（取扱店舗については、シティバンク銀行株式会社に問い合わせることができる。）

## 3【資本関係】

管理会社、投資顧問会社、副投資顧問会社（代行協会員を兼ねる。）および総販売会社の最終的親会社は、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクである。

### 第3【投資信託制度の概要】

#### アイルランド共和国における投資信託制度の概要

##### 1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づく通達(以下「ユニット・トラスト法」という。)により代替された。

1989年ヨーロッパ共同体(UCITS)規則(以下「1989年規則」という。)および1989年金融法(同法は、1989年規則に基づき設立されたアイルランドの登録契約型投資信託およびファンドの税法上の取扱いを変更した。)の施行後、EC規則に基づき、UCITS型の投資信託の設定および変動資本を有する会社型ファンドの設立が認められている。

##### 2. アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日(EC規則の施行日である。)までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法(ユニット・トラスト法により代替された。)に定められていた。2003年ヨーロッパ共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(改正済)(以下「EC規則」という。)が、ヨーロッパ共同体理事会(以下「EC」という。)の通達(85/611 EEC)(EC理事会通達2001/107/ECおよびEC理事会通達2001/108/ECにより改正済ならびに委員会通達2007/16/ECにより補足済)を履行する。1989年規則および1990年ユニット・トラスト法により、アイルランドの投資信託制度は変更され、投資信託に関連したアイルランド会社法の規定の一部も改正された。

(1) アイルランドにおける以下の種類の投資信託は、EC規則および/またはその設立準拠法規によって分類される。

(a) 契約型投資信託、一般契約型投資信託、固定資本を有する会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託としての構造を持つEC規則の下に認可される譲渡性のある証券を投資対象とする契約型投資信託(以下「UCITS」という。)

(b) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されるユニット・トラスト(以下「NON-UCITSの契約型投資信託」という。)

(c) 2005年アイルランド投資信託、投資会社およびその他規定法(以下「2005年法」という。)の下に設立される一般契約型投資信託(以下「NON-UCITSの一般契約型投資信託」という。)

(d) 1994年有限責任組合理型投資信託法の下に認可される有限責任組合理型投資信託、および

(e) 1990年会社法パートにより認可される会社型投資信託

(2) UCITSとしての適格性を有し、ヨーロッパ連合のいずれか一つの加盟国(以下「加盟国」という。)内に所在するすべてのファンドは、他のEU加盟国において、EC理事会通達が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

(3) EC規則第3条(2)は、UCITSを以下のように定義しているが、同条(5)に列挙するものは例外としている。

(a) 公衆から調達した投資元本を( )譲渡性のある証券、( )EC規則第45条に規定されるその他の流動性金融資産に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、および



(b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻しまたは償還される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しまたは償還に相当すると見做される。

(B) EC規則第3条(5)は、第3条(2)の定義に該当するが、EC規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

(a) クローズド・エンド型のファンド

(b) ヨーロッパ連合(以下「EU」という。)またはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド

(c) 信託証書、設立証書または会社型投資信託の定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売しうるファンド

(C) アイルランドにおける投資信託には以下の形態がある。

(1) 契約型投資信託(Unit Trusts)

(2) 一般契約型投資信託(Common Contractual Funds)

(3) 有限責任組合理型投資信託(Investment Limited Partnership)

(4) 会社型投資信託(Investment Companies)

(a) 変動資本を有する会社型投資信託

(b) 固定資本を有する会社型投資信託

UCITSは契約型投資信託、一般契約型投資信託または会社型投資信託として設定しうる。

UCITS以外の契約型投資信託は、1990年ユニット・トラスト法および同法に基づきアイルランド中央銀行(Central Bank of Ireland)(以下「中央銀行」という。)が発行した通達に従った契約型投資信託(Unit Trust)として、または2005年法および同法に基づき中央銀行が発行した通達に従った一般契約型投資信託として設定しうる。

UCITS以外の会社型投資信託は1990年会社法パート および同法に基づき中央銀行が発行した通達に基づいてアイルランドで設定される。

UCITSの契約型投資信託および一般契約型投資信託はEC規則に従い、UCITSの会社型投資信託はEC規則およびアイルランド会社法に従い、また、NON-UCITS契約型投資信託は、ユニット・トラスト法に従い、NON-UCITS一般契約型投資信託は2005年法に従い、また、NON-UCITSの変動資本を有する会社型投資信託は、1990年会社法パート に準拠する。

(D) (1) 税制度についての主な規定は1997年統合租税法(改正済)に定められている。

(2) UCITSおよびNON-UCITSの認可された契約型投資信託は、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

(3) UCITSおよびNON-UCITSの認可された一般契約型投資信託は、租税上パススルーされるためアイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税が免除される。

(4) 認可されたUCITSの会社型投資信託および変動資本を有する会社型投資信託は、アイルランドの所得税およびアイルランドのキャピタル・ゲイン税についての税率0%の特典が適用される。

(5) 中央銀行は、EC規則第6条に従って認可されたUCITS契約型投資信託を監督する。1990年ユニット・トラスト法の下で登録された契約型投資信託、2005年法の下で設立された一般契約型投資信託および1990年会社法パート に基づく変動資本を有する会社型投資信託については中央銀行が規制している。

### 3. それぞれの型の投資信託の仕組みの概要

(A) 契約型投資信託(「ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託」)

このタイプの投資信託の構造は、共有資産(「ファンド」)、管理会社および受託会社の3要素に基づいている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されて

いないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託の場合はEC規則に従い、またNON-UCITS型ユニット・トラストの場合はユニット・トラスト法に従い、NON-UCITS型一般契約型投資信託の場合は2005年法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。本項における信託証書の記載は、一般契約型投資信託の設立証書にも同様に適用される。

## (2) 発行の仕組み

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に一定の規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託の場合にはEC規則第63条の規定に従い、買戻請求が停止される。この買戻請求権は、UCITS型ユニット・トラストおよび一般契約型投資信託に関しては、EC規則第59条に基づいている。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

## (3) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託に関する諸規則

EC規則第11条および第13条により、一定の要件および中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。

認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

(a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って執行すること。

(b) UCITS型ユニット・トラストまたは一般契約型投資信託の受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1ヶ月に二度は計算されること。

(c) 信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)には以下の事項が記載されること。

ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称

提案されている特定の目的に従った投資方針

分配方針

管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法

公告に関する規定

ファンドの会計年度

信託証書変更手続

受益証券発行手続

受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

## (4) 投資制限

契約型投資信託に適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とNON-UCITSに適用される制限に区別される。

( ) UCITSの投資制限は、EC規則第7章に規定されており、主な制限は以下のとおりである。

### 1 認可された投資対象

UCITSの投資対象は以下に限定される。

1.1 UCITSに関する通達に規定される、EU加盟国もしくはEU非加盟国の証券取引所に正式に上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券

1.2 発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場(上記)への正式上場が1年以内に認められる予定の証券

1.3 UCITSに関する通達で定義されている証券で、規制された市場で取引されるもの以外の

## 短期金融市場証券

- 1.4 UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- 1.5 中央銀行の指針書2/03に規定されるNON-UCITS型ユニット・トラストの受益証券
- 1.6 UCITSに関する通達に規定される金融機関における預金
- 1.7 UCITSに関する通達に規定される金融派生商品

## 2 投資制限

- 2.1 UCITSは、第1項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。
- 2.2 UCITSは、発行後間もない譲渡性のある証券で、証券取引所またはその他の市場(1.1項に記載)への正式上場が1年以内に認められる予定の証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。本制限はルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資については適用されない。
  - ( ) 当該証券が、発行後1年以内に米国証券取引委員会に登録されるという条件で発行される場合。
  - ( ) 当該証券が流動性のない証券でない場合。すなわち、かかる証券がUCITSによって評価される価格でまたはおおよそその価格でUCITSにより7日以内に換金されることができる場合。
- 2.3 UCITSは、同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、純資産総額の40%未満とする。
- 2.4 (2.3項の)10%制限は、加盟国に登記上の事務所を置き、法律により債券所持人を保護するための特別公的監督に服する金融機関が発行する債券については25%まで引き上げられる。UCITSがその純資産の5%を超えて同一発行体の当該債券に投資する場合、かかる投資の総額はUCITSの純資産総額の80%を超えてはならない。本条項の利用を意図しない限り、本制限を含める必要はなく、また本制限が中央銀行の事前の承認を要するという事実に言及しなければならない。
- 2.5 (2.3項の)10%制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国もしくはその地方公共団体またはEU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関により発行または保証されている場合、35%まで引き上げられる。
- 2.6 2.4項および2.5項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、2.3項に規定された40%制限を適用する際には考慮されないものとする。
- 2.7 UCITSは、純資産の20%を超えて同一金融機関における預金に投資することはできない。同一金融機関(EEA(欧州経済地域)で認可されている金融機関、1998年7月の「パーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関を除く。)において付随的流動資産として保管される預金は、純資産の10%を超えてはならない。
  - かかる制限は、受託会社/保管銀行における預金については20%まで引き上げられることがある。
- 2.8 店頭市場派生商品の取引相手方に対するUCITSのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。
  - かかる制限は、EEAで認可されている金融機関、1998年7月の「パーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関またはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関については10%まで引き上げられる
- 2.9 上記の2.3項、2.7項および2.8項に関わらず、同一機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融市場証券への投資、または同一機関により行われた預金および/または同一機関により実行された店頭派生商品取引から発生する取引相手方に関するリスク・エクスポー

ジャーの二種以上の組合せは、純資産の20%を超えてはならない。

- 2.10 上記の2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項に記載された制限は合算することはできず、そのため同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
- 2.11 グループ会社は、2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。
- 2.12 UCITSは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する異なる譲渡性のある証券および短期金融市場証券に純資産の100%まで投資することができる。
- 個々の発行体は、信託証書、設立証書または定款および目論見書に記載されなければならない、また以下のリストから引用されることがある。

OECD加盟国政府(関係銘柄は投資適格であること)、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州議会、欧州金融協会、欧州石炭鉄鋼共同体、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅金融抵当公社(フレディ・マック)、政府抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン組合(サリー・メイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社、輸出入銀行

UCITSは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ同一銘柄の証券が純資産の30%を超えてはならない。

### 3 投資信託(「CIS」)への投資

- 3.1 UCITSは、CISが( )EC規則第3条(2)に該当する場合および( )純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型CISに投資することを禁止されている場合に、オープン・エンド型CISに投資することができる。
- 3.2 UCITSは、純資産の20%を超えて同一CISに投資することはできない。投資先CISがアンブレラ型投資信託である場合、当該アンブレラ型投資信託の各サブ・ファンドは、本制限において個別CISとみなすことができる。UCITSの投資先のCISの資産は、UCITSの投資制限の遵守にあたって考慮する必要はない。
- 3.3 NON-UCITSへの投資は、合計で純資産の30%を超えてはならない。
- 3.4 UCITSが、UCITSの管理会社によるかまたはUCITSの管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のCISの受益証券に投資する場合、当該管理会社または他の会社は、当該他のCISの受益証券に対するUCITS投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。
- 3.5 UCITSの管理会社/投資運用会社/投資顧問会社が他のUCITSの受益証券への投資により手数料(割戻し手数料を含む。)を受領する場合、かかる手数料はUCITSの資産に払い込まなければならない。

### 4 指数連動UCITS

- 4.1 UCITSは、UCITSに関する通達に規定された基準を満たしかつ中央銀行により承認されている指数に追随することをその投資方針としている場合、同一機関が発行した株式および/または債務証券に純資産の20%を限度に投資することができる。
- 4.2 4.1項の制限は、異常な市況により正当であると認められる場合には35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。

### 5 一般条項

- 5.1 投資会社、またはその運用するCISのすべてについて行為する管理会社は、発行体の経営に重要な営業を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- 5.2 UCITSは、以下を超えて取得することはできない。
- ( ) 同一発行体の無議決権株式の10%

- ( ) 同一発行体の債務証券の10%
- ( ) 同一C I Sの受益証券の25%
- ( ) 同一発行体の短期金融市場証券の10%

(注)上記( )、( )および( )の制限は、取得時において債務証券の総額または短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

5.3 5.1項および5.2項は以下については適用されないものとする。

- ( ) E U加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- ( ) E U非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- ( ) 一または複数のE U加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券
- ( ) あるE U非加盟国の法律に基づき当該保有がU C I T Sが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登記上の事務所を置く発行体の証券に主にその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にU C I T Sが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、E U非加盟国の会社とその投資方針において2.3項乃至2.11項、3.2項、3.3項、5.1項、5.2項、5.4項、5.5項および5.6項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の5.5項および5.6項に従うものとする。
- ( ) 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中に一または複数の投資会社が保有する株式

5.4 U C I T Sは、その資産を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に本書の投資制限に従う必要はない。

5.5 中央銀行は、最近認可されたU C I T Sに対しその認可日から6ヶ月間2.3項乃至2.12項、3.2項、3.3項、4.1項および4.2項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるU C I T Sはリスク分散原則を遵守するものとする。

5.6 U C I T Sが支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、U C I T Sは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、当該事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。

5.7 投資会社または管理会社またはユニット・トラストを代理する受託会社または一般契約型投資信託の管理会社のいずれも、以下について担保を付さずに販売することはできない。

- 譲渡性のある証券
- 短期金融市場証券
- C I Sの受益証券、または
- 金融派生商品

5.8 U C I T Sは付随的に流動資産を保有することができる。

5.9 U C I T Sは、その事業の目的上必要な不動産および動産を取得することができる。

5.10 U C I T Sは、貴金属またはこれを表象する証券を取得してはならない。

6 金融派生商品(以下「F D I」という。)

6.1 U C I T SはF D Iに投資することができる。ただし、

- ( ) 関連する指標となる項目または指数は、譲渡性のある証券、短期金融市場証券、C I S、預金、金融指標(U C I T Sに関する通達および指針書2 / 07に規定された基準を満たすもの)、金利、為替レートまたは通貨の一または複数で構成される。
- ( ) F D Iに投資することにより、U C I T Sが当該投資を行わない限り想定されないリスク(U C I T Sが直接的なエクスポージャーを有すことのできない商品 / 発行体 / 通貨へのエクスポージャー等)に曝されることがない。
- ( ) F D Iに投資することにより、U C I T Sがその投資目的から逸脱することがない。

- 6.2 FDIは、加盟国または非加盟国において制限され、定期的に運営され、認可されかつ一般に公開されている市場で取引されなければならない。信託証書、設立証書または通常定款には、UCITSが投資を行う市場を記載しなければならない。各証券取引所および市場に関する規制は、中央銀行によりケース・バイ・ケースで定められる。
- 6.3 UCITSは店頭市場(OTC)で取引されるFDIに投資することができる。ただし、
- ( ) 取引相手方は、EEAで認可されている金融機関、1998年7月の「パーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(EEA加盟国以外)によって認可されている金融機関もしくはジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可されている金融機関であるか、またはEEA加盟国において金融商品市場通達に従い認可されている投資法人であるか、または米国証券取引委員会による総合監督下機関としての規制の対象機関であるものとする。
  - ( ) 取引相手方が金融機関でない場合、取引相手方は、A2格もしくは同等の最低信用格付を有するか、またはA2格が暗示されるとUCITSがみなしているものとする。これに代わり、取引相手方またはA2格を有しかつ維持する機関による不履行により蒙った損失についてUCITSが補償される場合、無格付の取引相手方も容認されることになる。
  - ( ) 取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、UCITSに関する通達で規定された制限を超過しない。
  - ( ) UCITSは、取引相手方が合理的な範囲で正確にかつ信頼できる方法で取引を評価し、UCITSの請求に応じていつでも公正価額にて取引を終了することを充足しなければならない。
  - ( ) UCITSは、OTCデリバティブに信用性があることを確認する適切なシステムを有する。UCITSは、取引相手方による評価または、UCITSもしくは独立した価格決定業者により算定された評価等の代替評価のいずれかを用いてOTCデリバティブを評価することを選択することができるが、UCITSまたはその他の当事者が、評価を遂行するための適切な人材および技術手段を有することを条件とする。UCITSは、OTCデリバティブを毎日評価しなければならない。
- UCITSが、代替評価を用いてOTCデリバティブを評価する場合、中央銀行は、UCITSが国際的な最善の慣行に従い、IOSCOおよびAIMA等の機関により定められたOTC商品の評価に関する原則を遵守すると予想している。代替評価は、マネジャー、取締役もしくはゼネラル・パートナーにより任命され、当該目的のため受託会社により承認された適格者により提供される評価、または当該評価額が受託会社により承認されている場合のその他の手段による評価である。また代替評価は、毎月、取引相手方による評価と照合しなければならない。重大な相違が発生した場合、かかる相違は、迅速に調査および説明されなければならない。
- UCITSが、取引相手方による評価を用いてOTCデリバティブを評価する場合、評価は、当該目的のため受託会社により承認されかつ取引相手方から独立している者により承認または検証されなければならない。独立した検証は、UCITSについて少なくとも毎週実行されなければならない。
- 6.4 FDIの裏付資産(UCITSに関する通達で定義された譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたFDIを含む。)に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、UCITSに関する通達で規定された投資制限を超過してはならない。(本項は指数型FDIについては適用されないが、裏付指数はUCITSに関する通達で規定された基準を満たすものであることを条件とする。)
- 6.5 FDIに関するUCITSグローバル・エクスポージャー(UCITSに関する通達で規定される。)は、その純資産総額を超えてはならない。グローバル・エクスポージャーは、裏付資産の現在価値、取引相手方リスク、将来の市場動向およびポジションの換金に適した時期を考慮して算定される。従って、UCITSは純資産価額の100%を超えてレバレッジされることはない。

- 6.6 U C I T Sのため将来の約定額を生じる F D I取引は以下のようにカバーされることを要する。
- 裏付資産の現物引渡しを要する F D Iの場合、資産は常にU C I T Sが保管しなければならない。
  - 自動的にまたはU C I T Sの裁量により現金決済が行われる F D Iの場合、U C I T Sは常に、エクスポージャーをカバーするに十分な流動資産を保有していなければならない。
- 6.7 O T Cデリバティブの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーは、かかる相手方がU C I T Sに担保を提供する場合で、かつ下記の場合に軽減されることがある。
- ( )担保が、U C I T Sに関する通達12の5項( )及至( )に規定された認可担保の範疇に含まれる場合
  - ( )担保がU C I T Sに関する通達12の5項( )第5節に記載された許可担保の範疇に含まれ、担保の市場価格が関連するカウンターパーティ・リスク・エクスポージャーの120%を表象する場合
  - ( )担保が、
    - 毎日時価で評価される場合
    - 受託会社またはその代理人に譲渡される場合、および
    - 取引相手方の不履行の際に当該相手方に対する訴求権を付さずに直ちにU C I T Sに提供される場合
  - ( )現金以外の担保について、担保が、
    - 売却または抵当権を付すことができない場合
    - 「A」格または同等の最低信用格付を有する場合
    - 取引相手方のリスク負担において保有される場合
    - 取引相手方と無関係の機関により発行されている場合
  - ( )現金担保について、担保は、以下のものを除き投資することはできない。
    - 関係機関における5営業日以内に引出しが可能な預金
    - 「A」格または同等の最低信用格付を有する国債またはその他の公債
    - 関係機関により発行された、「A」格または同等の最低信用格付を有する預金証書
    - U C I T Sに関する通達12の条項によるレポ契約で、当該契約に基づき受け取る担保が本項の要件を充足しているもの
    - 「A A A」格または同等の最低信用格付を有する日々取引されるマネー・マーケット・ファンド。U C I T Sに関する通達9の1.3.2項に規定される連動ファンドに投資される場合、投資先マネー・マーケット・ファンドは、申込、転換または買戻し手数料を課すことはできない。
- U C I T Sが信用リスクを負担して保有する投資済現金担保(国債その他の公債またはマネー・マーケット・ファンドに投資された現金担保を除く。)は、担保総額の20%を超えて同一機関の証券に投資されるかまたは同一機関に預託されることのないように分散されなければならない。投資済現金担保は、取引相手方または関係機関に預託することはできず、またはこれらが発行した証券に投資することもできない。
- 6.8 信用デリバティブの取引が認められるのは、かかる商品が、( )上記6.1項( )に記載された資産の信用リスクを当該資産に関するその他のリスクと切り放して移すことができる場合、( )結果的に、E C規則第45条および第46条に規定されない資産の引渡しまたは移転(現金の形態を含む。)を生じない場合、( )上記6.3項に規定されたO T Cデリバティブに関する基準に従う場合、および( )その資産が信用デリバティブの裏付証書として使用される企業の非公開情報を信用デリバティブの取引相手方が入手する可能性から発生するU C I T Sと取引相手方間の情報のひずみに関するリスクについて、かかる商品のリスクが、U C I T Sのリスク管理プロセスおよびその内部管理構造により十分にヘッジされる場合である。U C I T Sは、F D Iの取引相手方がU C I T Sの関係当事者または信用リスク発行者である場合、最大限の注意をもってリスクの査定を行わなければならない。

6.9 UCITSは、FDIのポジションに付随するリスクの監視、判定および管理を行うためのリスク管理プロセスを採用しなければならない。UCITSは中央銀行に対し、FDIへの投資計画およびリスク評価方法の詳細を提供しなければならない。中央銀行に対する当初届出には、以下の事項に関する情報を含むことが要求される。

- 譲渡性のある証券および短期金融市場証券に内包されたデリバティブを含む認可されたFDIの種類、
- 対象リスクの詳細、
- 該当する量的制限およびかかる制限の監視・執行方法、
- リスク予想方法。

当初届出書に関する重要な変更は、事前に中央銀行に通知されなければならない。中央銀行は通知された変更につき異議を唱えることがあり、中央銀行が異議を唱えた変更および/または関連投資を行うことはできない。

6.10 UCITSは中央銀行に対し、そのFDIポジションにかかる年次報告書を提出しなければならない。かかる報告書は、上記6.8項に記載される様々な項目に関する情報を記載した上、UCITSの年次報告書とともに提出されなければならない。UCITSは、中央銀行の要求により、いつでもかかる報告書を提出しなければならない。

( ) NON - UCITSの契約型投資信託の投資制限

NON - UCITSのユニット・トラストおよびNON - UCITSの一般契約型投資信託に適用される投資制限は、中央銀行によるNON - UCITSに関する通達によって以下のように定められている。

(a) NON - UCITSの契約型投資信託またはNON - UCITSの一般契約型投資信託は、信託証書または設立証書(もしあれば)に規定されている市場で売買または取引されていない証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資できない。市場に関する規制が、場合に応じて中央銀行により課せられることがある。

(b) NON - UCITSの契約型投資信託またはNON - UCITSの一般契約型投資信託は、同一の発行体によって発行された証券にファンドの純資産の10%を超えて投資できない。NON - UCITSの契約型投資信託またはNON - UCITSの一般契約型投資信託の投資目的がアイルランドの株式への投資に限定されている場合、以下に記載するとおり上記制限を緩和することができる。

( ) ISEQ指標の10%を超える部分を表象する株式にファンドの純資産の15%まで投資できる。

( ) ISEQ指標の8%と10%の間の部分を表象する株式にファンドの純資産の12.5%まで投資できる。

( ) 一つの投資信託の純資産額の10%を超えて、いかなる機関にも預託できない。以下の機関による保管またはこれにより発行された保管を証明する証券または保証された証券の場合、上記制限は30%まで引上げられる。

(aa) EUの信用機関

(bb) 欧州経済地域(「EEA」)加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)により認可された銀行

(cc) EU加盟国またはEEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)によって認可されている銀行

(dd) ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された金融機関

(ee) 受託会社

(ff) 受託会社に随時関係する会社

( ) 関係会社および関係機関は、本(b)の目的においては同一の発行体とみなされる。

(c) NON - UCITSの契約型投資信託またはNON - UCITSの一般契約型投資信託は、同一発行体によるいかなるクラスの証券についてもその10%を超えて保有できない。本要件は、他のオープン・エンド型投資信託への投資には適用されない。



- (d) 管理会社は、その管理するすべての投資信託について業務を行うにつき、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。
- (e) NON - U C I T Sの契約型投資信託またはNON - U C I T Sの一般契約型投資信託は、中央銀行の認可を条件に国家、その州もしくは地方公共団体、または一もしくは複数の国家がメンバーである公的国際機関により発行または保証された複数の譲渡性のある証券にファンドの資産の100%まで投資できる。
- (f) NON - U C I T Sの契約型投資信託またはNON - U C I T Sの一般契約型投資信託は、下記の条件の下で、他の投資信託の受益証券を取得することができる。
- ( ) (a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の純資産の20%までの投資であること。
- ( ) (b) 規制されていない投信信託については、契約型投資信託または一般契約型投資信託の純資産の10%までの投資であること。
- ( ) NON - U C I T Sの契約型投資信託またはNON - U C I T Sの一般契約型投資信託が、同じ管理会社により管理される投資信託の受益証券に投資する場合、投資がなされるファンドの管理会社は、受益証券の取得に関して自らの勘定で請求する権利を有する当初手数料を放棄しなければならない。
- ( ) 他の投資信託の受益証券に投資したことによりNON - U C I T Sの契約型投資信託またはNON - U C I T Sの一般契約型投資信託の管理会社が受領した手数料は、当該NON - U C I T Sの契約型投資信託またはNON - U C I T Sの一般契約型投資信託の資産に払い込まなければならない。
- (5) 管理会社
- ( ) E C規則第16条、第17条および第22条ならびに中央銀行のU C I T Sに関する通達により、U C I T Sの契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は以下の要件を満たすことを要する。
- (a) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
- (b) 125,000ユーロに相当する最低財源を有すること(以下「財源要件」という。)。運用投資信託の純資産価額が250,000,000ユーロを上回る場合、管理会社は純資産価額が250,000,000ユーロを上回った金額の0.02%に相当する追加資金(以下「追加額」という。)を提供しなければならない。
- ( ) 金融機関または保険会社により同額の保証を得る場合および( ) 中央銀行が保証書を承認する場合、管理会社はかかる追加金額の50%までの額を支払う必要はない。管理会社が保有すべき財源要件と追加額の合計は、10,000,000ユーロを超える必要はない。管理会社が保有すべき財源要件と追加額の合計は、その前年の固定経費の四分の一を下回ってはならない。
- (c) 受託会社を兼任しないこと。
- (d) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であること。
- ( ) ユニット・トラスト法の下で登録されたNON - U C I T Sの契約型投資信託または2005年法の下で設立されたNON - U C I T Sの一般契約型投資信託の管理会社は、以下の要件を満たすことを要する。
- (a) アイルランド法または他のE U加盟国の法律に基づき設立された法人であること。
- (b) 最低125,000ユーロまたは前年の固定経費の四分の一のいずれか多い方の額に相当する最低財源をつねに有すること。
- (c) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社および受託会社の業務に対する有効なコントロールが互いに独立して行使されること。
- (d) 管理会社の取締役は、契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社の取締役を兼任しないこと。
- (e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランドの居住者であること。
- (6) 受託会社
- ( ) 信託証書または設立証書に定められる受託会社は、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い、ファンドの有する全ての証券および現金を保管することにつき責任を負う。
- 受託会社は、ファンド資産の日々の管理に関し、以下の業務を行わなければならない。
- (a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託のために管理会社により行われる受益証券の販売、発

- 行、買戻し、償還および消却がE C規則、ユニット・トラスト法、または2005年法および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って遂行されるようにすること。
- (b) 受益証券の価格がE C規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示をE C規則もしくはユニット・トラスト法または2005年法または信託証書もしくは設立証書(いずれか適用あるもの)に抵触しない限り実行すること。
- (d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認しうる市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
- (e) 契約型投資信託または一般契約型投資信託の収益がE C規則(UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の場合)および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)に従って充当されるようにすること。
- (f) 各年次計算期間における契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)の管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果を受益者に報告すること。かかる報告書は、( )信託証書または設立証書およびE C規則またはユニット・トラスト法または2005年法(いずれか適用あるもの)により、管理会社および受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ( )その他については信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の条項およびE C規則またはユニット・トラスト法または2005年法(いずれか適用あるもの)を遵守して、管理会社が当該期間に契約型投資信託または一般契約型投資信託(いずれか適用あるもの)を管理したか否かについて記載し、また遵守していない場合には、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。
- (g) E C規則、中央銀行により課された条件またはユニット・トラスト、一般契約型投資信託または投資会社に関する目論見書の条項に対する重大な違反について中央銀行へ速やかに通知すること。
- (h) 組入証券の効率的な運用の目的でNON-UCITSの契約型投資信託またはNON-UCITSの一般契約型投資信託によって締結された契約の要項を遵守すること。( )UCITSの契約型投資信託または一般契約型投資信託の受託会社の要件は、以下のとおりである。
- (a) アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他のEU加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること。
- (b) ( )アイルランドで認可された金融機関であり、払込資本金が6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額であること、または、
- ( )アイルランドで認可されている金融機関のアイルランドで設置された支店であり、払込資本金が6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額以上であること、または、
- ( )アイルランドで設立された会社であり、かつ、
- (aa) 金融機関の営業の開始および遂行に関する法、規則および行政規則の調整についての1977年12月12日付第一理事会通達(77/780/EEC O. J. No. L 322/30 17. 12. 1977)が適用される金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込資本金を有していること)。
- (bb) 中央銀行によって、かかる金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込資本金を有していること)。
- (cc) E C規則第19条(2)の(a)、(b)、(c)( )および(c)( )に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であると中央銀行によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は機関または親会社によって保証され、かかる機関または親会社は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込資本金を有していること)。
- ( )受託会社はE C規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。

受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できないその義務の不履行または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。上記の受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を副保管会社に委託したことによって影響を受けない。

- ( ) 1990年ユニット・トラスト法の下に登録されたNON-UCITSの契約型投資信託または2005年法の下に設立されたNON-UCITSの一般契約型投資信託の受託会社の要件は以下のとおりである。
- (a) アイルランド法または他のEU加盟国の法律に準拠して設立された法人であること。
- (b) ( ) 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、アイルランドで認可されている金融機関であること。
- ( ) 6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の最低払込済資本金を有し、1977年12月12日付第一理事会通達が上記のように適用される金融機関のアイルランドで設立された支店であること。
- ( ) EU加盟国で設立された会社で、
- (aa) 1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は金融機関によって保証され、かかる金融機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。
- (bb) 中央銀行によって、1977年12月12日付第一理事会通達が適用される金融機関と同等であると見做されるEU非加盟国の機関の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は親機関によって保証され、かかる親機関は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。
- (cc) 上記( )、( )、( ) (aa)および( ) (bb)に基づき受託会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であると中央銀行によって見做されるEU加盟国またはEU非加盟国の機関または会社の完全子会社であること(ただし、受託会社の債務は機関または会社によって保証され、かかる機関または会社は6,348,690.39ユーロまたはその外貨相当額の払込済資本金を有していること)。
- ( ) 受託会社は、その機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で中央銀行の要求を満たすこと。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と十分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法で当局に対応しなければならない。

#### (7) 関係法人

##### (a) 投資顧問会社

契約型投資信託または一般契約型投資信託の管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する継続的な助言および運用業務をファンドに提供する。

##### (b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

#### (B) 有限責任組合型の投資信託

有限責任型の投資信託は1994年の有限責任組合型投資信託法に基づいている。有限責任組合型の投資信託

託は中央銀行の認可および監督に服し、中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

### (C) 会社型の投資信託

( ) 会社型の投資信託は、これまでEC規則およびアイルランド会社法に基づき、公開有限責任会社として設立されてきた。

UCITSまたはNON-UCITSの形態を有する会社型投資信託のすべての株式は株主に対し、株主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次株主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る株式数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る株式の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。NON-UCITS型の会社型投資信託は、一定の状況において無議決権付株式を発行することができる。

変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。その株式は無額面である。変動資本を有するUCITSではない会社型投資信託の定款は、会社の発行済株式資本の最低額および上限額を記載しなければならない。ただし、定款は、株主の特別決議により変更することができる。

固定資本を有するUCITS型の会社型投資信託の資本金は、その定款により上限(授權資本)が定められる。授權資本は、株主総会により増額することができる。株式は額面またはプレミアム付で発行することができる。

固定資本を有する会社型投資信託の最低当初授權資本として38,092.14ユーロまたはその外貨相当額が、1983年会社法(改正済)により、要求されている。

管理会社またはファンド管理事務代行会社のサービスを利用しないUCITS型の会社型投資信託は、以下の事項を満たさなければならない。

- 300,000ユーロに相当する最低払込済資本を有すること。これは、事後に株主の資金と置換可能な当初払込済資本として行うことができる。
- その業務を遂行し、UCITSまたはNON-UCITSに関する通達の規定を遵守する(場合による。)ために十分な管理リソースを有していることにつき、継続的に中央銀行の要求を満たす。
- 中央銀行が要求する検討を行うため、中央銀行と会議を行う。これに関し、かかる会議の目的において、会社型投資信託は中央銀行が特定する資料(業務方法および会社の監査役が発行したマネジメント・レターを含む。)を提供することを要求される。

( ) 変動資本を有する会社型投資信託(VCC)

VCCは公開有限責任会社であり、株主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その株式は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産相当額である。

VCCは、有限責任会社の特殊な形態であり、アイルランド会社法の規定は、(UCITSとの関係で)EC規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組みを有する。

VCCは、オープン・エンドまたはNON-UCITSのVCC形態の場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、株式は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの株式の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行株式は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

EC規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更は中央銀行に届出て、その承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも株式を発行することができること。
- (d) VCCは、株主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの株式は、VCCの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは株式を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に株式の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則

および方法を明記すること。

- (h) 定款中に、適用法規に従って、株式の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること(UCITSについては1ヶ月に最低2回とする。)。中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが株主の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 株式は全額払込まれなくてはならず、かつ株式は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する株式または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、NON-UCITS型のVCCに同様に適用される。ただし、中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてNON-UCITSのVCCが、一部払込済株式の発行が認められる財産またはベンチャー/開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

( ) 固定資本を有する会社型投資信託(FCC)

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人株式と1株1セントの大量の種類のない優先株式との二種類に分けられる。発起人株式は会社の普通株式であり、これに対して種類のない優先株式が優先する。種類のない株式は、記名式株式または参加株式として発行される。参加株式は、ファンドの投資者に発行され、かつ多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、株式プレミアム勘定に入れられる。株主が株式を会社に売却することを希望する場合、かかる株式のセント表示の額面は新しく発行された株式の手取金から償還され、一方、株式のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が株式を償還するが引受人に新株を発行しない場合は、会社は、新株の手取金を提供する管理会社に対して、額面株式の形態の種類のない株式を1株1セントで発行することができる。償還に際して株主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。ただし、アイルランドの会社法の一部の規定は、UCITSではないVCCに適用されない。

( ) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)( )および( )記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、UCITS型およびNON-UCITS型それぞれの会社型投資信託に同様に適用される。

( ) 関係法人

(a) 受託会社/保管銀行

UCITSである会社型投資信託資産の保管は、EC規則第37条により、受託会社/保管銀行に委託されなければならない。ただし、同規則第40条および第41条により、以下のいずれかの場合、中央銀行の裁量により、受託会社を置く義務が免除される。

- ( ) 認可された会社型投資信託で、その株式が上場されている一または複数の証券取引所を通じてのみ株式が販売される場合。
- ( ) 認可された会社型投資信託で、その株式の80%以上がその定款で指定された一または複数の証券取引所を通じて販売される場合。ただし、かかる株式は、その販売地域内に存するEU加盟国の証券取引所に上場されており、かつ、かかる会社型投資信託がかかる証券取引所外で行う取引は、証券取引所の取引価格でのみなされる場合に限る。かかる会社型投資信託の定款は、株式の販売国において証券取引所外における取引価格を値付けする証券取引所を特定しなければならない。

また上記( )または( )の場合に該当する会社型投資信託は、(aa) 株式の純資産価格の計算の方法を定款に記載し、(bb) 株式の証券取引所価格がその純資産価格から5%を超えて離れないよう市場に介入し、かつ(cc) 株式の純資産価格を確定し、少なくとも週に二度中央銀行に伝達し、かつ少なくとも月に二度公表しなければならない。

上記3.(A)(6)(a)から(g)に記載の契約型投資信託の受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託の保管銀行に適用される。ただし、(a) 契約型投資信託または一般契約型投資信託に関する記載は、会社型投資信託に関する記載として、(b) 受益証券の記載は、株式の記載、(c) ユニット・トラスト法または2005年法の記載は、1990年会社法のパート (改正済) またはEC規則(いずれか適用あるもの) の記載および(d) 信託証書または設立証書の記載は、定款の記載として解釈され

る。ただし、かかる規則は、会社の収益への公衆による直接または間接の参加の便宜を促進することによる資本金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

(b) 投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

#### 4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

##### (A) 設立関係法令

( ) アイルランド会社法が、契約型投資信託または一般契約型投資信託における管理会社、およびV C CまたはF C Cの形態の会社型の投資信託に対し適用される。以下の要件は、公開有限責任会社の場合に適用される。

( ) 会社設立の要件

最低2名の株主が存在すること。

F C Cの形態で設立された公開有限責任会社の発行済資本金の最低額は38,092.14ユーロである。ただし、管理会社が上記3(C)( )に規定されるとおり任命されていない場合は、U C I T S型会社型投資信託に関する要件を参照。

( ) 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

(a) 引受株主の身元

(b) 会社の形態および名称

(c) 会社の目的

(d) 引受資本および授權資本(もしあれば)の額。さらに、U C I T SではないV C Cの定款には、当該時の会社の発行済株式資本が定款記載の最低額を下回らずまた上限額を超過していない旨記載しなければならない。

(e) 申込時の払込額

(f) 引受資本および授權資本を構成する株式の種類の記事

(g) 記名式または無記名式の株式の形態および轉換権(もしあれば)に対する制限規定

(h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名

(i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容

(j) 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記事

(k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記事

(l) 存続期間(適用ある場合)

(m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求されるかまたは会社が負担する全ての費用および報酬の見積

(n) アンブレラ・ファンドとして設立され、かつ2005年法に基づくアンブレラ・ファンドのサブ・ファンドとの間で債務を分離することができる会社型投資信託の場合、各サブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドにのみ帰属するものであり、他のサブ・ファンドの債務またはこれに対する請求の弁済に直接または間接的に用いないものとし、また、かかる目的での資産利用は不可能とすることに関する規定。

( ) E C規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設定に関する規定がある。設立要件

上記の株式の全額払込に関する特別要件が必要とされている。

( ) アイルランドにおける投資信託の認可

(a) E C規則第9、10および11条はアイルランド内のU C I T Sの認可要件を規定している。

( ) 次の投資信託は中央銀行から認可を受けることを要する。

(aa) アイルランド国内に所在するU C I T S。本規定のU C I T Sは、会社型投資信託または管理会社が、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するU C I T Sをいう。

(bb) 他のE U加盟国に所在するU C I T Sではあるが当該加盟国の監督官庁の認可をうけていな

いもので、その受益証券または株式がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合、

- ( ) EC規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。認可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) 中央銀行の権限と義務は、EC規則に定められ、同規則第6条によりUCITSの監督権が中央銀行に付与されている。
- (c) EC規則による目論見書等の要件
  - EC規則第74条および77条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。
  - EC規則第78、81、82、83および84条は上記書類に関する要件を以下のように定めている。
  - ( ) UCITSは目論見書および目論見書の変更、年次報告書および半期報告書を中央銀行に提出しなければならない。
  - ( ) 目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
  - ( ) 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。
  - ( ) 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。その該当期間の終了から、年次報告書は4ヶ月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2ヶ月以内に公表されなければならない。
- (d) EC規則によるその他の要件
  - ( ) 公募または売出しの申請
    - EC規則第10条(1)は、アイルランドで設定されたUCITSはアイルランドで活動を行うためには中央銀行の認可を受けなければならない旨規定している。
  - ( ) 信託証書、設立証書または定款の事前承認
    - EC規則第11条(1)は、UCITSは、中央銀行が信託証書、設立証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。
  - ( ) 外国において使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて監督官庁に提出された場合、事前承認を要する。
    - 中央銀行の監督に服する投資信託がアイルランドの国外で公募または売出しを行う場合に使用されるすべての目論見書および財務報告書は、中央銀行に提出することを要する。これらの訂正書についても、同様である。
    - これらの文書には、アイルランドの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。登録申請書および定期報告書もまた中央銀行に提出することを要する。
  - ( ) 目論見書の記載内容
    - 管理会社または会社型投資信託により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確かな情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともEC規則の別紙1に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。
  - ( ) 財務状況の報告および監査
    - EC規則第85条は、年次報告書に記載される財務情報はアイルランド会社法に従い監査を授けられた一もしくは複数の監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人は中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についての中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。
  - ( ) 財務報告書の提出
    - EC規則第99条は、中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報および中央銀行がその法的

機能の適正な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

EC規則は、中央銀行がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

( ) 罰則規定

EC規則第106条に基づき、UCITSの会社型投資信託、管理会社、受託会社または監査人の役員もしくは従業員が、EC規則の条項に違反した場合、12ヶ月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方に処される。

## 5 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、設立証書または定款およびアイルランド会社法に規定されている。

契約型投資信託または一般契約型投資信託の清算の場合、信託証書または設立証書(いずれか適用あるもの)の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託はアイルランド会社法に従って清算される。

会社型投資信託の清算の場合、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

## 6 税制

(A) ファンド株主または受益者等の税関係・証明

現在のアイルランド法のもとにおいては、1997年統合租税法第739B条に基づく投資信託を構成する契約型および会社型の投資信託(以下それぞれ「投資信託」という。)とともに、所得税、キャピタル・ゲイン税、財産税または相続税が投資信託に課せられることはない。かかるアイルランドの投資信託は、受益証券または株式の発行、譲渡、買戻し、償還もしくは消却または申込の際に印紙税、文書税、譲渡税または登録税を課されない。

両方の投資信託が、その投資証券について受領する配当および利子については、その支払国において源泉課税を受けることがある。

(上記に規定する)投資信託の株主または受益者はいずれも、当該法人またはファンドから受取る分配についてアイルランドにおいて源泉課税を受けることはない。ただし、その株主または受益者が税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者でない場合(またはアイルランド税金法に基づく「免税投資家」の資格を有する場合)およびこれに関して各株主または受益者により適切な申告がなされている場合に限る。

2000年アイルランド金融法により、アイルランドのファンドに対する重要な変更が法制化された。アイルランドのインターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター(「IFSC」)に基盤を有するファンドのみに対して授与され、アイルランド非居住者(特定の例外は除く)に対しては適用されないとする免税の優遇的地位は、現在では適用されない。このためファンドの実質的管理事務および支配機能はアイルランド国内に存在しなければならないものの、「IFSC」ファンドの管理会社および管理事務代行会社は、ファンドが免税の地位を享受することを目的に必ずしもIFSCを拠点とする必要はなくなった。

アイルランドの居住者ではない、または(個人およびトラストの場合)アイルランドの「通常の居住者」ではない投資家で、他の理由からアイルランドの税金を免除される投資家の税法上の取扱いは、適切な申告がなされていることを条件として、2000年アイルランド金融法の可決による変化はない。アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者ではない投資家には、居住地/住所地の国において適用さ



れる法制に従った課税が行われる。

アイルランドにおける課税は、税法上アイルランドの居住者またはアイルランドの通常居住者である投資家に関して、特定の「課金事象」の発生に際して生じる。

当該税率(免除されない場合)は、年次配当または年二回以上の分配金に対しては27%、株式もしくは受益証券の売却、合併、償還、買戻し、償却またはその他の方法による支払金に対しては30%である。かかる税率は、非免税投資家であるアイルランド居住者にのみ適用される。

#### (B) 法人税

すべての法人は、その関連ある課税対象取引利益につき12.5%のアイルランド法人税率の特典を受ける。

## 第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド受益証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

### 1. 表面

- a. ファンドの名称
- b. ユニットの名称および表章される口数
- c. ファンドの設立の日
- d. 存続期間
- e. 発行の日
- f. 取締役の署名

### 2. 裏面

- g. 譲渡人の署名欄
- h. 譲受人の声明欄(アイルランド人および米国人でないこと)
- i. 譲受人の署名欄
- j. 譲渡の日

## 第5【その他】

- (1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について  
使用開始日を記載することがある。  
次の事項を記載することがある。
  - ・「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載  
管理会社の名称その他ロゴ・マーク等を記載することがある。  
図案を採用することがある。
- (2) 投資リスクとして、次の事項を記載することがある。
  - ・「ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載
- (3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

## (訳文)

## 独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)のゴールドマン・サックス米国債券ポートフォリオ(米ドル建て)およびGS新成長国通貨債券ファンド(以下総称して「サブ・ファンド」という。)買戻可能参加受益証券保有者各位

私どもは、ファンドの2009年11月30日終了年度の財務書類、すなわち各サブ・ファンドの資産負債計算書、損益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書および投資有価証券明細表、ならびに関連する注記を監査した。本財務書類は、同財務書類に記載されている会計方針に基づいて作成された。

## 管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用されるアイルランド法およびアイルランドの会計基準審議会によって発行され、勅許会計士協会によって公表された会計基準(アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計慣行)に準拠して年次報告書および財務書類を作成する管理会社の責任は、管理会社の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要求ならびに国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い、本財務書類の監査を行うことである。監査意見を含む本報告書は、総体としての各サブ・ファンドの受益証券保有者のためだけにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。私どもは、監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、他のいかなる目的に対しても、もしくは本報告書を示されるまたはこれ入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計慣行に準拠して、本財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、ならびに1990年ユニット・トラスト法および信託証券を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明入手したかどうか、ならびに本財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。

私どもは、年次報告書に含まれるその他の情報を読み、本監査済財務書類と一貫しているかどうかを考慮する。私どもは、私どもが明らかな虚偽の表示または本財務書類との重大な不一致に気付いた場合、私どもの報告書に対する影響について考慮する。私どもの責任は、その他のいかなる情報に及ぶものでもない。

## 監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会の発行した国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検査を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が各サブ・ファンドの状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるように監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

私どもは、本財務書類は、アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計慣行に従って、2009年11月30日現在の各サブ・ファンドの財政状態および同日をもって終了する会計年度の運用成績の真実かつ公正な概観を与えており、また1990年ユニット・トラスト法および信託証券の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもが監査に必要なと考えるすべての情報および説明入手した。ファンドの財務書類は、会計帳簿と一致している。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2010年3月26日

[次へ](#)

## Independent Auditors' Report

To the Redeemable Participating Unitholders Goldman Sachs US Fixed Income Feeder and Goldman Sachs Emerging Markets Debt Local Feeder subfunds (collectively "the subfunds") of Goldman Sachs Global Funds ("the Trust")

We have audited the Trust's financial statements for the year ended 30 November 2009 which comprise the Statement of Assets and Liabilities, the Statement of Operations, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units and the Schedule of Investments of each subfund and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

## Respective responsibilities of the Manager and Auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each subfund as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990 and the Trust Deed. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit, and whether the financial statements are in agreement with the books of account.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

## Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to each subfunds circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### Opinion

In our opinion the financial statements

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of each subfunds affairs at 30 November 2009 and of its results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990 and the Trust Deed.

We have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit. The Trust's financial statements are in agreement with the books of account.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

26 March 2010

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## （訳文）

## 独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

## 取締役、監査人それぞれの責任範囲

取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が公表しアイルランド勅許会計士協会が発行した会計基準（アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務）に準拠して、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに（英国およびアイルランドにおける）国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・ 会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・ 取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・ 貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は私どもの意見において報告し、可能な場合には、当該情報を私どもの報告書に含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における影響を検討する。

## 監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した（英国およびアイルランドにおける）国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

私どもは、本財務書類は、2009年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了した期間の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2009年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2009年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2010年4月20日

[次へ](#)



## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LTD

We have audited the financial statements on pages 7 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 9.

## Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by The Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

## Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 December 2009 and of its profit for the period then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 8 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2009 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

20 April 2010

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

(訳文)

## 独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・グローバル・ファンズ(以下「ファンド」という。)の買戻可能参加受益証券保有者各位

私どもは、ファンドの2010年11月30日終了年度の財務書類、すなわち資産負債計算書、損益計算書、買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書および投資有価証券明細表、ならびに関連する注記を監査した。本財務書類は、同財務書類に記載されている会計方針に基づいて作成されている。

## 管理会社および監査人それぞれの責任範囲

適用されるアイルランド法およびアイルランドの会計基準審議会によって発行され、勅許会計士協会によって公表された会計基準(アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計慣行)に準拠して年次報告書および財務書類を作成する管理会社の責任は、管理会社の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い、本財務書類の監査を行うことである。監査意見を含む本報告書は、総体としてのファンドの受益証券保有者のためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。私どもは、監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、他のいかなる目的に対しても、もしくは本報告書を示されるまたはこれを入力する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計慣行に準拠して、本財務書類が真実かつ公正な概観を与えているか、ならびに1990年ユニット・トラスト法を構成するアイルランド法および信託証書に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに本財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。

私どもは、年次報告書に含まれるその他の情報を読み、本監査済財務書類と一貫しているかどうかを考慮する。私どもは、私どもが明らかな虚偽の表示または本財務書類との重大な不一致に気付いた場合、私どもの報告書に対する影響について考慮する。私どもの責任は、その他のいかなる情報に及ぶものでもない。

## 監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会の発行した国際監査基準(英国およびアイルランド)に従い監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検査を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたり管理会社が行った重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針がファンドの状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるように監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは、財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

私どもは、本財務書類は、アイルランドで一般に公正妥当と認められている会計慣行に従って、2010年11月30日現在のファンドの財政状態および同日をもって終了する会計年度の運用成績の真実かつ公正な概観を与えており、また1990年ユニット・トラスト法および信託証書の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもが監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。ファンドの財務書類は、会計帳簿と一致している。

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

2011年3月22日

[次へ](#)

## Independent Auditors' Report

To the Redeemable Participating Unitholders of Goldman Sachs Global Funds (“ the Trust ”)

We have audited the Trust's financial statements for the year ended 30 November 2010 which comprise the Statement of Assets and Liabilities, the Statement of Operations, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Participating Units and the Schedule of Investments and the related notes. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

Respective responsibilities of the Manager and Auditors

The Manager's responsibilities for preparing the Annual Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Manager's Responsibilities.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trust's unitholders as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Unit Trusts Act, 1990 and the Trust Deed. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit, and whether the financial statements are in agreement with the books of account.

We read the other information contained in the Annual Report, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements. Our responsibilities do not extend to any other information.

Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgements made by the Manager in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to Trust's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

## Opinion

In our opinion the financial statements

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the Trust's affairs at 30 November 2010 and of its results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act, 1990 and the Trust Deed.

We have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit. The Trust's financial statements are in agreement with the books of account.

PricewaterhouseCoopers  
Chartered Accountants and Registered Auditors  
Dublin

22 March 2011

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

## （訳文）

## 独立監査人の監査報告書

ゴールドマン・サックス・マネジメント（アイルランド）リミテッド株主各位

私どもは、本財務書類を監査した。本財務書類は、本財務書類中に記載されている会計方針に基づき作成されている。

## 取締役、監査人それぞれの責任範囲

アイルランドにおいて適用される法律ならびに会計基準審議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が公表した会計基準（アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務）に準拠して取締役の報告書および財務書類を作成する取締役の責任は、取締役の責任についての報告書に記載されている。

私どもの責任は、関連する法律および規制の要件ならびに（英国およびアイルランドにおける）国際監査基準に従って、財務書類を監査することである。監査意見を含む本報告書は、1990年会社法第193項に従い、総体としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、それ以外の目的では作成されていない。監査意見を述べるにあたり、書面による事前の同意による明確な合意がある場合を除き、私どもは、他のいかなる目的に対しても、または本報告書が示されるもしくはこれを入手する他のいかなる者に対しても責任を負うものではない。

私どもは、財務書類がアイルランドで一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているか、および1963年から2009年の会社法を構成するアイルランド法に準拠して適正に作成されているかについて私どもの意見を報告する。私どもは、私どもの監査に必要なと考えるすべての情報および説明を入手したかどうか、ならびに財務書類が会計帳簿と一致しているかどうかについて意見を述べる。私どもは、以下についても私どもの意見を報告する。

- ・ 会社が会計帳簿を適切に記帳しているか。
- ・ 取締役の報告書が財務書類と一致しているか。
- ・ 貸借対照表日現在、会社が臨時株主総会の招集を必要とする財務状況が存在したか。かかる財務状況とは、貸借対照表に表示される会社の純資産が、払込資本金の2分の1以下である場合をさす。

私どもはまた、私どもが取締役の報酬および取締役の取引に関して法律で特定されている情報が開示されていないと認める場合は報告し、当該情報を私どもの報告書に適宜含める。

私どもは取締役の報告書を読み、明らかな虚偽の表示に気づいた場合、私どもの報告書における影響を検討する。

## 監査意見の基礎

私どもは、監査実務審議会が発行した（英国およびアイルランドにおける）国際監査基準に従って監査を実施した。監査は、財務書類上の金額および開示内容に関する証拠の試査による検証を含んでいる。監査はまた、本財務書類の作成にあたって取締役により行われた重要な見積りおよび判断の評価、ならびに会計方針が会社の状況に適合したものであり、継続して適用され、適切に開示されているかどうかの評価も含んでいる。

私どもは、財務書類に詐欺またはその他の不正あるいは誤謬による重要な虚偽の表示がないことの合理的な保証を得るのに十分な証拠を入手するために必要と考えるすべての情報および説明を得られるよう監査を計画し、実施した。私どもの意見を形成するにあたり、私どもは財務書類中の情報の表示の全体的な妥当性も評価した。

## 意見

私どもは、本財務書類は、2010年12月31日現在の会社の財政状態および同日をもって終了した期間の利益をアイルランドにおいて一般に公正妥当と認められている会計実務に従って真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

私どもは、本財務書類が、1963年から2009年の会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

私どもは、私どもの監査に必要と考えるすべての情報および説明を入手した。私どもは、会社が会計帳簿を適切に維持していることを認める。本財務書類は、これらの会計帳簿と一致している。

私どもは、取締役の報告書における情報は、本財務書類と一致していることを認める。

当社の純資産は、貸借対照表に記載されるとおり払込資本金の2分の1を超えており、私どもはかかる根拠に基づき、2010年12月31日現在において、1983年改正会社法40項(1)により会社の臨時株主総会の招集を要する財務状況は存在しなかったと考える。

[署名]

プライスウォーターハウスクーパース

勅許会計士および登録監査人

ダブリン

日付：2011年4月19日

[次へ](#)

## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE MEMBERS OF GOLDMAN SACHS MANAGEMENT (IRELAND) LTD

We have audited the financial statements on pages 7 to 13. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out in the statement of accounting policies on page 9.

## Respective responsibilities of directors and auditors

The directors' responsibilities for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with applicable Irish law and the accounting standards issued by the Accounting Standards Board and published by The Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland) are set out in the Statement of Directors' Responsibilities on page 4.

Our responsibility is to audit the financial statements in accordance with relevant legal and regulatory requirements and International Standards on Auditing (UK and Ireland). This report, including the opinion, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, and are properly prepared in accordance with Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2009. We state whether we have obtained all the information and explanations we consider necessary for the purposes of our audit and whether the financial statements are in agreement with the books of account. We also report to you our opinion as to:

- whether the company has kept proper books of account;
- whether the directors' report is consistent with the financial statements; and
- whether at the balance sheet date there existed a financial situation which may require the company to convene an extraordinary general meeting; such a financial situation may exist if the net assets of the company, as stated in the balance sheet, are not more than half of its called-up share capital.

We also report to you if, in our opinion, any information specified by law regarding directors' remuneration and directors' transactions is not disclosed and, where practicable, include such information in our report.

We read the directors' report and consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements within it.

## Basis of audit opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.



We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall adequacy of the presentation of information in the financial statements.

#### Opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the company's affairs as at 31 December 2010 and of its profit for the period then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts, 1963 to 2009.

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit. In our opinion proper books of account have been kept by the company. The financial statements are in agreement with the books of account.

In our opinion the information given in the directors' report on pages 3 to 4 is consistent with the financial statements.

The net assets of the company, as stated in the balance sheet on page 8 are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2010 a financial situation which under Section 40 (1) of the Companies (Amendment) Act, 1983, would require the convening of an extraordinary general meeting of the company.

PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

19 April 2011

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。